

五城目町都市計画マスタープラン



平成23年5月

五 城 目 町

五城目町都市計画マスタープラン

目 次

序 章 計画の目的と構成.....	1
1. 都市計画マスタープラン策定の背景と目的.....	1
2. 計画対象区域と目標年次.....	2
3. 都市計画マスタープランの構成.....	3
第1章 五城目町の現況.....	4
1. 五城目町の都市形成.....	4
(1) 広域的立地.....	4
(2) 五城目町の都市構造.....	5
(3) 歴史の変遷.....	6
2. 人口・世帯.....	7
(1) 人口・世帯.....	7
(2) 人口構成.....	8
(3) 通勤・通学流動.....	9
3. 産業構造.....	10
(1) 産業構造.....	10
(2) 工業.....	13
(3) 商業.....	14
(4) 農業.....	15
(5) 観光、行事.....	17
4. 土地利用.....	19
(1) 土地利用状況.....	19
(2) 市街化動向.....	21
①都市計画区域、用途地域の指定状況.....	21
②用途地域の現況.....	22
③都市開発状況.....	23
④地価動向.....	24
⑤住まいの状況.....	26

5. 都市施設状況	27
(1) 道路交通	27
(2) 公園・広場等	30
(3) 下水道	31
(4) その他の公共施設	32
6. 風土・資源	34
(1) 歴史資源等の分布状況	34
(2) 地域の名産品	35
(3) 観光、行事	37
7. アンケートによる現状	44
(1) 自慢できる風景・文化	44
(2) 地域のくらしやサービスの満足度	45
8. 上位計画の整理	46
(1) 秋田県の計画	46
①ふるさと秋田元気創造プラン	46
②都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）	47
(2) 五城目町の計画	48
①五城目町新世紀総合発展計画	48
②五城目町国土利用計画	49
③五城目町中心市街地活性化基本計画	50

第2章 人口と就業者の将来予測

1. 人口の予測	51
2. 世帯数の予測	52
3. 人口及び世帯の将来予測結果	53
4. 就業者の予測	54
5. 就業者の将来予測結果	57

第3章 五城目町の主要な課題

1. 人口・世帯構造から見た課題	59
2. まちの構造から見た課題	61
3. 住民ニーズから見た課題	63
4. 経済・産業から見た課題	65

第4章 まちづくりの理念・目標.....	68
1. まちづくりの基本理念.....	68
2. 将来都市構造.....	71
3. 将来の目標フレーム.....	73
第5章 まちづくりの方針.....	74
1. 土地利用の方針.....	75
(1) 用途地域指定の方針.....	75
(2) 地域の特性に応じた土地利用の分類（ゾーニング）.....	76
①自然環境エリア.....	77
②緑のふれあいエリア.....	77
③集落エリア.....	78
④交流促進エリア.....	78
2. 都市計画区域および区域区分の考え方.....	82
3. 都市機能・都市構造に関する方針.....	83
(1) 『にぎわい』～活力あふれる五城目町としていくための源の創出～.....	83
①道路交通整備の方針（各地をつなぐ骨格づくり）.....	83
②市街地活性化の方針（にぎわいの拠点づくり）.....	88
③観光レクリエーションの方針（交流の拠点づくり）.....	88
(2) 『自然』～豊かな緑に囲まれ、癒される環境の創出～.....	90
①自然・地域の資源を活かす方針（農地や森林の保全と学ぶ場としての活用）.....	90
②公園・広場の整備方針（癒しの拠点づくり）.....	90
(3) 『伝統』～伝統を活かした産業の育成～.....	93
①伝統ある産業を活かす方針（産業の拠点づくり）.....	93
②景観形成の方針（地域の魅力を高める景観づくり）.....	93
(4) 「『やすらぎ』～くらしやすい空間の創出～.....	95
①都市環境形成の方針.....	95
②住環境整備の方針（快適な生活環境づくり）.....	96
③公共公益施設整備の方針（心やすらぎ健やかに暮らせるまちづくり）.....	96
④防災まちづくりの方針（災害に強いまちづくり）.....	98
(5) 『心』～住む楽しみ、くらす喜びが持てるまちの創出～.....	100
①教育・人づくりの方針.....	100

第6章 地区別構想..... 102

1. 地区区分.....	102
2. 地区別まちづくり方針.....	103
(1) 五城目地区.....	103
(2) 馬場目地区.....	106
(3) 富津内地区.....	109
(4) 内川地区.....	112
(5) 大川地区.....	115
(6) 森山地区.....	118

第7章 まちづくりの実現化方策..... 121

1. 基本的な考え方.....	121
2. 「みんなで創る」まちづくりの推進.....	121
(1) まちづくりの場づくり.....	121
(2) まちづくり活動の支援.....	121
(3) まちづくりの担い手となる人材の育成.....	121
(4) 学校教育、地域や家庭との連携.....	122
3. 適正な都市計画の運用によるまちづくりの推進.....	122
4. まちづくりに向けた行動計画.....	122
5. まちづくりの推進体制.....	126
6. 都市計画マスタープランの進行管理.....	126

巻末資料 資-1

1. 用語解説.....	資-1
2. 他都市のまちづくり事例.....	資-7
(1) 歴史的資源を活用したまちづくりの事例.....	資-8
(2) 温泉地のまちづくりの事例.....	資-9
(3) 豪雪地帯でのまちづくりの事例.....	資-10
(4) 歩いて暮らせるまちづくりの事例.....	資-11
(5) コンパクトなまちづくりの事例.....	資-12
3. 都市計画マスタープラン策定の経緯.....	資-13

序章 計画の目的と構成

1. 都市計画マスタープラン策定の背景と目的

- 都市計画マスタープランは、五城目町の将来像を実現していくために必要となる都市計画に関する基本的な方針である。

本計画は、まちづくりの将来ビジョンを確立するとともに、都市計画に関わる具体的かつ総合的な整備方針を定めることを目的としており、都市計画区域が指定されている全ての市町村において策定することが必要となっている。五城目町では平成11年7月に「五城目町都市計画マスタープラン」を改定しているが、改定後10年を越えて年数が経過しており、この間、大型店の開店、高速道路・インターチェンジの設置、周辺市町村の合併など、改定時の社会情勢とは大きく乖離が生じている。そのため、これまでの「五城目町都市計画マスタープラン」を見直し、改めて少子高齢化や環境問題、ライフスタイルの変化などに対応した「五城目町都市計画マスタープラン」を改定することとなった。

この「五城目町都市計画マスタープラン」では、アンケート調査などを行い、住民の意見を取り入れながら、実効性の高い計画づくりを目指す。

- また、秋田県でも都市計画区域マスタープラン（広域的な視点から骨格的な都市計画の方針を示す県の計画）の策定を行っている。これからのまちづくりは、多様化するニーズに対応しながら、地域特性を踏まえた独自性のある計画としていく必要がある。

このような背景を踏まえ、本計画では都市計画分野について長期的・広域的・総合的な観点から検討し、各事業等を適切に誘導していくための、都市計画の基本的な方針を見直しながら策定することを目的とする。

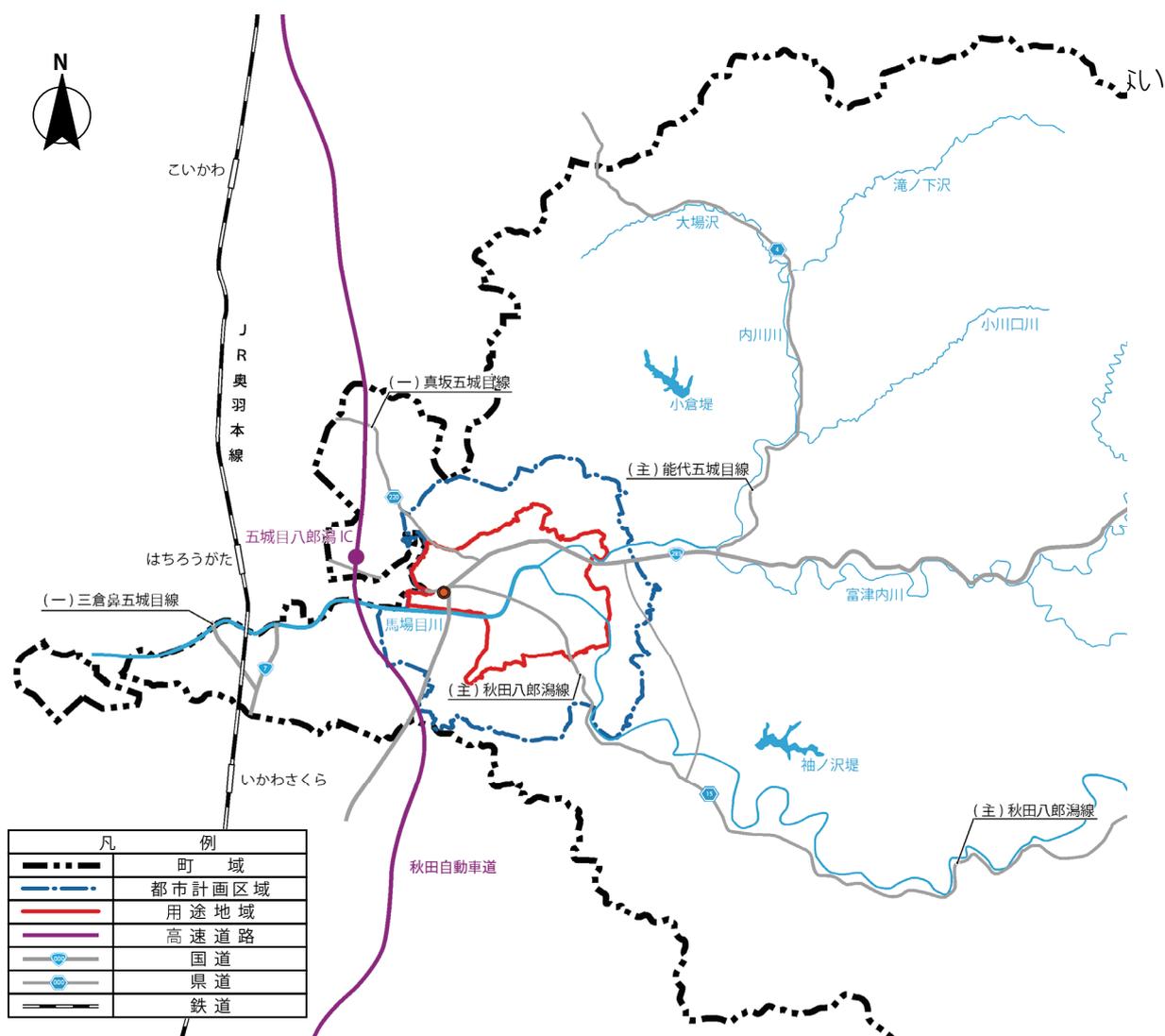
《都市計画法でのマスタープランの位置づけ》

都市計画法第18条の2において、『市町村は、議会の議決を経て定められた「当該市町村の建設に関する基本構想（総合発展計画）」並びに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン（県が策定）」に即し、当該市町村の「都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとする』とされており、その策定過程においては、住民に最も近い立場にある市町村がその創意工夫のもとに、『住民意見を反映して定めるもの』とされている。

2. 計画対象区域と目標年次

計画対象区域は五城目町全域とし、都市計画区域外についても含むものとする。

- 都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を定めることを目的としていることから、五城目町の都市計画区域を主たる対象として、重点的に扱う。
- また、都市と自然との関わりや道路整備計画等、場合によっては町域全域をまちづくりの視野に入れる必要があることから、五城目町全域を対象とする。



○都市計画マスタープランの対象区域（五城目町全域）

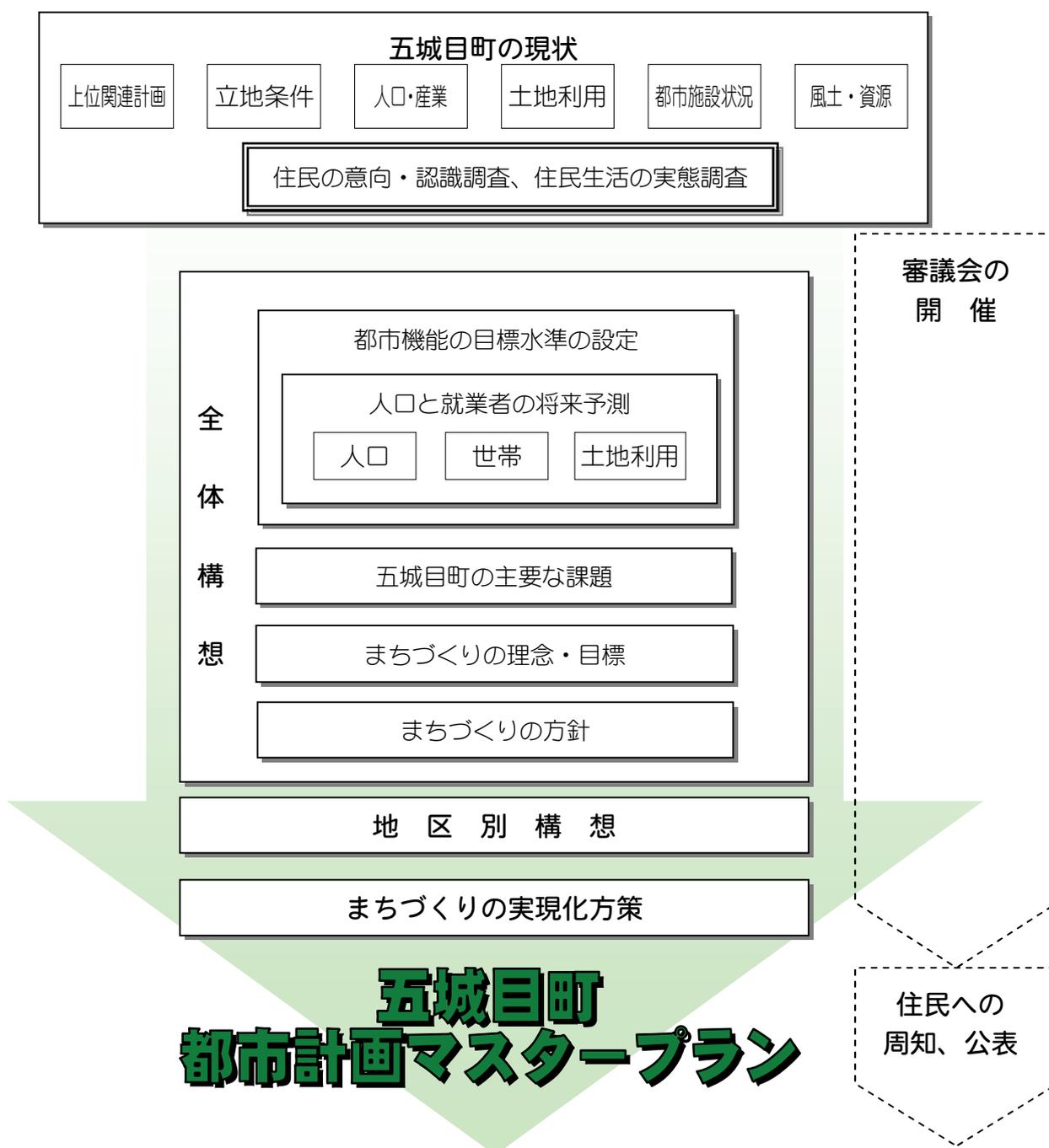
- 計画の目標年次は、おおむね 20 年後の平成 42 年（西暦 2030 年）とする。
- なお、都市計画に関わる情勢の変化や住民のまちづくりに関する意向の変化などにあわせ、適宜見直しを図っていくものとする。

3. 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、「全体構想」と「地区別構想」から構成される。

- 全体構想では、将来の五城目町の都市像や都市構造等を「まちづくりの理念・目標」で示し、それらの基本的な考え方を踏まえ実現するため、部門別に関する方針を「まちづくり方針」で示す。
- 地区別構想では、「地区別の将来目標」から「地区別のまちづくりの基本方針」を示し、最後に、将来像の「実現のための方策」を示す。

以下に示すフローに基づき、業務を進める。


地 区 別 構 想

まちづくりの実現化方策

五城目町 都市計画マスタープラン

 住民への
周知、公表

第1章 五城目町の現況

1. 五城目町の都市形成

(1) 広域的立地

五城目町は、秋田県の中央部八郎湖の東部にあり、秋田市の北方 30km に位置するまちである。急峻な山岳地帯から肥沃な水田地帯まで、変化に富んだ農業と林業の農山村であるとともに、中心部には約 500 年の伝統を誇る露天朝市が栄え、製材、家具、建具、打刃物、醸造業と商店街が発達し、湖東部における商工都市を形成している。しかし、近年、大きな時代の転換期をむかえ、人口減少と少子高齢化の進行や経済雇用情勢の悪化などにより、地域活力の衰退が懸念されている。

役場の位置は、北緯 39° 56′ 28″、東経 140° 06′ 54″ である。

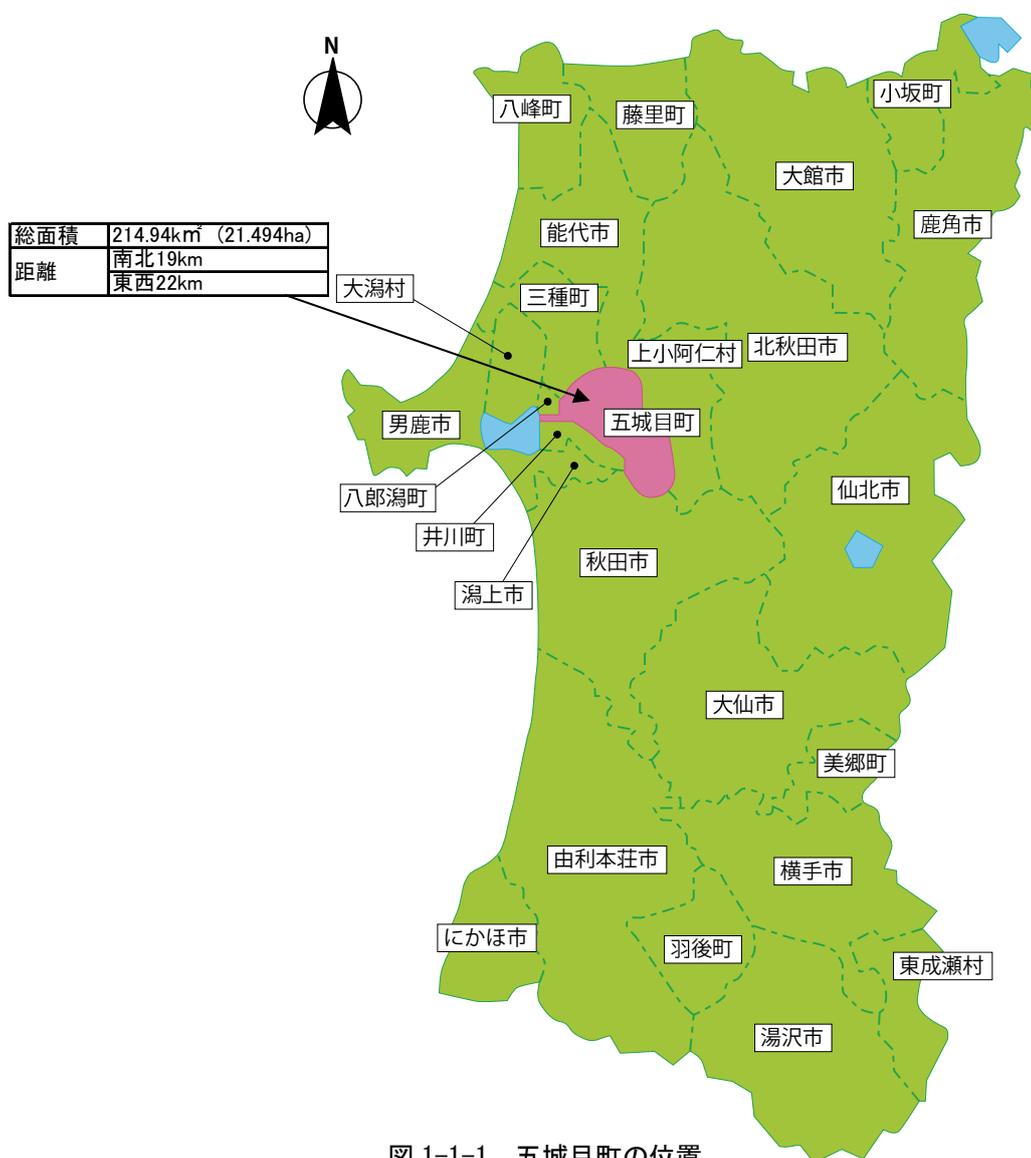


図 1-1-1 五城目町の位置

(2) 五城目町の都市構造

五城目町の年間平均気温は 11.2℃、降水量は 1,790.0mm、最深積雪量は 40cm となっている。(平成 21 年データ 気象庁ホームページ)

総面積 214.94km²のうち 82.1%、17,646ha を山林・原野が占める。

主な河川は、まちを東から西へと横断する馬場目川があり、溪流釣りのスポットとしても人気がある。

秋田自動車道がまちの西部を縦断し、五城目八郎潟 IC が設けられており、中央部には国道 285 号が整備されている。また、鉄道は秋田県を南北に縦断する JR 奥羽本線が町の西部を走っている。

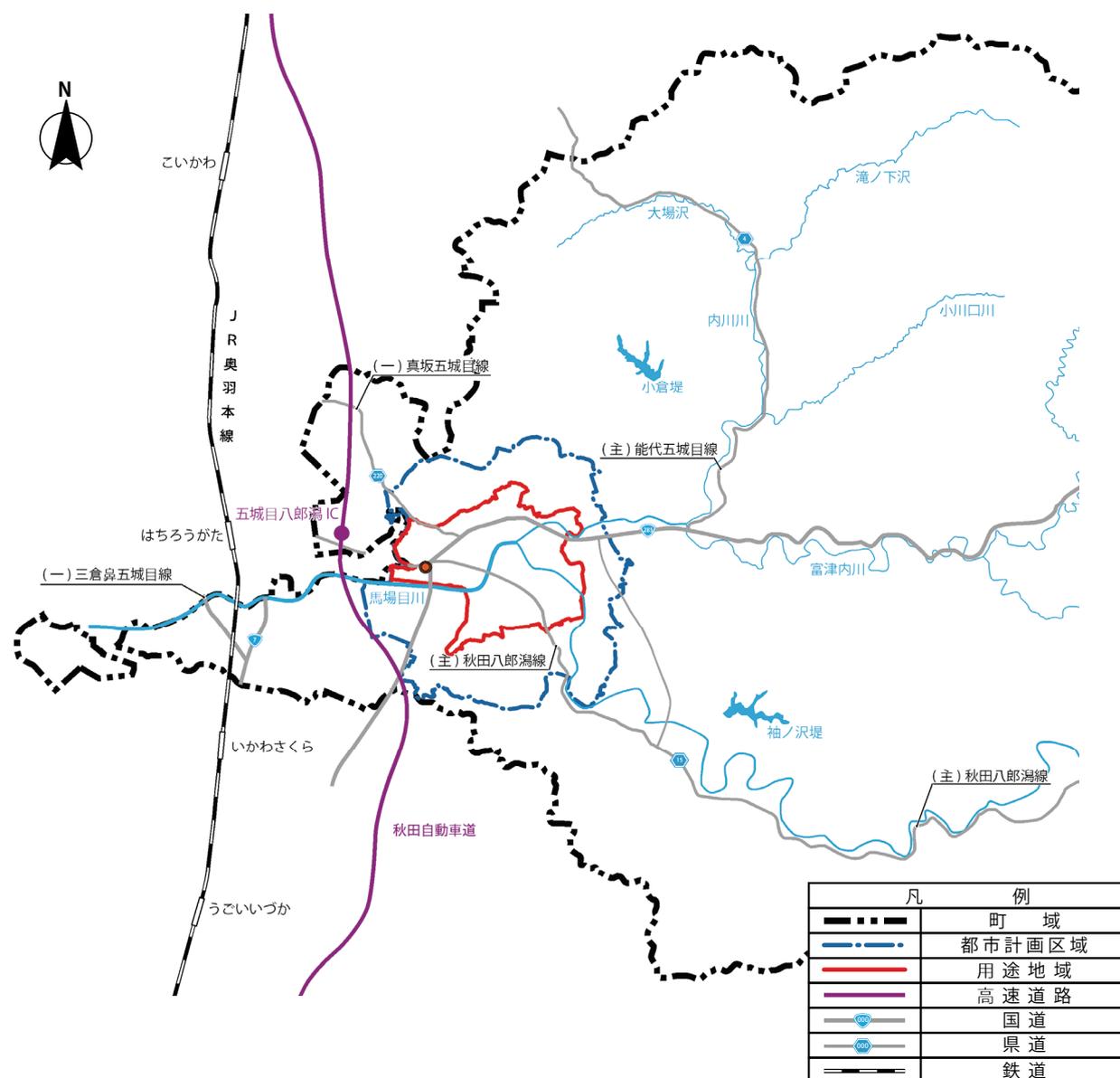


図 1-1-2 五城目町の都市構造

(3) 歴史の変遷

五城目町は、町域面積の8割以上を山林に囲まれており、古くから林業を基幹産業としたまちである。豊かな自然に恵まれた五城目町は、林業の町・木材の町として長い歴史があり、今後の林業を育成、発展させるため「秋田スギの里構想」を展開し、新しい時代の林業を広くアピールしている。

また、林業とともに、まちの中心部には約500年の伝統を誇る朝市が栄え、製材、家具、建具、打刃物、醸造業と商店街が発達し、八郎湖東部における商工業都市を形成している。

特に、朝市は全国でも屈指の歴史を誇っており、歴史や伝統と共存した生活都市となっている。

表 1-1-1 歴史の変遷

時代		主な出来事
天曆4年	950年	五城目付近は「率浦郷(いさうらごう)」とされている。(和名類聚抄・源順編(わみょうるいじゅいしょう・みなもとのしたごう))
元弘元年	1331年	五十目の集落が形成されたとされる。
明応4年	1495年	馬場目町村で「市」が始まった。
天正16年	1588年	馬場目町村の「市」をやめ、五城目の「市」が始まった。
明治4年	1871年	秋田県とよばれるようになった。
明治22年	1889年	馬場目・馬川・富津内・内川・大川・五十目等の村制が始まる。
明治29年	1896年	五十目村が五城目町になった。
大正17年	1942年	五城目町に馬川村が編入された。
昭和27年	1952年	当時の五城目町全域を都市計画区域に指定。
昭和30年	1955年	五城目・馬場目・富津内・内川・大川の五ヶ町村がまとまり、新しい五城目町ができた。
昭和33年	1958年	面瀬の一部が五城目町に編入合併。
昭和37年	1962年	都市計画道路 3.4.4 山手線開通。
昭和63年	1988年	馬城橋竣工記念 第一回きゃどっこまつりを開催。
平成元年	1989年	町公共下水道事業、国の認可を受ける。
平成6年	1994年	五城目の朝市が500年を迎える。
平成7年	1995年	昭和49年に着手した都市計画磯ノ目地区土地区画整理事業が完成。
平成14年	2002年	秋田自動車道・五城目八郎瀧ICが完成。

2. 人口・世帯

(1) 人口・世帯

- ・人口は昭和35年をピークに減少を続けている。
- ・世帯数は、横ばい傾向であったが、平成17～平成22年では減少に転じている。
- ・1世帯当たりの人員は年々減少を続けている。

平成22年国勢調査（速報値）によると、人口は10,517人、世帯数は3,748世帯で、1世帯当たり人員は2.81人となっている。

五城目町の人口は昭和35年の20,025人をピークに減少を続けており、平成17年から平成22年の5年間で1,161人の減少が見られ過去もっとも多い減少となっている。

また、世帯数は横ばい傾向となっている。しかし、1世帯当たり人員は減少をしており、平成2年から平成22年までで0.81人/世帯の減少が見られる。

表1-2-1 人口と世帯数の推移

	総人口 (人)	都市計画		人口増加率 (%)		総世帯 (世帯)	1世帯当たり 人員(人/世帯)
		区域内(人)	区域外(人)				
平成2年	14,161	7,338	6,823	-5.89	平成2年	3,883	3.65
平成7年	13,371	7,168	6,203	-5.58	平成7年	3,870	3.46
平成12年	12,372	6,905	5,467	-7.47	平成12年	3,880	3.19
平成17年	11,678	6,918	4,760	-5.61	平成17年	3,891	3.00
平成22年	10,517	-	-	-9.94	平成22年	3,748	2.81

出典：国勢調査各年版

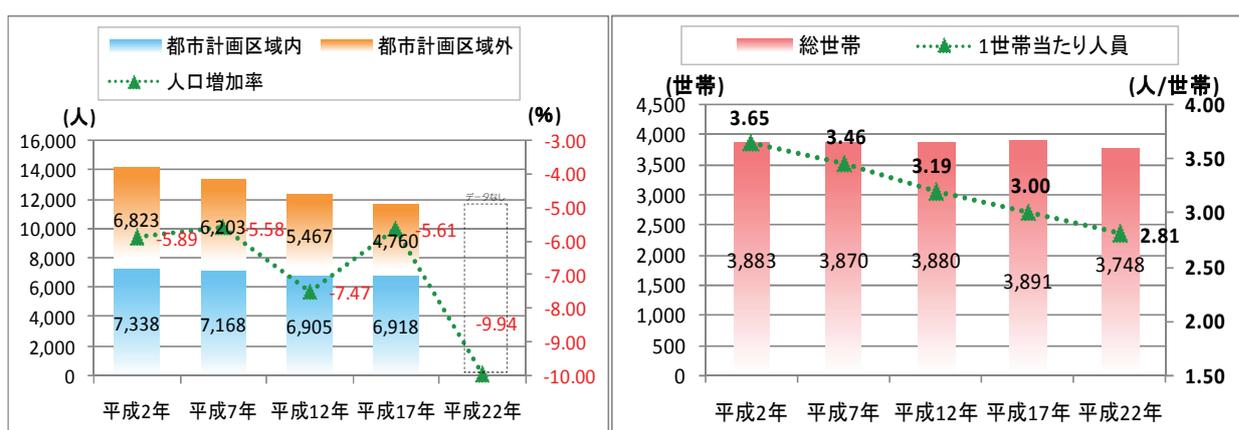


図1-2-1 人口と世帯数の推移

(2) 人口構成

- ・ 老年人口と年少人口には3倍以上の差がついている。(平成17年国勢調査)
- ・ 少子高齢化の傾向が顕著に表れている。

五城目町の年齢3区分別人口の推移を見てみると、平成2年までは年少人口と老年人口がほぼ同数であったが、平成7年以降差が広がり、平成17年には年少人口1,166人、老年人口3,879人と3倍以上の差がついている。

昭和60年の人口と比較すると、年少人口は約8%、生産年齢人口は約10%減少しているのに対し、老年人口は約2倍になっていることから、少子高齢化の傾向が顕著に表れていることが読み取れる。

秋田県全体の比率と比較しても老年人口が多く、年少人口、生産人口がそれぞれ少ないことが分かる。

表 1-2-2 年齢3区分別人口の推移

単位：人

		総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	総世帯数 (世帯)
五 城 目 町	平成2年	14,161	2,239	9,261	2,661	3,883
	平成7年	13,371	1,801	8,446	3,124	3,870
	平成12年	12,372	1,444	7,418	3,510	3,880
	平成17年	11,678	1,166	6,629	3,879	3,891
	平成22年	10,517	-	-	-	3,748
秋田県(H17)		1,145,501	142,507	694,288	308,193	393,038

出典：国勢調査各年版

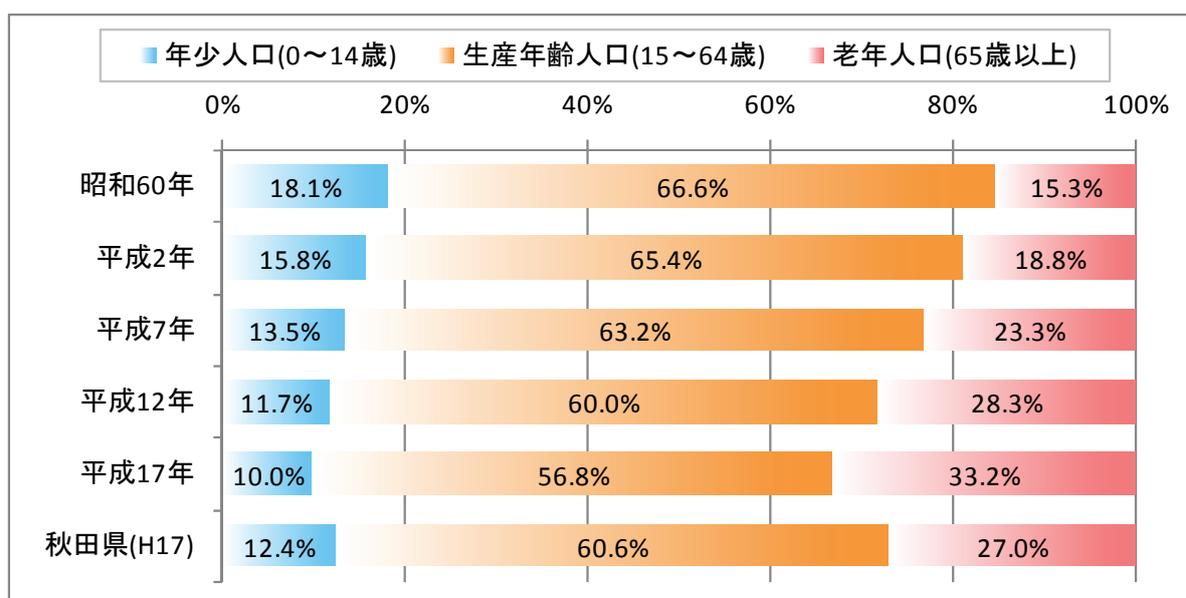


図 1-2-2 年齢3区分別人口割合の推移

(3) 通勤・通学流動

- ・ 流入・流出とも秋田市、潟上市、八郎潟町が上位を占める。
- ・ 流出人口が流入人口を 942 人上回っている。

平成 17 年国勢調査によると、五城目町で就業・通学する人は約 60%となっている。また、他市町村から五城目町へ通勤・通学する人(流入人口 5,049 人)よりも、五城目町から他市町村に通勤・通学する人(流出人口 5,991 人)が多く、流出人口が流入人口を上回っている。

五城目町からの通勤・通学先としては、秋田市、潟上市、八郎潟町の順に多く、特に秋田市は流出人口の約半数を占める。

流入人口でも同じ 3 市町が上位を占めるが、八郎潟町と潟上市がそれぞれ約 25%と、大きな割合を占めている。

表 1-2-3 通勤・通学人口

単位：人、%

流出人口				流入人口			
当地に常住する就業者・通学	5,991 人	100.0%	当地で就業・通学する者	5,049 人	100.0%		
自市町村で従業・通学	3,579 人	59.7%	自市町村に常住	3,579 人	70.9%		
	第1位 秋田市	1,158 人	48.0%		第1位 八郎潟町	375 人	25.5%
	第2位 潟上市	332 人	13.8%		第2位 潟上市	369 人	25.1%
	第3位 八郎潟町	307 人	12.7%		第3位 秋田市	209 人	14.2%
	第4位 井川町	267 人	11.1%		第4位 井川町	239 人	16.3%
	第5位 能代市	75 人	3.1%		第5位 男鹿市	60 人	4.1%

出典：国勢調査平成 17 年版

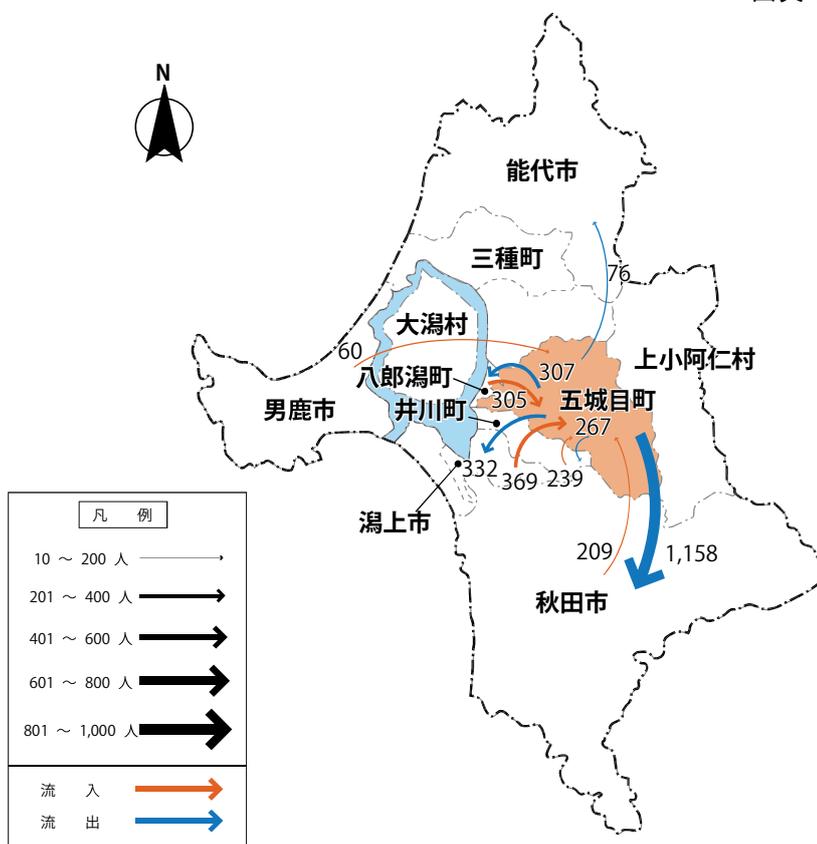


図 1-2-3 通勤・通学人口

3. 産業構造

(1) 産業構造

- ・ 第一次産業は減少が続いていたが、平成17年にわずかに増加している。
- ・ 第二次産業は平成7年から平成17年までに約12%減少している。

産業別就業者数の推移を見ると、昭和60年には20%を占めていた第一次産業は、平成12年には約11%にまで落ち込んでいるが、平成17年にはわずかに増加が見られる。第二次産業は平成7年をピークに減少が続いており、平成17年までに約12%の減少が見られる。第三次産業は年々増加しており、平成12年以降50%以上の割合を占めている。

秋田県全体と比較すると、第一次産業、第二次産業ともに五城目町の比率が上回っている。

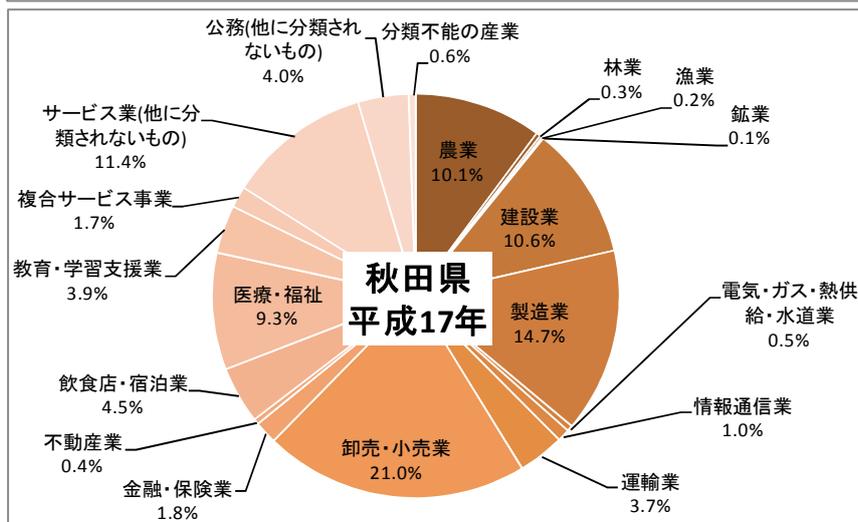
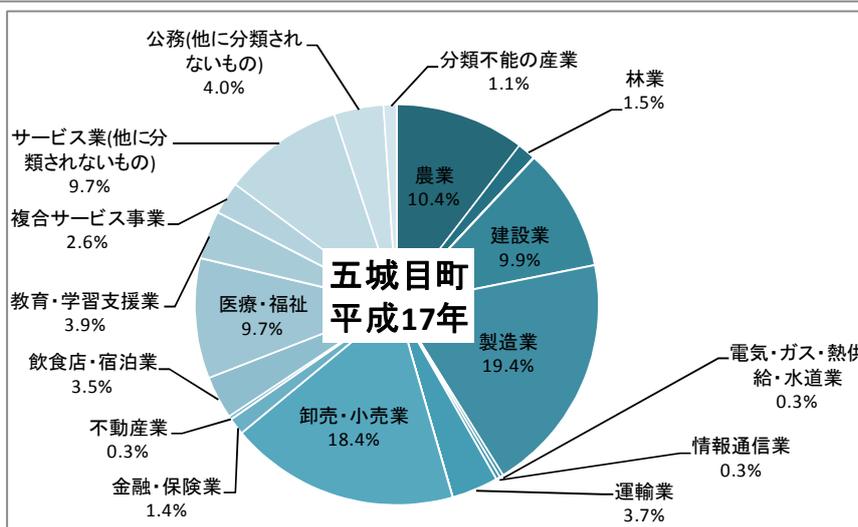
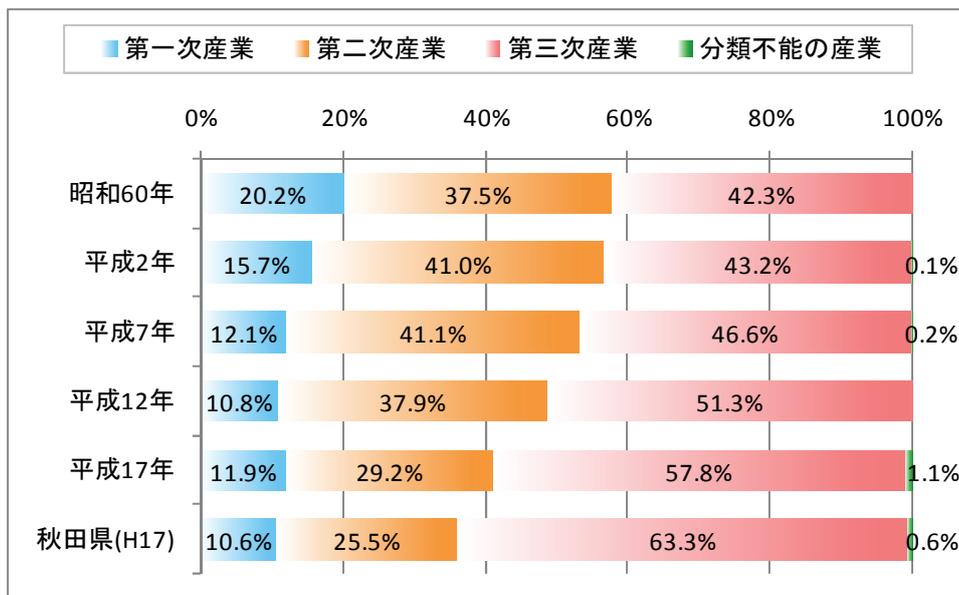
表 1-3-1 産業別就業者数の推移

単位：人

	五城目町					秋田県
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年
総数	7,485	7,186	6,684	6,007	5,745	576,199
農業	1,202	881	620	491	596	58,282
林業	309	249	189	155	85	1,923
漁業	3	-	-	-	-	1,102
鉱業	3	2	7	5	2	817
建設業	828	759	854	824	571	61,108
製造業	1,973	2,184	1,884	1,446	1,112	84,955
電気・ガス・熱供給・水道業	28	18	24	21	17	2,711
情報通信業	369	312	301	272	19	5,695
運輸業					214	21,163
卸売・小売業・飲食店	1,144	1,087	1,038	1,028		
卸売・小売業					1,057	121,121
金融・保険業	108	114	121	104	79	10,495
不動産業	11	9	6	11	16	2,557
飲食店・宿泊業					199	26,205
医療・福祉					557	53,857
教育・学習支援業					224	22,243
複合サービス事業	1,182	1,241	1,366	1,387	150	9,716
サービス業(他に分類されないもの)					559	65,851
公務(他に分類されないもの)	323	326	260	260	227	23,164
分類不能の産業	2	4	14	3	61	3,234

	五城目町					秋田県
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年
第一次産業	1,514	1,130	809	646	681	61,307
第二次産業	2,804	2,945	2,745	2,275	1,685	146,880
第三次産業	3,165	3,107	3,116	3,083	3,318	364,778
分類不能の産業	2	4	14	3	61	3,234

出典：国勢調査各年版



※集計上0.0%と表示される項目に関しては、表示を消している。

出典：国勢調査各年版

図 1-3-1 産業別就業者数の推移及び割合

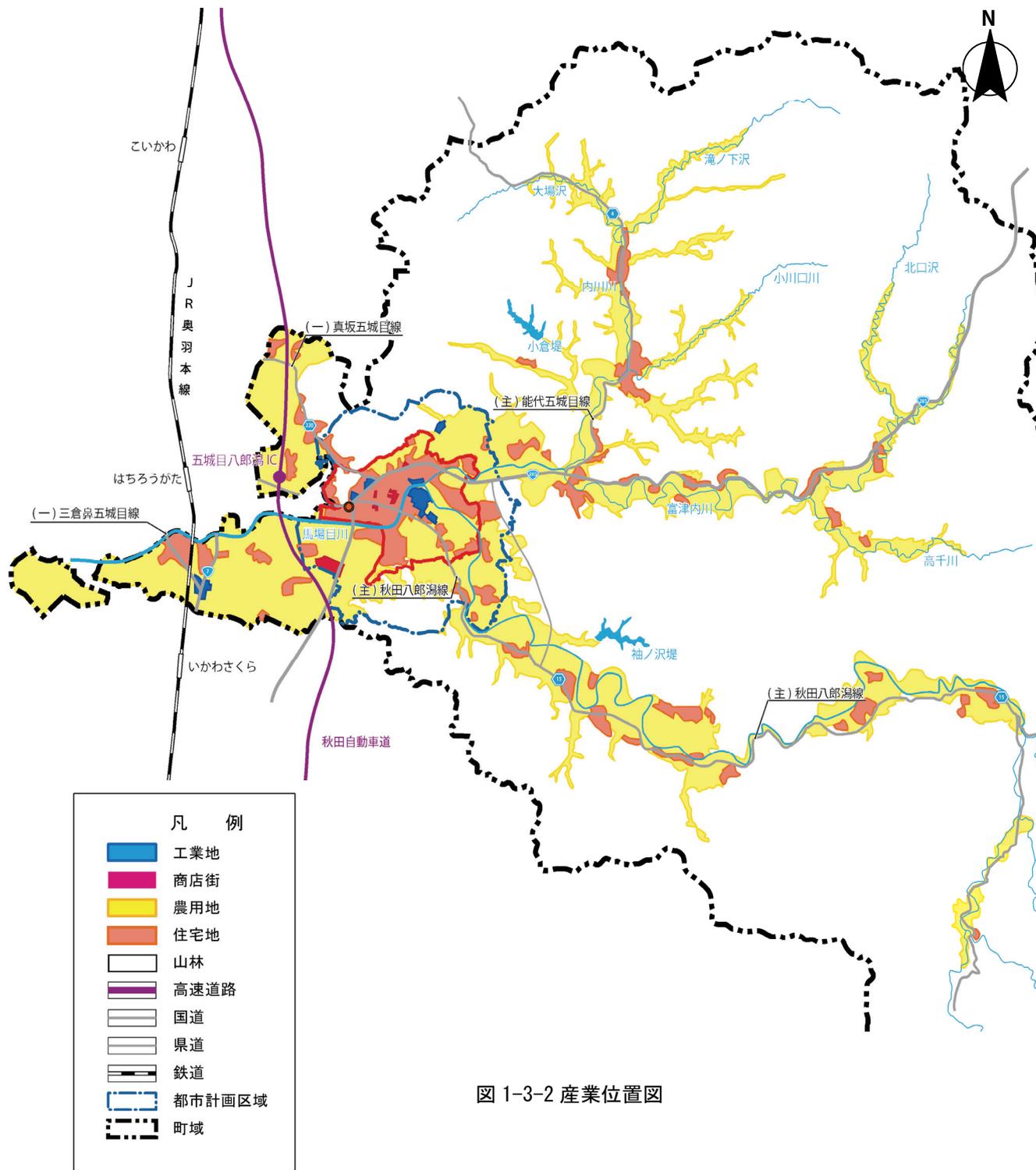


図 1-3-2 産業位置図

(2) 工業

- ・ 事業所数、従業員数、製造品出荷額ともに減少傾向。
- ・ 一人当たり製造品出荷額は1,440万円～1,270万円の間で推移。

事業所数、従業員数ともに減少傾向となっている。製造品出荷額は減少傾向が続いているが、平成18年の事業所数の一時的な増加とともに製造品出荷額も増加に転じている。

従業員一人当たりの製造品出荷額は1,440万円～1,270万円の間で推移している。

表 1-3-2 工業の推移

単位：戸、人、百万円

	事業所数	従業員数 (人)	製造品出荷額 (百万円)	従業員一人当たり 製造品出荷額 (百万円)
平成15年	30	929	13,378	14.4
平成16年	29	990	12,719	12.8
平成17年	26	900	11,432	12.7
平成18年	28	906	12,338	13.6
平成19年	25	887	11,262	12.7

出典：町勢要覧、工業統計(平成18、19年版)

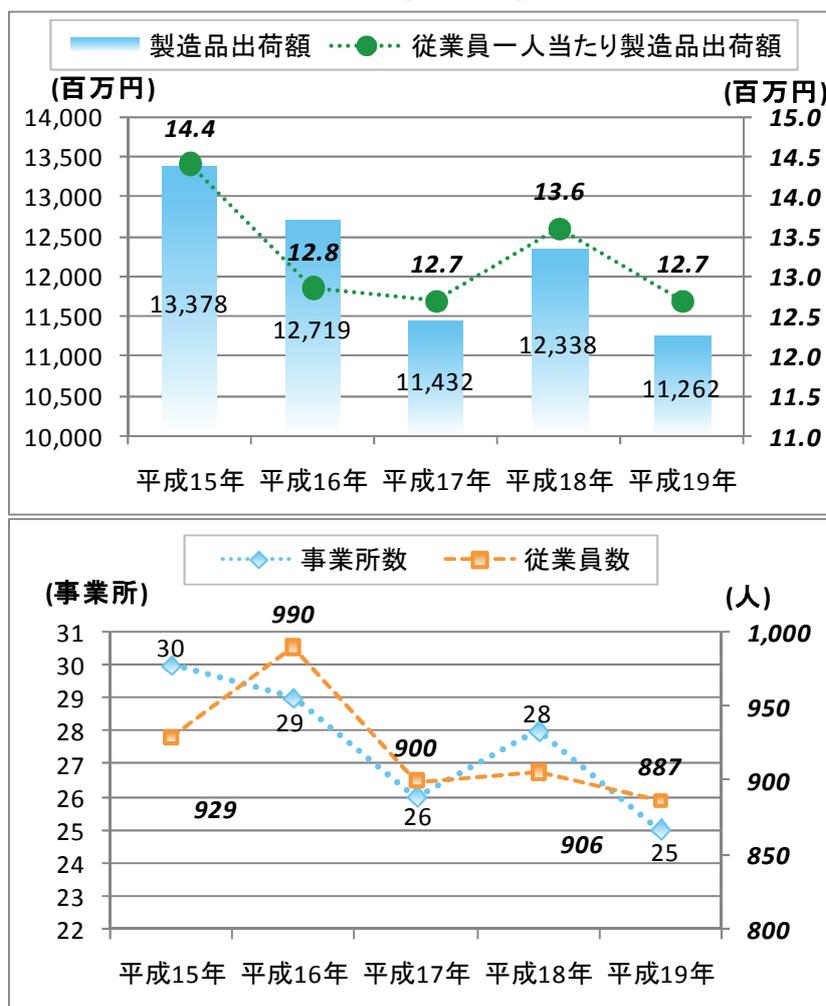


図 1-3-3 工業の推移

(3) 商業

- ・ 商店数は減少しており、特に平成19年には急激な減少が見られる。
- ・ 年間販売額は平成14年に一度減少するが、平成16年には増加に転じている。

商店数は平成11年以降減少しており、平成19年に30戸近く商店数の減少が見られる。従業員数は平成16年に一時的に増えたものの、平成19年には減少し700～800人台で推移している。年間販売額は平成14年に一度落ち込んだものの、平成16年には増加に転じている。

表1-3-3 商業の推移

	商店数	従業員数 (人)	年間販売額 (百万円)	従業員一人当たり 年間販売額 (百万円)
平成9年	224	771	12,012	15.6
平成11年	220	839	12,464	14.9
平成14年	205	879	9,266	10.5
平成16年	190	1,049	13,370	12.7
平成19年	162	815	12,326	15.1

出典：商業統計各年版

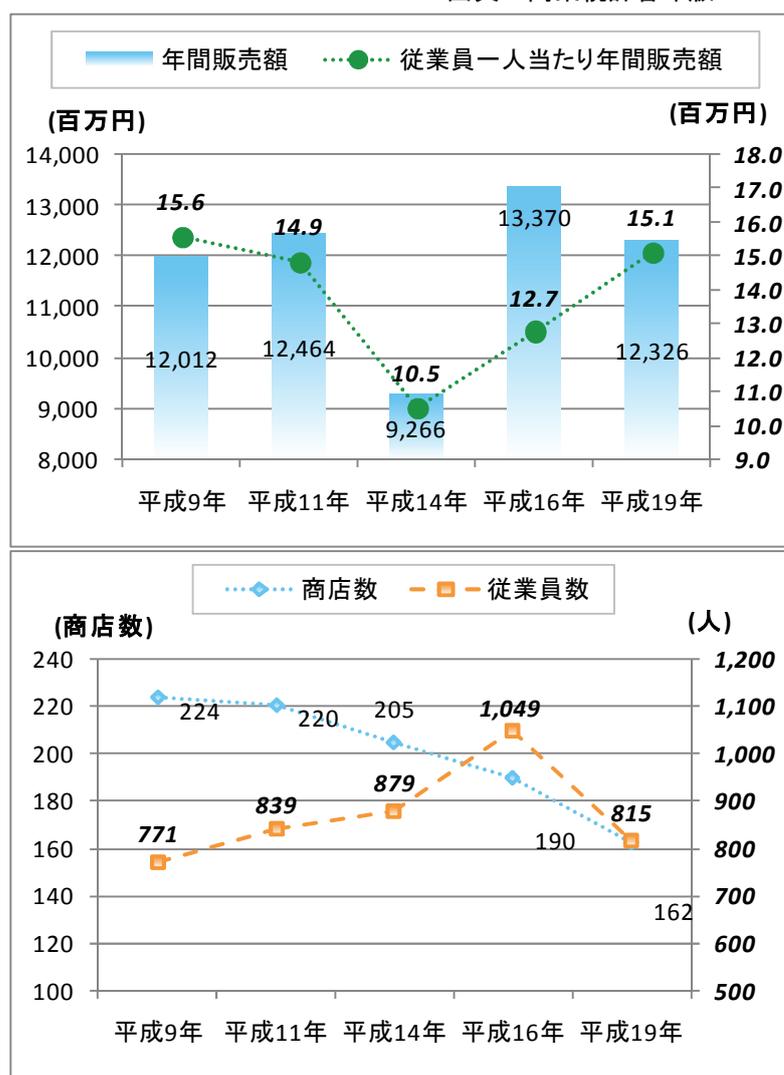


図1-3-4 商業の推移

(4) 農業

・総農家数は減少しているが、専業農家数は増加傾向にある。

総農家数が減少を続ける中、専業農家は増加の傾向にあり、平成17年には137戸と、昭和60年の約2倍となっている。農業就業人口は総農家数の減少に伴って減少しており、平成17年には昭和60年の約半数になっている。

表 1-3-4 農家数の推移

単位：戸、人

	総農家数	自給的農家	販売農家	専業			農業就業人口
				専業	一種兼業	二種兼業	
昭和60年	1,610	-	1,610	62	276	1,272	7,534
平成2年	1,497	-	1,497	83	159	1,255	6,809
平成7年	1,355	-	1,355	106	146	1,103	5,962
平成12年	1,173	165	1,008	97	106	805	4,455
平成17年	1,022	154	868	137	81	650	4,049

出典：農業センサス各年版

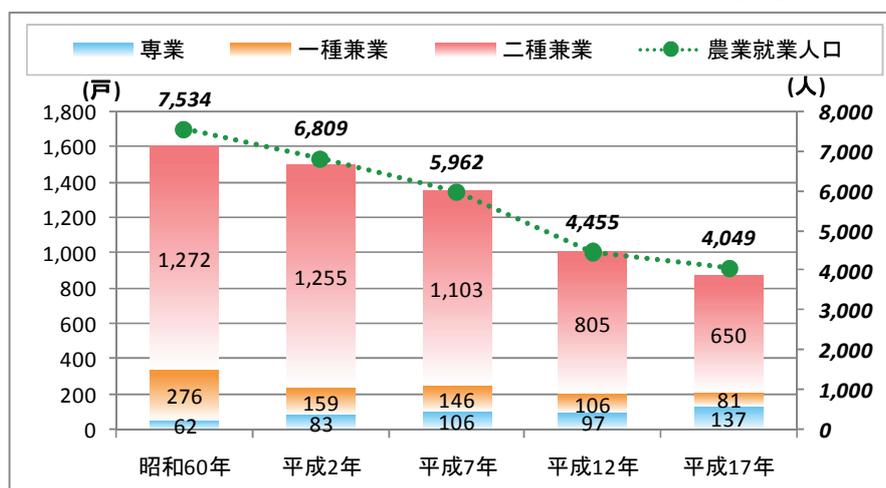


図 1-3-5 農家数の推移

表 1-3-5 経営耕地面積

単位：ha

	総面積	田	畑	樹園地	1戸当たり 耕地面積
平成17年	156,954	151,816	4,867	271	154

出典：秋田県勢要覧 平成21年版

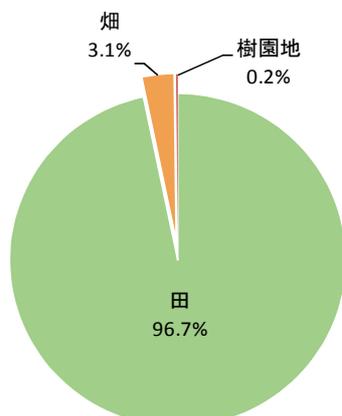


図 1-3-6 経営耕地面積比率

表 1-3-6 生産農業所得の推移

単位：千万円

	耕 種										
	小計	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	種苗・苗木類・その他
平成14年	189	161	-	-	5	1	20	0	1	-	1
平成15年	199	172	-	-	7	1	17	0	0	-	1
平成16年	138	117	-	-	2	2	16	0	0	-	1
平成17年	174	149	-	-	5	1	16	0	1	-	1
平成18年	171	145	-	-	7	1	16	0	1	-	1

	畜 産							加工農産物	生産農業所得
	小計	肉用牛	乳用牛	生乳	豚	鶏	鶏卵		
平成14年	2	1	-	-	-	0	0	-	90
平成15年	1	1	-	-	-	0	0	-	105
平成16年	2	1	-	-	-	0	0	-	53
平成17年	2	2	-	-	-	0	0	0	64
平成18年	3	3	-	-	-	-	-	1	61

出典：生産農業所得統計各年版



図 1-3-7 生産農業所得の推移

※千万円以下非表示

(5) 観光、行事

- ・自然や伝統を活かした行事や名所が数多くある。

五城目町には、ネコバリ岩や三階の滝などの自然豊かな名所、朝市や盆踊りなどの古くからの歴史を伝える行事、文化の息吹を感じさせる施設などの観光資源が数多く存在する。

観光資源と年中行事を下表に整理し、位置図を次頁に示す。

表 1-3-7 観光資源一覧

年間行事	市神祭	500年の伝統を誇る五城目朝市守り神「市神」の祭典。 大市比売像は朝市通りに面した高性寺に伝えられている。
	神明社祭典	後醍醐天皇の元徳年中に創祀されたという神社。 宵祭に郷土芸能の番楽競演会が開かれ、本祭には大名行列が練り歩く。
	きやどっこまつり	「路で語り、路で遊び、水に親しみ、橋で安らぐ」をテーマに、全国和太鼓饗宴会、さかなのつかみ取りなどイベントが盛りだくさんある。
	盆踊り	全町盆踊り大会は毎年8月15日に開催されており、集落ごとに太鼓と笛の音に合わせて踊られる。
	雀館公園桜まつり	500本の桜があり、五城目町内が一望できる。 期間中は各種催し物が楽しめる。
	番楽競演会・番楽	山伏が農民を楽しませるために舞ったのが始まりとされ、賑やかな囃子と曲芸的な激しい動きが身上的番楽。 長い伝統を誇る民俗芸能「番楽」が本町の4集落(山内、恋地、中村、西野)に伝承され、五城目神明社神楽殿において番楽競演会を行って奉納している。 競演会は神明社祭典の前日に開催される。
	五城目の朝市	500年の歴史をもつ県内最古の朝市。毎月2.5.7.0のつく日には、露店に地元の季節感あふれる特産品が豊富に並べられている。
	天翔太鼓	風に歴史を伺い、心に未来を開き、土にいそしみ、地域にどっしりと根をおろし、天高く躍進することを祈る太鼓。
	秋田追分全国大会	秋田民謡「秋田追分」発祥の地、五城目町で全国大会を行う。

名所	福祿寿酒造株式会社	・国登録有形文化財(指定日 平成8年12月20日) 創業1688年(元禄元年)の造り酒屋。見学もできる。 事務所・住宅・上蔵・下蔵が登録有形文化財に指定されている。
	菊地家住宅	・国登録有形文化財(指定日 平成16年6月9日) 昭和初期に建築された造り酒屋の住宅施設。座敷、離れ、文庫蔵が登録有形文化財に指定。
	五城目城 (森林資料館)	砂沢城跡に建築。林業の器具類や郷土の歴史に関する展示。
	岩野山古墳群	・昭和38年 県史跡に指定 刀剣、馬具、装飾品、須恵品、鉄製品など多数出土している。
	石崎遺跡	巨大な柵列は、秋田城の出先機関で統治・守備を兼ねた「郡衛」の跡とされる。
	雀館公園	町の中央部を一望する小高い丘に樹齢80年の桜が咲く。広域体育館、運動公園など、散策に最適。
	雀館運動公園	運動広場、体育館、テニスコート、温水プール、相撲場、弓道場がある。
	雀館古代井戸	石崎遺跡、岩野山古墳群などと深い関係があり、村落実在を証明した遺跡とされている。
	臼内溪谷	馬場目川の支流にあるU字型の溪谷で、春の新緑、秋の紅葉時が特に素晴らしく、源流の流れに沿って秋田杉・広葉樹が林立して山菜も豊富である。 周囲を覆う樹木の紅葉は溪谷ならではの情緒を感じさせる。
	三平の家	映画「釣りキチ三平」の中で、主人公の自宅となった北ノ又集落のかやぶき民家「三平の家」。見学もできる。
	ネコバリ岩	高さ約6メートルもの巨岩の上には巨木が波のように根を張り、離れた地面と懸命につながっている様子は、自然のたくましさ生きようとする気魄が感じられる。
	三階の滝	馬場目川の大倉又沢上流に位置し、滝は4段に落下する。
	馬場目川	馬場目岳を源とする、郡内最大の河川。 アユ、イワナ、ヤマメ、コイ、フナ、ウグイなどが獲れる。
	馬場目岳	秋田市と五城目町の境にあり、馬の神の山として信仰があった。この地域一帯はブナの原生林も残され、山頂からは日本海も望める。
	森山	湖東地区全体を一望でき、四渡園観音像や稲荷神社、五城目城などが見られる。 町のシンボル森山山頂からは、日本海、男鹿半島、八郎潟が一望できる。
	森山森林公園	公園一帯には鳥類が多く、遊歩道を散策しながらバードウォッチングや森林浴を楽しめる。
	県環境と文化のむら	里山と自然のふれあい、自然のもたらす恵を学習しながら関わりを再確認できる。 コナラを主体とする広葉樹林で、60種以上の鳥獣が生息しており、自然の中を散策しながら野鳥やカモシカなどの動物や、カブトムシなどの昆虫、里山の森や湿地の植物とふれあい、自然を体感できる自然観察学習も行われている。

出典：秋田県総合観光ガイド 秋田ファンドットコム

全国旅そうだん(全国地域観光情報センター)

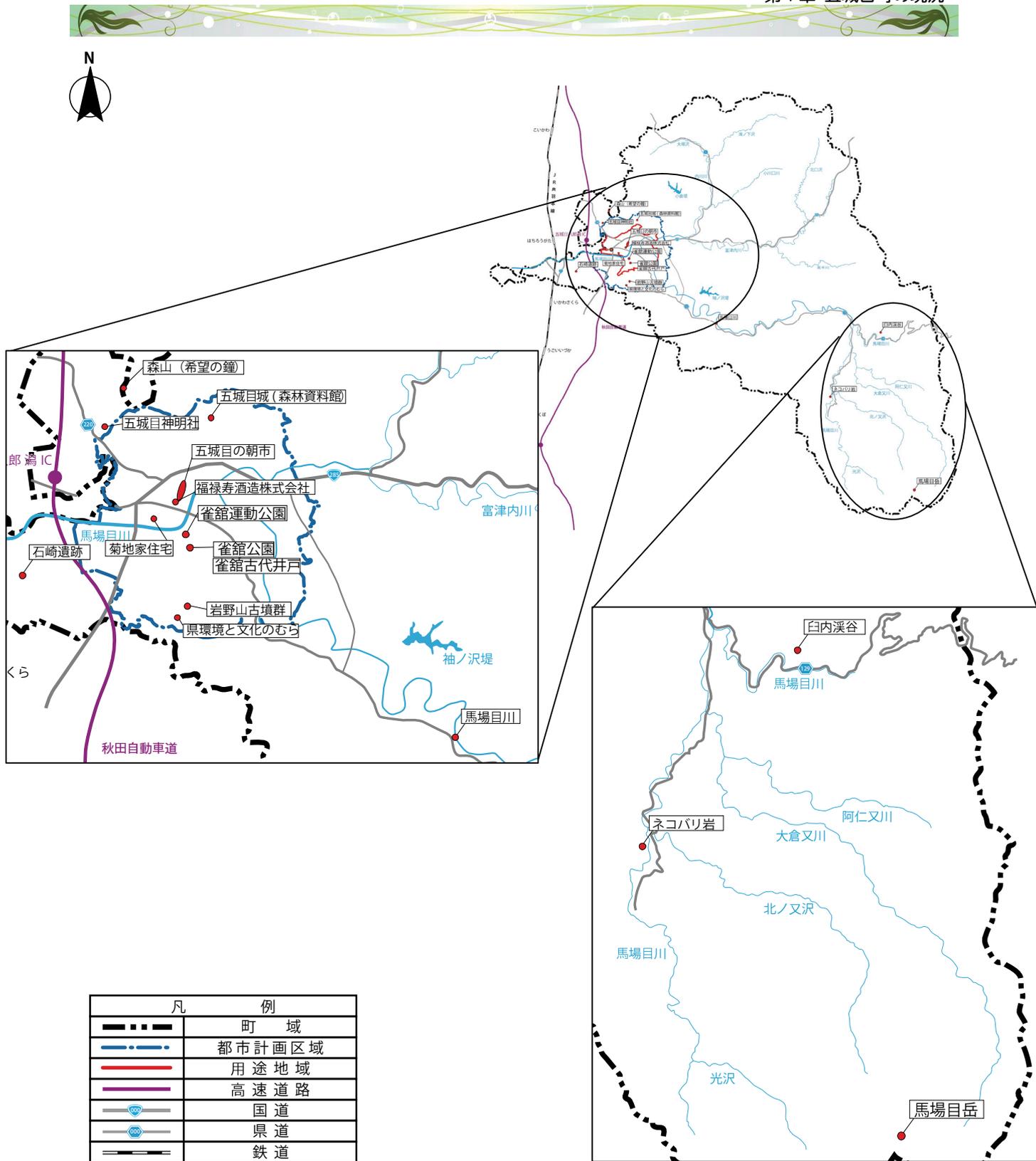


図 1-3-8 観光資源位置図

4. 土地利用

(1) 土地利用状況

- ・ 山林・原野が82.1%と、総面積のほとんどを占める。

平成19年の土地利用の内訳は、山林・原野が17,646haで最も広く、総面積の82.1%を占める。次いで、農用地(田、畑)が2,155ha(10.0%)、宅地が347ha(1.6%)となっている。

表1-4-1 地目別面積

単位：ha

田	畑	山林・原野	宅地	その他	計
1,887	268	17,646	347	1,346	21,494

出典：町勢要覧 平成19年版

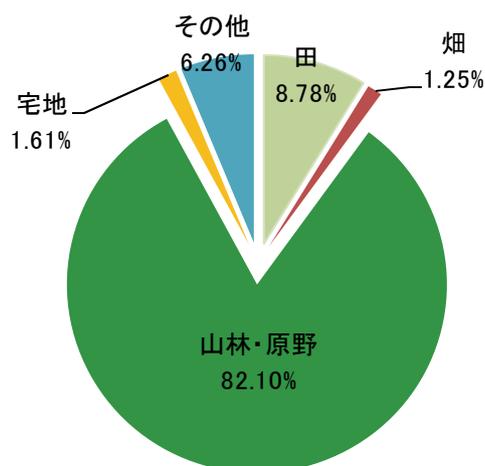


図1-4-1 地目別面積比率(平成19年)

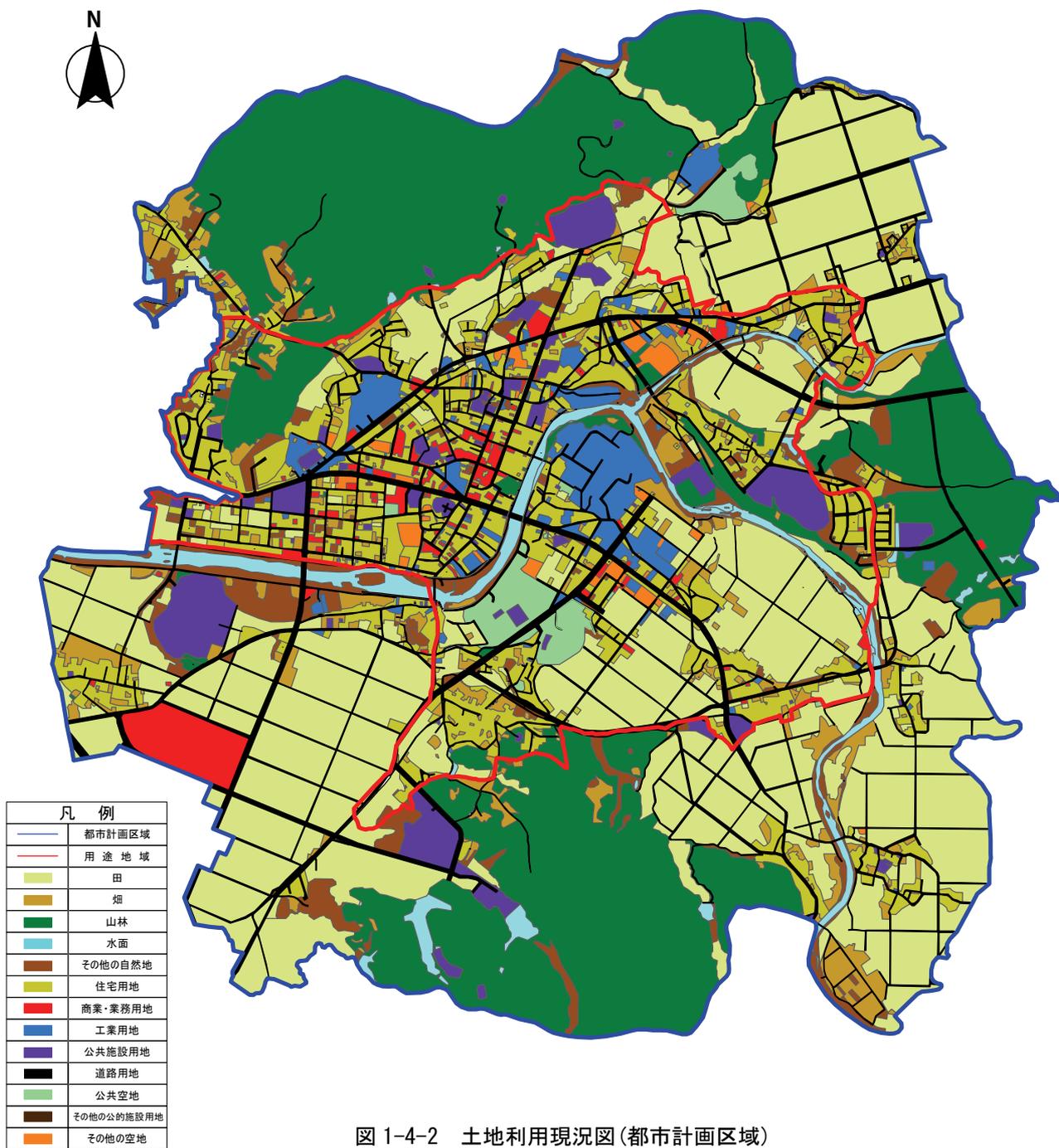


図 1-4-2 土地利用現況図(都市計画区域)

(2) 市街化動向

① 都市計画区域、用途地域の指定状況

・用途地域の内訳は、住居系 62.3%、商業系 12.5%、工業系 25.2%。

五城目町の都市計画区域は行政区域の 5.4% に当たる 1,159ha に指定されている。

用途地域には 385ha が指定されており、行政区域面積の 1.8%、都市計画区域の 33.2% に当たる。用途地域の内訳は、住居系 240ha(用途地域構成比 62.3%)、商業系 48ha(12.5%)、工業系 97ha(25.2%) となっており、住居系用途が半分以上を占める。

表 1-4-2 用途地域指定構成

区 分	面積(ha)	対行政区域構成比	対都市計画区域構成比	用途地域構成比	容積率(%)	建ぺい率(%)
行政区域	21,494	100.0%				
都市計画区域	1,159	5.4%	100.0%			
用途地域計	385	1.8%	33.2%	100.0%		
第一種低層住居専用地域	125	-	-	32.5%	80%	50%
第一種住居地域	115	-	-	29.9%	200%	60%
近隣商業地域	22	-	-	5.7%	200%	80%
商業地域	26	-	-	6.8%	400%	80%
準工業地域	75	-	-	19.5%	200%	60%
工業地域	22	-	-	5.7%	200%	60%
無指定地域	774	3.6%	66.8%			
都市計画区域外	20,335	94.6%				

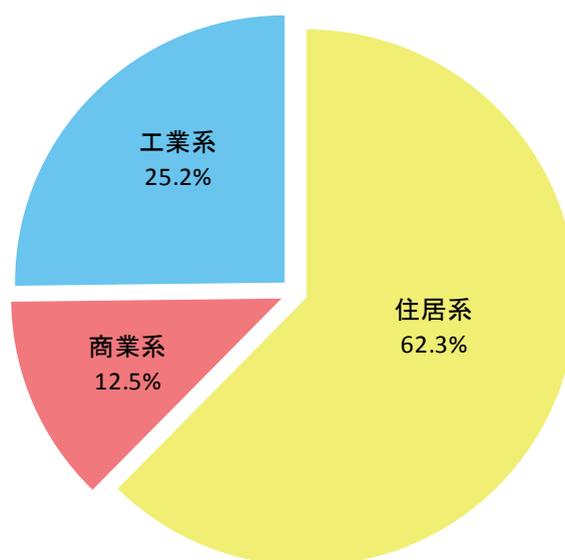


図 1-4-3 用途地域構成比

②用途地域の現況

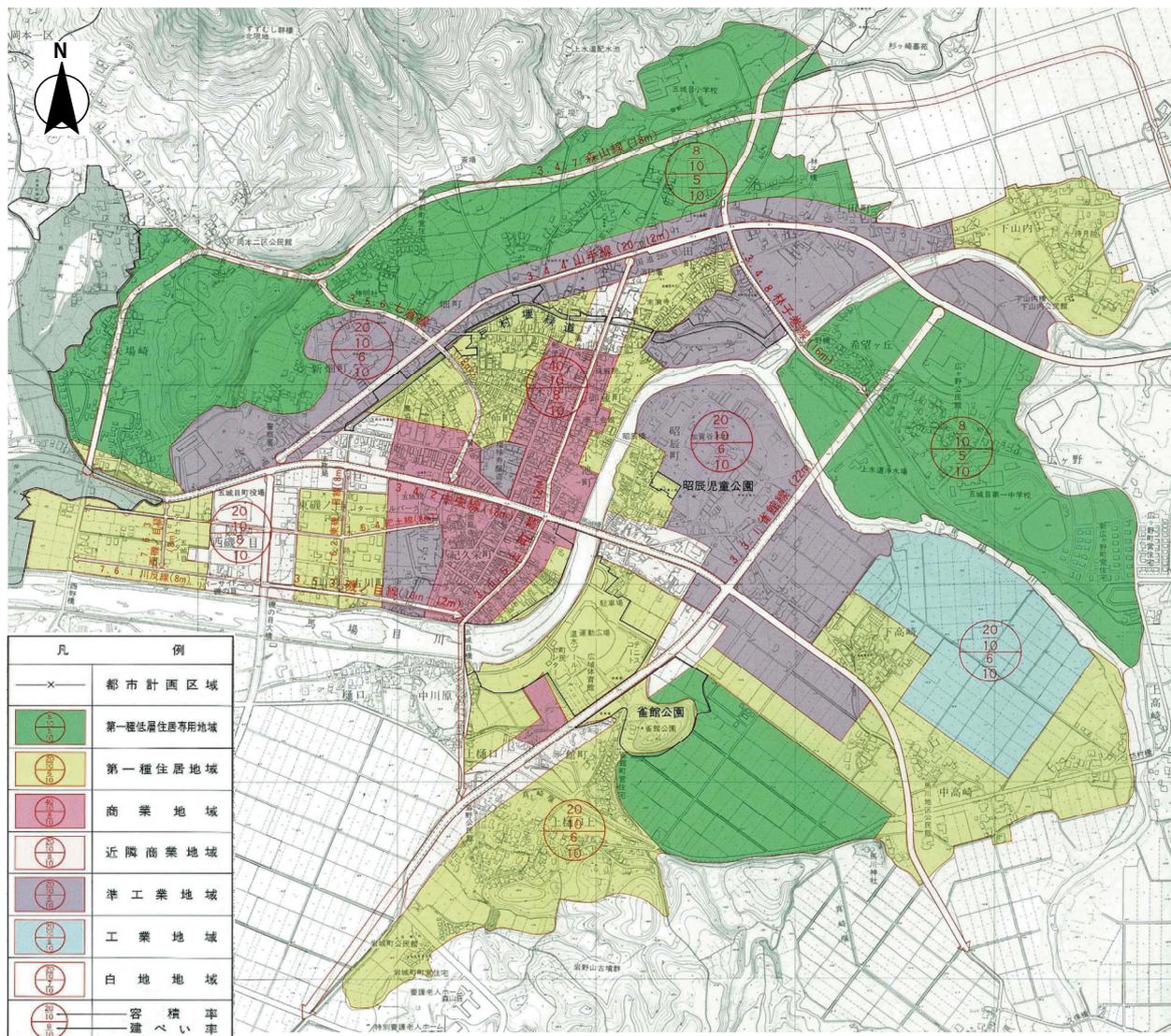


図 1-4-4 用途地域図

③都市開発状況

- ・土地区画整理事業が2箇所行われている。
- ・開発許可状況を見ると住宅系が多くなっている。

都市開発状況としては、土地区画整理事業が2箇所実施されている。

表 1-4-3 都市開発状況一覧

区域・地区名	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行面積 (ha)	換地公告 年月日	備考
	面積(ha)	年月日・番号					
磯ノ目	30	S46.3.9(S46.3.9) 秋田県告示第122号	S49.1.1	五城目町	29.3	H6.4.22	
雀舘	-	-	H4.3.17	共同	2.1	H5.2.19	
計	30		2地区		31.4		

出典：秋田県の都市計画 平成 21 年版

昭和 55 年以降の開発許可状況を以下に示す。

平成 10 年代がもっとも多く 10 件あり、近年では福祉系の建物の許可がなされている。

開発許可状況を全体的にみると住宅系が多くなっており、用途地域外でも開発が行われている。

表 1-4-4 開発許可状況一覧

番号	名称等	位置	事業主体名	当初		変更		面積 (㎡)	備考
				文書番号	許可年月日	文書番号	許可年月日		
1	山田沢地区	五城目町上樋口字山田沢138-41ほか	淡水漁業生産組合	指令都-266	S55.8.19			7,305.02	住宅、公園設置
2	鯉俱樂部	〃 磯ノ目13街区4	(資)男鹿鯉俱樂部	指令都-473	S55.12.15			4,381.16	旅館
3	カントリーバーター	〃 高崎字行内沢88の内ほか	五城目町農業協同組合	指令都-281	S56.8.28			13,929.30	農業用施設
4	七倉地区	〃 字七倉55-2ほか	加藤 幸次郎	指令都-208	S56.9.17			5,733.33	住宅、事務所、店舗、公園設置
5	矢場崎地区	〃 川崎字宮花101ほか	町	指令都-520	S59.2.6	指令都-320	S60.12.17	32,276.50	分譲宅地、公園設置
6	今町地区	〃 字福荷前13-21ほか	五城目町農業協同組合	指令都-221	S62.6.22			7,325.90	一般住宅、公園設置
7	屋内ゲートボール場	〃 上樋口字樽沢64の内ほか	五城目町社会福祉協議会	指令都-391	H3.7.24			7,952.82	ゲートボール場
8	農業倉庫	〃 高崎字行内沢93-1ほか	五城目町農業協同組合	指令都-686	H4.10.20			9,543.84	農業用倉庫
9	神明前地区	〃 字神明前81-1ほか	秋田林業ホーム㈱	指令都-621	H7.10.24			5,378.90	一般住宅、公園設置
10	上田町地区	〃 富津内下山内字高田140ほか	㈱セコー	指令秋土-3-9	H9.5.7			3,868.63	一般住宅、公園設置
11	城東産業	〃 高崎字行内沢76-2ほか	城東産業㈱	指令秋土-3-102	H10.1.23			33,271.00	都市計画区域内9,393㎡、倉庫、工場
12	広ヶ野地区	〃 高崎字広ヶ野169-1ほか	㈱佐々直建設	指令秋土-3-41	H10.6.30	指令秋土-3-127	H10.10.30	7,717.82	一般住宅、公園設置
13	西磯ノ目地区	〃 西磯ノ目1-2-21ほか	井川エステート㈱	指令秋土-3-66	H11.10.27	指令秋土-3-101	H12.2.2	4,440.75	一般住宅
14	田中地区	〃 高崎字田中6ほか	㈱沢田石建設	指令秋土-3-115	H12.3.29	指令秋建-3-34	H13.8.4	5,610.91	一般住宅、公園設置
15	ジャスコSC	〃 大川西野字田屋前128-1ほか	ジャスコ㈱	指令秋建-3-34	H12.8.4			91,405.52	店舗、公園設置
16	パークエアなくら	〃 字七倉16-1の内ほか	井川エステート㈱	指令秋建-3-139	H14.3.26			11,839.52	マンション、公園設置
17	七倉地区2号	〃 字七倉49-3ほか	加藤商事㈱	指令秋建-3-16	H15.5.23	指令秋建-3-40	H15.7.17	12,911.81	一般住宅、公園設置
18	正和会	〃 字上町128の内ほか	医療法人正和会	指令秋建-3-51	H15.8.25			16,356.61	介護老人保健施設
19	ダイナム	〃 大川西野字田屋前128-1ほか	イオン㈱	指令秋建-3-22	H16.7.26				予定建築物以外の建築許可(遊技場)
20	新町地区	〃 字上町238の内ほか	㈱沢田石建設	指令秋建-3-1	H18.4.11			4,110.38	分譲住宅、公園設置
21	広青苑	〃 上樋口字樽沢160ほか	五城目やまゆり会	指令秋建-2-20	H22.7.1			5,965.47	特別養護老人ホーム

出典：庁内資料

④地価動向

- ・商業系用途の調査地点では、地価、変動率共にゆるやかな下降が続いている。
- ・住宅系用途の調査地点では、変動率はほぼ横ばいで推移し、地価はゆるやかな下降が続いている。

過去5年間の地価の推移を見ると、商業系用途の調査地点ではゆるやかな下降が続いており、住宅系用途の調査地点ではほぼ横ばいで推移している。

県地価調査による五城目-2地点のみ、平成22年に大幅な下落が見られる。

表 1-4-5 都市開発状況一覧

調査	調査地点番号	所在地	用途区分等	用途	地価(円/㎡) (平成22年)
公示地価	五城目-1	字神明前106-3外	1低専	住宅	10,600
	五城目-2	上樋口字切通88-2外	1住居	住宅	6,000
	五城目5-1	字鶴ノ木21-9	商業地域	店舗兼住宅	24,500
県地価調査	五城目-1	東磯ノ目2丁目5番2	1居住	住宅	17,200
	五城目-2	大川大川字下川原36番20	その他	住宅	11,800
	五城目-3	富津内下山内字奈良崎47番11	1低専	住宅	11,100
	五城目5-1	字下夕町229番	商業地域	銀行	23,000

出典：地価公示(平成22年1月1日現在)

県地価調査(平成22年7月1日現在)

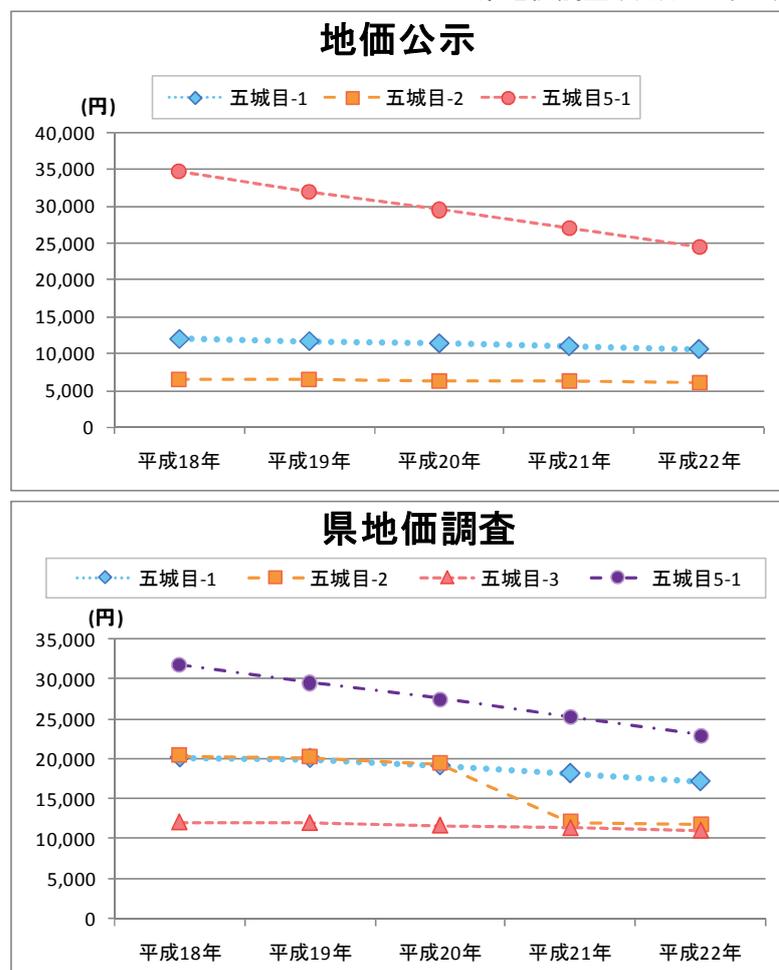


図 1-4-5 地価の推移

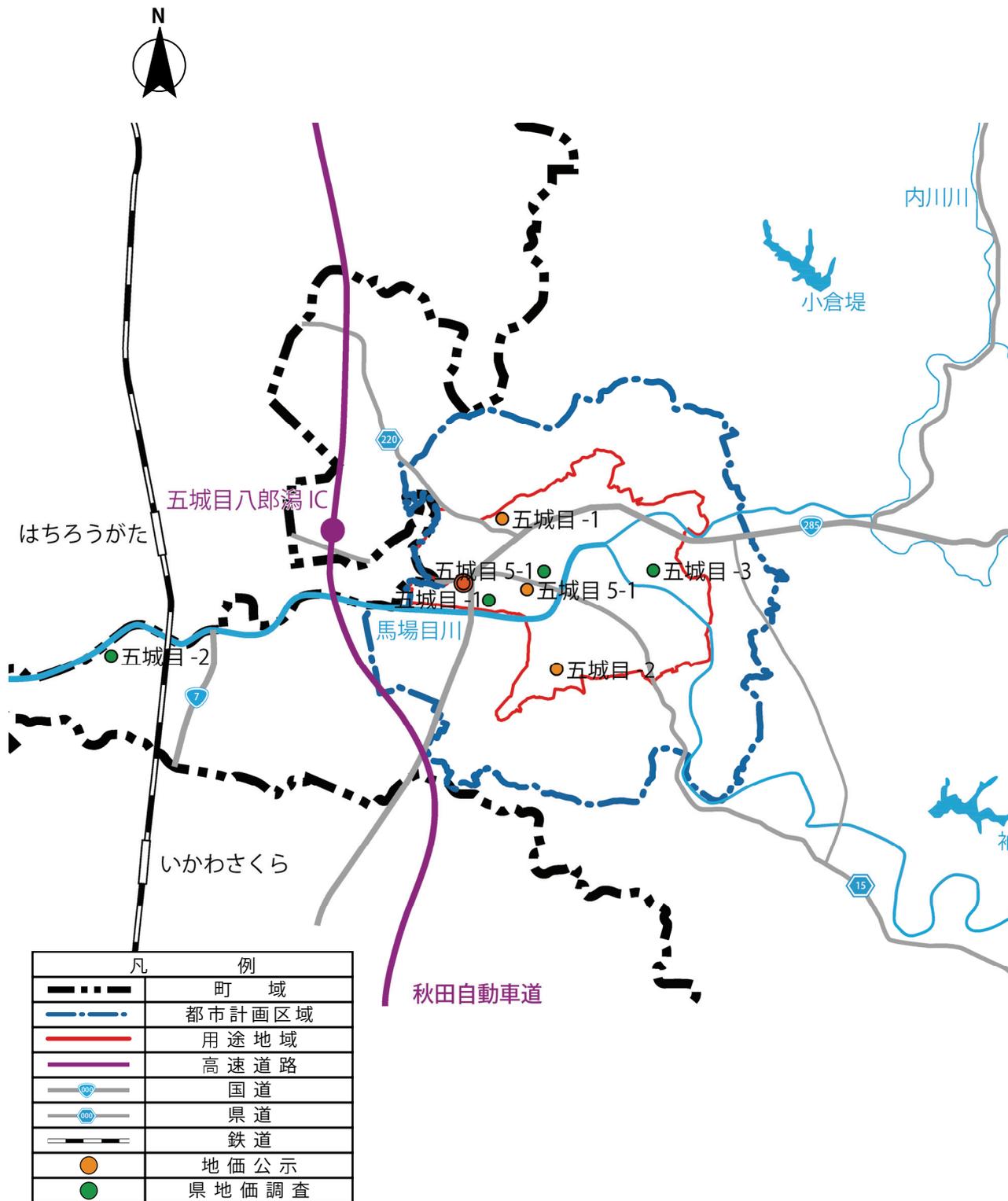


図 1-4-6 地価調査地点分布図

⑤住まいの状況

- ・ 持家率は約 90%。しかし平成 2 年以降減少傾向である。
- ・ 増加傾向にある借家のうち、給与住宅のみが減少傾向にある。

平成 17 年国勢調査によると、住宅に住む一般世帯のうち持ち家は 3,416 世帯(88.9%)、公営の借家 133 世帯(3.5%)、民間借家 234 世帯(6.1%)、給与住宅 39 世帯(1.0%)、間借り 22 世帯(0.6%)となっている。昭和 60 年から平成 12 年まで持ち家率は 90~92%で推移しており、平成 17 年に 88.9%にまで減少しているが、秋田県全体と比較しても、持ち家率が非常に高くなっている。

借家全体の動きとしては、平成 2 年に一度減少したものの、それ以降は増加の傾向にあり、平成 17 年には全体の約 10%を占めている。

増加傾向にある借家の中で減少しているのが給与住宅で、平成 17 年には昭和 60 年の半分近くにまで減少してきている。それに対し、民間借家は平成 17 年には昭和 60 年の倍近くにまで増加している。

表 1-4-6 住宅所有関係別世帯数の推移

単位：世帯

	五城目町					秋田県
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年
住宅に住む一般世帯数	3,884	3,843	3,863	3,839	3,844	386,904
持ち家	3,573	3,575	3,552	3,483	3,416	301,757
借家総数	311	268	311	356	428	85,147
公営・公団・公社の借家	90	83	106	130	133	13,529
民間借家	138	119	140	162	234	58,707
給与住宅	70	51	57	48	39	9,635
間借り	13	15	8	16	22	3,276

出典：国勢調査各年版

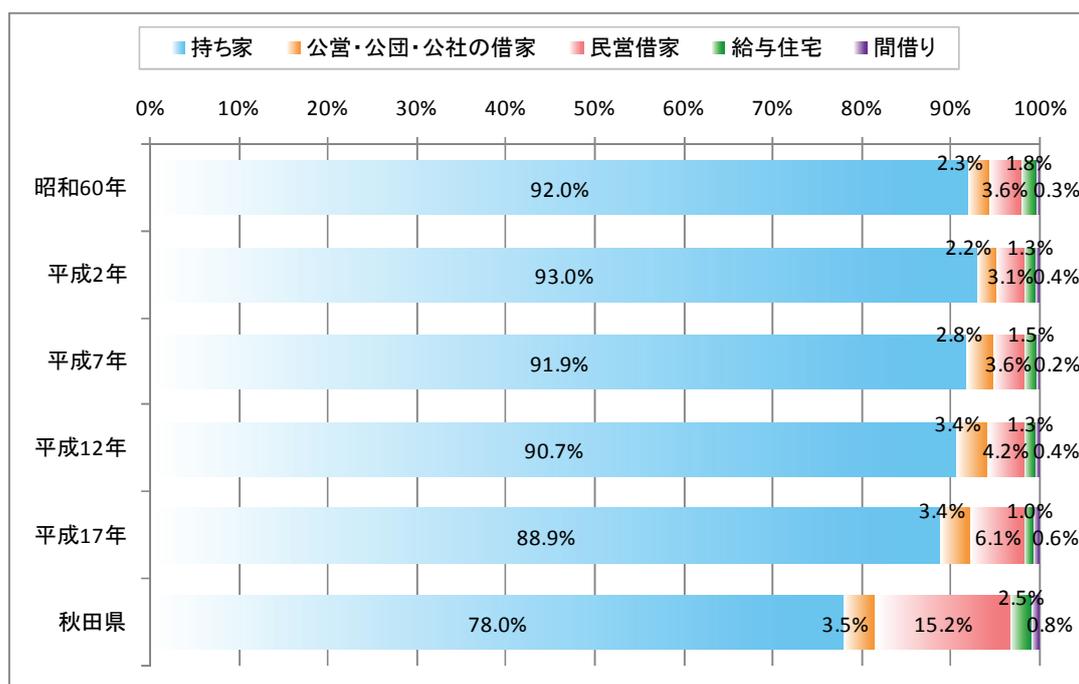


図 1-4-7 住宅所有関係別世帯数比率の推移

5. 都市施設状況

(1) 道路交通

①道路、鉄道網

- ・ 高速道路 1 路線、国道 2 路線、主要地方道（県道）2 路線、一般県道 3 路線。
- ・ 奥羽本線が運行している。

広域的な道路網としては、秋田自動車道が南北に縦断し、五城目町と能代市、秋田市などを結ぶ国道 7 号が南北に、五城目町と秋田市を結ぶ国道 285 号が東西に走っている。

また、主要地方道は能代五城目線、秋田八郎潟線の 2 路線、一般県道は真坂五城目線、三倉鼻五城目線、杉沢上小阿仁線の 3 路線があり、五城目町と近隣市町村を結ぶネットワークを形成している。

鉄道は、JR 奥羽本線が秋田～八郎潟間を 30 分ほどで運行しており、隣接する八郎潟駅（八郎潟町）、井川さくら駅（井川町）などを利用している。

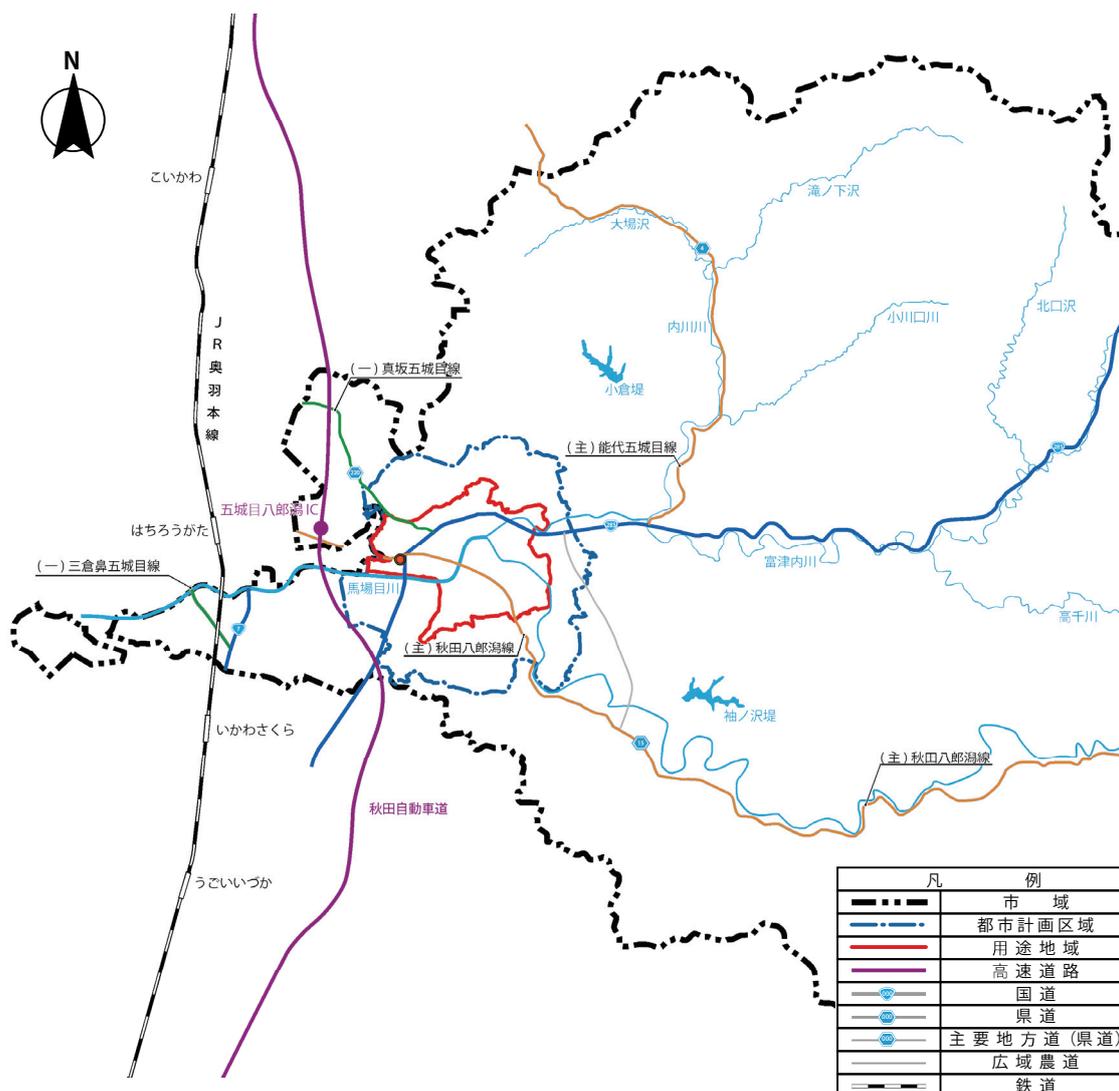


図 1-5-1 道路、鉄道網図

②都市計画道路の整備状況

- ・都市計画道路は12路線、19,550mが計画決定されている
- ・整備率は59.1%となっている。

都市計画道路は、12路線、19,550mが計画決定されている。改良済延長は11,559mで、全体の整備率は59.1%となっている。

表 1-5-1 都市計画道路の整備状況

番号	名称	標準幅員 (m)	延長(m)		整備率 (%)	最終計画 決定年月
			計画	改良済		
①	3.3.1 雀館線	22	2,500	1,379	55.2	H1.3.22
②	3.4.2 中央線	18	2,770	2,770	100.0	H1.3.22
③	3.5.2 磯ノ目線	12	790	790	100.0	S46.3.9
④	3.4.4 山手線	20	4,440	4,440	100.0	H1.3.22
⑤	3.5.5 上町線	12	1,490	340	22.8	S46.3.9
⑥	3.5.6 七倉線	12	750	0	0.0	S57.4.10
⑦	3.4.7 森山線	18	3,890	0	0.0	H1.3.22
⑧	3.4.8 林子巻線	16	1,080	0	0.0	S57.4.10
⑨	7.6.1 川反線	8	470	470	100.0	S63.7.14
⑩	7.6.2 東磯ノ目線	8	310	310	100.0	S63.7.14
⑪	7.6.3 西磯ノ目線	8	170	170	100.0	S63.7.14
⑫	7.6.4 肥土線	8	890	890	100.0	H2.3.12
合 計			19,550	11,559	59.1	

資料：庁内資料



図 1-5-2 都市計画道路の整備状況

③交通の状況

- ・ 国道7号の交通量が最も多い。
- ・ 国道285号は市街地から離れるにつれ、交通量が減少している。

交通量が最も多いのは国道7号である。国道285号は、市街地から離れるほど交通量が減少しているのを見て取れる。

表 1-5-2 交通量の推移

単位：台、%

路線名	観測地点名	自動車類交通量(平日12h)			混雑度(H17)
		平成17年度	平成11年度	伸び率	
一般国道7号	五城目町大川字赤沼124-1	11,634	-	-	-
一般国道285号	五城目町樋口	9,354	11,414	82.0%	0.82
一般国道285号	五城目町上山内	6,117	-	-	-
一般国道285号	五城目町中津又落合	5,967	-	-	-
一般国道285号	五城目町富津内下山内字上広ヶ野	-	7,577	-	-
能代五城目線	五城目町浅見内	826	-	-	-
主要地方道秋田八郎潟線	五城目町水沢	446	1,868	23.9%	0.24

資料：全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)

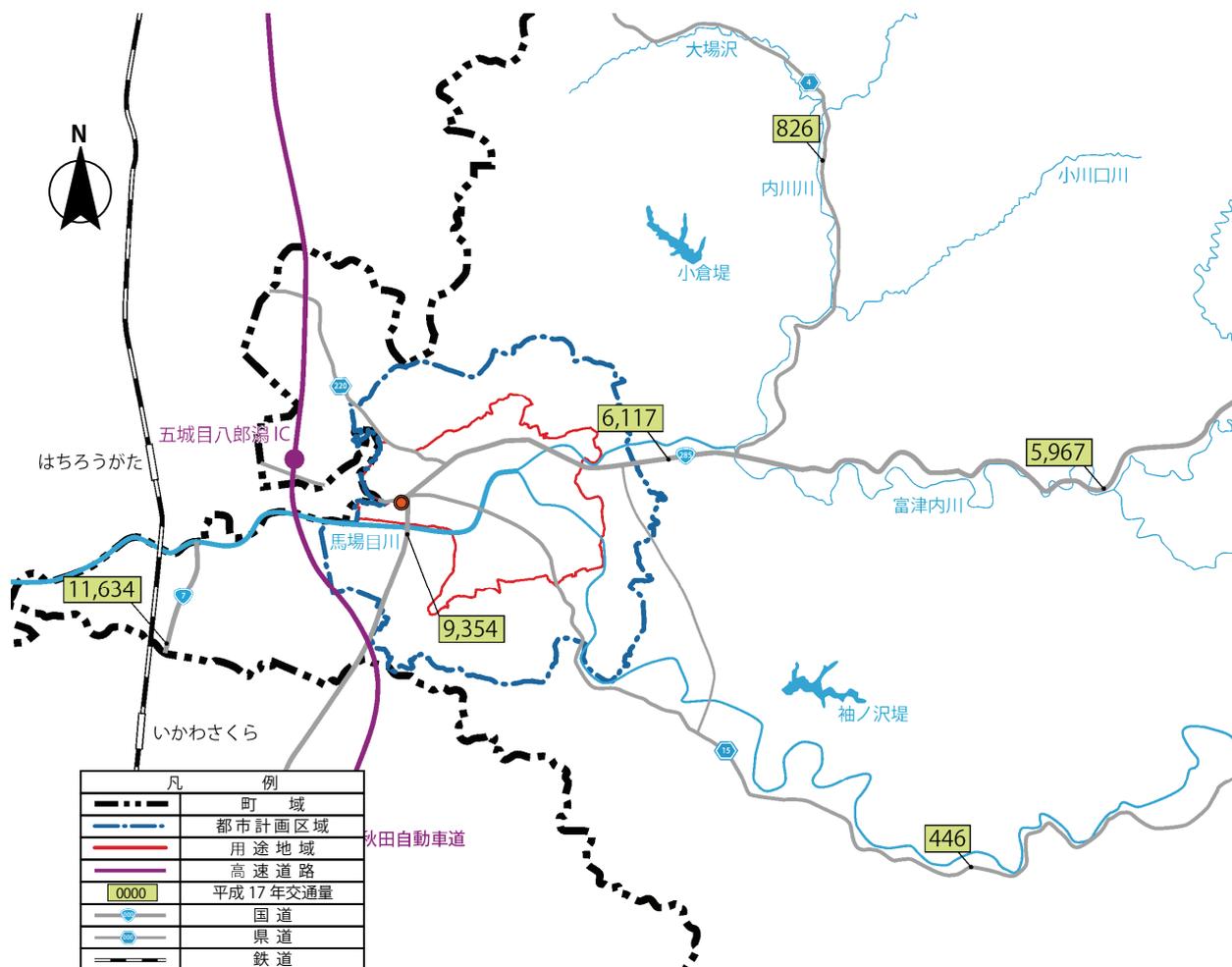


図 1-5-3 交通量の推移

(2) 公園・広場等

・4箇所、11.9haが開設済み。

五城目町には都市計画公園2箇所、その他公園2箇所、計4箇所、11.9haの公園が整備されている。

表 1-5-3 公園緑地一覧

番号	名称	種別	面積(ha)		最終決定 年月日
			計画決定	開設済	
2.2.1	昭辰地区公園	街区	0.25	0.23	S48.12.15
5.5.1	雀館公園	総合	15.1	9.73	H3.2.26
小計	2箇所		15.35	9.96	
その他の公園	杉ヶ崎墓園	墓園	24.8	0.82	S53.2.25
	戸村堰緑地	緑地	2.6	1.12	H10.12.10
小計	2箇所		27.4	1.94	
合計			42.75	11.9	

出典：秋田の都市計画

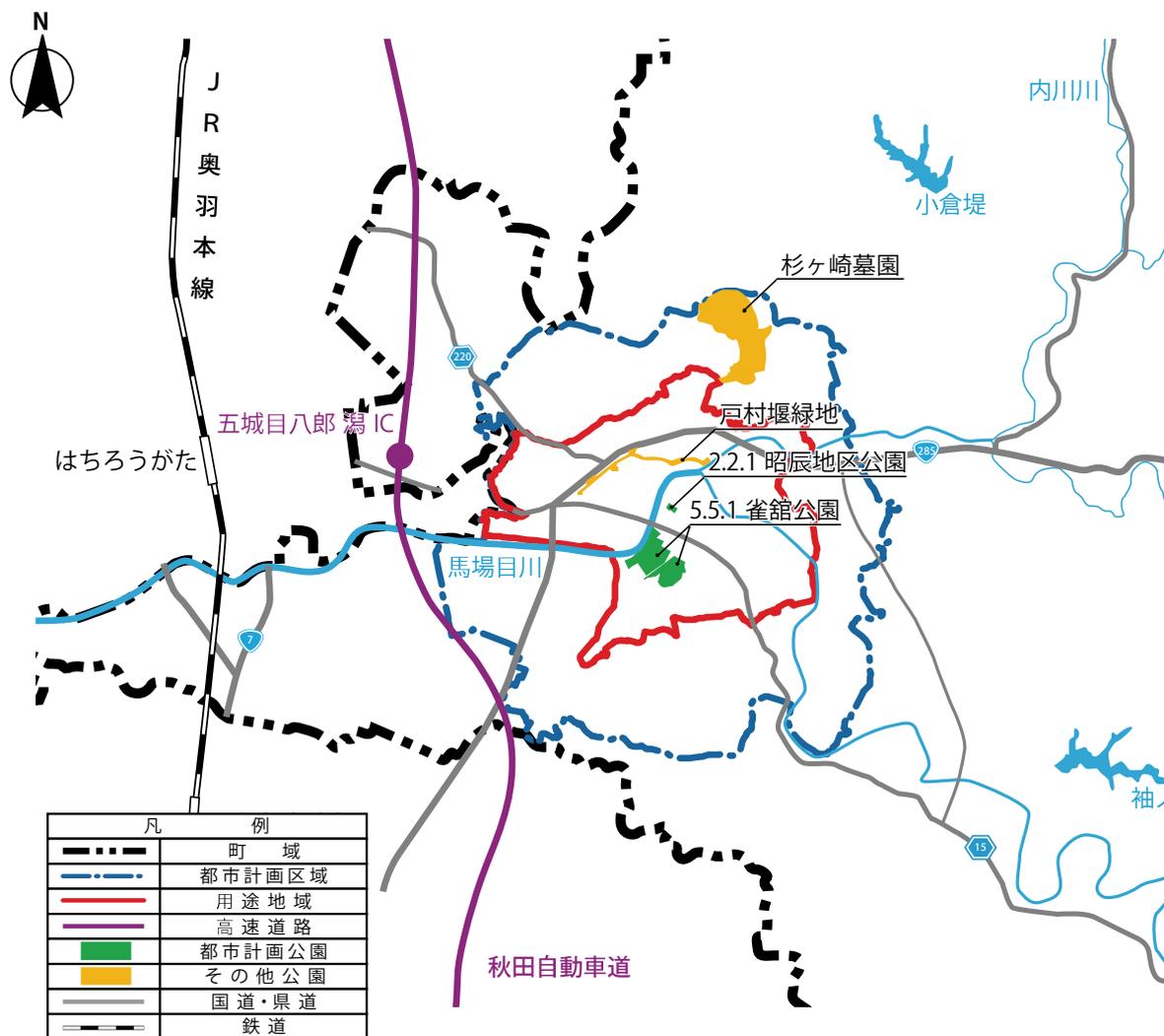


図 1-5-4 公園緑地位置図

(3) 下水道

- ・ 公共下水道の普及率は 61.1% となっている。

下水道は、五城目町公共下水道として、263ha が供用されている。平成 21 年度末の普及率は 61.1%、水洗化率は 66.0% となっている。

表 1-5-4 下水道整備状況

単位：ha

事業区分	計画面積	供用面積	最終決定
五城目町公共下水道	430	263	H19.4.12

出典：庁内資料

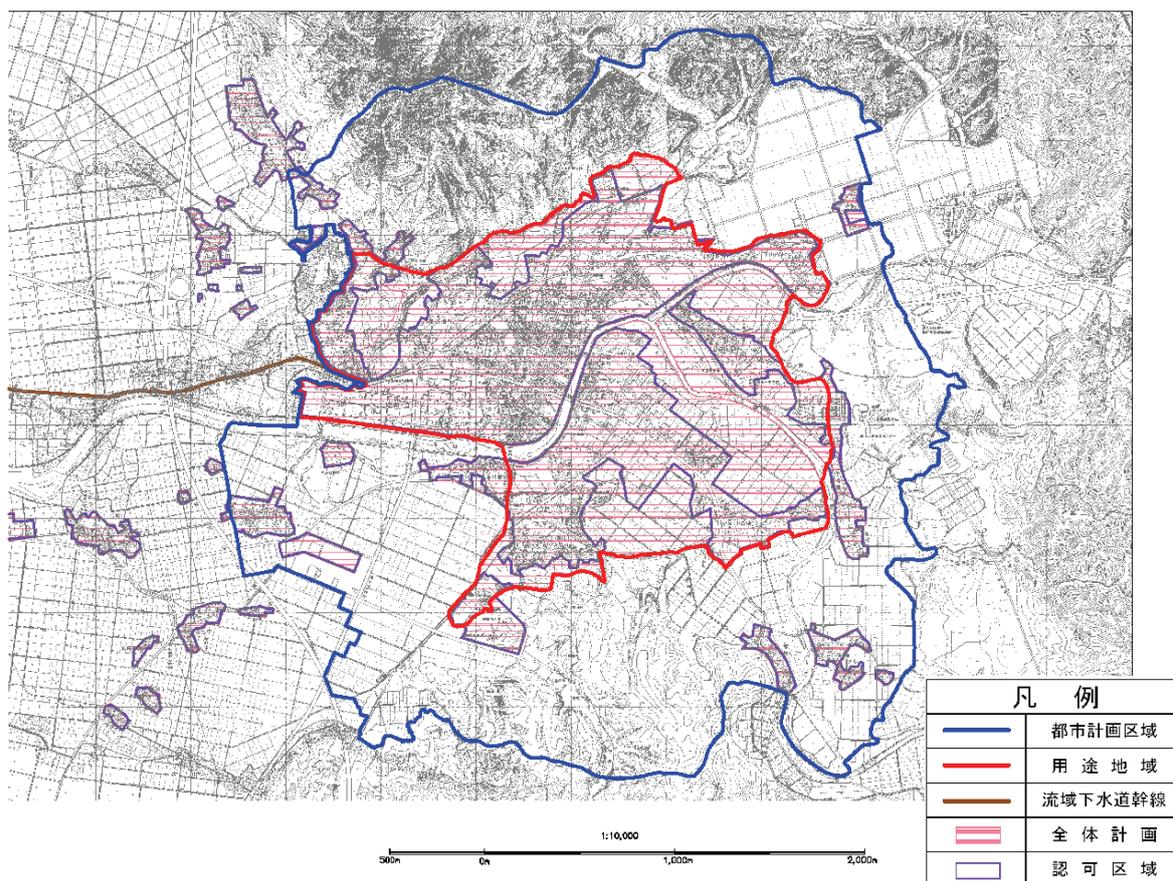


図 1-5-5 下水道整備計画図

(4) その他の公共施設

- ・ 公共施設の多くは用途地域内に立地。
- ・ 郵便局は簡易郵便局が各地域に立地している。

町役場をはじめとして施設の多くは用途地域内に立地している。郵便局は簡易郵便局が各地域に立地している。文化・レクリエーション施設はほとんどが用途地域内に位置している。

表 1-5-5 都市施設一覧

官 公 庁 施 設	五城目町役場	レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設	五城目町森林資料館	
	五城目警察署		秋田県環境と文化のむら	
	五城目町消防本部		秋田周辺広域市町村圏五城目体育館 (広域五城目体育館)	
	内川郵便局		五城目町開発センター(町民センター)	
	湯ノ又簡易郵便局		雀館公園	
	下山内簡易郵便局		杉ヶ崎墓苑	
	浅見内簡易郵便局		五城目町屋内温水プール	
	高崎簡易郵便局		教 育 施 設	五城目小学校
	五城目郵便局			大川小学校
	上樋口簡易郵便局			馬場目小学校
	森山簡易郵便局			五城目第一中学校
	富津内簡易郵便局	コ ミ ュ ニ テ ィ 施 設		森山地区公民館
	馬場目簡易郵便局		馬場目地区公民館	
	西野簡易郵便局		町民センター	
	浦横町簡易郵便局		五城目町中央公民館(町民センター)	
	杉沢簡易郵便局		馬場目地区公民館 (馬場目ふれあいセンター)	
五城目町火葬場	富津内地区公民館			
保 健 福 祉 施 設	NPO法人よつば会		内川地区公民館(生きがいセンター)	
	介護老人保健施設湖東老健		大川地区公民館 (農村環境改善センター)	
	介護センター福寿荘		馬川地区公民館	
	養護老人ホーム森山荘			
	特別養護老人ホーム広青苑			
	グループホーム湯の越の家			
	グループホームすずめだて			
	大川保育園			
	馬場目保育園			
	五城目保育園			
五城目幼稚園				

出典：庁内資料

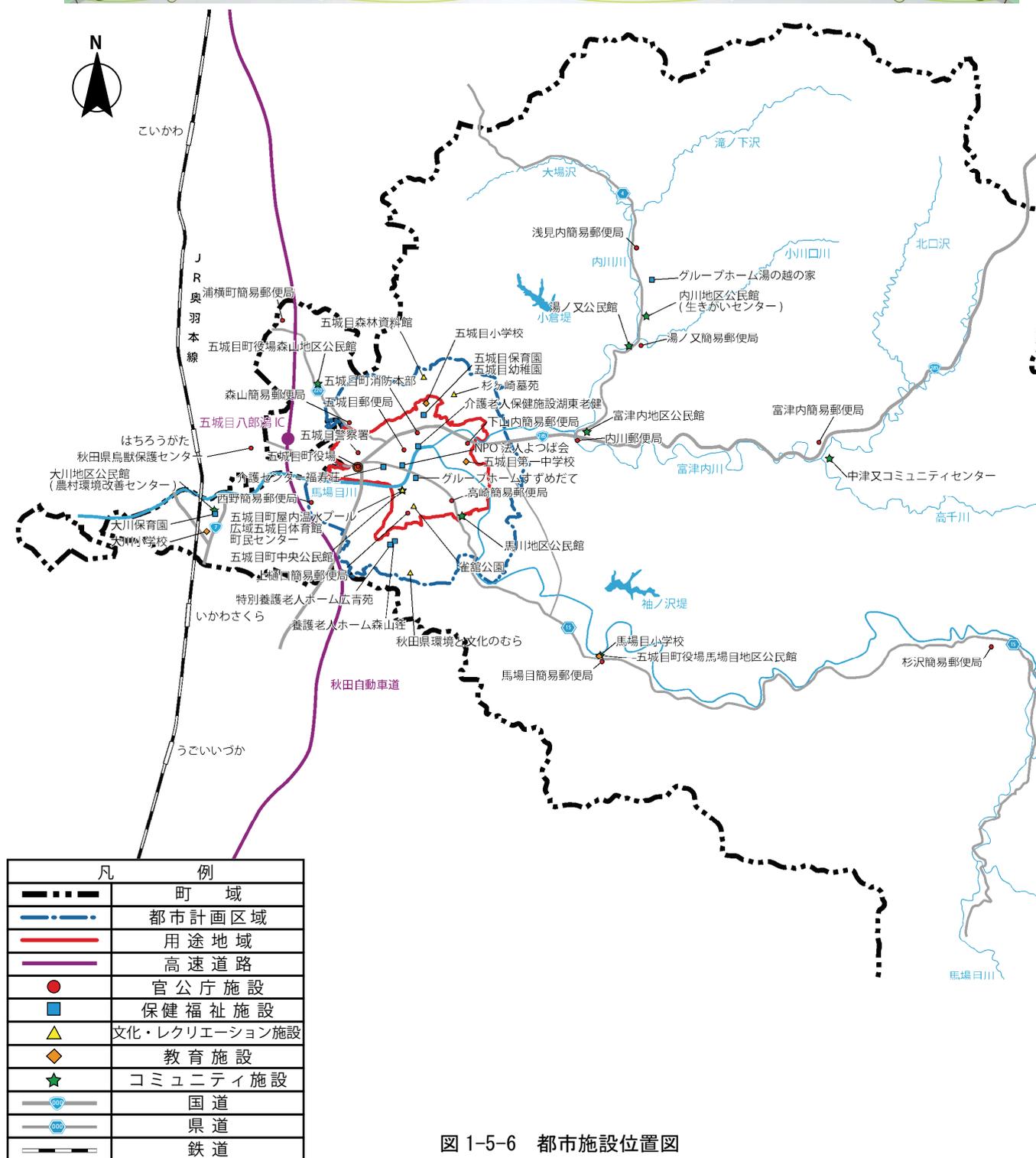


図 1-5-6 都市施設位置図

6. 風土・資源

(1) 歴史資源等の分布状況

・登録有形文化財 6 件、県指定文化財 6 件、町指定文化財 3 件（建築物）

指定文化財は、登録有形文化財 6 件、県指定文化財 6 件、町指定文化財 3 件（建築物）がある。

表 1-6-1 指定文化財一覧

指定区分・種別等	名称	員数	指定・選定年月日
国 登録有形文化財	渡辺彦兵衛商店上蔵	1棟	平成8年12月20日
国 登録有形文化財	渡辺彦兵衛商店下蔵	1棟	平成8年12月20日
国 登録有形文化財	渡辺彦兵衛商店事務所・住宅	1棟	平成8年12月20日
国 登録有形文化財	菊地家住宅離れ	1棟	平成16年6月9日
国 登録有形文化財	菊地家住宅文庫蔵	1棟	平成16年6月9日
国 登録有形文化財	菊地家住宅座敷	1棟	平成16年6月9日
県 県指定史跡	五城目町砂沢古窯跡		昭和32年2月14日 (昭和24年2月14日解除)
県 県指定史跡	岩野山古墳群		昭和38年2月5日
県 県指定史跡	雀館古代井戸		昭和38年2月5日
県 県天然記念物	スズムシ群棲地		昭和35年3月1日
県 県指定有形文化財(工芸)	水柱(五城目瀬戸座製)	1箇	昭和34年1月7日
県 県指定有形文化財(考古資料)	中山遺跡出土漆工及び 漆工関係出土品	一括	平成4年4月10日
町 五城目町指定文化財	五城目神明社		昭和53年3月22日
町 五城目町指定文化財	大福寺:本堂		平成元年11月29日
町 五城目町指定文化財	野田郷倉		平成3年3月19日

出典：庁内資料

(2) 地域の名産品

<だまこもち(だまこ鍋)>



きりたんぼの元祖といわれ、三分づきしたごはんを団子状に丸めて、キノコ、ネギ、ゴボウ、鶏肉やほか旬の山菜などを地鶏のだし汁で煮て食べる鍋で、木こりが山中で食べた事が始まりとされている。

<銘菓～げんこつ・かりんとう～>



渦巻き状の生地を良質の油で揚げ、黒糖を塗り乾燥させた、香ばしさと歯ごたえの昔懐かしい駄菓子。

<銘菓～おやき～>



小麦粉を混ぜた餅の中に、つぶ餡を入れて包み込み、両面を焼き上げた田舎のおやつ。

昔はしん粉でつくり、囲炉裏の火(薪)の上に鍋を置き、その中に油を敷いて焼いて作られた。

<地酒～福祿寿酒造(株)～>



美しい自然に恵まれた、五城目町の豊かな地下水や米どころの中心地とあって、美味しいお酒も造られている。

福祿寿酒造は、300年以上の歴史があり、事務所・住宅、上蔵、下蔵は全国登録有形文化財(文化庁)に登録されている。

<杉桶樽>



薄紅色で木目が美しく、割木細工に適した天然秋田杉を使用している。蓋のないものを桶、あるものを樽と区別する。

秋田城跡からは奈良時代のものと指定される桶が発見されている。昭和59年に国の伝統的工芸品に指定された。

<家具建具>

重厚な趣のある櫛や、美しい木目と色調の天然秋田杉を使った五城目
箆笥に代表される和家具等木工関連の技術は、全国にその名を知られて
おり、卓越技能章など、数々の榮譽に輝いている。

<鍛冶>

カマヤクワなどの野鍛冶から発達した五城目鍛冶には、500年余りの伝
統があり、抜群の切れ味がある。

丹念な手作りであるため、長年の職人でも一日に作ることのできる包
丁はわずか5丁である。

<道の駅五城目(悠紀の国五城目)>

木いちごのソフトクリームや、五城目産米「めんこいな」を利用した
「めんこいなラーメン」その他郷土料理が楽しめる。

野菜、キノコ、手作り工芸品なども販売している。

(3) 観光、行事

五城目町は、豊かな自然環境を活かした野鳥の森公園、森山森林公園等の自然公園や、100軒以上の露店が立ち並ぶ五城目朝市、岩野山と石崎の遺跡・古墳群等、自然と伝統を活かした観光資源を有している。



【環境と文化のむら】



【森山森林公園】



【五城目朝市】



【石崎遺跡】

①主な観光、行事

<市神祭>



500年の伝統を誇る五城目朝市の守り神「市神」の祭典。
おみこしの巡行等のイベントで賑わう。

<神明社祭典>



五城目神明社は元徳年間(1330年)ころ別当修験日桂山泉蔵院が創祀された。

宵祭に郷土芸能の番楽演奏会が開かれ、本祭には大名行列が練り歩く。

<きゃどっこまつり>



「路で語り、路で遊び、水に親しみ、橋で安らぐ」をテーマに、和太鼓饗宴会、さかなのつかみ取りや光のパレードなどイベントがたくさんある。

(写真：秋田県総合リンク集より)

<雀舘公園桜まつり>



雀舘公園には500本の桜があり、五城目町内が一望できる。
期間中は各種催し物が楽しめる。

<番楽>



山伏が農民を楽しませるために舞ったのが始まりとされ、賑やかなお囃子と曲芸的な激しい動きが身上の番楽。

五城目町には山内、中村、西野、恋地の四つの番楽が保存されており、番楽競演会は、五城目神明社の宵祭りに合わせて開催されている。

番楽の始まりは、修験という山伏集団の宗教的な舞踊、つまり神楽であったといわれている。山伏たちの遊芸として一般に広まったのは、中世から江戸初期にかけてで、五城目町の番楽もそのころ定着したものと思われる。

長い伝統を誇る民族芸能「番楽」が本町の4集落(山内、恋地、中村、西野)に伝承され、五城目神明社神楽殿において番楽競演会を行って奉納している。

<五城目の朝市>



500年前、馬場目城主安東氏が齊藤弥七郎に命じ、町村に「市神」を祀らせ、市（いち）を開いたのが始まりと伝えられている。

その後馬場目城が滅び、五城目町に市が移され、さらに発展した。江戸時代には鉱山等の物資補給の基地となり、様々な職人が集まり、農作業や生活に必要なもの全てが揃うほどにまで発展した。

<天翔太鼓>



風に歴史を向い、心に未来を開き、土にいそしみ、地域にどっしりと根をおろし、天高く躍進することを祈る太鼓。

（写真：五城目あったか通信より）

<秋田追分全国大会>



故・鳥井森鈴とりのしんねいの正調秋田追分の正しい伝承と保存、普及を目的に始まった大会で、秋田民謡「秋田追分」発祥の地、五城目町で全国大会を行う。

秋田追分は、森山の鈴虫のような美しい歌声と、秋田の四季や女性の愛と悲しみを歌った歌詞である。

（五城目あったか通信より）

<五城目城(森林資料館)>



五城目町のシンボルとして森山森林公園内に建てられた。内部は森林資料館になっており、伐採に使われていた道具や当時の写真が展示されているほか、林業とのつながりが深い鍛冶や桶樽の仕事風景などが見られる。

城を囲むように巡らされた散策路には観音像が点在し、御詠歌の順に一番から三十三番までの石碑が建っている。

<五城館(矢田津世子文学記念室)>



世代を超えて人々がふれあい、語り合う新しい生活文化施設として整備された。

もともとは昭和初期に建てられた土蔵づくりの農業倉庫を改築したもので、中には飲食店や多目的ホール、情報発信コーナーがある場所となっている。他に施設内部には女流作家であった矢田津世子文学記念室も設けられており、執筆原稿や愛用品などが展示されている。

<馬場目城跡>



馬場目城は安東一族の地頭としてこの地に入った安東五郎季宗の居館である。

中世の典型的な山城で、馬場目川を主とする天然の要塞である。天正頃に起こった「湊合戦」で攻撃を受け、落城した。

町内には馬場目城の他に、山内城、富田城、浦城、砂沢城、大川城、岡本城など中世の城跡が多く残っている。

<中山遺跡>



中山遺跡は、発掘調査で縄文時代の漆工技術に関する漆塗りの弓・木器・土器などが出土したほか、漆精製に使った編布も発見され、一連の出土遺物は我が国考古学上の貴重な資料とされ、漆工技術の考古遺物として県の文化財に登録された。

<岩野山古墳群>



平安時代の古墳。刀剣・馬具・装飾品・須恵品・鉄製品など多数出土している。

<石崎遺跡>



平安時代の遺跡。巨大な柵列は、秋田城の出先機関で統治・守備を兼ねた「郡衛」の跡という。

<雀館公園>



五城目町の中央部を一望する小高い丘に樹齢 80 年の桜が咲く公園。広域体育館、運動公園があり散策にも最適。

<雀館古代井戸>



石崎遺跡周辺の村落実在を証明した遺跡。

<三平の家>



釣りキチ三平の映画で利用された家。茅葺屋根の北ノ又集落のうちの一軒。

<臼内溪谷>



馬場目川の上流にある U 字型の溪谷で、春の新緑、秋の紅葉時が特に素晴らしい。
周囲を覆う樹木の紅葉は溪谷ならではの情緒を感じさせる。

<三階の滝>



落差 25m、幅 10m に達する滝。
馬場目川の大倉又沢上流に位置し、滝は三段に落下する。

<馬場目川>



馬場目川上流はイフナやヤマメの宝庫で、渓流釣りのメッカである。
毎年この流域を舞台に「みちのく渓流釣り大会 in 馬場目川」が開催されている。

<馬場目岳>



太平洋県立自然公園にそびえる馬場目岳(1,037m)は、光沢園地の登山口から約4kmの登山道を登ると、大パノラマの山頂に到着する。
道中、ブナ原生林や高山植物の鑑賞もできる。

<森山>



五城目町のシンボル。山頂は 325m。
森山一帯は自然公園となっており、見どころもたくさんある。
山頂からは、五城目の町並みだけでなく、遙か男鹿半島、八郎潟、森吉山、鳥海山まで一望できる。
また、森山はスズムシ生息地の北限でもあり、天然記念物に指定されている。



森山から見た五城目町の眺望

<環境と文化のむら>



自然ふれあいセンター

約 53ha の森には、野鳥の訪れる池、シジユウカラの森、昆虫広場、ドングリの森、カモシカ園、フィールドアスレチックコースなどの散策コースがあり、自然との上手な付き合い方も学習できる。



文化の館

●自然ふれあいセンター

指導員の先生から自然についての解説や指導が受けられる。

●文化の館

古代からの自然と人とのつながりや生活の様子を展示品や映像を見ながら学習できる。



愛鳥山荘

●愛鳥山荘

秋田県の鳥について映像やパソコンなどで楽しく学ぶことができる。

●野鳥の森

自然に中を散策しながら、野鳥や水鳥、カモシカなどの動物の観察、昆虫とのふれあい、里山の森や湿地に生えている植物とのかかわりが学習できる。

7. アンケートによる現状

(1) 自慢できる風景・文化

・もっとも多く評価されていたのは「朝市」で、次に多く評価されていたのは、ご当地グルメの「だまこ鍋」、その次は「福祿寿酒造」であった。

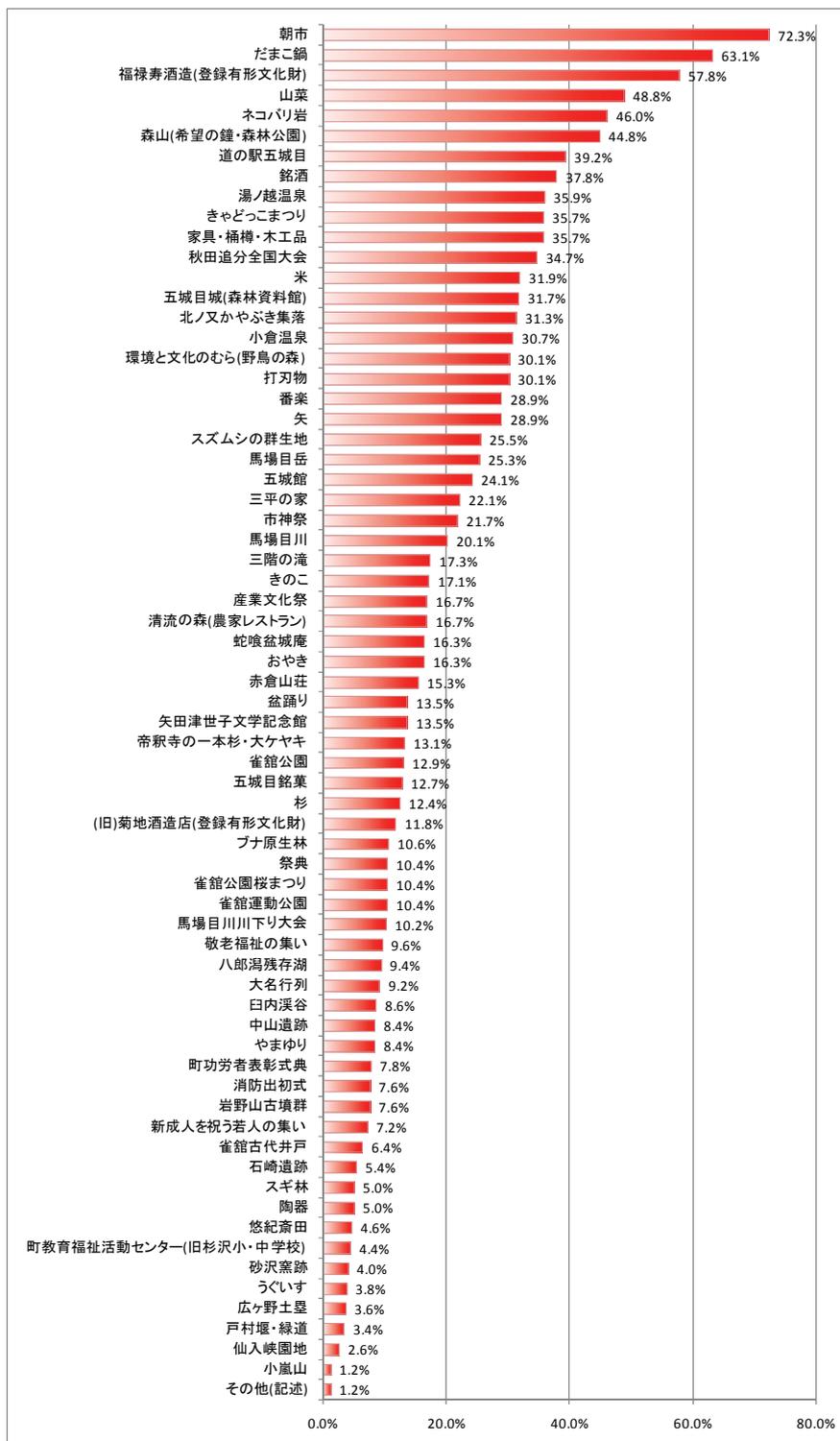


図 1-7-1 自慢できる風景や文化

(2) 地域のくらしやサービスの満足度

・「山、川等の自然環境の豊かさ」が最も満足度が高く、次いで「ごみ収集・処理状況」となっている。逆に「まちのにぎわい」に関しては満足度が低く、他には、「医療・福祉施設の利便性」や「余暇を楽しめる催しや機会、施設」などが低い満足度となっている。

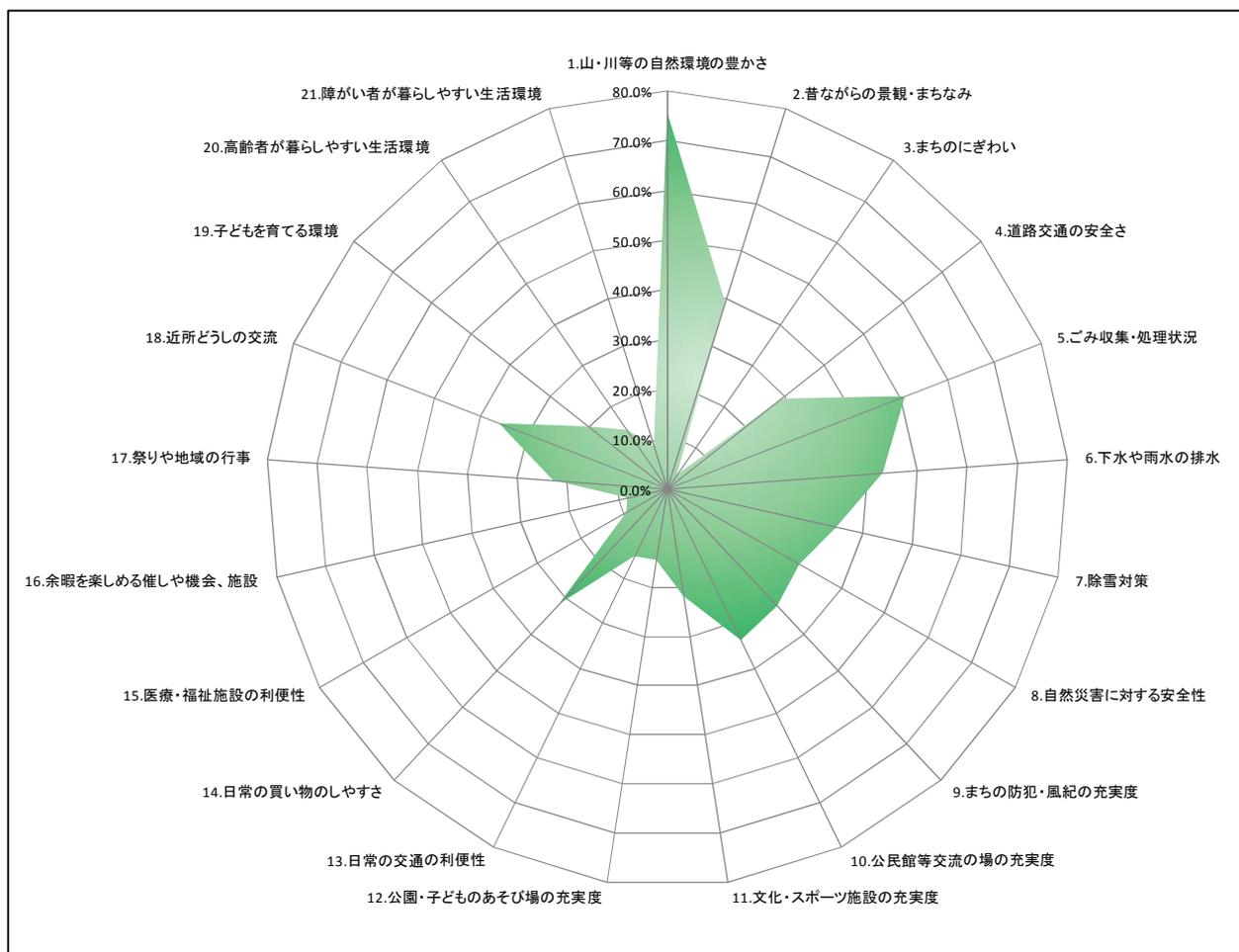


図 1-7-2 くらしやサービスの満足度

8. 上位計画の整理

都市計画マスタープランの策定に係る上位計画を以下に整理する。

(1) 秋田県の計画

①ふるさと秋田元気創造プラン

策定年月日	平成 22 年 3 月
計画期間	平成 22 年度～25 年度
将来ビジョン	<ol style="list-style-type: none"> 1 時代潮流と秋田の可能性 2 4 年間に創造する“秋田の元気” 3 みんなで目指す 10 年後の秋田
戦略	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業経済基盤の再構築戦略 <ul style="list-style-type: none"> ●電子部品・デバイス産業のパワーアップ ●輸送機械や医療機器などの新たなリーディング産業の育成と地域に根ざした産業の振興 ●環境調和型社会に向けた産業の集積 ●戦略的展開による食品産業の振興 ●人・モノの交流促進によるビジネスの拡大 ●企業誘致等による産業集積の促進 ●産業人材の育成 2 融合と成長の新農林水産ビジネス創出戦略 <ul style="list-style-type: none"> ●秋田の強みを発揮できる販売環境づくり ●新農林水産ビジネスの展開を支える基盤づくり ●需要創造力と訴求力を兼ね備えた産地づくり ●他産業との融合による多様な付加価値の創出 3 県民参加による脱少子化戦略 <ul style="list-style-type: none"> ●全ての県民が少子化克服に向け積極的に行動する意識醸成と体制づくり ●若者が「ふるさと秋田」で誇りを持って暮らせる環境づくり ●夢を持ち安心して家庭を築ける環境づくり ●安心とゆとりを持って子育てを楽しめる環境づくり 4 いのちと健康を守る安全・安心戦略 <ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病予防の推進 ●総合的ながん対策の推進 ●心の健康づくり・自殺予防対策の推進 ●医療提供体制の整備 ●県民の公平な受診機会の確保 5 協働社会構築戦略 <ul style="list-style-type: none"> ●県民の多様な活動への参加促進と協働の推進 ●協働の取組と新ビジネスの展開による地域活力の創造 ●行政と多様な主体との協働の推進

②都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

<五城目都市計画>

策定年月日	平成16年4月
計画期間	平成12年～32年
都市計画区域の位置づけ、役割等	本区域は、秋田広域都市圏の中でも、居住環境に優れた都市であることから、良好な自然環境のもとで、日常生活サービス機能を隣接地域と補完し合い、快適な生活が実現する区域として位置づける。
都市計画区域の将来像	本区域の位置づけ、役割等を踏まえ、おおむね20年後の将来像を次のとおりとする。 ～朝市のにぎわいがあり、森林と温泉によっていやされるまち～ 500年の歴史をもつ朝市を通して住民と住民、住民と観光客がふれあい、森林をはじめ豊かな自然環境に囲まれた快適な都市環境とともに、森林や温泉等を活用した癒しの空間を有しているまちを目指す。
都市計画区域の目標	本区域における将来像の実現に向け、都市計画区域の目標を次のとおりとする。 ①豊かな緑に囲まれ、心が癒される都市環境づくり 本区域が有する森林の環境や景観を保全し、豊かな緑に囲まれ、心が癒される都市環境の形成を目指す。 ②コンパクトで暮らしやすい都市づくり 急速な人口減少と進行する高齢化に対応して、都市機能をコンパクトに配置し、機能的で暮らしやすい都市を目指す。 ③伝統とにぎわいが感じられる都市づくり 中心市街地において、伝統ある朝市の再生を図ることにより、買い物客や観光客など、人々の賑わいに溢れる都市を目指す。 ④交流と連携の促進による活力ある都市づくり 高速交通体系との連絡性の向上などにより、市街地の利便性を高めるとともに、他圏域との交流と連携の促進による活力ある都市を目指す。
目標とする市街地像	本区域における市街地像の目標を次のとおりとする。 ①「豊かな緑に囲まれ、心が癒される都市環境づくり」に向けた市街地の形成 ②「コンパクトで暮らしやすい都市づくり」に向けた市街地の形成 ③「伝統とにぎわいが感じられる都市づくり」に向けた市街地の形成 ④「交流と連携の促進による活力ある都市づくり」に向けた市街地の形成

(2) 五城目町の計画

①五城目町新世紀総合発展計画

策定年月日	平成14年3月
計画期間	平成14年度～23年度
基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ●街づくりの基本姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ①土地開発や土地利用、あらたな視点での活力ある賑わいの拠点づくり ②循環型農業の確立で、品質の向上とブランド品の創出 ③観光開発や多様な起業支援で、産業の振興と雇用の創出 ④豊かな自然など、立地条件をいかした滞在型交流の環境づくり ⑤風土や文化遺産、先達を活用したこだわりのまちづくり ⑥都市交流、国際交流の新たな展開 ⑦町民と協働し、自主自立の地域づくり ●基本理念 <p>「環境の世紀」「産業の世紀」「人間の世紀」「希望の世紀」「信頼の世紀」の5つに定め、自然にやさしく、人健やかにしてやすらぎ、産業が息づき、明るく文化の香り高い風土の形成と、多くの人々が交流する五城目町を目指し「思いやりと活力に満ちたふるさと創出」を基本理念としている。</p> ●将来像 <ul style="list-style-type: none"> ①交通システムの形成と広がる生活圏 ②ふれあい、賑わう多彩な交流空間 ③歴史と伝統を育む匠の里 ④人々が健康で明るく活力に満ちたふるさと
政策	<ul style="list-style-type: none"> ●自然にやさしい「環境の世紀」へ <p>道路交通網や上下水道などの生活環境の整備、豊かな自然や公園、緑地のふれあいとやすらぎ空間の整備、自然環境の保全や資源を大切にす循環型整備のため、次の基本施策を促進。</p> ●飛躍する「産業の世紀」へ <p>産業の活力を高め、雇用の更なる増大に向けて、個性と独自性に富んだ企業活動や新たな起業への支援施策を強化しながら地場産業の振興を図り、まちの活力をさらに高める。</p> ●心やすらぎ、健やかに暮らせる「人間の世紀」へ <p>福祉、保険、医療が一体となった障害健康対策の充実強化とともに、火災や災害、交通事故や犯罪を防止し、町民の命と財産を守り、明るく健やかな安全安心のまちを目指す。</p> ●学び育み、創出する「希望の世紀」 <p>教育環境の整備や文化遺産の保存、公開とともに芸術活動を高める環境整備や生きがいを育む障害学習の充実など人材豊かにして文化の薫るまちを目指す。</p> ●町民ともに歩む「信頼の世紀」へ <p>町民参加の開かれた行政促進や新たな都市交流、国際交流の展開、さらには、情報通信技術の普及とで市自治体への対応や地方分権、市町村合併や広域事業への対応など、より透明度の高い個性ある健全なまちを目指す。</p>

②五城目町国土利用計画

策定年月日	平成10年12月																																																																																																														
計画期間	平成7年度～平成17年度 (中間目標年次：平成12年、基準年次：平成7年)																																																																																																														
将来人口・世帯数	人口：およそ15,700人 世帯数：およそ4,700世帯																																																																																																														
利用区分ごとの規模の目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th>平成7年</th> <th>平成12年</th> <th>平成17年</th> <th colspan="2">構成比</th> <th>伸び</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>平成7年</th> <th>平成17年</th> <th>17年/7年</th> </tr> <tr> <th>ha</th> <th>ha</th> <th>ha</th> <th>%</th> <th>%</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農用地</td> <td>1,947</td> <td>1,896</td> <td>1,866</td> <td>9.1</td> <td>8.7</td> <td>95.8</td> </tr> <tr> <td> 農地</td> <td>1,947</td> <td>1,896</td> <td>1,866</td> <td>9.1</td> <td>8.7</td> <td>95.8</td> </tr> <tr> <td> 採草牧草地</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>森林</td> <td>17,706</td> <td>17,694</td> <td>17,689</td> <td>82.4</td> <td>82.3</td> <td>99.9</td> </tr> <tr> <td>原野</td> <td>67</td> <td>67</td> <td>67</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>水面・河川・水路</td> <td>510</td> <td>510</td> <td>509</td> <td>2.4</td> <td>2.4</td> <td>99.8</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>440</td> <td>484</td> <td>499</td> <td>2.0</td> <td>2.3</td> <td>113.4</td> </tr> <tr> <td>宅地</td> <td>314</td> <td>331</td> <td>348</td> <td>1.4</td> <td>1.6</td> <td>110.8</td> </tr> <tr> <td> 住宅地</td> <td>218</td> <td>226</td> <td>234</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>107.3</td> </tr> <tr> <td> 工業用地</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>36</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>120.0</td> </tr> <tr> <td> 事業所・店舗等 その他住宅地</td> <td>66</td> <td>75</td> <td>78</td> <td>0.3</td> <td>0.4</td> <td>118.2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>510</td> <td>512</td> <td>516</td> <td>2.4</td> <td>2.4</td> <td>101.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,494</td> <td>21,494</td> <td>21,494</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成7年	平成12年	平成17年	構成比		伸び				平成7年	平成17年	17年/7年	ha	ha	ha	%	%	%	農用地	1,947	1,896	1,866	9.1	8.7	95.8	農地	1,947	1,896	1,866	9.1	8.7	95.8	採草牧草地	0	0	0	0.0	0.0	-	森林	17,706	17,694	17,689	82.4	82.3	99.9	原野	67	67	67	0.3	0.3	100.0	水面・河川・水路	510	510	509	2.4	2.4	99.8	道路	440	484	499	2.0	2.3	113.4	宅地	314	331	348	1.4	1.6	110.8	住宅地	218	226	234	1.0	1.1	107.3	工業用地	30	30	36	0.1	0.1	120.0	事業所・店舗等 その他住宅地	66	75	78	0.3	0.4	118.2	その他	510	512	516	2.4	2.4	101.2	合計	21,494	21,494	21,494	100.0	100.0	-
区分	平成7年		平成12年	平成17年	構成比		伸び																																																																																																								
					平成7年	平成17年	17年/7年																																																																																																								
	ha	ha	ha	%	%	%																																																																																																									
農用地	1,947	1,896	1,866	9.1	8.7	95.8																																																																																																									
農地	1,947	1,896	1,866	9.1	8.7	95.8																																																																																																									
採草牧草地	0	0	0	0.0	0.0	-																																																																																																									
森林	17,706	17,694	17,689	82.4	82.3	99.9																																																																																																									
原野	67	67	67	0.3	0.3	100.0																																																																																																									
水面・河川・水路	510	510	509	2.4	2.4	99.8																																																																																																									
道路	440	484	499	2.0	2.3	113.4																																																																																																									
宅地	314	331	348	1.4	1.6	110.8																																																																																																									
住宅地	218	226	234	1.0	1.1	107.3																																																																																																									
工業用地	30	30	36	0.1	0.1	120.0																																																																																																									
事業所・店舗等 その他住宅地	66	75	78	0.3	0.4	118.2																																																																																																									
その他	510	512	516	2.4	2.4	101.2																																																																																																									
合計	21,494	21,494	21,494	100.0	100.0	-																																																																																																									
利用区分別の町土利用の基本方向	<p>①農用地：農業生産力の維持強化に向けて必要な農用地の確保と整備を図る。</p> <p>②森林：水質源かん養、保険休養、自然環境の保全等の公益的機能を総合的に発揮しうる持続可能な森林経営の確立に向け、必要な森林の保全・整備を図る。</p> <p>③原野：貴重な自然環境を形成しているものについて生態系及び景観の維持等の観点から保全を図る。</p> <p>④水面・河川・水路：河川氾濫等の災害に対する安全性の確保、恒久的な水資源開発、農業用排水路の整備等に要する用地の確保、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境等多様な機能の維持・向上を図る。</p> <p>⑤道路：町土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。</p> <p>⑥住宅地：世帯数の増加や高齢化の進行等の動向に対応しつつ生活関連施設の整備を計画的に進めながら必要な用地の確保を図る。</p> <p>⑦工業用地：企業誘致等による工場の立地動向に対応しながら、環境の保全等に配慮した就労の場の確保と町民所得の向上を目指して、工業の振興に必要な用地の確保を図る。</p> <p>⑧その他の宅地：経済のソフト化・サービス化に対応して、必要な用地の確保を図る。</p> <p>⑨公用・公共用地：耐災性の確保と災害時における施設の活用を考慮する。</p> <p>⑩レクリエーション用地：自然環境の保全を図りながら計画的な整備を推進する。</p>																																																																																																														

③五城目町中心市街地活性化基本計画

策定年月日	平成 15 年 3 月
中心市街地の区域	面積：約 154.96ha 区域人口：1,944 人、区域内世帯：733 世帯、店舗数：191 店舗
将来像	「木ごころの知れた“ぬくもり”と“ふれあい”のある町 五城目 朝市と、木と、蔵と、そこに暮らす人、訪れる人の街づくり」
基本方針	<p>①地域資源を活かした風土に溶け込む街づくりを進めます。(街全体) 森林資源を活用して、地域の歴史や気候、文化等が織りなす固有の風土に溶け込む街づくりを進めます。 特に、施設づくり、モノづくり、教育活動、観光等「こだわりのある街づくり」を進めます。</p> <p>②魅力あふれるまちづくりを進めます。(街並み整備) 街ならではの魅力の再発見に努め、地域全体での魅力あふれるまちづくりを進めます。 特に、中心市街地内に多く点在する蔵、水辺、小路、緑等を活用しながら訪れる人々を魅了する街づくりを進めます。</p> <p>③「気」にかけた「気」になる街づくりを進めます。(店舗・人づくり) 人のこころを気にかけて、一つ先の親切が行える街づくりを進めます。 また、町の雰囲気は人々の心に大きく結び付きます。「また行きたい」と感じさせる「気になる」魅力的な店舗が集う街づくりを目指します。</p> <p>④「喜」に満ちた街づくりを進めます。(多世代居住、EPA・サイン) 街に住む人、町を訪れる人々が喜び、うれしさを享受できる街づくりを進めます。 そこに暮らす人、訪れる人々が快適でしかも喜びを感じられる街づくりを進めます。</p> <p>⑤訪れる人がわくわく・ときどきする街づくりを進めます。(企画・運営) 本物の魅力と日々変化する躍動が訪れる人々を魅了します。地に足のついた継続的なイベント、戦略的なPR、「とにかくいつでもあそこに行けば」と思われる、わくわく、ときどきする企画にあふれた街づくりを検討します。</p> <p>⑥参加型の街づくりを実践します。 町民の手による街づくり、町民の知恵による街づくり、町民の思いがこもった街づくりを進めます。特に、主体となって物事を決め、実施に取り組んでいく参加・実践型の街づくりを進めます。</p>
目標	<p>○歴史と風土を活かした潤いのある街</p> <p>○歩いて楽しい、発見のある魅力的な街</p> <p>○魅力的な人と店舗が集う商店街</p> <p>○住む人、訪れる人が快適な街</p> <p>○自然と歴史の魅力で人々を魅了する街</p> <p>○町民の知恵と思いと行動力による中心市街地</p>

第2章 人口と就業者の将来予測

五城目町を取り巻く社会経済情勢は日々変化し、本格的な「少子高齢社会」やリーマンショックから端を発した「全国的な大不況」、その影響からの「過去最大の就職難」となり、地方からの若者離れが深刻化してきている。

都市計画においても、これまでの右肩上がりの時代における人口増加を前提としたまちの拡大方向から、持続可能なまちづくりをめざして、過去の経緯や実績を踏まえた各項目の将来予測を行うこととする。

1. 人口の予測

五城目町における、今後の人口増減のフレームの策定を行った。

予測には国立社会保障・人口問題研究所（平成17年国勢調査を基）の推計データを採用し、人口の予測値とした。また、参考までに平成22年の国勢調査（速報値）を用いて、近似式による推計も同時に行った。

以上の将来人口の予測結果を表2-1に示す。

表2-1 人口の推計値

単位：人

年	実績値	参考値							
		採用値 人間研	直線	2次関数	分数	対数	べき乗	指数	ロジスティック
H2 (1990)	14,161								
H7 (1995)	13,371								
H12 (2000)	12,372								
H17 (2005)	11,678								
H22 (2010)	10,517								
H27 (2015)		10,113	9,726	9,507	9,741	9,733	9,929	9,923	9,357
H32 (2020)		9,274	8,827	8,390	8,859	8,843	9,236	9,224	8,182
H42 (2030)		7,605	7,031	5,970	7,107	7,069	7,995	7,970	5,909

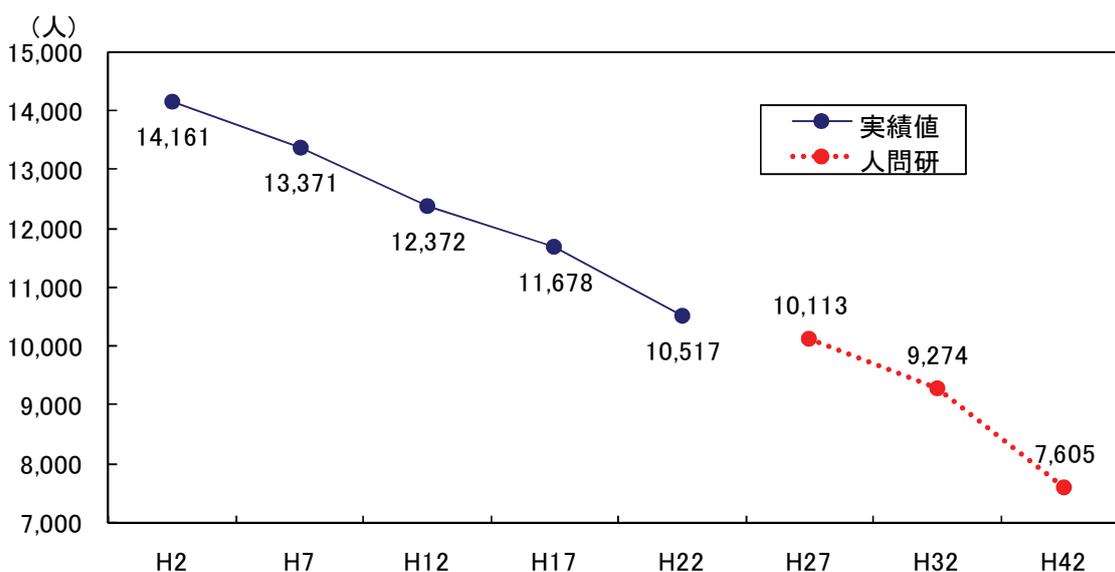


図2-1 人口の趨勢と将来推計

2. 世帯数の予測

世帯数の予測については、世帯人員から推計を行った。

世帯人員による推計は、世帯人員は人口世帯と比例しており、人口に世帯人員（世帯に占める人口）を除くことによって世帯数を求める手法で、 $\text{世帯数} = \text{人口} \div \text{世帯人員}$ によって算出する。

世帯人員の推計は重相関係数が高い関数式を使用し、推計をする。

表 2-2 将来世帯人員の推計値

単位：人

	実績値	直線	2次関数	分数	対数	べき乗	指数	ロジスティック
H2 (1990)	3.65	3.65	3.66	3.65	3.65	3.66	3.66	3.65
H7 (1995)	3.46	3.43	3.43	3.43	3.43	3.43	3.43	3.43
H12 (2000)	3.19	3.22	3.21	3.22	3.22	3.20	3.21	3.21
H17 (2005)	3.00	3.01	3.00	3.01	3.01	3.00	3.00	3.00
H22 (2010)	2.81	2.79	2.80	2.79	2.79	2.81	2.81	2.80
H27 (2015)		2.58	2.62	2.58	2.58	2.63	2.63	2.60
H32 (2020)		2.37	2.44	2.37	2.37	2.46	2.46	2.41
H42 (2030)		1.94	2.11	1.96	1.95	2.16	2.15	2.06
重相関係数		0.99820	0.99861	0.99828	0.99825	0.99868	0.99869 (MAX)	0.99857

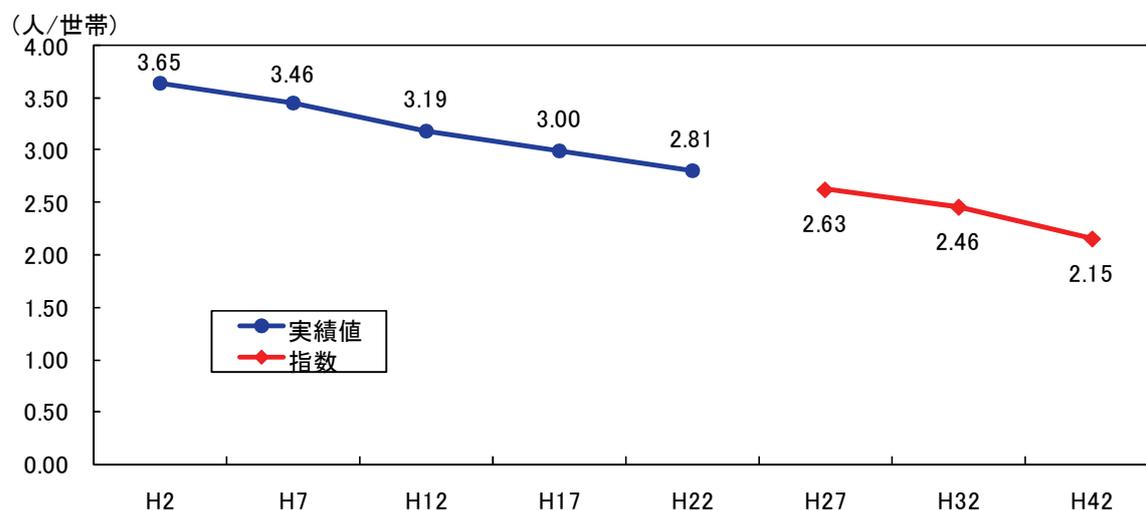


図 2-2 世帯人員の将来推計

3. 人口及び世帯の将来予測結果

先に算出した人口及び世帯人員より世帯数を算出し、五城目町の将来予測を表2-3に整理した。

表2-3 将来予測結果

	実績				推計値	推計値	推計値
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成42年
	国調	国調	国調	国調			
総人口(人)	13,371	12,372	11,678	10,517	10,113	9,274	7,605
総世帯数(世帯)	3,870	3,880	3,891	3,748	3,852	3,775	3,536
平均世帯人員 (人/世帯)	3.46	3.19	3.00	2.81	2.63	2.46	2.15

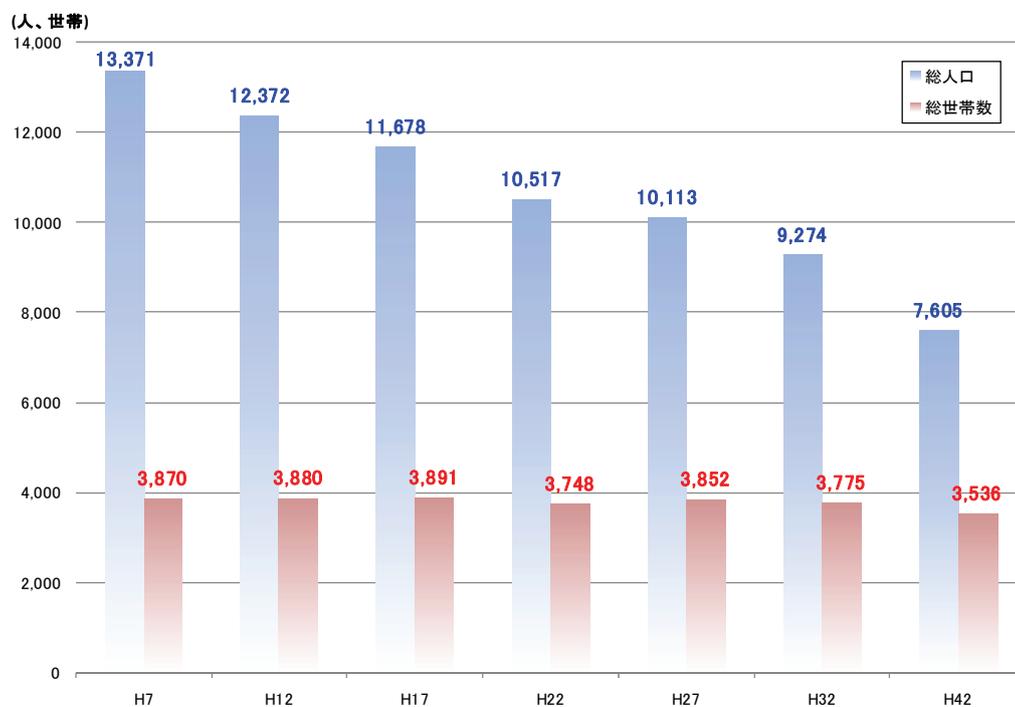


図2-3 将来予測結果

以上のことから、平成42年には人口7,605人まで減少することが予測され、また、世帯数は平成42年には3,536世帯まで減少する事が予測される。

4. 就業者の予測

就業者の予測に関しては、全人口に対する就業者人口の比率について将来値を予測した上で、産業大分類（3区分）別の就業者数の比率により、各産業の就業者の将来予測を推計する。

(1) 就業率の推計

就業率の将来推計においては、これまでの推移を基にトレンド推計の線形近似により就業率の推計値を求めた。

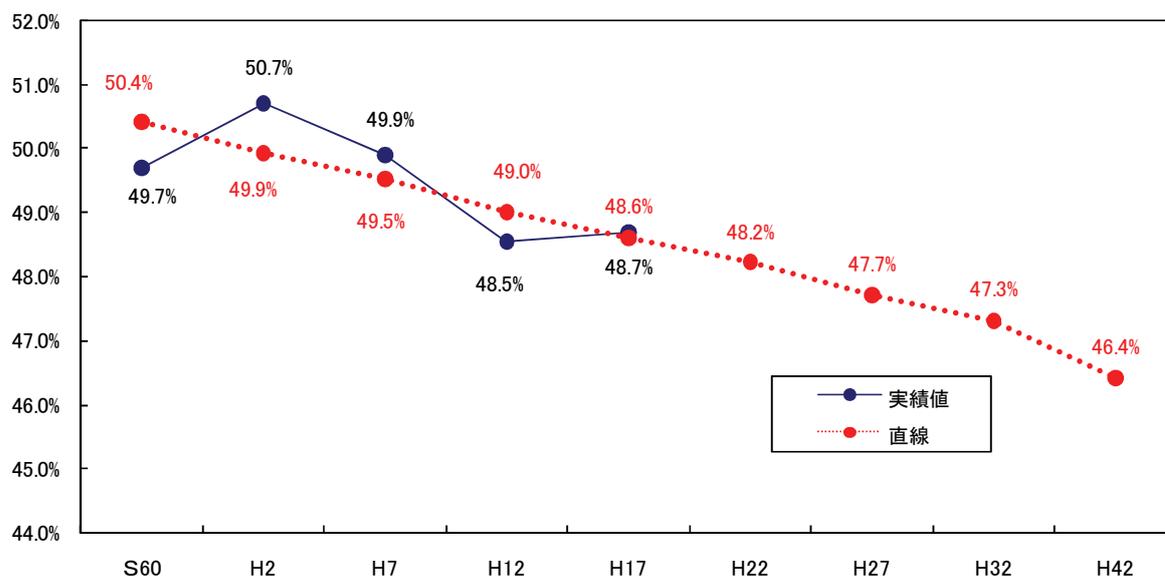


図2-4 将来就業率の推計値

上記により、推計された就業者に対して人口問題研究所で推計した人口を用いて予測される就業者数を算出する。

表2-4 将来就業者数

年号		就業者数	全人口	就業率
S60	(1985)	7,483	15,047	49.7%
H2	(1990)	7,182	14,161	50.7%
H7	(1995)	6,670	13,371	49.9%
H12	(2000)	6,004	12,372	48.5%
H17	(2005)	5,684	11,678	48.7%
H22	(2010)	5,069	10,517	48.2%
H27	(2015)	4,824	10,113	47.7%
H32	(2020)	4,387	9,274	47.3%
H42	(2030)	3,529	7,605	46.4%

(2) 各産業の就業者数の推計

各産業の就業者数の推計に関しては第一・二次産業の割合を推計し、その割合（100%に対して）の残りを第三次とする事とする。

①第一次産業比率の推計

第一次産業については、直近の15年分の数値を見ると、あまり大きく減少していないことから、下げ止まっていると考えられる。このため直近の3点を使ってトレンド推計の線形近似により就業率の推計値を求めた。

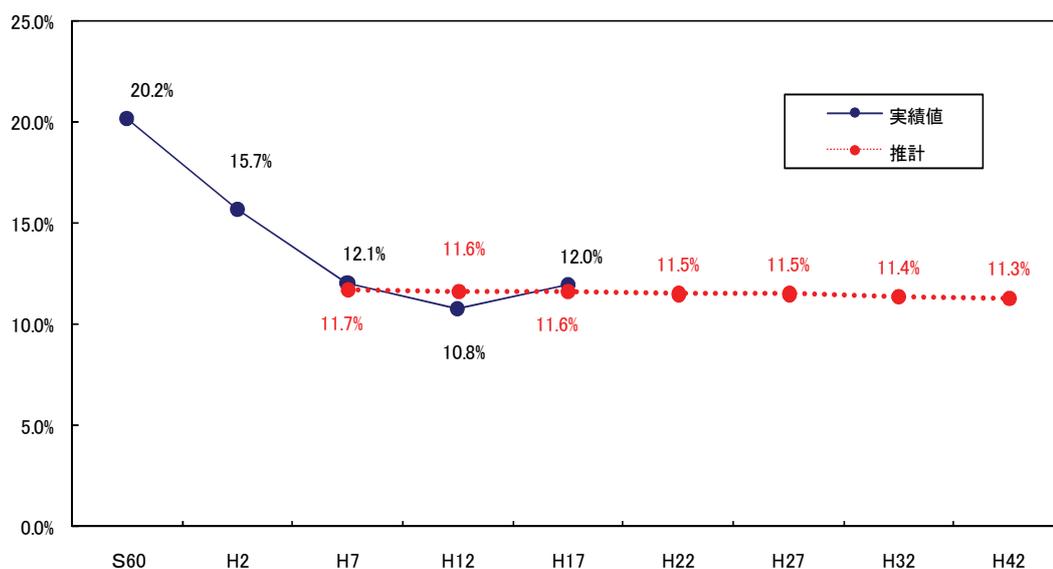


図 2-5 第一次産業比率の推計値

②第二次産業比率の推計

第二次産業については、これまでの推移を基にトレンド推計の線形近似により就業率の推計値を求めた。

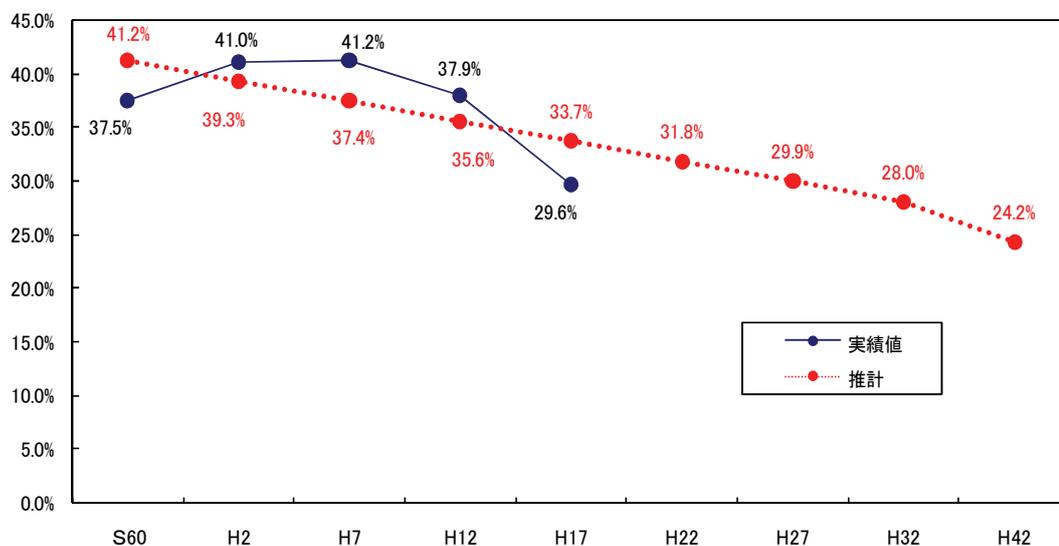


図 2-6 第二次産業比率の推計値

③第三次産業比率の推計

以上の結果から第一・二次産業の割合を推計し、その割合（100%に対して）の残りを第三次産業の数値として算出する。

表 2-5 第三次産業の推計値

		第一次産業	第二次産業	第三次産業
S60	(1985)	20.2%	37.5%	42.3%
H2	(1990)	15.7%	41.0%	43.3%
H7	(1995)	12.1%	41.2%	46.7%
H12	(2000)	10.8%	37.9%	51.3%
H17	(2005)	12.0%	29.6%	58.4%
H22	(2010)	11.5%	31.8%	56.7%
H27	(2015)	11.5%	29.9%	58.6%
H32	(2020)	11.4%	28.0%	60.6%
H42	(2030)	11.3%	24.2%	64.5%

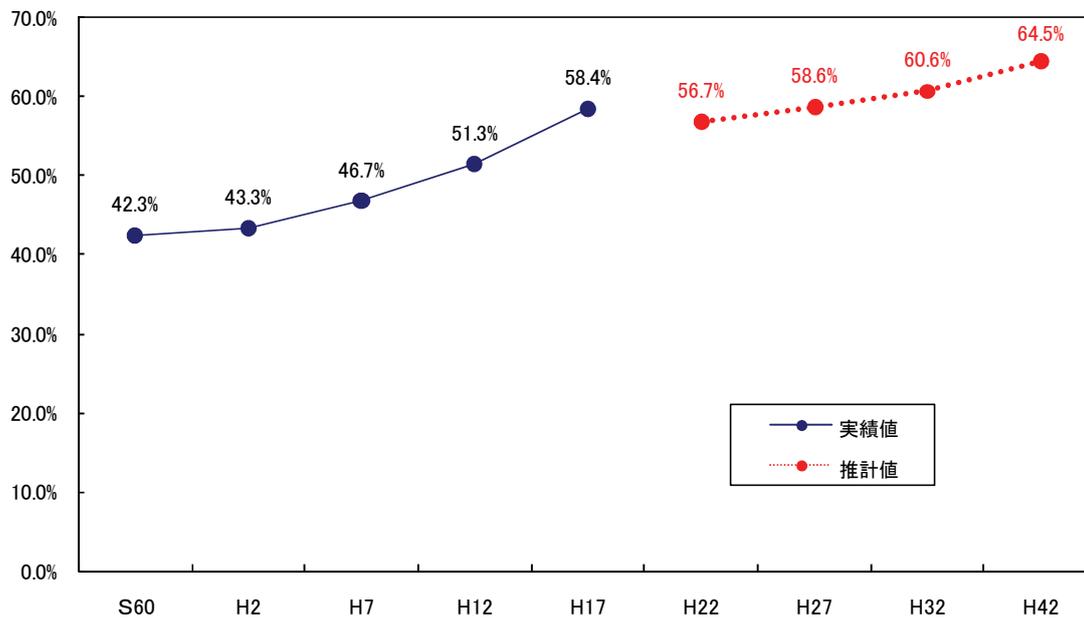


図 2-7 第三次産業の推計値

5. 就業者の将来予測結果

先に算出した各産業就業者の将来予測を表2-6に整理をする。

表2-6 経済の将来予測

(単位：人)

	実績	実績	実績	実績	実績	推計値	推計値	推計値	推計値
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成42年
	国調	国調	国調	国調	国調				
第一次産業	1,514	1,130	809	646	681	583	555	500	399
第二次産業	2,804	2,945	2,745	2,275	1,685	1,612	1,442	1,228	854
第三次産業	3,165	3,107	3,116	3,083	3,318	2,874	2,827	2,659	2,276
合計	7,483	7,182	6,670	6,004	5,684	5,069	4,824	4,387	3,529

(単位：人)

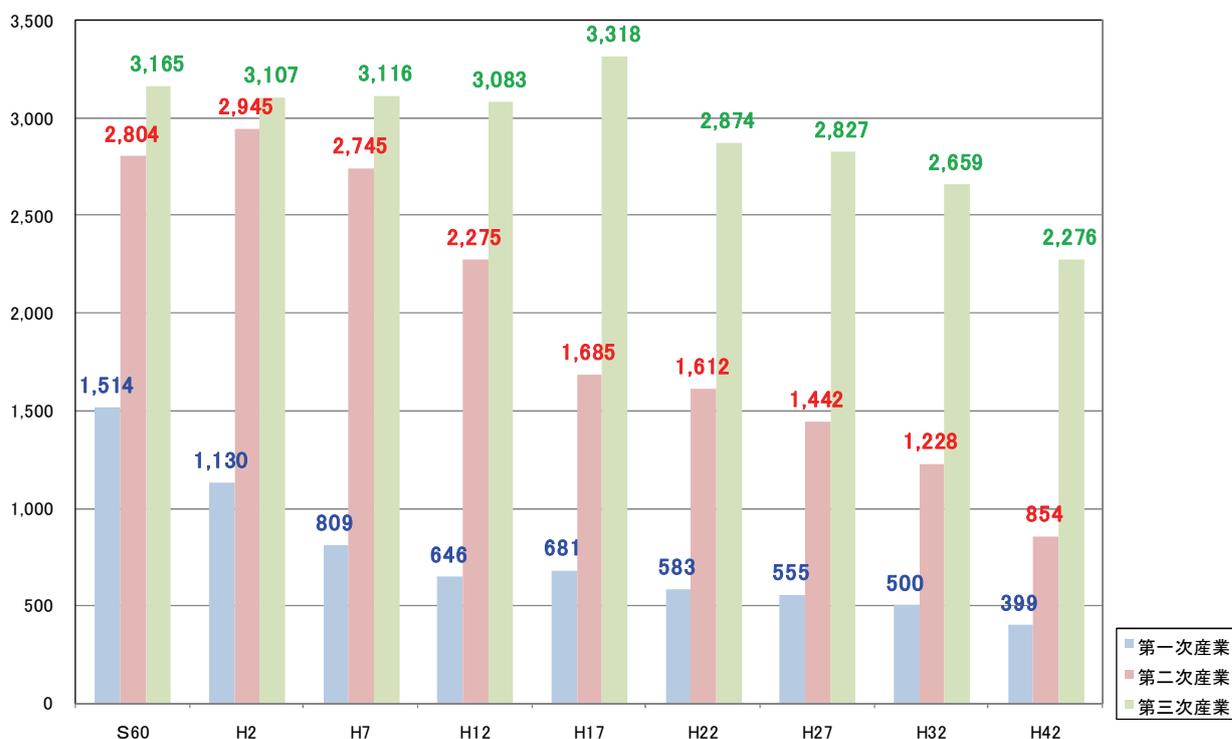


図2-8 就業者の将来予測

以上より平成42年度では、第一次産業は399人、第二次産業では854人、第三次産業では2,276人と推計される。

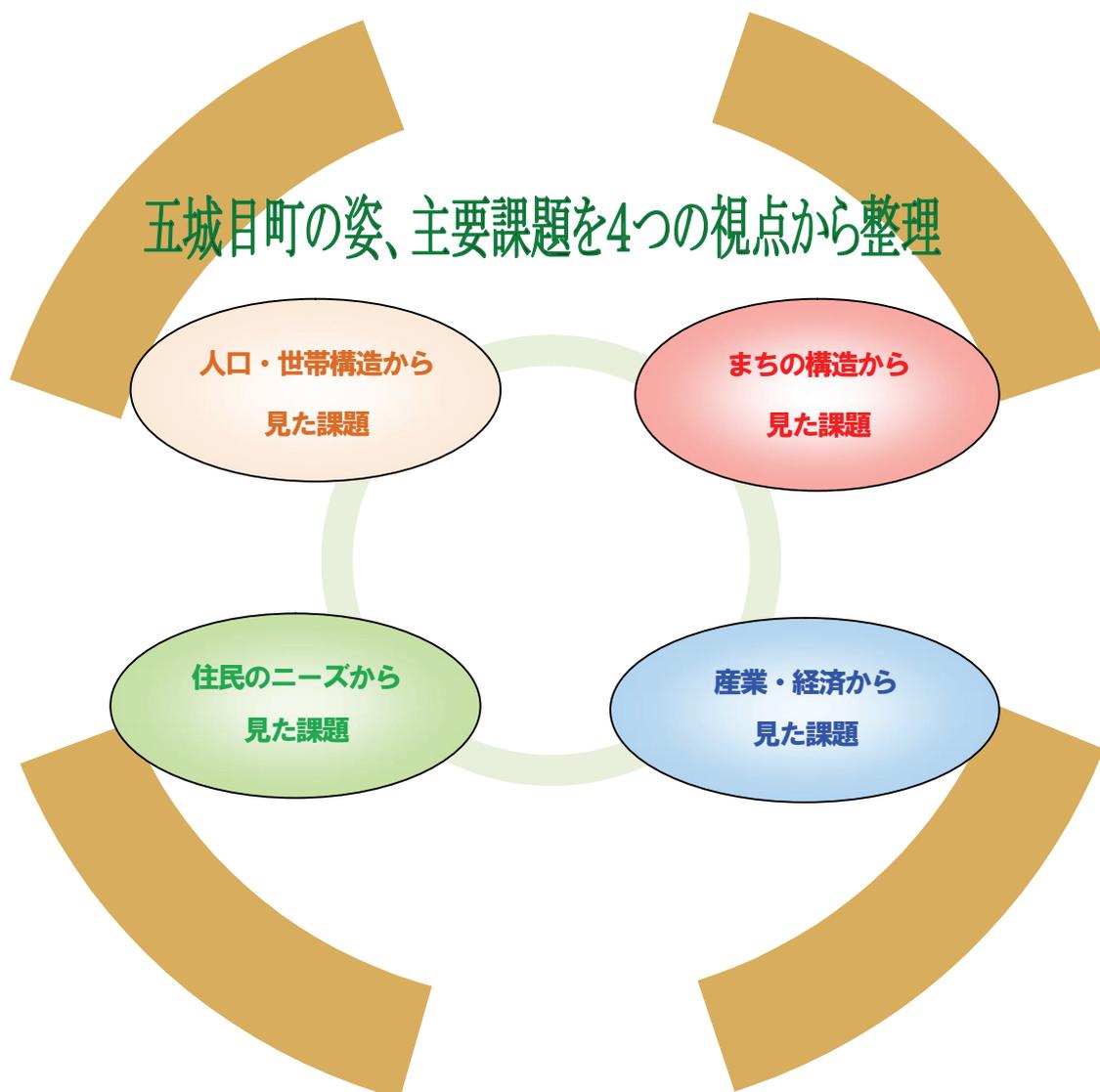
産業出荷額と同様に第一産業と第二次産業の比率と就業者共に減少し、第三次産業の比率が増加し就業者数は減少する事が予測される。就業者数の絶対数が減少しており、第三次産業への移行が顕著に表れてくる結果が予測される。

第3章 五城目町の主要な課題

前項で整理した現況と人口・産業の将来推計を踏まえ、問題点を抽出し、今後のまちづくりにおいて必要と考えられる主要課題を整理する。

課題抽出にあたっては、社会経済情勢など考慮し、本格的な「少子高齢社会」「国際化社会」「高度情報化社会」などの流れを受けて、居住地選択の多様化、価値観・意識の変化、家庭・コミュニティの役割の増大、消費生活の変貌、教育と学習の生涯化、居住環境・住宅に対する欲求の質的变化と多様化が予測される。

また、都市計画においても、これまでの右肩上がりの時代における人口増加を前提とした方向から、持続可能なまちづくりが求められており、ここでは4つの視点から課題を整理する。



1. 人口・世帯構造から見た課題

表3-1 人口の推移

単位：人、世帯

		総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	総世帯数 (世帯)
五 城 目 町	昭和60年	15,047	2,722	10,019	2,306	3,891
	平成2年	14,161	2,239	9,261	2,661	3,883
	平成7年	13,371	1,801	8,446	3,124	3,870
	平成12年	12,372	1,444	7,418	3,510	3,880
	平成17年	11,678	1,166	6,629	3,879	3,891
秋田県(H17)		1,145,501	142,507	694,288	308,193	393,038

出典：国勢調査各年版

◆人口と世帯数の推移：人口は減少。世帯数は微増。

年々人口は減少している。

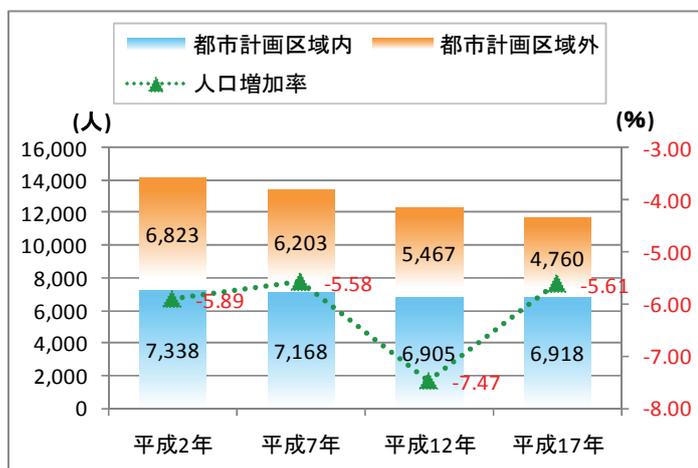


図3-1 人口の推移

総世帯数は、平成7年以降は増加傾向であり、世帯人員は年々減少している。

平成17年には3.00人/世帯と世帯分離が進んでいる。

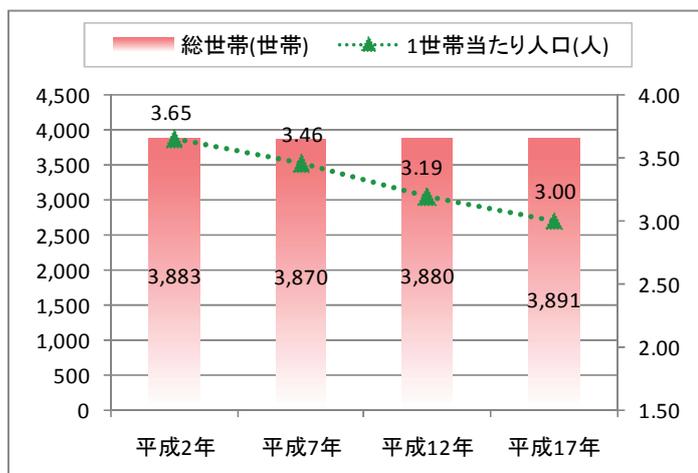


図3-2 世帯数の推移

◆アンケートの定住意向：「ずっと住み続けたい」が半数以上と高い定住意向となっている。

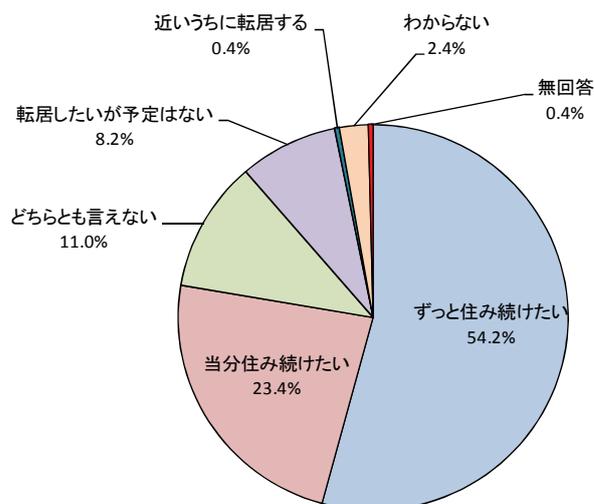


図3-3 定住意向

【現状及び問題点】

- ・前頁表3-1を見ると、昭和60年から平成17年までの20年間に3,369人の人口が減少している。
- ・年少人口だけでなく、働き盛りの生産年齢人口も減少している。
- ・定住意向は比較的高い水準である。（アンケート結果より）
- ・世帯数はほぼ横ばいであるが、世帯人員数は減少傾向にあり、核家族化が進行している。

【人口・世帯構造から見た課題】

- ・高齢者はもちろん、全ての人々が元気に安心して暮らせる環境整備を進める必要がある。またお年寄りの知恵を活用して、伝統工芸などの技術を活用することなどが望まれる。
- ・まちの活力を維持していくために、定住促進を図り、安心して子供を産み、育てる事が出来る環境づくりなどが望まれる。
- ・人口減少と核家族化により地域活力が低下しているが、伝統的な家屋や家族形態が残されているまちである。隣近所などで互いに協力し合いながら、良好なコミュニティを形成し、地域を元気にする取り組みが望まれる。
- ・人口減少に歯止めをかけるために、雇用の確保が望まれる。

2. まちの構造から見た課題

◆都市の構造：馬場目川の平地を中心に都市が形成され発展している。用途地域は町の中心部に指定されている。

※平成21年度都市計画指導調査（基礎調査）業務、解析調査において土地利用現況について検討を行っており、その検討内容も参考に、都市計画マスタープランの観点から問題箇所を抽出した。

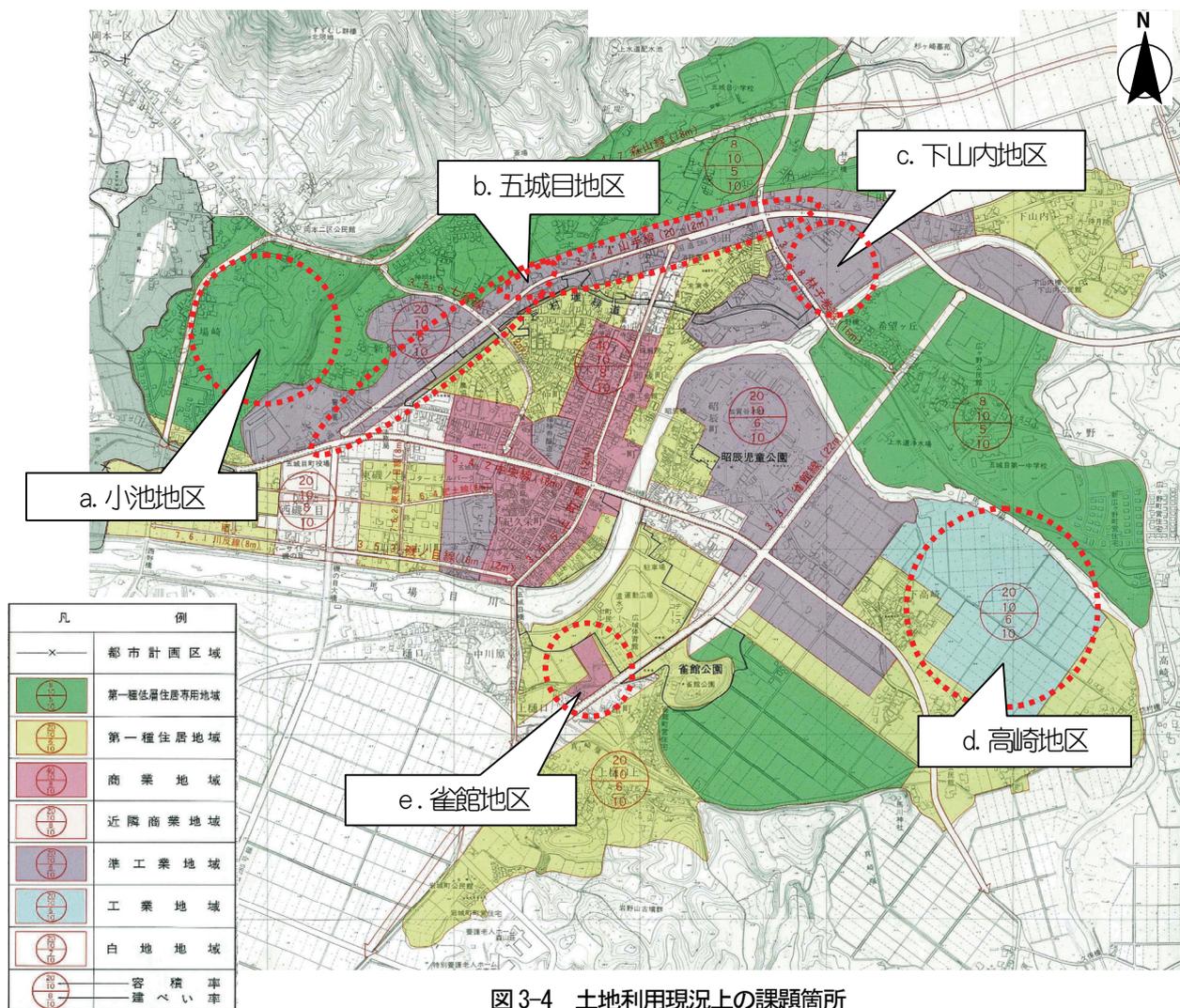


図3-4 土地利用現況上の課題箇所

- a：用途に指定されているが、現状何も利用されていない森林である。
- b：五城目地区の国道285号沿道は準工業地域となっているが、商業・業務用地や公共施設用地、住宅用地が混在している。
- c：国道285号下山内周辺では、比較的広範囲が準工業地域となっているが、商業業務用地、住宅用地などが混在している状況で、大規模未利用地が見られる。
- d：高崎地区の南東に工業地域が設定されているが現状は農地となっている。
- e：雀館地区の雀館運動広場周辺に商業地域が設定されているが、現状は公園エリアの公共空地となっている。

◆土地の構造と主要交通：8割以上は山地と緑豊かな地域。市街地は主要道路沿いなどに形成されている。

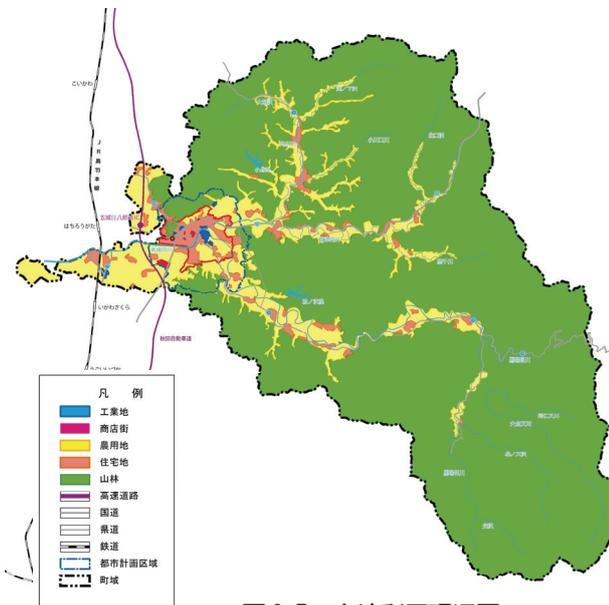


図3-5 土地利用現況図

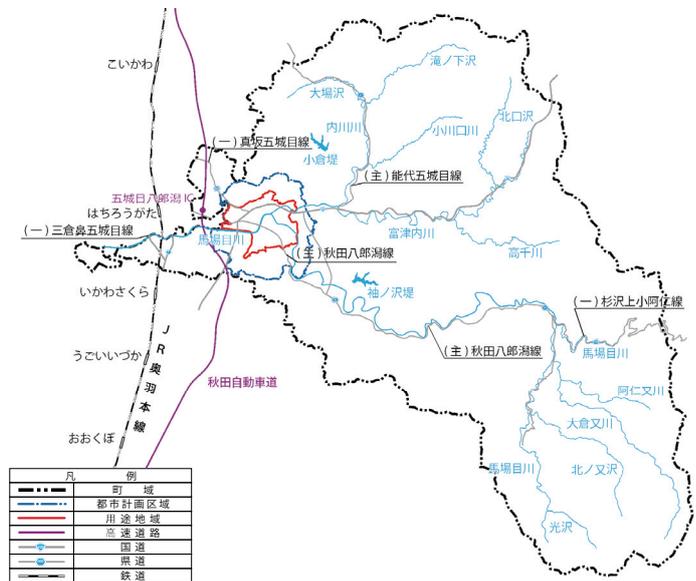


図3-6 主要交通図

【現状及び問題点】

- ・五城目町の大半が森林となっており、自然豊かな地域である。
- ・五城目町のシンボル森山からまちが一望できる。川と森林が調和し良好な農地が広がる地形。
- ・500年も続く伝統的な朝市があり、酒蔵などがまちに歴史的、景観的な趣を与えている。
- ・住民は自然環境に対する満足度が高く、将来のまちづくりについては、豊かな自然と調和を図ったまちづくりへの要望が高い。(アンケート結果より)
- ・市街地は、国道及び主要道路沿いや河川沿いに形成されている。現在、無秩序な市街化が進んでいる状況ではないが、まちの郊外には大型店舗が立地している。
- ・用途地域内に未利用地が存在する。

【まちの構造から見た課題】

- ・五城目町ならではの資源や伝統などの得意分野を、新たな産業や雇用の場の創出につなげていく事が望まれる。
- ・豊かな自然を今後とも保全するため、計画的な土地利用の誘導が望まれる。
- ・農地や森林は「産業基盤」としてだけでなく、「景観資源」「自然を学ぶ場」として、その良好な環境の保全と適切な活用が望まれる。
- ・市街地のスプロール化と豊かな田園風景の喪失を防ぐため、市街地周辺での開発を規制・誘導していくことが望まれる。
- ・今後のまちの発展等を考え、都市的土地利用と自然的土地利用のバランスのとれた適正な土地利用計画が望まれる。
- ・車社会の進展などによりバス路線の維持が困難となっており、交通の便の確保が望まれている。
- ・用途地域内に未利用地があるなど、用途の見直しを検討する事が望まれる。

3. 住民ニーズから見た課題

- ◆暮らしやすさ：一人あたりの施設数については、県平均と比べて大きな差異はない。
五城目町では比較的小売店や公民館数、福祉施設が多い。

表3-3 暮らしやすさの比較

項目	実数		人あたり		単位
	県	五城目町	県	五城目町	
公民館数	392	8	0.3	0.7	館/1000人あたり
小学校数	266	4	0.2	0.3	所/1000人あたり
中学校数	134	1	0.1	0.1	所/1000人あたり
小売店数(飲食店を除く)	14,130	165	12.3	14.1	件/1000人あたり
飲食店数	6,306	46	5.5	3.9	件/1000人あたり
大型小売店数	155	1	0.1	0.1	件/1000人あたり
一般病院数	62	0	0.1	0.0	所/1000人あたり
一般診療所数	817	8	0.7	0.7	所/1000人あたり
老人ホーム数	165	3	0.1	0.3	所/1000人あたり
道路実延長	23,344	257	20.4	22.0	m/1000人あたり
都市公園数	516	4	0.5	0.3	所/1000人あたり

資料：統計でみる市町村のすがた 2010

- ◆アンケートでは住み心地について、全体的に高い評価を得ている。

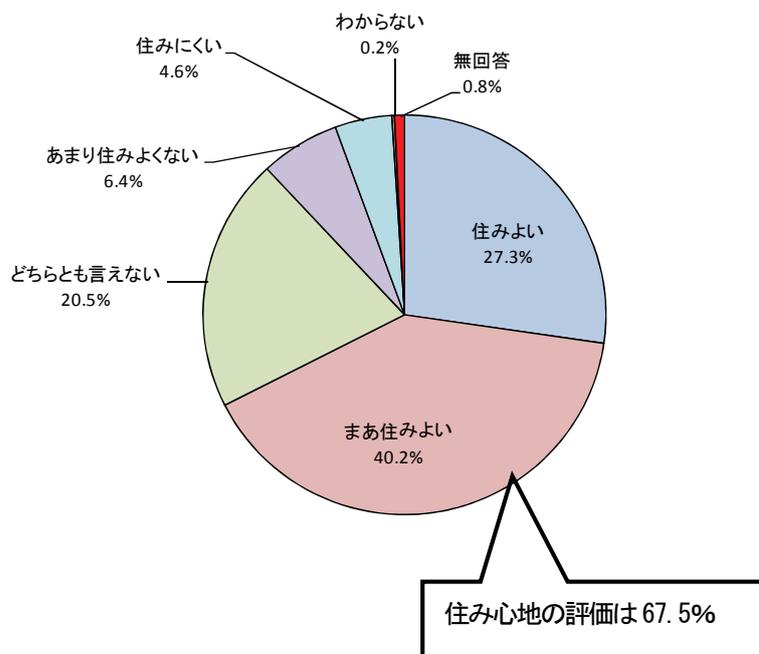


図3-7 住民アンケート結果

資料：都市計画マスタープラン策定
アンケートより

◆自然環境の豊かさやごみ収集・処理状況が高い評価を得ている。

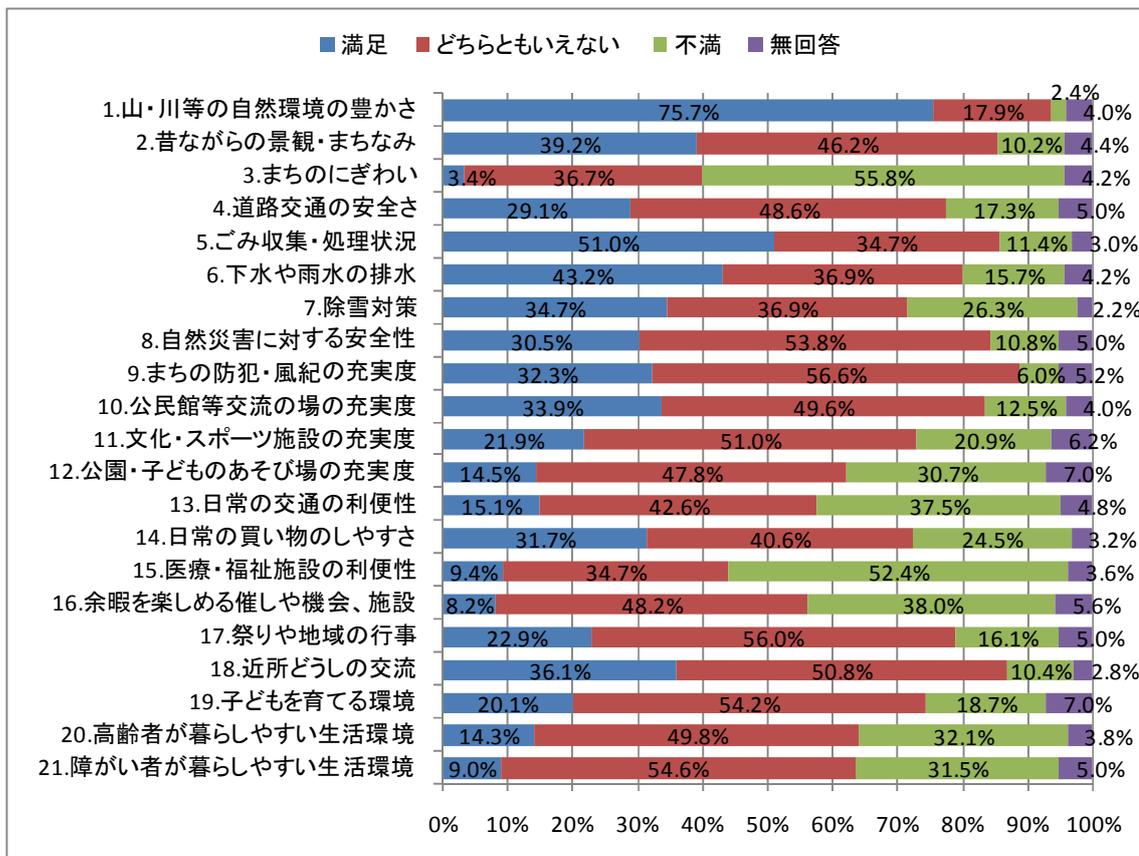


図3-8 暮らしの評価

資料：都市計画マスタープラン策定

アンケートより

【現状及び問題点】

- 一人あたりの施設数については、県平均と比べて飲食店・一般病院を除くと大きな差異は見られない。小売店や公民館、福祉関係施設などは県平均よりも、人口あたり施設数は多い。
- 住民の医療や福祉、まちのにぎわいなどに関する評価は低い。これは、湖東総合病院の規模減少や救急機能の廃止などの問題が背景にあると考えられる。
- 余暇の楽しみ、障がい者や高齢者の暮らしやすさ、子どもの遊び場、交通の便などでも評価が低く、まちの魅力に関する満足度が低くなっている。
- 福祉施設や公園は郊外に位置するため、移動手段の確保が課題となっている。
- 住みごこちや今後の定住意向については比較的良好な評価となっている。

住民ニーズから暮らしやすさの課題

- 「まちのにぎわい」について評価が低いため、地域独自のにぎわいづくりが望まれる。
- 都市サービス機能（医療・福祉・生活環境）の充実が望まれる。
- 施設の満足度が低い理由として、施設の機能の低下や移動手段の確保の難しさなどが考えられる。住民に対するサービス向上とともに、少子高齢社会に対応した都市機能の充実が望まれる。
- 余暇を楽しめる場や身近な遊び場としての満足度は低い。まちなかに人が集まれるような場所の創出が望まれる。

4. 経済・産業から見た課題

◆就業構造は、一次産業から三次産業への移行が進んでいる。サービス業の生産額は増加傾向。人口あたり一次産業就業者数では、県平均よりも高くなっている。

表3-5 五城目町の産業基盤の現況

項目	実数		人あたり		単位
	県	五城目町	県	五城目町	
製造品出荷額	1,661,481	11,262	1.450	0.964	百万円/1人あたり
商業年間商品販売額	2,470,794	12,326	2.157	1.055	百万円/1人あたり
就業者数	487,803	3,869	0.426	0.331	人/1人あたり
完全失業者数	35,927	371	0.031	0.032	人/1人あたり
第一次産業就業者数	61,307	681	0.054	0.058	人/1人あたり
第二次産業就業者数	146,880	1,685	0.128	0.144	人/1人あたり
第三次産業就業者数	338,573	3,119	0.296	0.267	人/1人あたり
自市区町村で従業する就業者	468,596	3,407	0.409	0.292	人/1人あたり
他市町村への通勤者数	81,398	2,139	0.071	0.183	人/1人あたり
他市町村からの通勤者数	80,807	1,280	0.071	0.110	人/1人あたり

資料：統計でみる市町村のすがた 2010

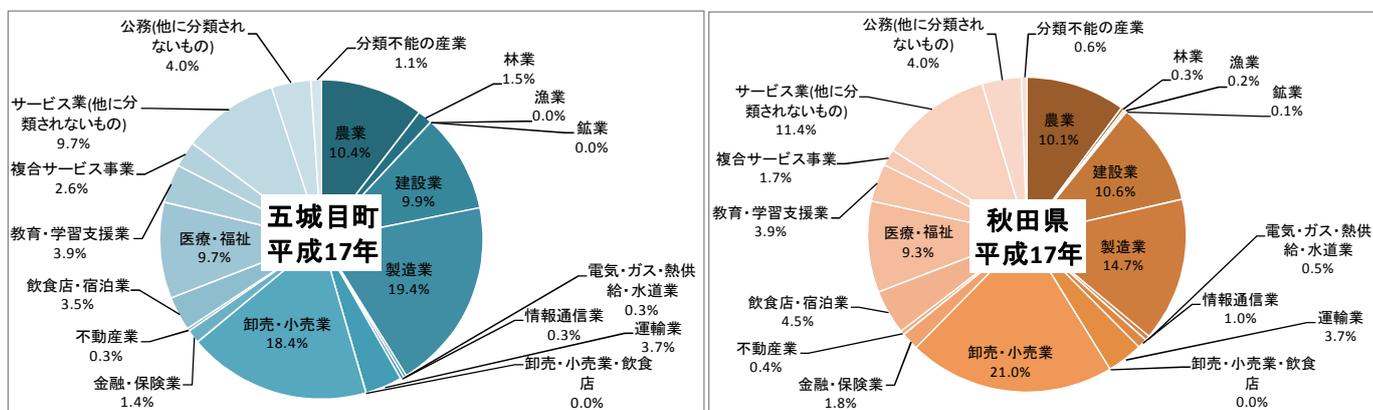
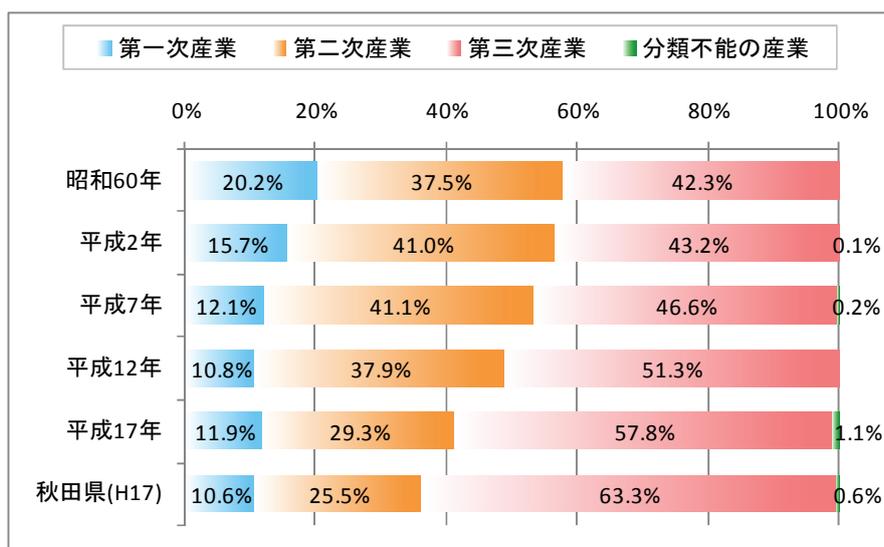


図3-9 産業分類別就業者数の推移と比較

資料：統計でみる市町村のすがた 2010

◆観光客数は横ばい傾向となっているが、環境と文化のむらは観光客が増えている。イベント・他施設との連携により、五城目町の魅力を周知することが必要である。

表3-6 五城目町の観光入込客数推移

単位：人

項目	五城目町						
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
施設	環境と文化のむら	14,000	17,000	18,000	17,000	27,000	9,000
行事	五城目朝市	94,000	82,000	74,000	73,000	75,000	77,000
	五城目町祭典	7,000	7,000	7,000	7,000	6,000	7,000
	きやどっこまつり	10,000	10,000	12,000	10,000	8,000	10,000
	産業文化祭	3,000	3,000	5,000	5,000	5,000	5,000
合計	128,000	119,000	116,000	112,000	121,000	108,000	

資料：庁内資料 平成21年度

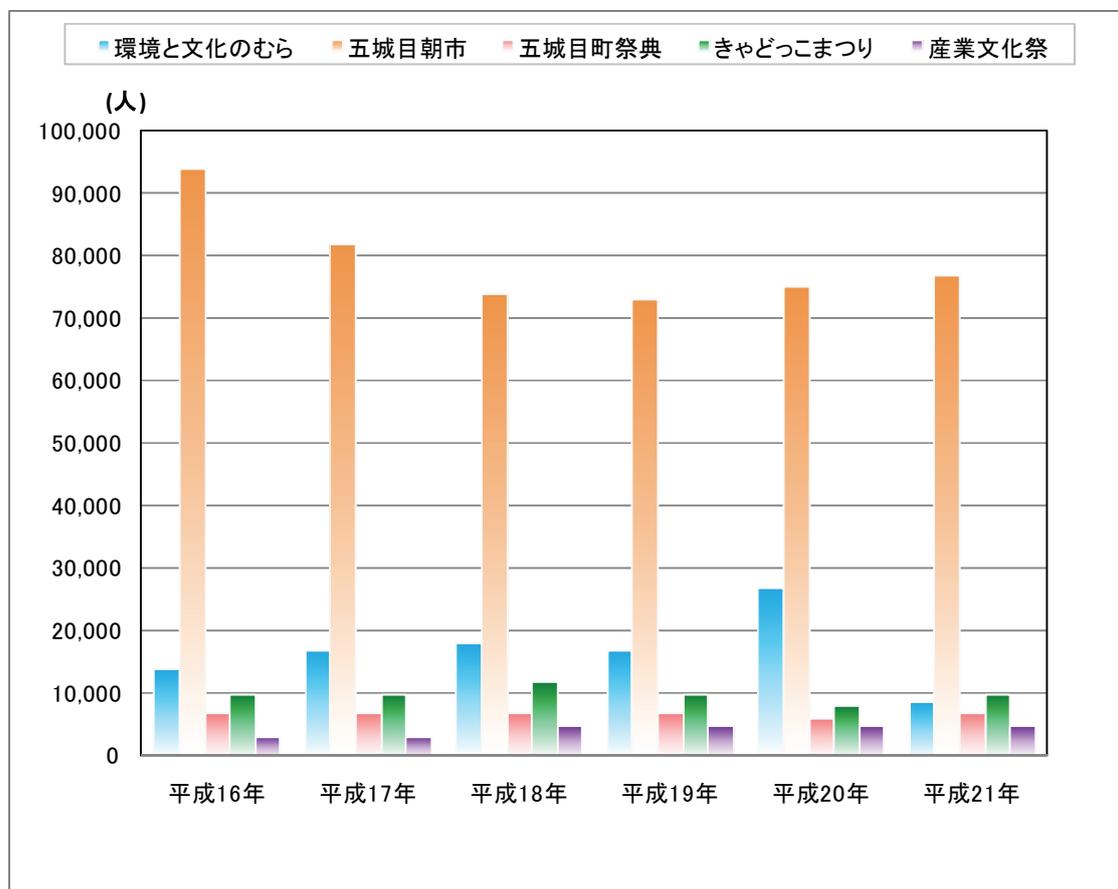


図3-10 観光入込客数推移

【現状及び問題点】

- ・就業者は、第一次産業、第二次産業が減少し、第三次産業に移行している。
- ・商業店舗数は減少傾向である。また郊外に広域圏を対象とした大型店舗が立地している。
- ・人口に対する失業者数は県平均と同程度である。
- ・通勤・通学流動を見ると、流出人口が流入人口を上回っており、秋田市への流出が多い。
- ・道の駅、環境と文化のむらなど観光施設が整備されているが、全国的な知名度や集客力は、まだ低い水準にある。
- ・観光入込客数は、全体的には減少傾向であったが近年はやや盛り返している。環境と文化のむらの入込客数が増加してきている。

経済・産業から見た課題

- ・五城目町の豊かな自然環境を活かし、農林業の振興を図ることが望まれる。
- ・「歩いて暮らせる商業地」の形成をするために、大型店舗との役割分担を図り、まちの小売店舗を活かしたまちづくりが望まれる。
- ・五城目町の個性ある伝統産業や既存企業、起業家などの支援を図るための環境整備が望まれる。
- ・朝市の会場（通り）などの人が集まる場所への交流の場を創出することにより、観光振興を図ることが望まれる。
- ・観光入込客数が近年増加に転じており、観光交流によりまちを活性化させる可能性が期待できる。観光資源やイベント等を連携させながら、各旅行会社や鉄道・バス会社とタイアップし五城目町「通」（リピーター）を増やしていくことが望まれる。
- ・観光地としての五城目町の知名度は高いとは言えないため、多様な媒体による情報発信を展開することが望まれる。

第4章 まちづくりの理念・目標

1. まちづくりの基本理念

五城目町を取り巻く社会情勢は日々変化しており、まちの魅力を再確認し、五城目らしさを活かしたまちづくりに取り組むことが求められている。

今後、五城目町が進めていくまちづくりの方向性について、上位計画、課題を踏まえ、住民全員が共有できるよう目指すべきまちの姿を次のように設定する。

五城目町の上位計画

新世紀総合発展計画

『思いやりと活力に満ちた
ふるさとの創出』

- 自然にやさしい「環境の世紀」へ
- 躍進する「産業の世紀」へ
- 心やすらぎ健やかに暮らせる「人間の世紀」へ
- 学び育み、創造する「希望の世紀」へ
- 町民とともに歩む「信頼の世紀」へ

関連計画

中心市街地活性化基本計画

『木ごろの知れたぬくもりと
ふれあいのある街』

- 歴史と風土を活かした潤いのある街
- 歩いて楽しい、発見のある魅力的な街
- 魅力的な人と店舗が集う商店街
- 住む人、訪れる人が快適な街
- 自然と歴史の魅力で人々を魅了する街
- 町民の知恵と思いと行動力による中心市街地

都市計画の上位計画

五城目都市計画 都市計画区域マスタープラン

『朝市のにぎわいがあり、森林と温泉によって癒されるまち』

- 豊かな緑に囲まれ、心がいやされる都市環境づくり
- コンパクトで暮らしやすい都市づくり
- 伝統のにぎわいが感じられる都市づくり
- 交流と連携の促進による活力ある都市づくり

「目指すべきまちの姿」

伝統とにぎわいが共生する

心やすらぐ 自然の郷 五城目

五城目町の財産は、500年も歴史をもつ朝市、まちの約8割を占める山林と原野、まちのシンボル森山や馬場目岳、またまちの中心地を流れる馬場目川の清流と広大で豊かな田園などであり、そのようなまちの魅力を高めることが必要である。五城目町では周辺地域と共生したまちづくりが進められていることから、今後とも、すばらしい歴史と伝統を守り引き継ぎ、心やすらぐ自然の郷づくりを進めていく。

目指すべきまちの姿「にぎわいと活力に満ちた、住みよいまちづくり」を基本に、歴史と伝統を大切にし、豊かな自然の恵みを受け、心から安心して暮らせる地域社会の実現を目指していく。また、住民にとって真の住みよさや豊かさを再確認し、住んでいる人が心から満足できるようなまちを、行政と住民との協働により育てていくことをめざし、基本理念を次の通り設定する。

● 伝統を活かした産業の育成

地元で職場がないことなどから、中核都市へ若年層が流出し、地域が低迷している。

しかし、五城目町には500年も続く市が今も開催されているなど、まちの伝統を大切にし、継承している。五城目町を歩き交う人々の顔が見える、にぎわいのある商店や地場産業を育成し、就業機会を増すことにより、人口流出をくい止め、伝統を活かしたにぎわいや活力を創出する。

● 人々の優しさ豊かさの拡大するまち

まちづくりにおいて、住む人々が楽しく幸せに暮らせることが究極の目標である。それを達成するためには、まちに住む人、まちを訪れる人々が喜びや嬉しさを享受でき、相手を思いやれる心の育成、人と人との心の交流やコミュニティの形成が大切である。これらのことから人々の優しさ豊かさの拡大するまちづくりをめざす。

● 住む楽しみ、暮らす喜びがもてるまちづくり

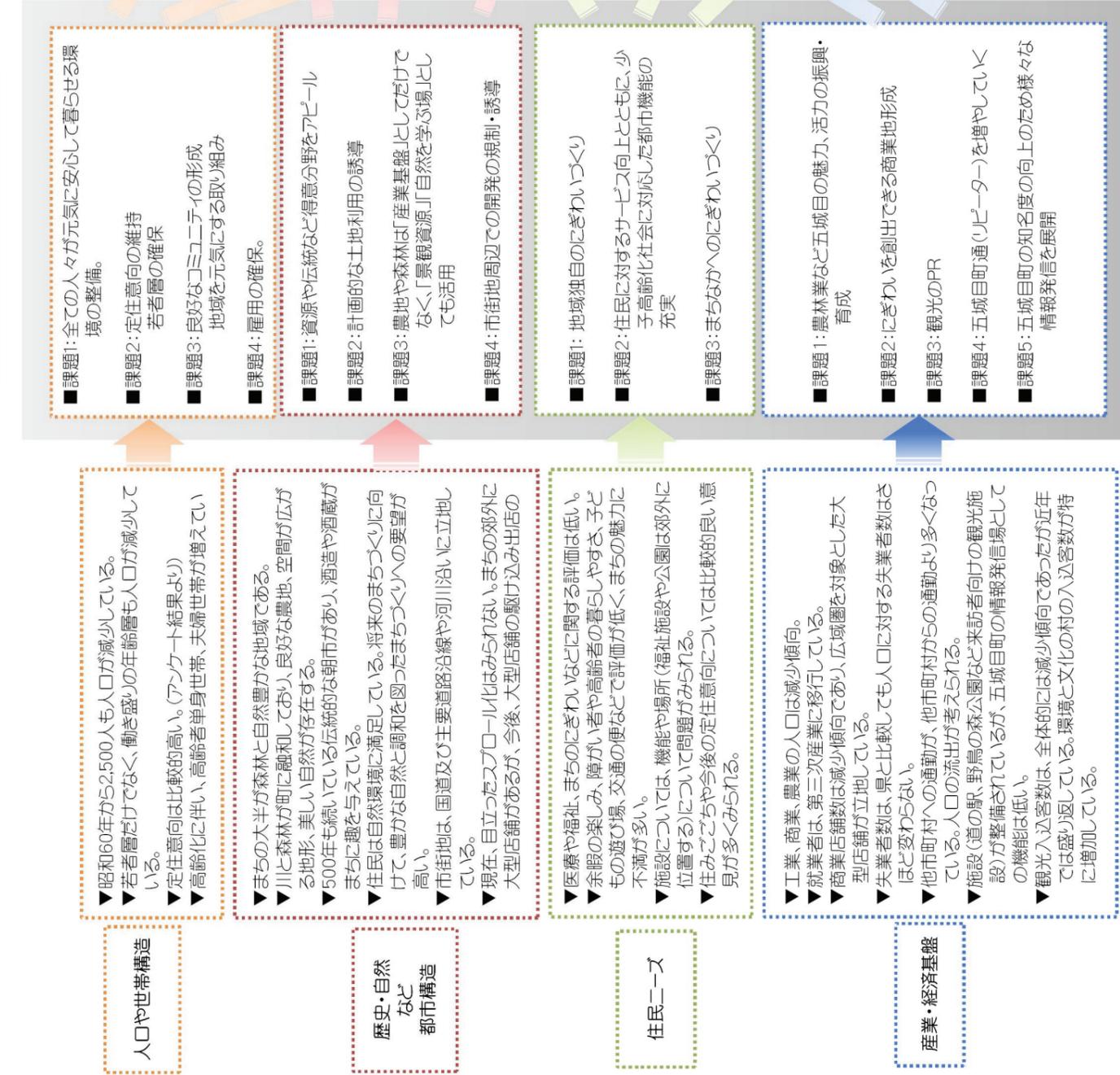
子供の頃から、豊かな自然環境やスローライフ等を学び、地域に夢を持って生きていけるような教育も必要である。また、若年層が地域にとどまることができるような生活環境の構築、産業の育成や仕組みづくりを行い、地域の活性化に貢献できる地域文化の継承者として育てることにより、魅力あるまちづくりを進めることめざす。

伝統とにぎわいが共生する心やすらぐ 自然の郷 五城目

現況および問題

課題

目標・方針



『都市計画区域および区域区分決定の方針』

『土地利用の方針』

『都市機能・都市構造に関する方針』

- ・道路交通整備の方針 (各地をつなぐ骨格づくり)
- ・市街地活性化の方針 (にぎわいの拠点づくり)

- ・自然・地域の資源を活かす方針 (農地や森林の保全と学び場としての活用)

- ・伝統ある産業を活かす方針 (産業の拠点づくり)
- ・景観形成の方針 (地域の魅力を高める景観づくり)

- ・都市環境整備の方針 (歩いて暮らせるECOなまち)
- ・住環境整備の方針 (市街地・集落地)
- ・公共施設整備の方針 (医療・福祉・処理施設)
- ・防災まちづくりの方針 (災害対策)

- ・教育・人づくりの方針 (人づくり・思いやりのある、もてなしの心の育成)

未来都市像

『伝統とにぎわいが共生する心やすらぐ 自然の郷 五城目』

- 伝統を活かした産業の育成
- 人々の優しさ豊かさの拡大するまち
- 住む楽しみ、暮らす楽しみがもてるまちづくり

2. 将来都市構造

ここまでの検討を踏まえ、以下に五城目町の将来都市像を示す。

●「伝統とにぎわいが共生する心やすらぐ自然の郷 五城目」●

1. にぎわいと自然の基盤（ゾーン）

五城目町の豊かな自然は、欠かせない大切な宝である。

・自然環境ゾーン

五城目町に広がる山地・森林エリアを「自然環境ゾーン」として自然環境を守り維持する空間と位置づける。

・緑のふれあいゾーン

自然環境ゾーンの中でも森山や県立自然公園を始めとした、観光や自然の中で遊べる空間を有しているエリアやリゾートラインとして十和田、県北方面と繋がるエリアを「緑のふれあいゾーン」とし、自然を活かしたふれあい空間と位置づける。

・交流促進ゾーン

集積している市街地の繋がりと結びつきなどから人々の交流が考えられる空間を「交流促進ゾーン」として、観光客や住民が交流する空間と位置づける。

2. にぎわいと自然の拠点

にぎわいの拠点は、人が集う交流の場である。

・中心交流地

中心的な場所（朝市や商店が並ぶ中心市街地）を「中心交流地」としてにぎわいのまちづくりを進めるエリアと位置づける。

3. 地域間交流の軸

地域と地域を結びつける道は、五城目町にとって欠かせない架け橋である。

・広域を結ぶ交流の軸

交通網は地域と地域を結び付ける欠かせない軸である。他都市との交流もまた、この軸より生まれる。この軸を地域間交流軸と位置づける。秋田自動車道やJR奥羽本線は「広域交流の軸」とし、町内の主要路線（国道7号・285号）を「地域交流軸」とする。

・水とにぎわいのネットワーク

五城目町にはまちを代表する自然として馬場目川が流れている。河川沿道に住宅地が集積していることなどから、これを「水とにぎわいのネットワーク」とし、五城目町のにぎわいを形成する軸として位置づける。

～将来都市像～

五城目町のまちの構造を模式図にしてみると、どことなくある植物の形に見えてくる。そう、どんぐりである。

どんぐりはブナの実であり、たくさんの種を落とし、動物たちと共生しながら、どんどん根を出し、広がっていく植物。五城目町の将来都市構造図として、どんぐりの様に輪を広げると言う意味から、交流の輪を広げていくゾーンとしてどんぐり状の空間を施策促進ゾーンとして位置づける。

施策促進ゾーン

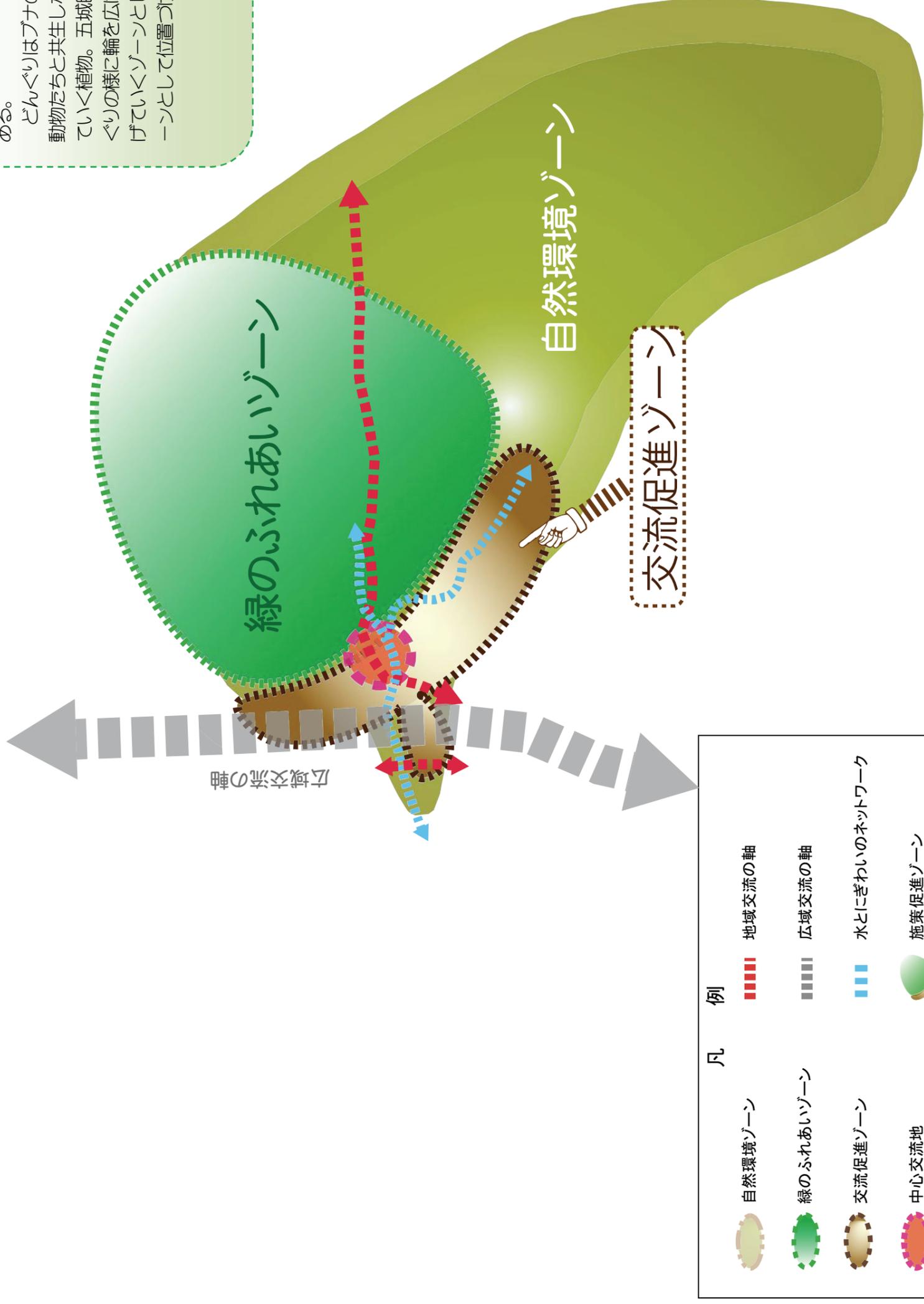


図4-1 五城目町将来都市像図

3. 将来の目標フレーム

■将来人口及び世帯数

将来人口や世帯数について、五城目町総合発展計画では平成23年で12,000人、世帯数3,900世帯を目標に掲げているが、平成22年10月現在の国勢調査速報値では10,517人となっており総合計画の目標を下回っている。そのため、この都市計画マスタープランでは、第2章「人口と就業者の将来予測」で推計した今後の人口と世帯を用いる。

したがって、平成42年における人口は7,605人、世帯は3,536世帯（世帯人員：約2.15人/世帯）とする。

表4-1 将来人口等の推移

	実績				推計値	
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成32年	平成42年
	国調	国調	国調	国調 基準年	中間年	目標年
総人口(人)	13,371	12,372	11,678	10,517	9,274	7,605
総世帯数(世帯)	3,870	3,880	3,891	3,748	3,775	3,536
平均世帯人員 (人/世帯)	3.46	3.19	3.00	2.81	2.46	2.15

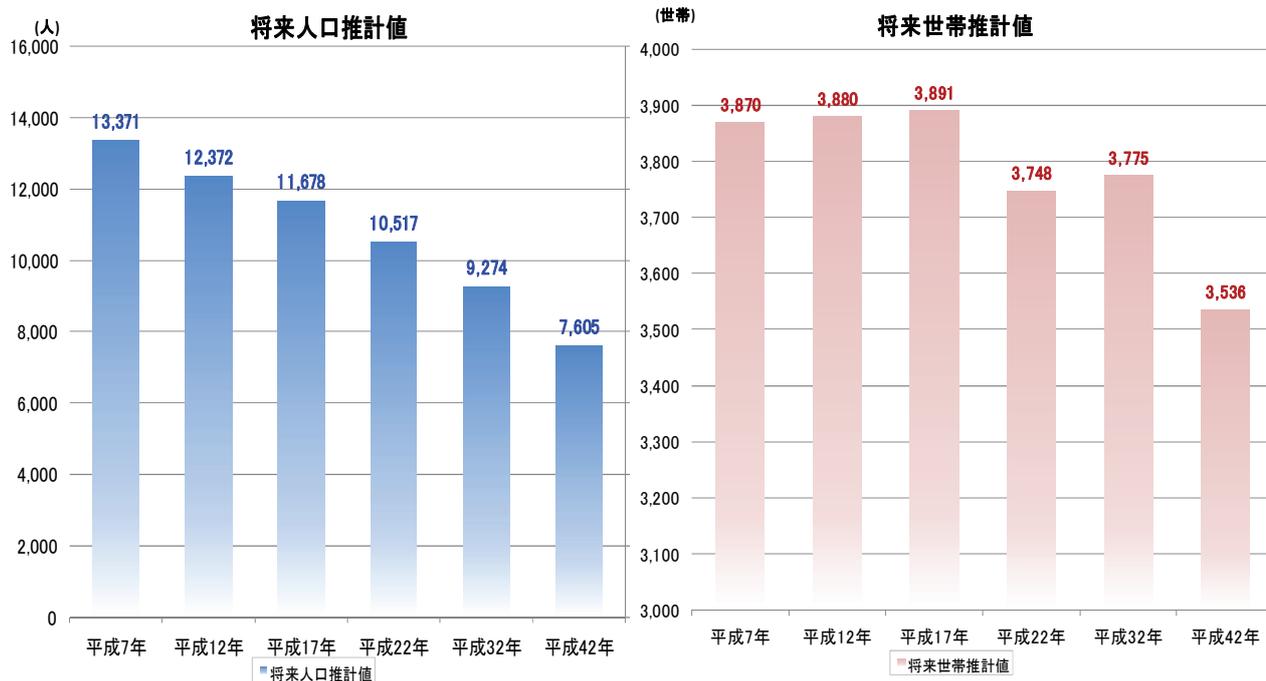


図4-2 将来人口・世帯

第5章 まちづくりの方針

まちづくりの方針とは、まちづくりの基本理念および将来都市構造を実現するため、部門別に設定する方針である。

五城目町都市計画マスタープランでは、以下の方針を定める。

1. 土地利用の方針

- 用途地域指定の方針を示す。
- 4 エリアに土地利用を類型化し、各土地利用の方向性を示す。

2. 都市計画区域および区域区分の考え方

- 五城目町都市計画区域および区域区分の今後の方向性について五城目町の考え方を示す。

3. 都市機能・都市構造に関する方針

- まちづくりの方向性を踏まえて、都市施設・自然の整備方針を示す。
- 「**伝統**と**にぎわい**が共生する**心やすらぐ自然**の郷 五城目」の基本理念を基に5つの項目に分類してまちの方向性を示す。

(1) 『にぎわい』～活気あふれる五城目町としていくための源の創出～

- ①道路交通整備の方針 (各地をつなぐ骨格づくり)
- ②市街地活性化の方針 (にぎわいの拠点づくり)
- ③観光レクリエーションの方針 (交流の拠点づくり)

(2) 『自然』～豊かな緑に囲まれ、癒される環境の創出～

- ①自然、地域の資源を活かす方針 (農地や森林の保全と学ぶ場としての活用)
- ②公園、広場の整備方針 (癒しの拠点づくり)

(3) 『伝統』～伝統を活かした産業の育成～

- ①伝統ある産業を活かす方針 (産業の拠点づくり)
- ②景観形成の方針 (地域の魅力を高める景観づくり)

(4) 『やすらぎ』～くらしやすい空間の創出～

- ①都市環境整備の方針 (歩いてくらせるまち・ECOなまち)
- ②住環境整備の方針 (市街地・集落地)
- ③公共公益施設整備の方針 (医療・福祉・処理施設等)
- ④防災まちづくりの方針 (災害対策)

(5) 『心』～住む楽しみ、くらす喜びが持てるまちの創出～

- ①教育、人づくりの方針 (人づくり・思いやりのある、もてなしの心の育成)

実現化の方策

→まちづくりの方針を実現化させる方策・取組みを示す。

1. 実現化方策

2. 住民参加のまちづくり

1. 土地利用の方針

(1) 用途地域指定の方針

今後、新たな土地需要が過大に発生する可能性は少ないと考えられることから、基本的には各エリアの土地利用の方針を踏まえ、現在の用途地域を基本的に維持する。なお、用途地域と実際の土地利用のされかたに乖離が生じている地区、都市的土地利用がなされていない（未利用地）となっている地区などを中心に、コンパクトなまちづくりなどの視点から、用途地域の見直しを検討する。第3章で抽出した土地利用現況の課題を踏まえ、以下に優先度が高い用途の見直し候補地を挙げ、今後の考えられる方針を設定した。

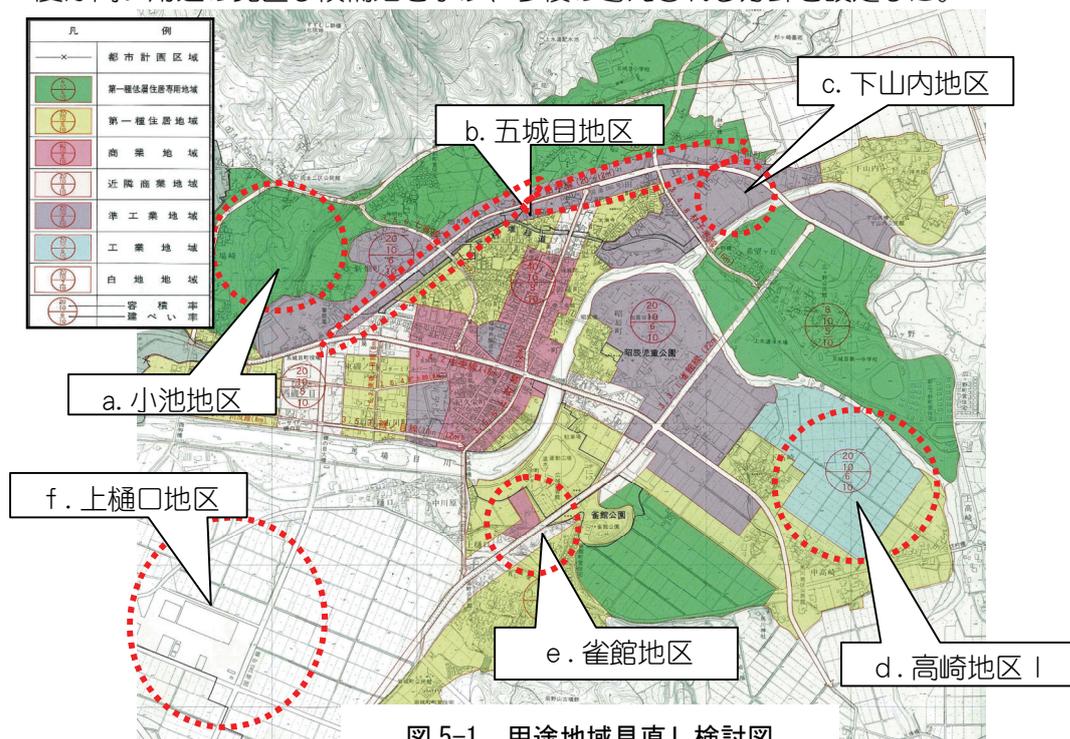


図 5-1 用途地域見直し検討図

- a：現在都市的土地利用がなされていないことから、用途の解除に向けて検討を行う。
- b：土地利用の混在の解消や周辺の良い住環境の保全のため、商業系用途などへ向けた見直しを行う。
- c：土地利用の混在の解消や周辺の良い住環境の保全のため、土地利用の現況を踏まえ商業系や住宅系用途などへ向けた見直しを行う。
- d：現在工業地域が設定されており、今後の2次産業（工業系）の需要については将来を見通した上で用途の規模縮小の方向性で、用途見直しを行う。
- e：現在商業系の土地利用がされていない。隣接の用途に合わせた住宅系用途などへの用途見直しを行う。
- f：上樋口地区周辺は、大型商業施設が用途地域外に立地しており、商業施設として町の中心的な施設となっている。国道285号沿いで五城目町の玄関として都市的土地利用の需要もあることから、商業系や住宅系用途などの適用等を含めた用途の見直しを行う。

なお、コンパクトシティの考え方より、全体としては、用途地域の面積を拡大しない方向で見直しを行う。

(2) 地域の特性に応じた土地利用の分類（ゾーニング）

各地域の特色を活かして、4つのゾーニングを行い「伝統とにぎわいが共生する 心やすらぐ 自然の郷 五城目」にふさわしい良好な定住環境の整備や産業振興の促進を図っていく。



土地利用の分類



① 自然環境エリア

② 緑のふれあいエリア

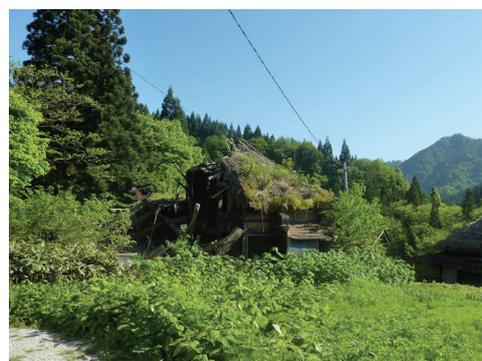
③ 集落エリア

④ 交流促進エリア

①自然環境エリア

森林は、水源を豊かに保つとともに、土砂災害防止や大気浄化といった効果があり、人間や動植物の生活に関わる様々な機能を持つため、将来とも自然環境を守り伝える。

特に、森山、太平山県立自然公園の一部をなす馬場目岳などの維持保全を図ることにより良質な自然を守り伝え、森林の魅力や快適性をより実感できるエリアとして活用を図る。

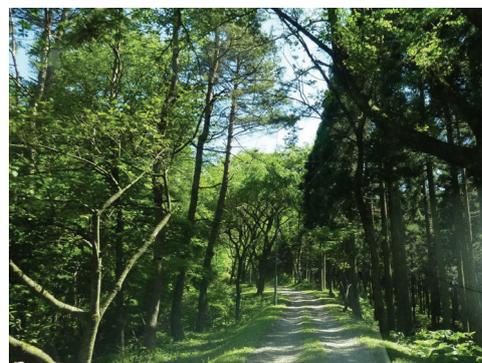


②緑のふれあいエリア

緑のふれあいエリアについては、地元農業を支えるエリアとして、田園や山並みは五城目町の風景を印象づける大きな要素として積極的に保全・活用する。

緑を活かした産業とともに、森山、五城目さわやカウオーキングコースや登山道などの整備や維持を図ることにより利用を促進し、森林の魅力や快適性をより実感できるエリアとして魅力を発信する。

また新たな産業の創出などにつながるよう積極的に支援を行っていき、農業施策と連携しながら、継続して農業を続けていくことのできる体制づくりを支援する。



③集落エリア

集落エリアにおいては、生活排水処理施設や、農村公園、生活道路の整備により住みやすい居住環境を形成する。また、現在の定住環境の維持、保全を基本としながら、若年層を中心とした人口の回復、地域活性化を考慮し、地域特性に応じた住環境の形成を図る。

一方、古くから集落が形成されている地区については、狭い道路があるため、建替え時におけるオープンスペースの確保などにより、防災性の向上に努める。



④交流促進エリア

集積している市街地の結びつきなど、人口の交流をより一層深め、自然環境との調和を図り、緑豊かな空間を創出しつつ、都市計画事業や公共施設、宅地造成、企業の誘致を進め、地域に活力を与える都市機能の形成を図る。

●住宅地ゾーン

既存市街地においては、狭い道路の改善や歩いて行ける公園の整備を行いながら、良好な住宅・住宅地を供給し、景観や街並みに配慮した快適な住環境の形成を図る。

土地区画整理事業により計画的に整備された住宅地や、馬場目川周辺の住宅地は、現在の良好な住環境を保全していくために、地区計画等の活用を進めていく。

市街地周辺で開発された住宅地については、低層住宅としての住環境を確保する。



●商業地ゾーン

市街地中心部の商業地については、住民の日常的な買い物や交流の場として、魅力ある商業施設の誘導、駐車場の配置やバリアフリーの歩道整備など、買い物がしやすい環境整備を図る。

また、朝市通りを中心としたエリアでは観光との連携を図り、朝市や酒蔵などの歴史的街並みを活かしたイベント開催や、朝市通りに赤レンガ倉庫の再整備や来町を歓迎するアーチの設置による観光客の誘導など交流の促進をしつつ、個性豊かな地場製品の販売を推進する。また、郊外に大型商業施設が立地していることから、適切な役割分担を進め、中心市街地の商業と互いがにぎわいを創出出来るような商業地の形成を図る。



●産業振興地ゾーン

五城目町には、江戸時代からの工業団地と言わべき職人の町が形成されており、今も家具・建具など、当時から受け継ぐ産業がある。そのようなまちの魅力や個性を伝える産業として、後継者育成の支援や労働環境の改善などを促進する。また、企業施設の新設にあたっては、環境と景観に配慮するとともに、官民との連携による生産機能の強化を推進する。地場産品を主とする工業施設では、地元農家や研究機関との連携を推進する。

以上のような産業振興施策を支援するため、周辺環境等に配慮しながら、雇用創出などの観点からも工業施設等の誘致を促進する。



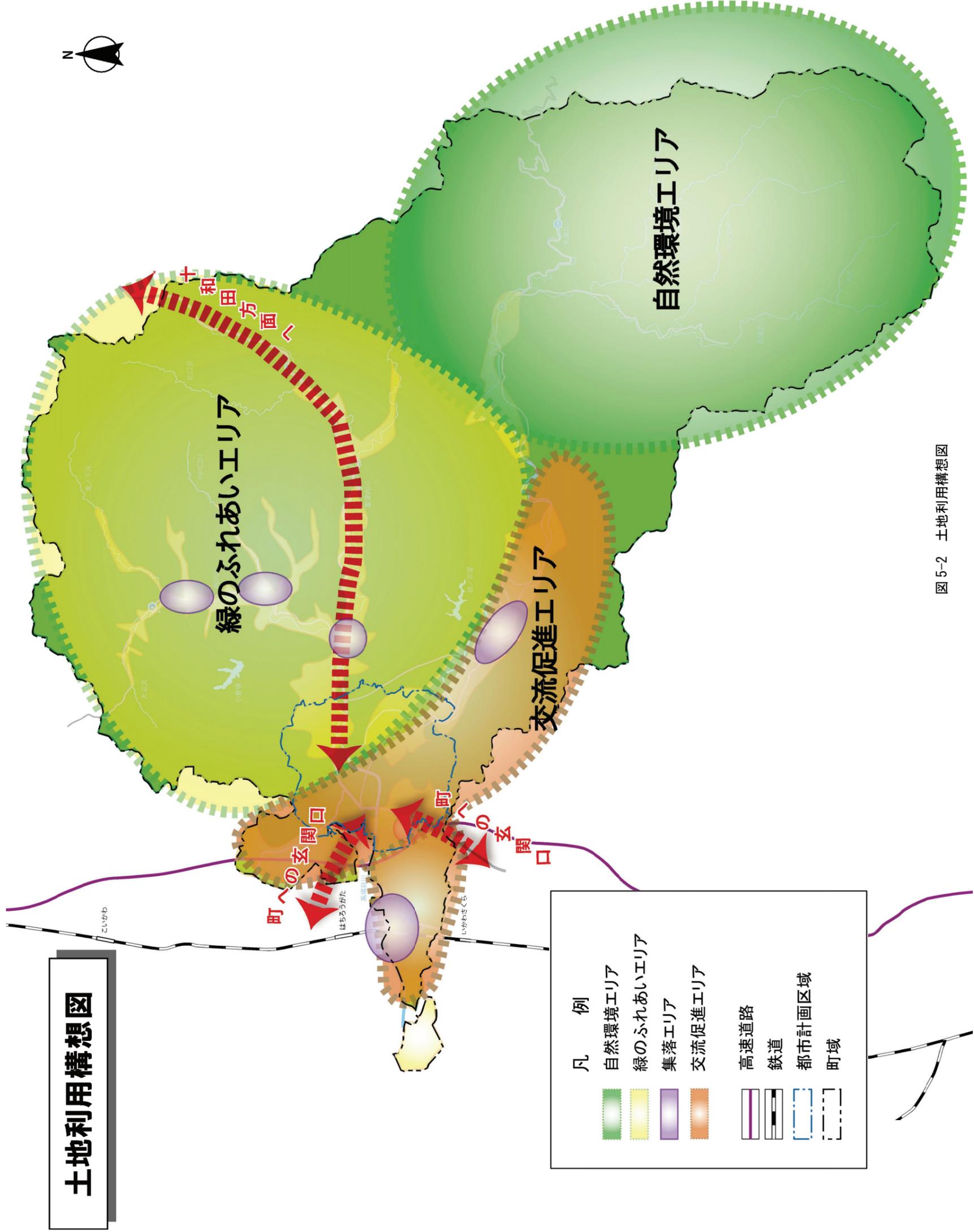


図 5-2 土地利用構想図

土地利用構想図

(詳細:都市計画区域)

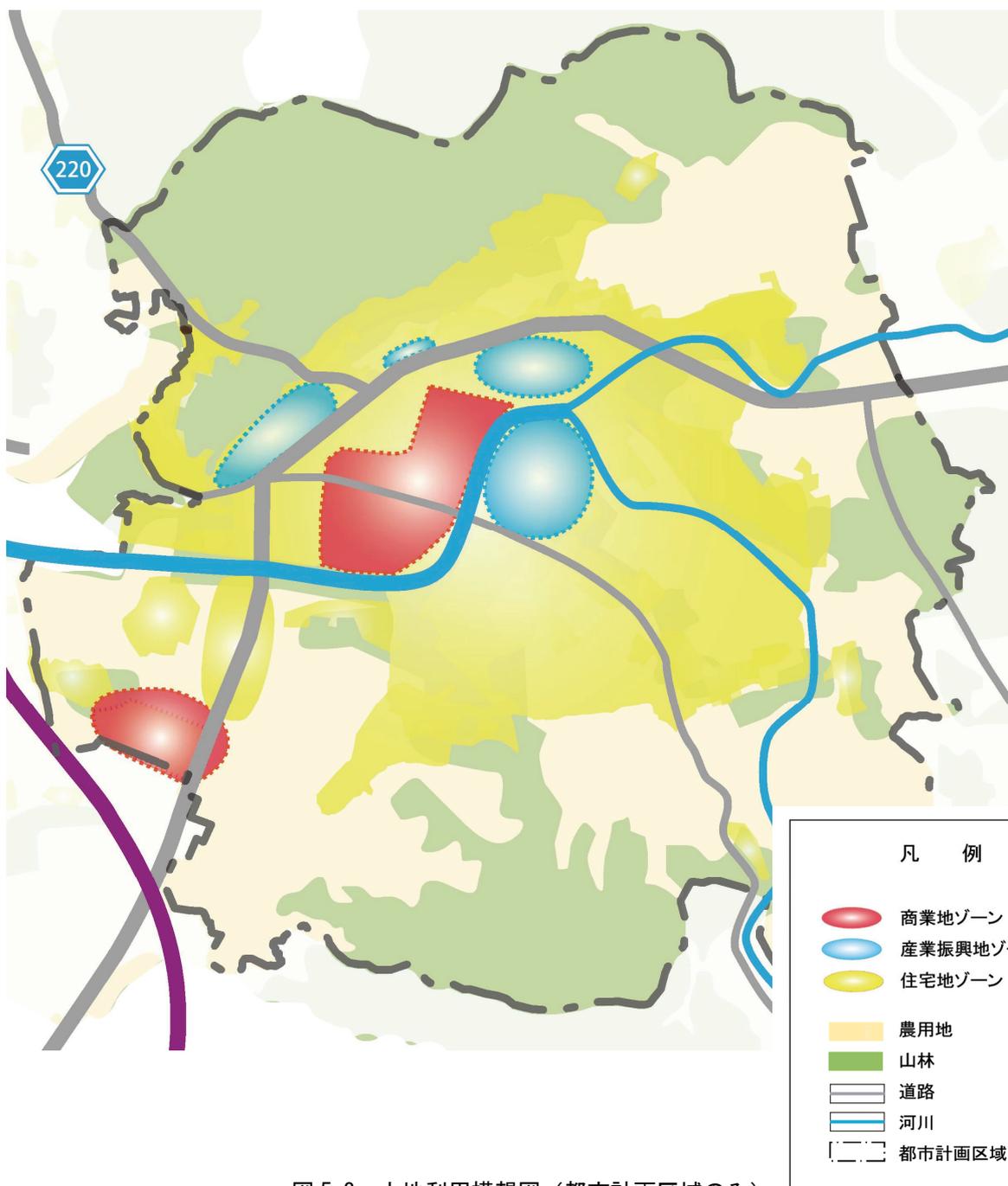


図 5-3 土地利用構想図 (都市計画区域のみ)

2. 都市計画区域および区域区分の考え方

市街地を拡大する時代から、コンパクトシティの考え方へ移行する時代の中で、五城目都市計画区域においても人口は減少傾向にあり、これまでの運用の実績を踏まえ、現行の都市計画区域をベースとして、コンパクトな都市形成に矛盾しない都市計画区域のあり方を検討する必要がある。

都市計画区域の方向性としては、これまで独立した都市計画区域を運営してきた実績、五城目町独自の特色や社会経済性を考慮し、自由度の高い独立した都市運営を実現する現在の五城目都市計画区域を維持継続する事が最適と考えられる。また、区域区分についても周辺市町村から開発圧力も少ない事から、現状通り区域区分を導入しない方針とする。

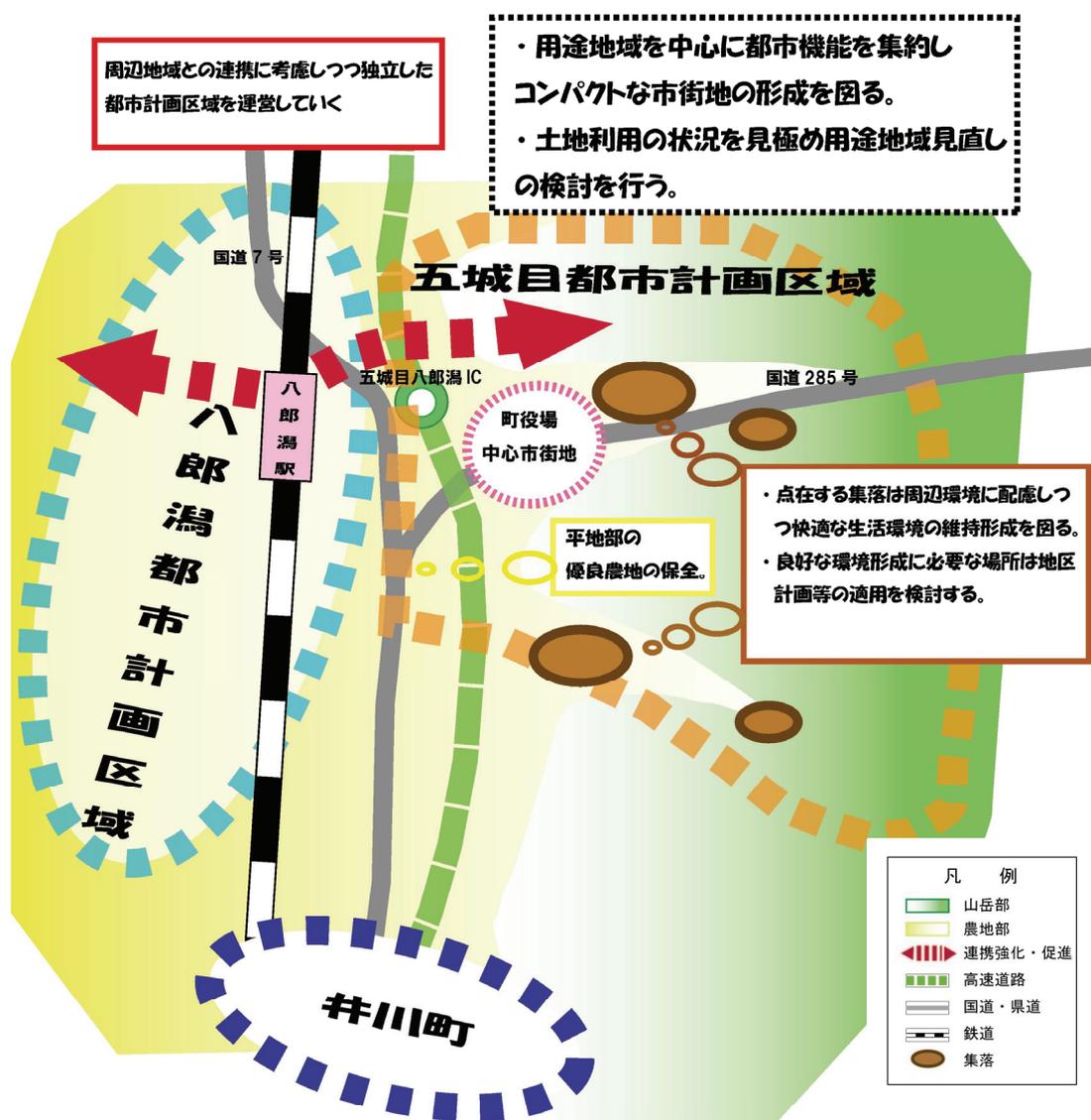


図 5-4 五城目都市計画区域の将来イメージ

3. 都市機能・都市構造に関する方針

(1) 『にぎわい』～活力あふれる五城目町としていくための源の創出～

基本姿勢

訪れたい、また来たい、にぎわいのあるまちづくりを進める。

①道路交通整備の方針（各地をつなぐ骨格づくり）

■道路網の整備方針

道路網については、都市機能の維持及び増進を図るため、適切な整備を図る。特に市街地（住宅密集地）では防災上問題がある箇所があるため、安全で快適な道路空間の確保を行っていく。また、五城目町全体では、長期間にわたり整備がされていない都市計画道路がまだ多く残っている。なお、長期間にわたり整備がされていない都市計画道路については「秋田県都市計画道路に直しガイドライン」に沿って、計画の必要性や事業実現性を評価し、継続・変更・廃止について検討する。

以下に五城目町における道路網の位置付けを示す。

- ・広域幹線道路：周辺地域を結ぶ道路整備

地域間の交流と連携を支え地域全体の発展を図るため、秋田自動車道（五城目八郎潟 IC）を、広域幹線道路として位置づける。
- ・地域幹線道路：五城目町の骨格となる道路整備

各地域間を結ぶ主要な路線を「地域幹線道路」として位置づけ、日常生活でのスムーズな移動と、地域間のネットワークの効率性を高めるための整備促進を図る。

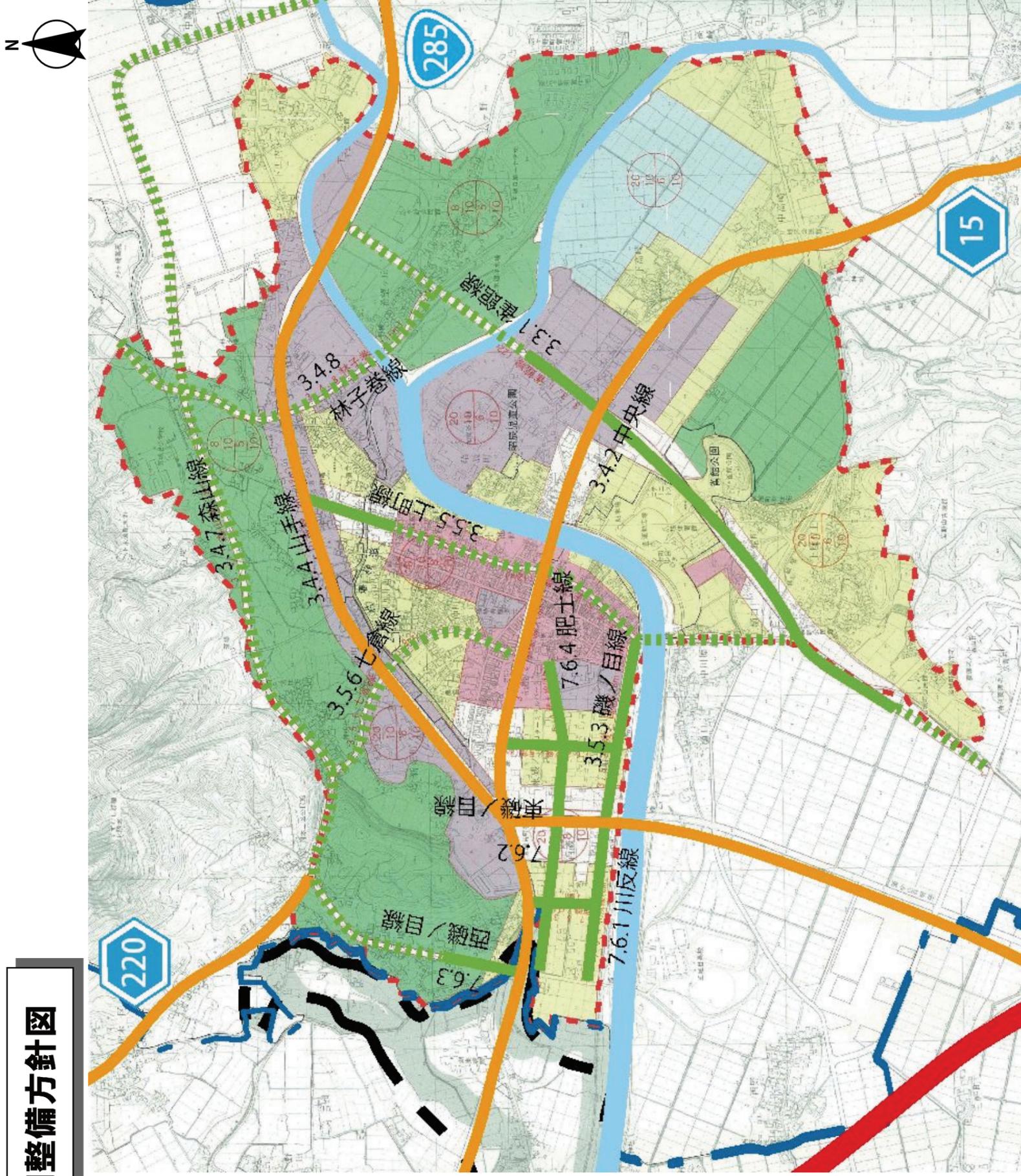
路線としては国道 285 号を東西の軸、国道 7 号を南北の軸とし、これを補完する（一）真坂五城目線（県道 220 号）、（主）秋田八郎潟線、（主）能代五城目線を位置づける。
- ・地域交流道路：地域内の交流を進める道路整備

各地域間を結び、地域の連携を強化する路線を「地域交流道路」として、都市計画道路や県道、町道、広域農道を位置づける。

主要施設までのアクセス向上や、歩行者の安全性を確保するため、狭い道路の改善や危険箇所を解消するとともに、地域同士をこまやかにネットワークできるよう、計画的な道路整備、改善を推進する。
- ・地域らしさを感じるみちづくり

五城目町には、それぞれの地域において特徴ある道がある。酒蔵やウッドロードなどの並木道、川や路地沿いの遊歩道、生活が身近に感じられる細街路、歴史を感じる朝市回廊、田園風景を楽しめる道など、歩いて魅力を楽しめる空間となっている。したがって地域の魅力を伝えるみちを増やすとともに、バリアフリーにも配慮し全ての人にやさしい、質の高い道路空間の形成、歩行環境の改善を図る。

道路網整備方針図



《見直し検討路線》

- 3.3.1 雀館線は交通量の減少などの要因から基本的には見直しの方向とする。
- 3.4.7 森山線は町の道路の位置付けとして主要な路線でないため、基本的には見直しの方向とする。

凡 例	
整備済み、未整備道路	広域幹線道路
地域幹線道路	地域幹線道路
地域交流道路	鉄道
用途地域	都市計画区域
町域	町域

図 5-6 道路網整備方針図 (用途地域拡大)

■交通ネットワーク

周辺都市と協力しながら、鉄道・バスなどの公共交通機関の連携を充実させ、身近な場所から広域圏まで移動できる総合交通ネットワークの構築を検討する。

必要に応じて、運行回数や時刻・アクセスの確保を図り、乗り継ぎがスムーズに行えるような工夫を検討する。

・鉄道

JR 奥羽本線は主に秋田市への通勤・通学の足や観光の入口として、利便性の向上に向け、利用促進と観光客の誘致を図る。市街地から駅までのアクセスの確保を図り、鉄道の利用者の便の確保に努める。



JR 奥羽本線

・バス

広域圏を結ぶ路線バスの充実や、鉄道を補完するバス路線の利便性の向上のため、関係機関との調整を図る。



五城目町循環バス

・身近な足としての公共交通機関の確立

誰もが気軽に乗れる便利な移動手段として、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの利用を促進する。また、既存のバス交通については、地域間交流を促し、公共施設や商店街との連携を図るため、その機能を維持を図りつつ利用環境の向上をめざす。

・交通拠点の環境向上

五城目町のバスターミナルについては、誰もが利用しやすい交通拠点として、高齢者、障がい者等の利用に配慮するとともに、来訪者や住民が気軽に利用できる環境整備を進め、市街地への来訪者増加と交流の促進、にぎわいの創出を図る。

さらに、自動車交通量の削減や環境負荷の低減、公共交通機関の利用促進の観点から、サイクル&ライドの取組みを検討する。

交通体系整備方針図

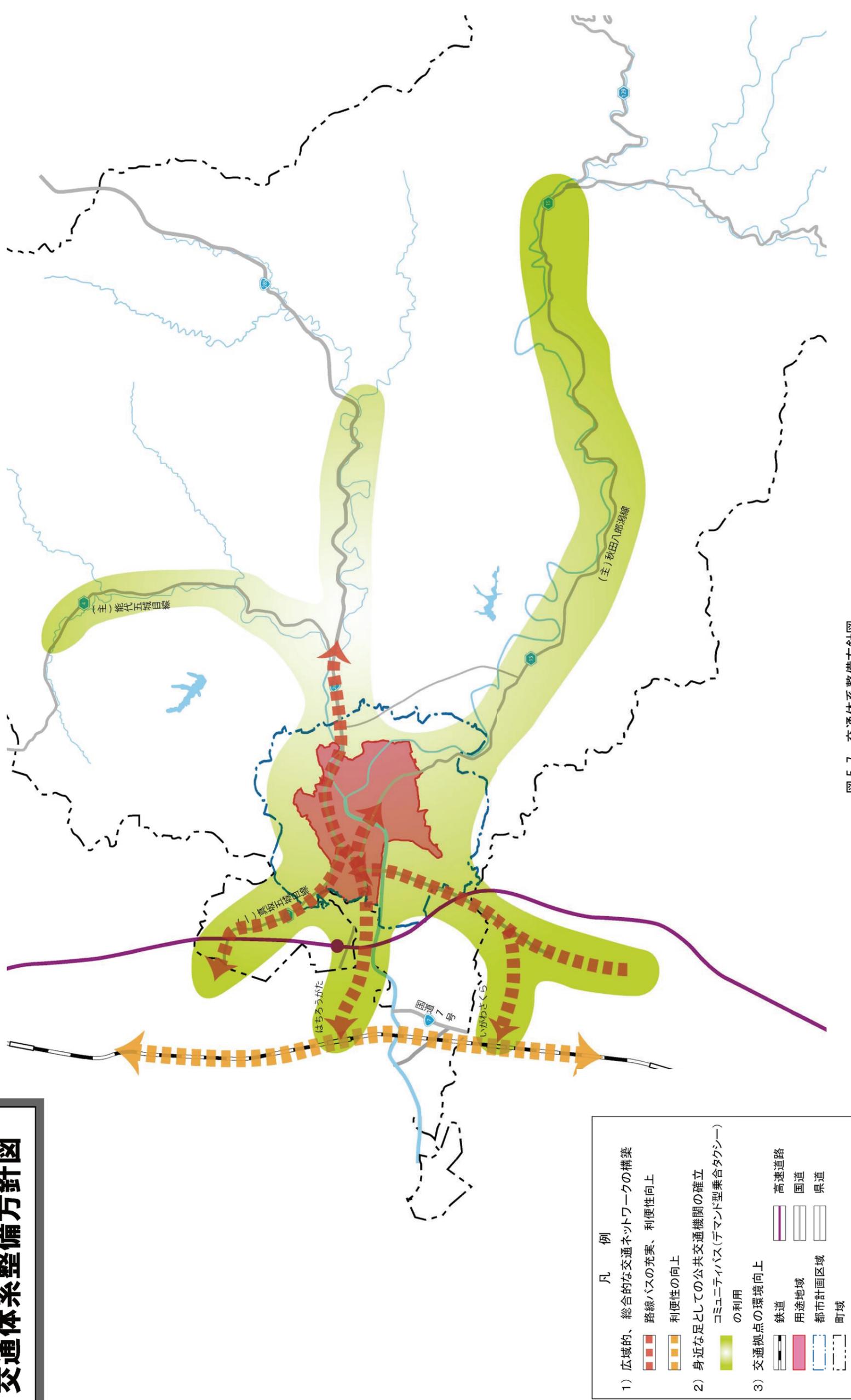


図 5-7 交通体系整備方針図

②市街地活性化の方針（にぎわいの拠点づくり）

■中心市街地の活性化

町役場周辺を中心商業・業務地として位置づけ、酒蔵などの趣のある歴史的な資源の活用、新たな土地区画整備事業の検討などにより、市街地整備・改善と商業等の活性化を一体的に推進していく。

中心市街地の商店街は、にぎわいと活力の源であり、都市再生整備計画により、赤レンガ倉庫の再整備や来町歓迎アーチの設置など交流人口の増大への取り組みなどが行われている。そのような取り組みを継続的に行い観光客の誘導を行っていき、駐車スペースやイベント広場など、住民の利便に寄与し、来訪者と交流できる施設の整備により、住民と来訪者がともに五城目町のよさを楽しめる空間づくりを推進する。

また、商業・業務機能の強化と併せて、定住人口の増加を図るため、利便性の高い中心市街地でのまちなか居住を促進していく。

■郊外の大規模店舗との連携

中心市街地と郊外の大規模店舗との連携を図り、交流人口の拡大に取り組む。

③観光レクリエーションの方針（交流の拠点づくり）

■観光レクリエーション資源のネットワーク化

地域に密着したサービスや個店の魅力向上などにより個性的な商店づくりを支援し、チャレンジショップなどの空き店舗対策事業や、にぎわいを創出する特徴あるイベントの開催を促進する。

また、集まる人々の憩いやうるおいに配慮した商店街や店づくりの支援に努め、市街地の整備による五城目町の魅力の向上により、活気のある商業の拠点づくりを促進する。

さらに、各地に点在する観光資源の魅力の向上を図るとともに回遊ネットワークの充実を図る。特に中心市街地と、温泉をはじめとした観光資源が豊富な内川・富津内地区の連携を強化するために、観光情報の受発信機能の充実、観光地へのアクセス手段の確保・充実などを行う。

「にぎわい」
～活力あふれる五城目町としていくための源の創出～

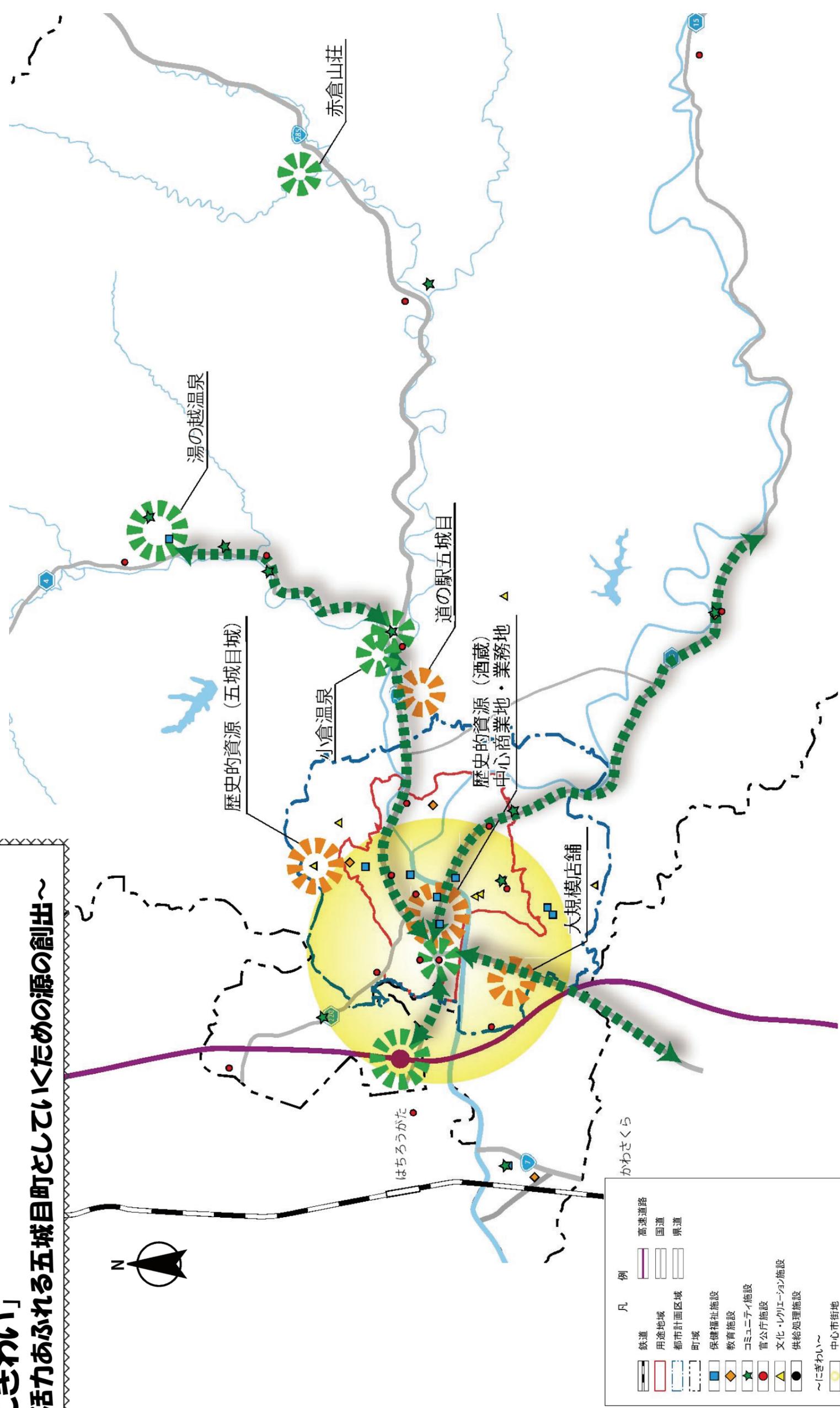


図 5-8 「にぎわい」～活力あふれる五城目町としていくための源の創出～

(2) 『自然』～豊かな緑に囲まれ、癒される環境の創出～

基本姿勢

魅力ある豊かな自然を守り活かしていく。

①自然・地域の資源を活かす方針（農地や森林の保全と学ぶ場としての活用）

五城目町北側の森山や東側の馬場目岳などの美しい自然が見える。今後とも自然を保全し共生した街並みを形成する。

また、公共施設や多くの人々が訪れる場所では、自然と調和した環境保全モデルとなるよう、施設内緑化を推進する。

■山並みの保全と活用

北側から東側に広がる山々については、馬場目岳からなる森林が広がり、その一部が県立自然公園に指定されている貴重な資源である。また、五城目町のシンボルであり、住民にも愛される森山がある。これらの山並みは、住民共有の財産として、積極的に保全するとともに、里山づくりや環境学習を通じて自然とふれあう場の充実を図る。

■田園の環境の保全と活用

平地部に広がる美しい田園は、豊かな食の恵みをもたらし、四季折々の彩りを添える貴重な財産である。今後とも農業施策と連携しながら美しい農地を守り伝えていく。また、農村交流などの活動や観光イベントを通じて、田園の美しさや恵みを広く伝えていく。

■水辺空間の保全と活用

五城目町は河川、温泉、湖畔（八郎湖）など、水を身近に感じることができる。人だけでなく動植物にとっても必要である「水」を守り伝えていくためにも、きれいな水を守る取組みを進める。

また水辺の動植物の観察学習など、子供たちに水中生物と触れ合う機会を増進するなど、自然観察学習の推進を行う。

②公園・広場の整備方針（癒しの拠点づくり）

五城目町の一人当たりの公園面積は、10.19 m²と比較的高い水準にあるが、アンケートでは住民の大半が「公園・子供のあそび場の充実度」に不満を抱いていることから、市街地内や集落地における住民の憩いの場としての公園用地の確保、拠点づくりに努め、計画的に公園の改修や喜ばれる公園の整備等を進める。

■まちなかのにぎわい広場づくり

五城目町では、歴史ある朝市が今も行われており、近年では休憩所の整備などにより朝市の利便性を高めている。また、戸村堰緑道やウッドロードなどの整備を行い、木の町と快適な環境づくりを行っている。今後も、このような市街地内における憩いや集いの場を

充実させることにより、回遊性のある楽しい歩行空間の形成を図る。

■地域の環境を高める公園づくり

中心市街地の核となる公園については、歩いて楽しめるまちづくりの一環として、周辺施設等とのネットワーク化などを図る。

自然の魅力を伝える公園、スポーツ拠点となる公園など、地域の環境に応じた特色ある公園づくりを進める。

また各地域においては、日常のレクリエーションの場となり、歩いて行ける身近な公園づくりを進め、農村地域においては農村整備と併せて公園の整備を図る。

大平山県立自然公園等については、貴重な自然環境の保全を図る。

■緑とせせらぎのネットワークづくり

緑と水の拠点や公共施設、観光施設をネットワーク化することで、一体的にうるおいを感じるまちづくりを進めていく。

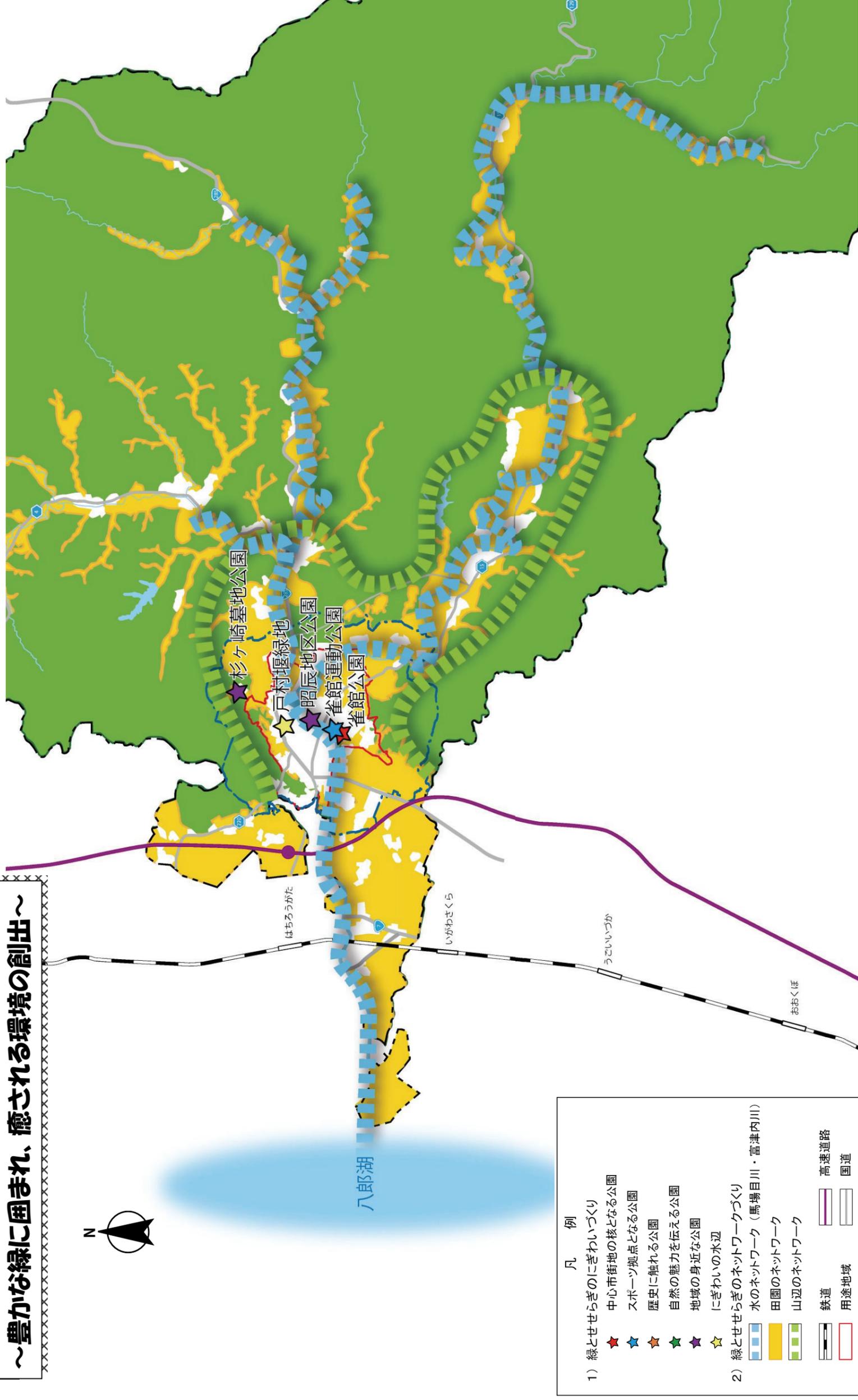
馬場目川河川敷などを整備し、水辺の空間が取り入れ、市街地に水辺の空間を導入し、中心市街地部の空き地を活用したまちなかにおける癒しの場づくりを進める。またその他の河川沿いの遊歩道、森林を楽しむ遊歩道などの整備・活用を促進するとともに、屋敷林の保全や生け垣の推奨など、私有地におけるきめ細かな緑化を推進する。

併せて、市街地内の各拠点を結ぶ道路沿線や歩行空間においても、現在すでに整備されている中央線などの豊かな並木道を活かしつつ、緑豊かな沿道環境の形成を図る。

【癒しの拠点】

●中心市街地の核となる公園づくり	・雀館公園
●スポーツ拠点となる公園づくり	・雀館運動公園
●自然の魅力を伝える公園づくり	・大平山県立自然公園
●地域の身近な公園づくり	・昭辰地区公園 ・杉ヶ崎墓地公園
●にぎわいの水辺	・戸村堰緑道
●水のネットワーク	・馬場目川 ・八朗湖
●田園のネットワーク	・田園沿いの道、散策道
●山辺のネットワーク	・森山の登山路

「自然」
～豊かな緑に囲まれ、癒される環境の創出～



凡 例

★	1) 緑とせせらぎのにぎわいづくり	■	田園のネットワーク
★	中心市街地の核となる公園	■	山辺のネットワーク
★	スポーツ拠点となる公園	■	鉄道
★	歴史に触れる公園	■	用途地域
★	自然の魅力伝える公園	■	都市計画区域
★	地域の身近な公園	■	町域
★	にぎわいの水辺	■	高速道路
■	2) 緑とせせらぎのネットワークづくり	■	国道
■	水のネットワーク (馬場目川・富津内川)	■	県道
■	田園のネットワーク		
■	山辺のネットワーク		

図 5-9 「自然」～豊かな緑に囲まれ、癒される環境の創出～

(3) 『 伝 統 』 ～伝統を活かした産業の育成～

基本姿勢

伝統と趣のある街並みを活かした質の産業づくりと
活気あるまちづくりを進める。

①伝統ある産業を活かす方針（産業の拠点づくり）

■市街地

五城目町には、江戸時代から工業団地と言うべき職人のまちが形成されており、家具・建具など、今も当時から受け継ぐ産業が残っている。しかし近年では人口減少のあおりを受け、縮小の一途を辿っているが、質の高い伝統工芸は今後まちにとって活かし残す価値のある財産であるため、その様な伝統工芸が立地している場所を「職人の町」として位置付けを行い活かし継承していく。また 500 年の歴史を持つ朝市もあり、その朝市通りに赤レンガ倉庫の再整備などを行っている。そのような歴史と伝統を活かし、にぎわいと活力の源をつくり、商業・業務機能の強化と併せて、雇用の創出にも努める。

■郊外部

平地部には美しい田園風景が広がっており、豊かな食の恵みをもたらし、四季折々の彩りを添える貴重な財産となっている。また、五城目町は「木のまち五城目」として有名で、広大な森林が広がり、林業も盛んである。今後とも地場産業として農林業施策と連携しながら美しい農地・森林を守り活かしていく。

②景観形成の方針（地域の魅力を高める景観づくり）

■自然を活かした景観づくり

・山並みを活かした景観

五城目町には北側から東側に一面に広がる山脈が見える。市街地や田園から見る自然のコントラストは五城目町の貴重な財産である。この風景を守り活かす為に、森林伐採の抑制など、自然景観の保全に努める。また山登りコースも整備されており、五城目町のシンボル森山に設置されている展望台などを参考に各所に眺望スポットを設置するなど、積極的に活用して「自然景観のまち五城目」づくりを促進していく。

・田園の環境・景観づくり

平地部に広がる美しい田園は、四季折々の彩りを添える貴重な財産である。景観面では、田園風景と調和する五城目町のシンボル森山を眺めるポイントを示し、地域で「山見会」などの交流活動や観光イベントを通じて、田園の美しさや恵みを広く伝えていく。

・まちなかの景観づくり

五城目町のまちなかには、酒蔵を始めとする家屋や寺院など趣のある歴史的な資源がある。このような財産を積極的に活用してまちづくりを促進していく。

「伝統」
～伝統を活かした産業の育成～

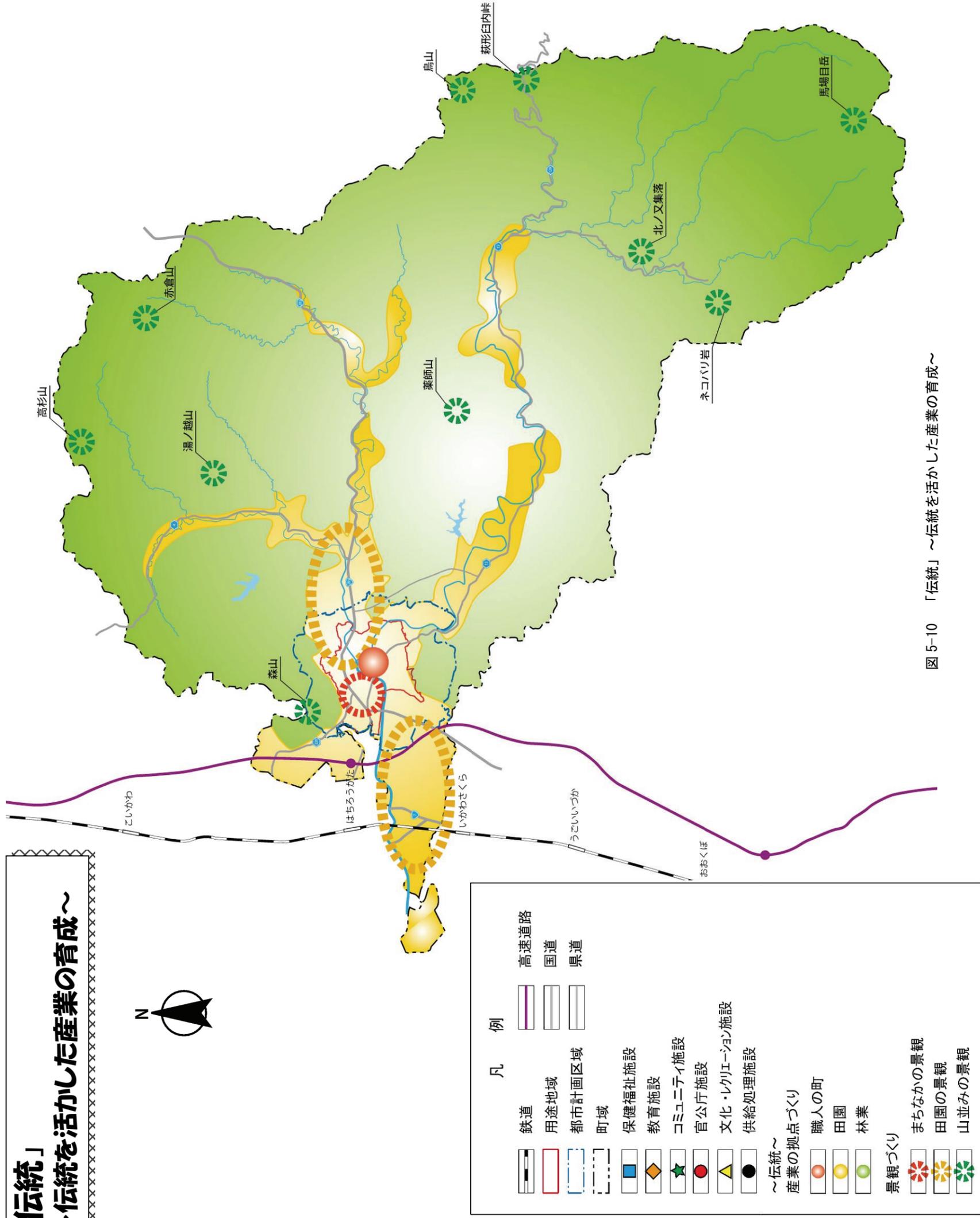


図 5-10 「伝統」～伝統を活かした産業の育成～

(4) 『やすらぎ』～くらしやすい空間の創出～

基本姿勢

利便性が良く、誰もが安心してくらしやすい生活環境づくりを進める。

①都市環境形成の方針

1) 歩いてくらしやすいまちづくり

■市街地

主要施設までのアクセス向上や、歩行者の安全性を確保するため、狭い道路の改善や危険箇所のバリアフリー化を行い、誰もが歩きやすい空間の形成を図る。また、身近で回遊性のある市街地の形成を促進する。

■集落地域

集落地域においては、狭い道路が多く交通の便も悪いことから、主要施設までのアクセス向上や、歩行者の安全性を確保し、誰もが歩きやすい空間の形成を図る。また、身近に立ち寄ることのできる商店の確保など、歩いてくらしやすいまちづくりを進める。

2) コンパクトで質の高いE C Oな都市づくり

市街地の拡大を抑制し、多様な都市機能が集積する歩いてくらしやすいコンパクトな都市づくりを目指す。

■市街地

中心市街地について、行政機能や商業・業務機能の集積を図るとともに、バスなどの交通結節機能を活かし、五城目町の顔として活性化を促進する。

また、バスターミナル周辺を住民の生活中心地と位置づけ、日常生活を支える商業機能の維持を図る。

今後より良いまちを形成するためには、環境リサイクル活動の推進やまちの省エネルギー化したエコタウン化を推進することにより、イニシャルコストの低減や廃棄物の地域内処理体制を構築して、CO2 排出量の削減を図る。

また、道路照明灯や防犯灯は、夜間の安全確保のため町内に多数設置されているが、省エネタイプやLED に交換し、CO2 排出量の削減を促進する。

将来的には町内すべての照明灯について、LED 化を目指す。

②住環境整備の方針（快適な生活環境づくり）

■市街地

快適なゆとりとつるおいの住宅地とするため、用途地域を始めとした各種規制誘導方策により、住民との協働によるまちづくりを進める。

用途地域内においては、民間の活力による宅地の更新を促進し、様々なライフステージに対応した住宅の供給を目指す。

五城目町の住宅地は、古くからの区画で住宅が増築されており、新たに建替えを行う場合、用途地域の規制（建ぺい率など）により建替えが難しい住宅地（特に中心市街地）がある。その様な現状を考慮して、用途地域見直しの再検討も視野に整備を行っていく。

都市基盤の整備が不十分な地区では、住民との協働による地域の歴史・文化の資源を活用した個性的でつるおいのある住環境の形成を図る。

まちなかの空き家や空き地を利用したAターンの受け入れができる利便性の高い住居を確保することにより、中心市街地の活性化とともに定住促進を図る。

幹線道路沿道の住宅地や、住宅と他の用途との共存を図る地域については、周辺環境との調和に配慮し、快適な住環境整備を推進する。

また、町営住宅を有効活用する事により高齢や若年ファミリー層向けに、良質な町営住宅を提供していく。

■集落地域

生活基盤の整った住宅地としての整備を図り、自然豊かな街並みを育てていく。

また、必要に応じて特定用途制限地域の指定を検討し、適切な住まいづくりを誘導する。

③公共公益施設整備の方針（心やすらぎ健やかに暮らせるまちづくり）

■公共施設

・広域的な利用や連携促進

防災・保健医療・教育などの分野において、広域的にサービスを共有できる公共公益機能については、周辺都市と連携した施設の整備や利用を促進するとともに、情報の共有化や協同のイベントの開催で、利便性の向上を図る。

様々な機能を持ち、利用者にとって使いやすい複合公共施設を検討する。公共施設等の整備を行う際には、「バリアフリー新法」及び「秋田県安全・安心まちづくり条例」に基づき施設のバリアフリー化を図り、災害時における施設の活用にも配慮して防災性の確保を行う。

・少子高齢化社会を支援する施設の充実：福祉施設関係

保健・医療・福祉施策を総合的に推進し、既存の保健福祉施設の機能充実を目指す。

また、妊産婦や親子が安心して暮らし、社会参加が出来るような障壁のない生活環境の整備を進めていくとともに、公共施設における授乳室、託児室、親子トイレの整備、ベビーカーの配置、子育てに関する相談や子育て支援センターの充実を図る。児童館や放課後児童クラブについては、その機能の充実を検討する。

・安心できる医療の確保：医療施設関係

医療に関しては、医師不足、産科休止等となって顕在化している。五城目町において

も湖東総合病院（八郎潟町）が主要な病院となっているが、医師不足から、入院サービス、救急外来の休止など、条件は日々悪化している状況である。その様な事から、医師の確保に向けた関係機関への積極的な働きかけ、経営面での協力体制を一層強固のものにしていく。

- 地域の教育や活動の充実：教育施設、コミュニティ施設

小中学校や公民館、集会所については、地域コミュニティや防災の拠点として位置づけ、地域の生涯学習やボランティア活動、住民自治活動の場として、施設内容の充実や支援を推進する。

また、各公民館に情報ネットワークを構築することにより、行政サービスや公民館相互の情報交換などの向上を図る。一方、行政支援による集会施設の整備を推進するとともに、学校の開放や空き教室の活用による地域コミュニティ活動を支援する。

なお、老朽化が進む施設については、段階的な改築や改善を図る。

- 五城目町の文化や歴史を伝える交流施設の充実：歴史・文化施設

町役場や五城館、環境と文化のむら、森林資料館などは、五城目町における生活・産業・文化振興のための広域的な情報発信を行う、交流の核として位置づけるとともに、施設整備や活動においては周辺都市との連携強化を図る。

また、特に森林資料館や五城館については、五城目町の歴史の継承や保存の場として活用を推進する。

- 上水道

森林を保全することで水源を守り、安全な施設管理と適切な整備により効率的な上水道の運用を行い、住民が安全で安心して飲める上水道の安定供給に努める。

また、水需要への対応と渇水時や災害など緊急時の水源を確保するため、老朽化施設の更新など長期的な視点に立った計画的な施設整備を推進するほか、復旧体制の確立、配水池の活用や効率的な系統別配水幹線の整備を推進する。

- 下水道

快適な生活環境や、環境にやさしいまちを目指し、関連公共下水道事業や合併処理浄化槽整備事業等を推進する。

都市計画区域内及びその周辺地域においては、公共下水道の整備を進める。また、それ以外の地域においては、補助制度を活用し、合併処理浄化槽の設置促進に努める。

- 火葬場

火葬場は地域の社会生活において必要不可欠の都市施設であり、遺族や関係者に安らぎを与え、威厳を持った施設である。また、周辺環境の保全にも配慮し、既存施設の適正な維持管理を行う。

- し尿処理場

周辺環境に配慮しつつ、水質汚濁防止法等、関連法令に基づき、BOD、COD、窒素、リンその他の規制基準を遵守し、適切な維持管理を行う。

④防災まちづくりの方針（災害に強いまちづくり）

■災害対策

- 豊かな自然の恵みと厳しさに配慮した安全・安心な町
自然環境の保護に配慮し、国・県、周辺町村と連携しながら治山事業や河川改修・砂防事業の推進を図り、山崩れなどの山地災害や洪水・土石流などの水害を予防する。
また、改修にあたっては、自然景観を損なわない工法を用いる。
- 災害に強い都市整備の促進
耐震改修促進計画（平成 21 年 3 月策定）に基づき、老朽化した建物や木造住宅の耐震化・不燃化を促進し、公共施設や避難場所に指定されている建物については、耐震調査を実施して施設の改善を図る。
また、狭い道路の改善や、延焼を遮断する街路樹、公園などのオープンスペースを整備し、災害の拡大を未然に防ぐ都市設備を充実するとともに、災害時における安全性確保のため、ライフライン施設の耐震化に努める。
- 地域防災拠点の整備・充実
各地区において、消防施設や消化設備の適正な配置に努めるとともに、災害時の緊急避難および災害予防から復旧・復興に向けた活動に備え、ハザードマップの作成や防災意識の向上を図る。
また、小中学校や公民館等は、地域の防災拠点として施設内容の充実を図る。
さらに、災害時は、山地災害や水害による市街地の分断が予想されることから、周辺市町村や災害援助協定を締結している関係機関との連携を強化し、広域避難道路の整備や体制づくりを促進する。
- 誰にでもやさしい安全・安心な町
災害弱者の視点を基本とし、「バリアフリーで誰にでもやさしいまちづくり」を防災対策に盛り込む。
また、住む楽しみ、くらす喜びが持てるように、住民同士の声掛けや思いやりの心の育成による、効果的な防災や事故の予防を図る。

「やすらぎ」
～くらしやすい空間の創出～

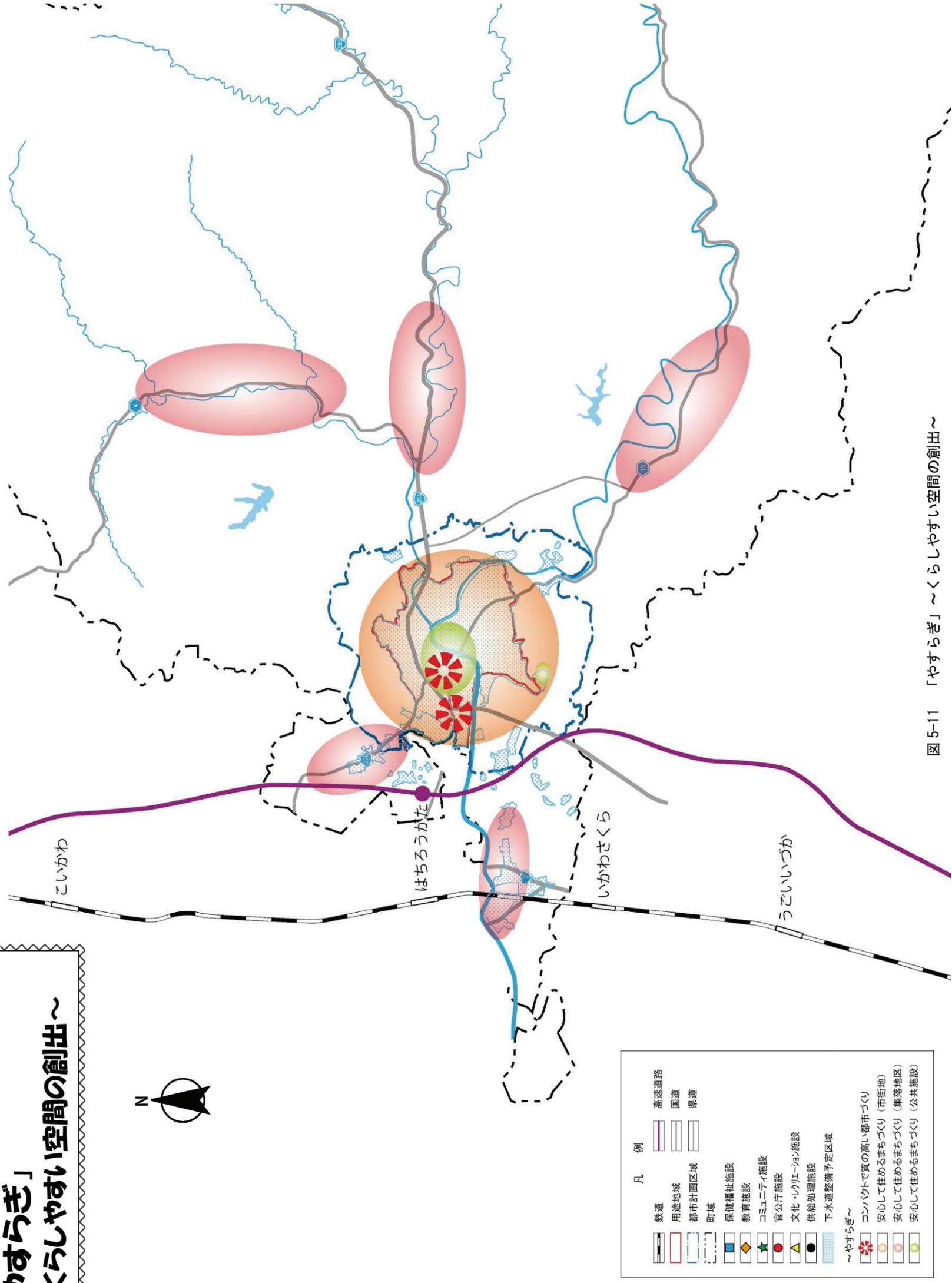


図 5-11 「やすらぎ」～くらしやすい空間の創出～

(5) 『心』～住む楽しみ、くらす喜びが持てるまちの創出～

基本姿勢

思いやり、もてなしの「心」を育てるまちづくりを進める。

①教育・人づくりの方針

1) まちづくりにおける人づくり

■まちづくり教育

思いやりの心と命の大切さを実感できる地域社会をつくるため、学校、職場、地域など様々な場で人権教育や心の教育を推進する。

個性豊かな人材を育むため、子どもたちの成長段階に応じた知識、教育の取得と精神的に豊かな人格形成を促し、学校教育の充実を行う。また、まちの今後の姿などの学習を取り入れ、幼い頃よりまちの将来を考え、関心を持つことで、今後の五城目町を担う人材育成を図る。

また、情報の提供や指導者の育成に努めるとともに、既存施設の有効活用と新たな施設の整備を進める。また、まちづくり学習の一環として地域住民相互の交流機会を増やすなどの検討を行う。

2) 思いやりのある、もてなしの心の育成

■思いやり、もてなしの心から始まる、まちづくりにおける人づくり

五城目町に住む人々が楽しく幸せにくらせることが究極の目標であり、それを達成するには五城目町に住む人、五城目町を訪れる人々が喜びや嬉しさを享受でき、人の心を気にかげられるような、人と人とのコミュニティの形成が大切である。そのような人と人との優しさを提供しあえるまちづくりを目指す。

また、タウン・ガイドなど観光ボランティアの育成を図り、もてなしのあるまちの形成を図る。

「心」
～住む楽しみ、くらす喜びが持てるまちの創出～

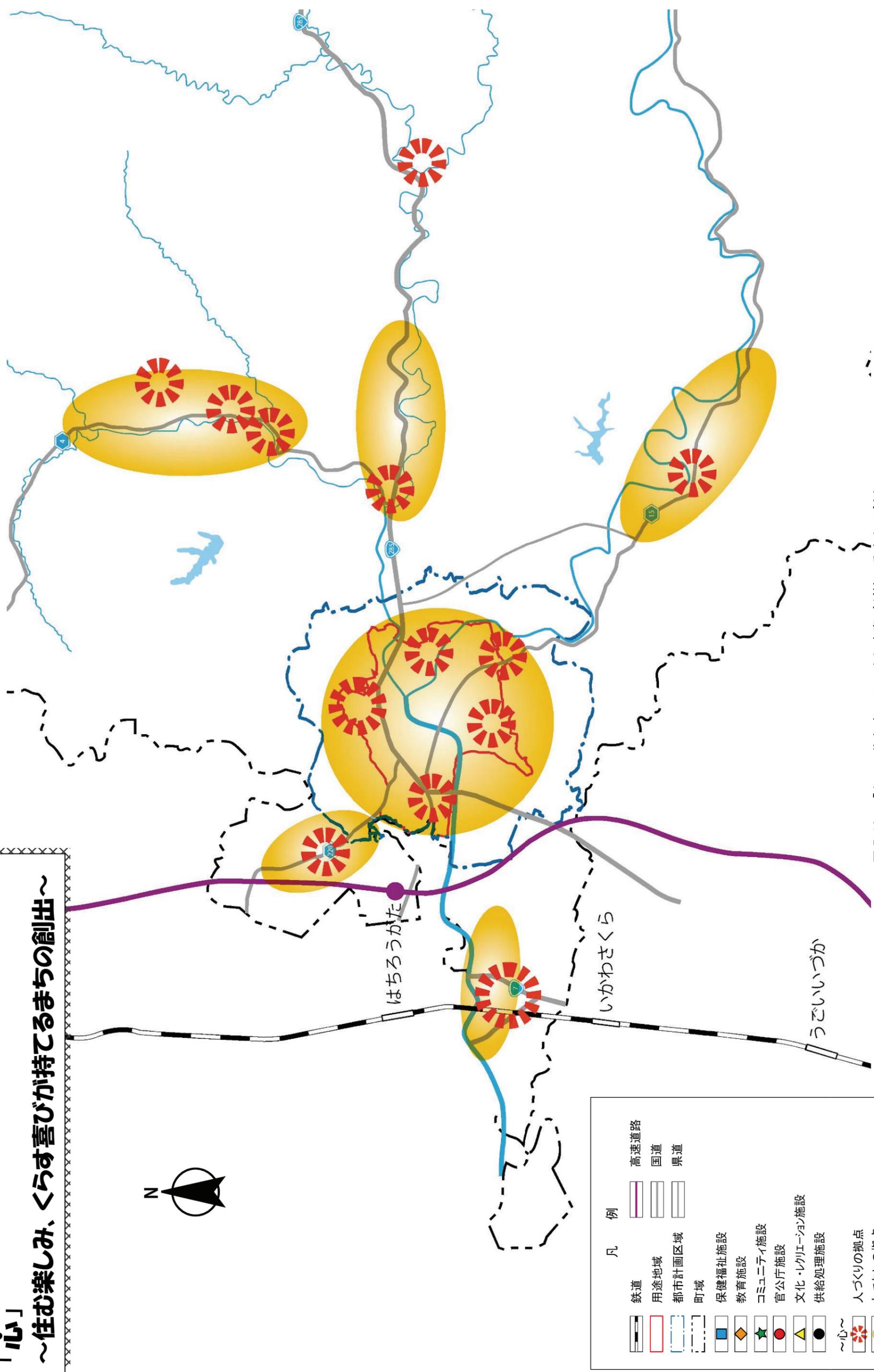


図 5-12 「心」～住む楽しみ、くらす喜びが持てるまちの創出～

3. 都市機能・都市構造に関する方針

(1) 『にぎわい』～活力あふれる五城目町としていくための源の創出～

基本姿勢

訪れたい、また来たい、にぎわいのあるまちづくりを進める。

①道路整備の方針（各地をつなぐ骨格づくり）

■道路網の整備方針

道路網については、都市機能の維持及び増進を図るため、適切な整備を図る。特に市街地（住宅密集地）では防災上問題がある箇所があるため、安全で快適な道路空間の確保を行っていく。また、五城目町全体では、長期間にわたり整備がされていない都市計画道路がまだ多く残っている。なお、長期間にわたり整備がされていない都市計画道路については「秋田県都市計画道路に直しガイドライン」に沿って、計画の必要性や事業実現性を評価し、継続・変更・廃止について検討する。

以下に五城目町における道路網の位置付けを示す。

- ・ 広域幹線道路：周辺地域を結ぶ道路整備

地域間の交流と連携を支え地域全体の発展を図るため、秋田自動車道（五城目八郎潟 IC）を、広域幹線道路として位置づける。
- ・ 地域幹線道路：五城目町の骨格となる道路整備

各地域間を結ぶ主要な路線を「地域幹線道路」として位置づけ、日常生活でのスムーズな移動と、地域間のネットワークの効率性を高めるための整備促進を図る。

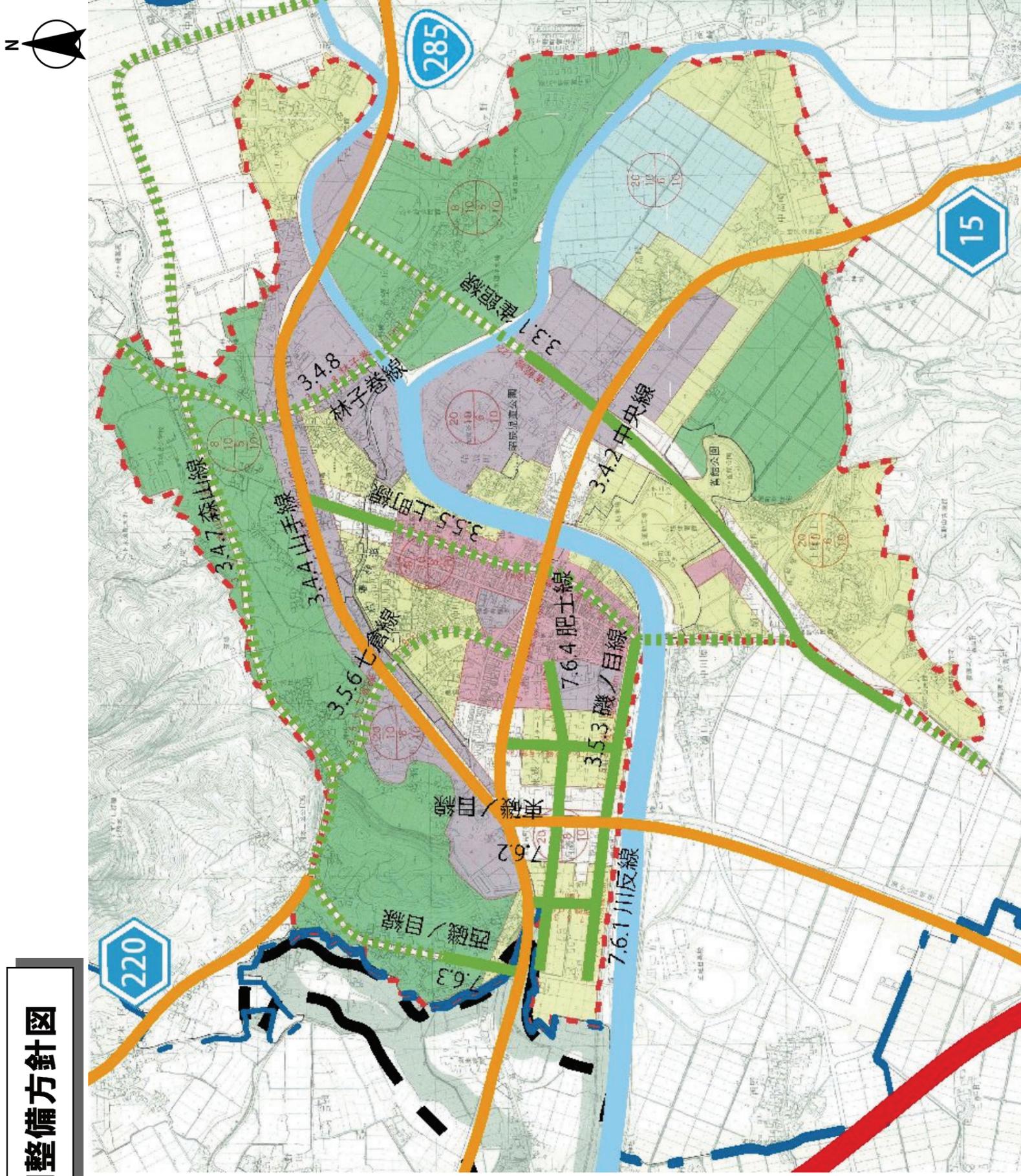
路線としては国道 285 号を東西の軸、国道 7 号を南北の軸とし、これを補完する（一）真坂五城目線（県道 220 号）、（主）秋田八郎潟線、（主）能代五城目線を位置づける。
- ・ 地域交流道路：地域内の交流を進める道路整備

各地域間を結び、地域の連携を強化する路線を「地域交流道路」として、都市計画道路や県道、町道、広域農道を位置づける。

主要施設までのアクセス向上や、歩行者の安全性を確保するため、狭い道路の改善や危険箇所を解消するとともに、地域同士をこまやかにネットワークできるように、計画的な道路整備、改善を推進する。
- ・ 地域らしさを感じるみちづくり

五城目町には、それぞれの地域において特徴ある道がある。酒蔵やウッドロードなどの並木道、川や路地沿いの遊歩道、生活が身近に感じられる細街路、歴史を感じる朝市回廊、田園風景を楽しめる道など、歩いて魅力を楽しめる空間となっている。したがって地域の魅力を伝えるみちを増やすとともに、バリアフリーにも配慮し全ての人にやさしい、質の高い道路空間の形成、歩行環境の改善を図る。

道路網整備方針図



《見直し検討路線》

- 3.3.1 雀館線は交通量の減少などの要因から基本的には見直しの方向とする。
- 3.4.7 森山線は町の道路の位置付けとして主要な路線でないため、基本的には見直しの方向とする。

凡 例	
整備済み	広域幹線道路
未整備路線	地域幹線道路
	地域交流道路
	鉄道
	用途地域
	都市計画区域
	町域

図 5-6 道路網整備方針図（用途地域拡大）

■交通ネットワーク

周辺都市と協力しながら、鉄道・バスなどの公共交通機関の連携を充実させ、身近な場所から広域圏まで移動できる総合交通ネットワークの構築を検討する。

必要に応じて、運行回数や時刻・アクセスの確保を図り、乗り継ぎがスムーズに行えるような工夫を検討する。

・鉄道

JR 奥羽本線は主に秋田市への通勤・通学の足や観光の入口として、利便性の向上に向け、利用促進と観光客の誘致を図る。市街地から駅までのアクセスの確保を図り、鉄道の利用者の便の確保に努める。



JR 奥羽本線

・バス

広域圏を結ぶ路線バスの充実や、鉄道を補完するバス路線の利便性の向上のため、関係機関との調整を図る。



五城目町循環バス

・身近な足としての公共交通機関の確立

誰もが気軽に乗れる便利な移動手段として、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの利用を促進する。また、既存のバス交通については、地域間交流を促し、公共施設や商店街との連携を図るため、その機能を維持を図りつつ利用環境の向上をめざす。

・交通拠点の環境向上

五城目町のバスターミナルについては、誰もが利用しやすい交通拠点として、高齢者、障がい者等の利用に配慮するとともに、来訪者や住民が気軽に利用できる環境整備を進め、市街地への来訪者増加と交流の促進、にぎわいの創出を図る。

さらに、自動車交通量の削減や環境負荷の低減、公共交通機関の利用促進の観点から、サイクル&ライドの取組みを検討する。

交通体系整備方針図

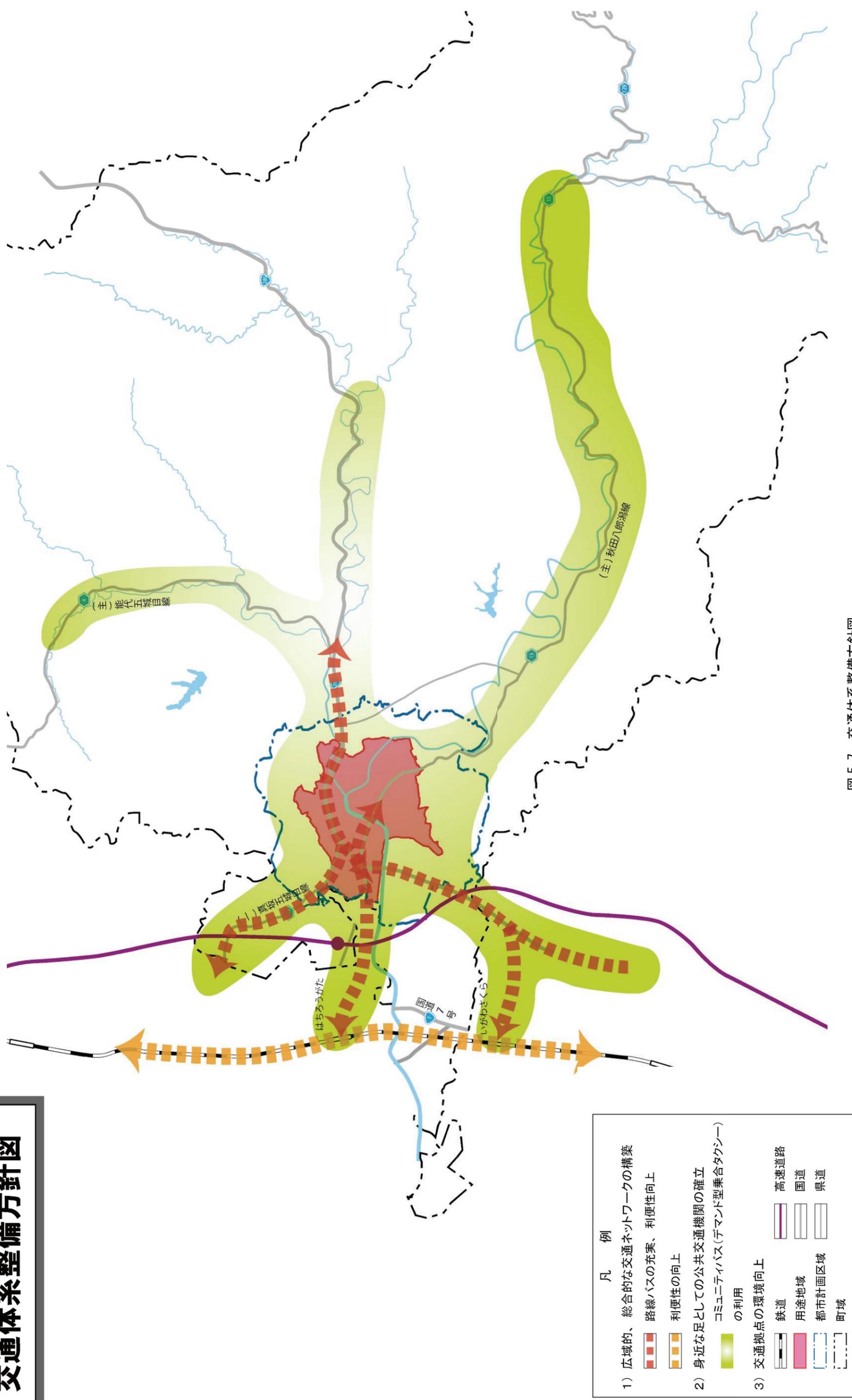


図 5-7 交通体系整備方針図

②市街地活性化の方針（にぎわいの拠点づくり）

■中心市街地の活性化

町役場周辺を中心商業・業務地として位置づけ、酒蔵などの趣のある歴史的な資源の活用、新たな土地区画整備事業の検討などにより、市街地整備・改善と商業等の活性化を一体的に推進していく。

中心市街地の商店街は、にぎわいと活力の源であり、都市再生整備計画により、赤レンガ倉庫の再整備や来町歓迎アーチの設置など交流人口の増大への取り組みなどが行われている。そのような取り組みを継続的に行い観光客の誘導を行っていき、駐車スペースやイベント広場など、住民の利便に寄与し、来訪者と交流できる施設の整備により、住民と来訪者がともに五城目町のよさを楽しめる空間づくりを推進する。

また、商業・業務機能の強化と併せて、定住人口の増加を図るため、利便性の高い中心市街地でのまちなか居住を促進していく。

■郊外の大規模店舗との連携

中心市街地と郊外の大規模店舗との連携を図り、交流人口の拡大に取り組む。

③観光レクリエーションの方針（交流の拠点づくり）

■観光レクリエーション資源のネットワーク化

地域に密着したサービスや個店の魅力向上などにより個性的な商店づくりを支援し、チャレンジショップなどの空き店舗対策事業や、にぎわいを創出する特徴あるイベントの開催を促進する。

また、集まる人々の憩いやうるおいに配慮した商店街や店づくりの支援に努め、市街地の整備による五城目町の魅力の向上により、活気のある商業の拠点づくりを促進する。

さらに、各地に点在する観光資源の魅力の向上を図るとともに回遊ネットワークの充実を図る。特に中心市街地と、温泉をはじめとした観光資源が豊富な内川・富津内地区の連携を強化するために、観光情報の受発信機能の充実、観光地へのアクセス手段の確保・充実などを行う。

「にぎわい」
～活力あふれる五城目町としていくための源の創出～

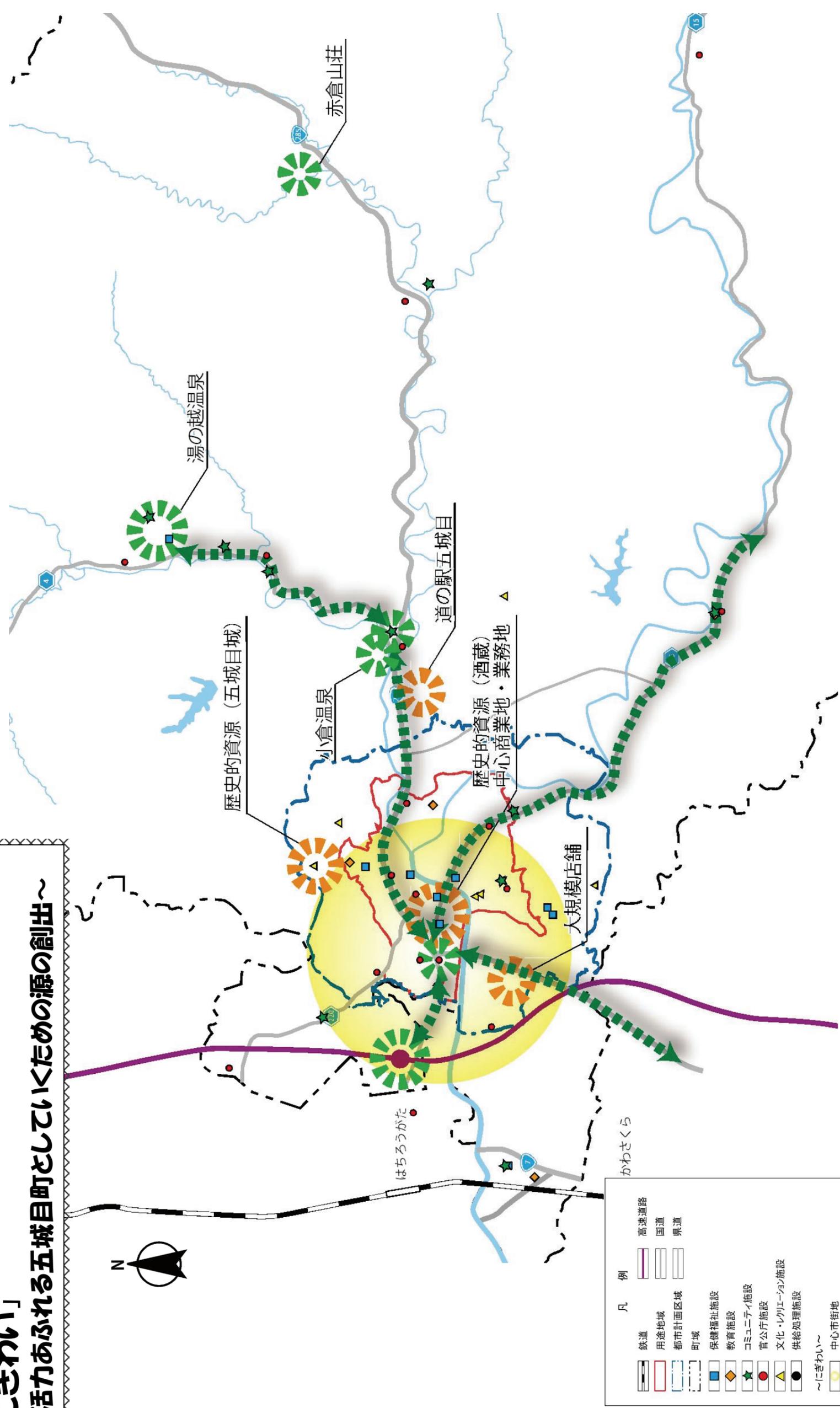


図 5-8 「にぎわい」～活力あふれる五城目町としていくための源の創出～

(2) 『自然』～豊かな緑に囲まれ、癒される環境の創出～

基本姿勢

魅力ある豊かな自然を守り活かしていく。

①自然・地域の資源を活かす方針（農地や森林の保全と学ぶ場としての活用）

五城目町北側の森山や東側の馬場目岳などの美しい自然が見える。今後とも自然を保全し共生した街並みを形成する。

また、公共施設や多くの人々が訪れる場所では、自然と調和した環境保全モデルとなるよう、施設内緑化を推進する。

■山並みの保全と活用

北側から東側に広がる山々については、馬場目岳からなる森林が広がり、その一部が県立自然公園に指定されている貴重な資源である。また、五城目町のシンボルであり、住民にも愛される森山がある。これらの山並みは、住民共有の財産として、積極的に保全するとともに、里山づくりや環境学習を通じて自然とふれあう場の充実を図る。

■田園の環境の保全と活用

平地部に広がる美しい田園は、豊かな食の恵みをもたらし、四季折々の彩りを添える貴重な財産である。今後とも農業施策と連携しながら美しい農地を守り伝えていく。また、農村交流などの活動や観光イベントを通じて、田園の美しさや恵みを広く伝えていく。

■水辺空間の保全と活用

五城目町は河川、温泉、湖畔（八郎湖）など、水を身近に感じることができる。人だけでなく動植物にとっても必要である「水」を守り伝えていくためにも、きれいな水を守る取組みを進める。

また水辺の動植物の観察学習など、子供たちに水中生物と触れ合う機会を増進するなど、自然観察学習の推進を行う。

②公園・広場の整備方針（癒しの拠点づくり）

五城目町の一人当たりの公園面積は、10.19 m²と比較的高い水準にあるが、アンケートでは住民の大半が「公園・子供のあそび場の充実度」に不満を抱いていることから、市街地内や集落地における住民の憩いの場としての公園用地の確保、拠点づくりに努め、計画的に公園の改修や喜ばれる公園の整備等を進める。

■まちなかのにぎわい広場づくり

五城目町では、歴史ある朝市が今も行われており、近年では休憩所の整備などにより朝市の利便性を高めている。また、戸村堰緑道やウッドロードなどの整備を行い、木の町と快適な環境づくりを行っている。今後も、このような市街地内における憩いや集いの場を

充実させることにより、回遊性のある楽しい歩行空間の形成を図る。

■地域の環境を高める公園づくり

中心市街地の核となる公園については、歩いて楽しめるまちづくりの一環として、周辺施設等とのネットワーク化などを図る。

自然の魅力を伝える公園、スポーツ拠点となる公園など、地域の環境に応じた特色ある公園づくりを進める。

また各地域においては、日常のレクリエーションの場となり、歩いて行ける身近な公園づくりを進め、農村地域においては農村整備と併せて公園の整備を図る。

大平山県立自然公園等については、貴重な自然環境の保全を図る。

■緑とせせらぎのネットワークづくり

緑と水の拠点や公共施設、観光施設をネットワーク化することで、一体的にうるおいを感じるまちづくりを進めていく。

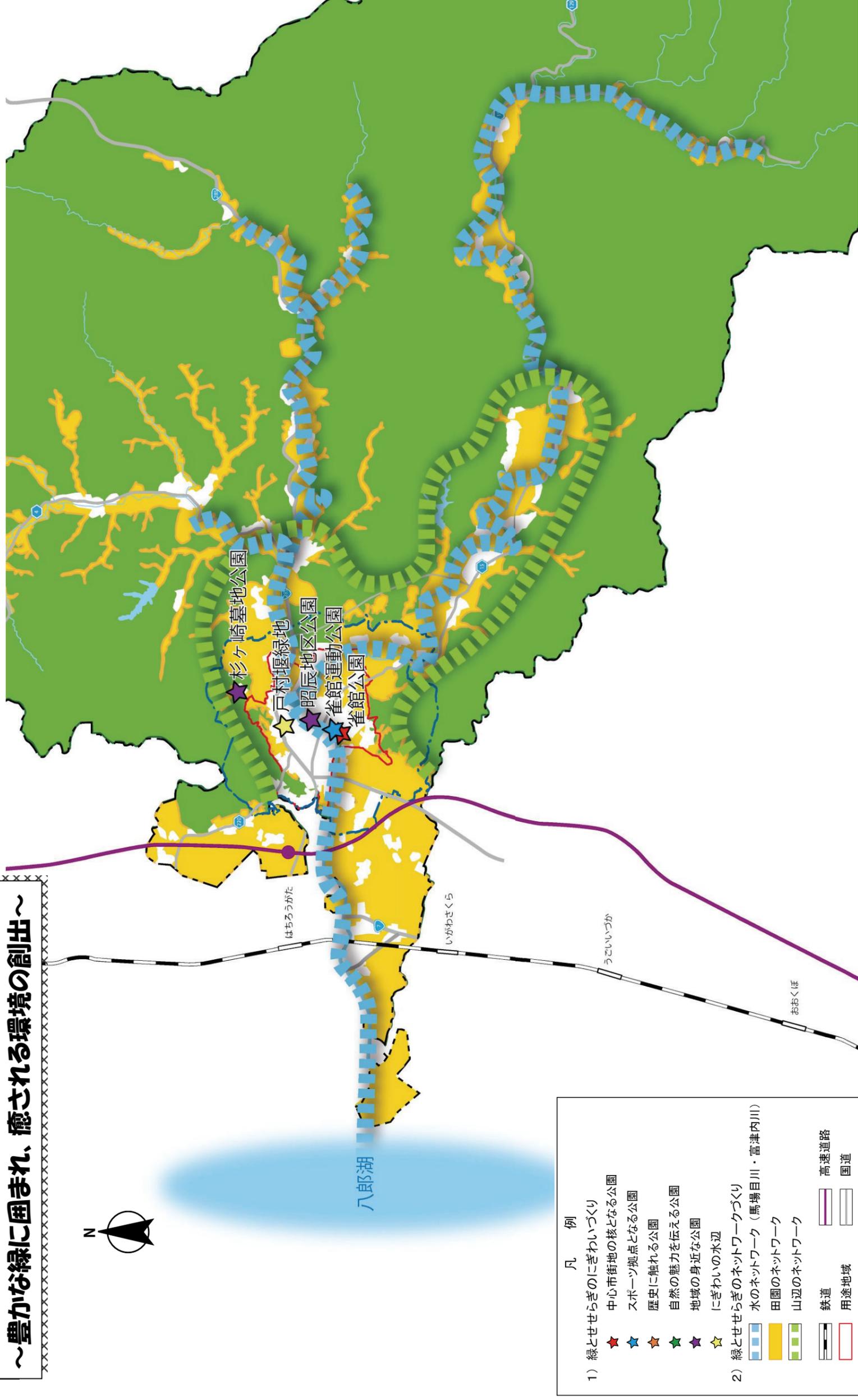
馬場目川河川敷などを整備し、水辺の空間が取り入れ、市街地に水辺の空間を導入し、中心市街地部の空き地を活用したまちなかにおける癒しの場づくりを進める。またその他の河川沿いの遊歩道、森林を楽しむ遊歩道などの整備・活用を促進するとともに、屋敷林の保全や生け垣の推奨など、私有地におけるきめ細かな緑化を推進する。

併せて、市街地内の各拠点を結ぶ道路沿線や歩行空間においても、現在すでに整備されている中央線などの豊かな並木道を活かしつつ、緑豊かな沿道環境の形成を図る。

【癒しの拠点】

●中心市街地の核となる公園づくり	・雀館公園
●スポーツ拠点となる公園づくり	・雀館運動公園
●自然の魅力を伝える公園づくり	・大平山県立自然公園
●地域の身近な公園づくり	・昭辰地区公園 ・杉ヶ崎墓地公園
●にぎわいの水辺	・戸村堰緑道
●水のネットワーク	・馬場目川 ・八朗湖
●田園のネットワーク	・田園沿いの道、散策道
●山辺のネットワーク	・森山の登山路

「自然」
～豊かな緑に囲まれ、癒される環境の創出～



凡 例

★	緑とせせらぎのにぎわいづくり	■	鉄 道
★	中心市街地の核となる公園	■	高速道路
★	スポーツ拠点となる公園	■	用途地域
★	歴史に触れる公園	■	都市計画区域
★	自然の魅力伝える公園	■	町 域
★	地域の身近な公園	■	
★	にぎわいの水辺	■	
1)	緑とせせらぎのネットワークづくり	■	
2)	水のネットワーク (馬場目川・富津内川)	■	
	田園のネットワーク	■	
	山辺のネットワーク	■	

図 5-9 「自然」～豊かな緑に囲まれ、癒される環境の創出～

(3) 『 伝 統 』 ～伝統を活かした産業の育成～

基本姿勢

伝統と趣のある街並みを活かした質の産業づくりと
活気あるまちづくりを進める。

①伝統ある産業を活かす方針（産業の拠点づくり）

■市街地

五城目町には、江戸時代から工業団地と言うべき職人のまちが形成されており、家具・建具など、今も当時から受け継ぐ産業が残っている。しかし近年では人口減少のあおりを受け、縮小の一途を辿っているが、質の高い伝統工芸は今後まちにとって活かし残す価値のある財産であるため、その様な伝統工芸が立地している場所を「職人の町」として位置付けを行い活かし継承していく。また 500 年の歴史を持つ朝市もあり、その朝市通りに赤レンガ倉庫の再整備などを行っている。そのような歴史と伝統を活かし、にぎわいと活力の源をつくり、商業・業務機能の強化と併せて、雇用の創出にも努める。

■郊外部

平地部には美しい田園風景が広がっており、豊かな食の恵みをもたらし、四季折々の彩りを添える貴重な財産となっている。また、五城目町は「木のまち五城目」として有名で、広大な森林が広がり、林業も盛んである。今後とも地場産業として農林業施策と連携しながら美しい農地・森林を守り活かしていく。

②景観形成の方針（地域の魅力を高める景観づくり）

■自然を活かした景観づくり

・山並みを活かした景観

五城目町には北側から東側に一面に広がる山脈が見える。市街地や田園から見る自然のコントラストは五城目町の貴重な財産である。この風景を守り活かす為に、森林伐採の抑制など、自然景観の保全に努める。また山登りコースも整備されており、五城目町のシンボル森山に設置されている展望台などを参考に各所に眺望スポットを設置するなど、積極的に活用して「自然景観のまち五城目」づくりを促進していく。

・田園の環境・景観づくり

平地部に広がる美しい田園は、四季折々の彩りを添える貴重な財産である。景観面では、田園風景と調和する五城目町のシンボル森山を眺めるポイントを示し、地域で「山見会」などの交流活動や観光イベントを通じて、田園の美しさや恵みを広く伝えていく。

・まちなかの景観づくり

五城目町のまちなかには、酒蔵を始めとする家屋や寺院など趣のある歴史的な資源がある。このような財産を積極的に活用してまちづくりを促進していく。

「伝統」
～伝統を活かした産業の育成～

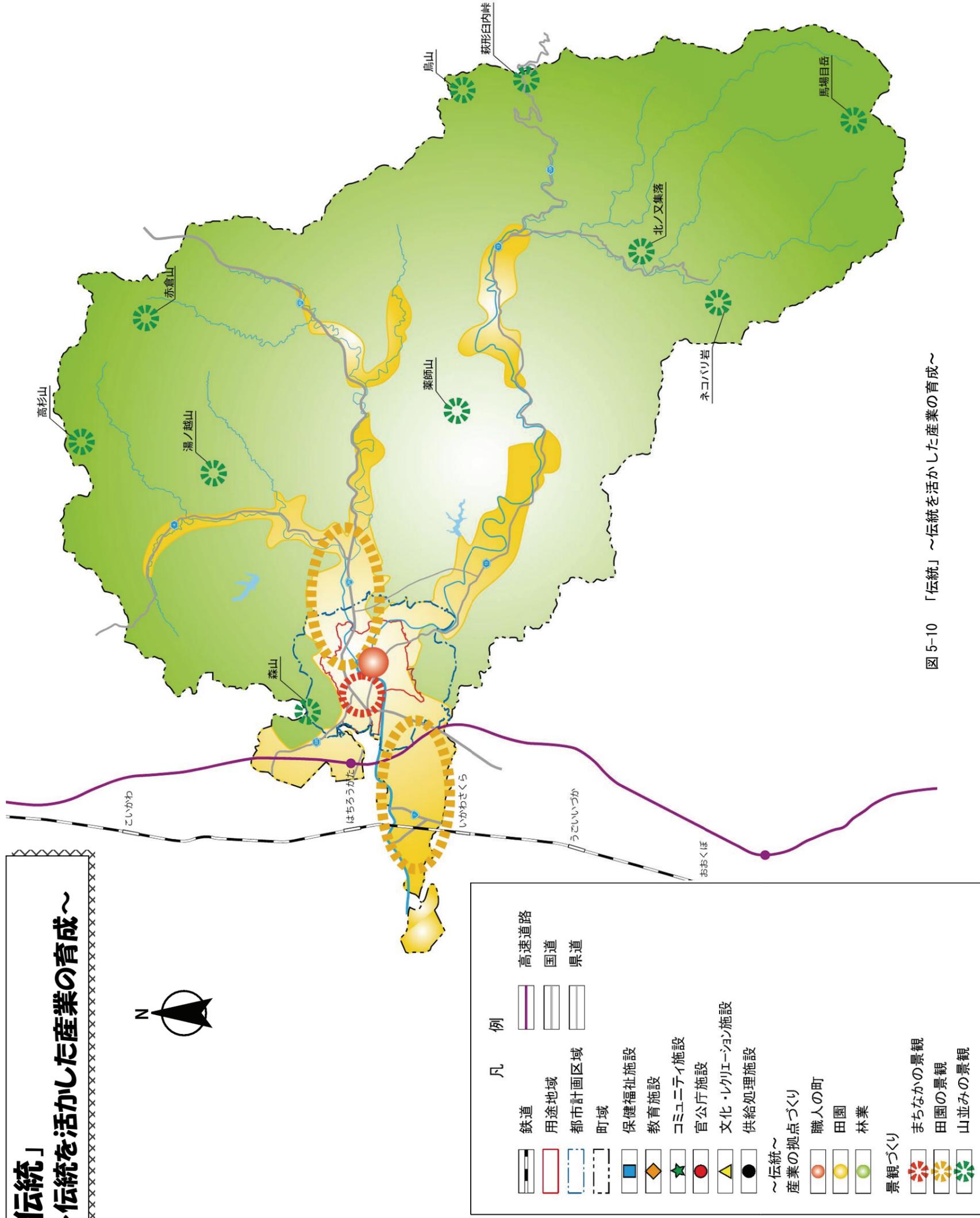


図 5-10 「伝統」～伝統を活かした産業の育成～

(4) 『やすらぎ』～くらしやすい空間の創出～

基本姿勢

利便性が良く、誰もが安心してくらせる
生活環境づくりを進める。

①都市環境形成の方針

1) 歩いてくらせるまちづくり

■市街地

主要施設までのアクセス向上や、歩行者の安全性を確保するため、狭い道路の改善や危険箇所のバリアフリー化を行い、誰もが歩きやすい空間の形成を図る。また、身近で回遊性のある市街地の形成を促進する。

■集落地域

集落地域においては、狭い道路が多く交通の便も悪いことから、主要施設までのアクセス向上や、歩行者の安全性を確保し、誰もが歩きやすい空間の形成を図る。また、身近に立ち寄ることのできる商店の確保など、歩いてくらせるまちづくりを進める。

2) コンパクトで質の高いE C Oな都市づくり

市街地の拡大を抑制し、多様な都市機能が集積する歩いてくらせるコンパクトな都市づくりを目指す。

■市街地

中心市街地について、行政機能や商業・業務機能の集積を図るとともに、バスなどの交通結節機能を活かし、五城目町の顔として活性化を促進する。

また、バスターミナル周辺を住民の生活中心地と位置づけ、日常生活を支える商業機能の維持を図る。

今後より良いまちを形成するためには、環境リサイクル活動の推進やまちの省エネルギー化したエコタウン化を推進することにより、イニシャルコストの低減や廃棄物の地域内処理体制を構築して、CO2 排出量の削減を図る。

また、道路照明灯や防犯灯は、夜間の安全確保のため町内に多数設置されているが、省エネタイプやLEDに交換し、CO2 排出量の削減を促進する。

将来的には町内すべての照明灯について、LED化を目指す。

②住環境整備の方針（快適な生活環境づくり）

■市街地

快適なゆとりとつるおいの住宅地とするため、用途地域を始めとした各種規制誘導方策により、住民との協働によるまちづくりを進める。

用途地域内においては、民間の活力による宅地の更新を促進し、様々なライフステージに対応した住宅の供給を目指す。

五城目町の住宅地は、古くからの区画で住宅が増築されており、新たに建替えを行う場合、用途地域の規制（建ぺい率など）により建替えが難しい住宅地（特に中心市街地）がある。その様な現状を考慮して、用途地域見直しの再検討も視野に整備を行っていく。

都市基盤の整備が不十分な地区では、住民との協働による地域の歴史・文化の資源を活用した個性的でつるおいのある住環境の形成を図る。

まちなかの空き家や空き地を利用したAターンの受け入れができる利便性の高い住居を確保することにより、中心市街地の活性化とともに定住促進を図る。

幹線道路沿道の住宅地や、住宅と他の用途との共存を図る地域については、周辺環境との調和に配慮し、快適な住環境整備を推進する。

また、町営住宅を有効活用する事により高齢や若年ファミリー層向けに、良質な町営住宅を提供していく。

■集落地域

生活基盤の整った住宅地としての整備を図り、自然豊かな街並みを育てていく。

また、必要に応じて特定用途制限地域の指定を検討し、適切な住まいづくりを誘導する。

③公共公益施設整備の方針（心やすらぎ健やかに暮らせるまちづくり）

■公共施設

・広域的な利用や連携促進

防災・保健医療・教育などの分野において、広域的にサービスを共有できる公共公益機能については、周辺都市と連携した施設の整備や利用を促進するとともに、情報の共有化や協同のイベントの開催で、利便性の向上を図る。

様々な機能を持ち、利用者にとって使いやすい複合公共施設を検討する。公共施設等の整備を行う際には、「バリアフリー新法」及び「秋田県安全・安心まちづくり条例」に基づき施設のバリアフリー化を図り、災害時における施設の活用にも配慮して防災性の確保を行う。

・少子高齢化社会を支援する施設の充実：福祉施設関係

保健・医療・福祉施策を総合的に推進し、既存の保健福祉施設の機能充実を目指す。

また、妊産婦や親子が安心して暮らし、社会参加が出来るような障壁のない生活環境の整備を進めていくとともに、公共施設における授乳室、託児室、親子トイレの整備、ベビーカーの配置、子育てに関する相談や子育て支援センターの充実を図る。児童館や放課後児童クラブについては、その機能の充実を検討する。

・安心できる医療の確保：医療施設関係

医療に関しては、医師不足、産科休止等となって顕在化している。五城目町において

も湖東総合病院（八郎潟町）が主要な病院となっているが、医師不足から、入院サービス、救急外来の休止など、条件は日々悪化している状況である。その様な事から、医師の確保に向けた関係機関への積極的な働きかけ、経営面での協力体制を一層強固のものにしていく。

- 地域の教育や活動の充実：教育施設、コミュニティ施設

小中学校や公民館、集会所については、地域コミュニティや防災の拠点として位置づけ、地域の生涯学習やボランティア活動、住民自治活動の場として、施設内容の充実や支援を推進する。

また、各公民館に情報ネットワークを構築することにより、行政サービスや公民館相互の情報交換などの向上を図る。一方、行政支援による集会施設の整備を推進するとともに、学校の開放や空き教室の活用による地域コミュニティ活動を支援する。

なお、老朽化が進む施設については、段階的な改築や改善を図る。

- 五城目町の文化や歴史を伝える交流施設の充実：歴史・文化施設

町役場や五城館、環境と文化のむら、森林資料館などは、五城目町における生活・産業・文化振興のための広域的な情報発信を行う、交流の核として位置づけるとともに、施設整備や活動においては周辺都市との連携強化を図る。

また、特に森林資料館や五城館については、五城目町の歴史の継承や保存の場として活用を推進する。

- 上水道

森林を保全することで水源を守り、安全な施設管理と適切な整備により効率的な上水道の運用を行い、住民が安全で安心して飲める上水道の安定供給に努める。

また、水需要への対応と渇水時や災害など緊急時の水源を確保するため、老朽化施設の更新など長期的な視点に立った計画的な施設整備を推進するほか、復旧体制の確立、配水池の活用や効率的な系統別配水幹線の整備を推進する。

- 下水道

快適な生活環境や、環境にやさしいまちを目指し、関連公共下水道事業や合併処理浄化槽整備事業等を推進する。

都市計画区域内及びその周辺地域においては、公共下水道の整備を進める。また、それ以外の地域においては、補助制度を活用し、合併処理浄化槽の設置促進に努める。

- 火葬場

火葬場は地域の社会生活において必要不可欠の都市施設であり、遺族や関係者に安らぎを与え、威厳を持った施設である。また、周辺環境の保全にも配慮し、既存施設の適正な維持管理を行う。

- し尿処理場

周辺環境に配慮しつつ、水質汚濁防止法等、関連法令に基づき、BOD、COD、窒素、リンその他の規制基準を遵守し、適切な維持管理を行う。

④防災まちづくりの方針（災害に強いまちづくり）

■災害対策

- 豊かな自然の恵みと厳しさに配慮した安全・安心な町
自然環境の保護に配慮し、国・県、周辺町村と連携しながら治山事業や河川改修・砂防事業の推進を図り、山崩れなどの山地災害や洪水・土石流などの水害を予防する。
また、改修にあたっては、自然景観を損なわない工法を用いる。
- 災害に強い都市整備の促進
耐震改修促進計画（平成 21 年 3 月策定）に基づき、老朽化した建物や木造住宅の耐震化・不燃化を促進し、公共施設や避難場所に指定されている建物については、耐震調査を実施して施設の改善を図る。
また、狭い道路の改善や、延焼を遮断する街路樹、公園などのオープンスペースを整備し、災害の拡大を未然に防ぐ都市設備を充実するとともに、災害時における安全性確保のため、ライフライン施設の耐震化に努める。
- 地域防災拠点の整備・充実
各地区において、消防施設や消化設備の適正な配置に努めるとともに、災害時の緊急避難および災害予防から復旧・復興に向けた活動に備え、ハザードマップの作成や防災意識の向上を図る。
また、小中学校や公民館等は、地域の防災拠点として施設内容の充実を図る。
さらに、災害時は、山地災害や水害による市街地の分断が予想されることから、周辺市町村や災害援助協定を締結している関係機関との連携を強化し、広域避難道路の整備や体制づくりを促進する。
- 誰にでもやさしい安全・安心な町
災害弱者の視点を基本とし、「バリアフリーで誰にでもやさしいまちづくり」を防災対策に盛り込む。
また、住む楽しみ、くらす喜びが持てるように、住民同士の声掛けや思いやりの心の育成による、効果的な防災や事故の予防を図る。

「やすらぎ」
～くらしやすい空間の創出～

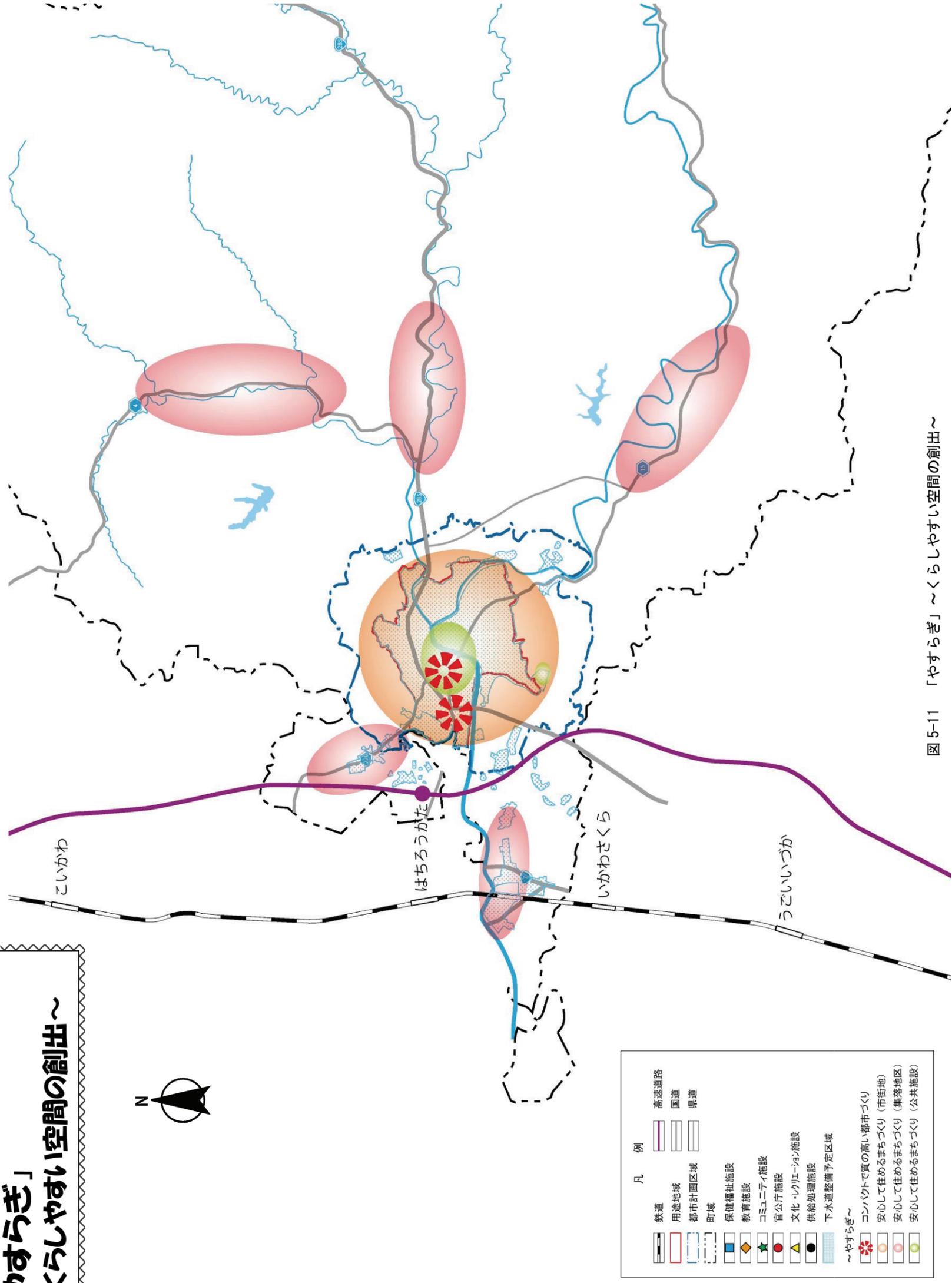


図 5-11 「やすらぎ」～くらしやすい空間の創出～

(5) 『心』～住む楽しみ、くらす喜びが持てるまちの創出～

基本姿勢

思いやり、もてなしの「心」を育てるまちづくりを進める。

①教育・人づくりの方針

1) まちづくりにおける人づくり

■まちづくり教育

思いやりの心と命の大切さを実感できる地域社会をつくるため、学校、職場、地域など様々な場で人権教育や心の教育を推進する。

個性豊かな人材を育むため、子どもたちの成長段階に応じた知識、教育の取得と精神的に豊かな人格形成を促し、学校教育の充実を行う。また、まちの今後の姿などの学習を取り入れ、幼い頃よりまちの将来を考え、関心を持つことで、今後の五城目町を担う人材育成を図る。

また、情報の提供や指導者の育成に努めるとともに、既存施設の有効活用と新たな施設の整備を進める。また、まちづくり学習の一環として地域住民相互の交流機会を増やすなどの検討を行う。

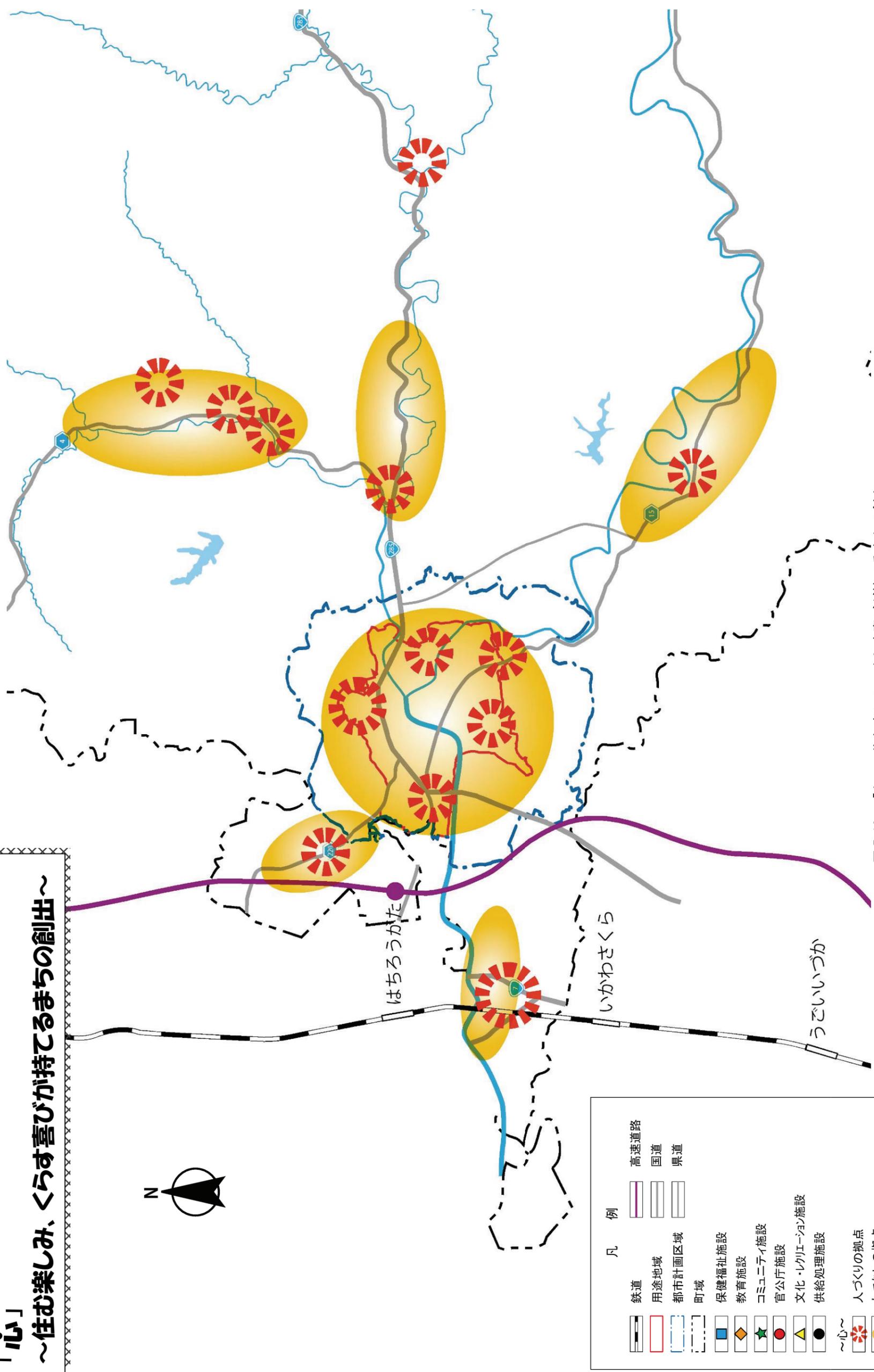
2) 思いやりのある、もてなしの心の育成

■思いやり、もてなしの心から始まる、まちづくりにおける人づくり

五城目町に住む人々が楽しく幸せにくらせることが究極の目標であり、それを達成するには五城目町に住む人、五城目町を訪れる人々が喜びや嬉しさを享受でき、人の心を気にかげられるような、人と人とのコミュニティの形成が大切である。そのような人と人との優しさを提供しあえるまちづくりを目指す。

また、タウン・ガイドなど観光ボランティアの育成を図り、もてなしのあるまちの形成を図る。

「心」
～住む楽しみ、くらす喜びが持てるまちの創出～



凡 例	
	鉄道
	高速道路
	用途地域
	都市計画区域
	町域
	保健福祉施設
	教育施設
	コミュニティ施設
	官公庁施設
	文化・レクリエーション施設
	供給処理施設
	「心」
	人づくりの拠点
	もてなしの拠点

図 5-12 「心」～住む楽しみ、くらす喜びが持てるまちの創出～

第6章 地区別構想

地区別構想では、身近な地区ごとのまちづくりの方向を示す。

1. 地区区分

地区の特性に応じて、五城目町内を以下の6地区に区分した。

地区区分	主な特徴	まちづくりテーマ
五城目地区	公共施設、商店街、住宅地等の都市機能が集積する中心地区	朝市のにぎわいと憩いが共存する住みよいまち
馬場目地区	主に森林、原野の半数がこの地域に含まれている。	馬場目川の源流と日本の原風景が共生するまち
富津内地区	山林・農地がほとんどを占める。	北秋田と十和田湖方面との架け橋となる交流のまち
内川地区	コミュニティ施設が点在している。山林・農地が地区のほとんどを占める。	湯ノ越温泉と森の恵みと共に暮らすまち
大川地区	農地が地区のほとんどを占める	良好な田園と交通網を活かし周辺町村が交流するまち
森山地区	森林・原野と農地が半分ずつを占めている。秋田自動車道が縦貫している。	森山の自然を活用した魅力ある住みよいまち

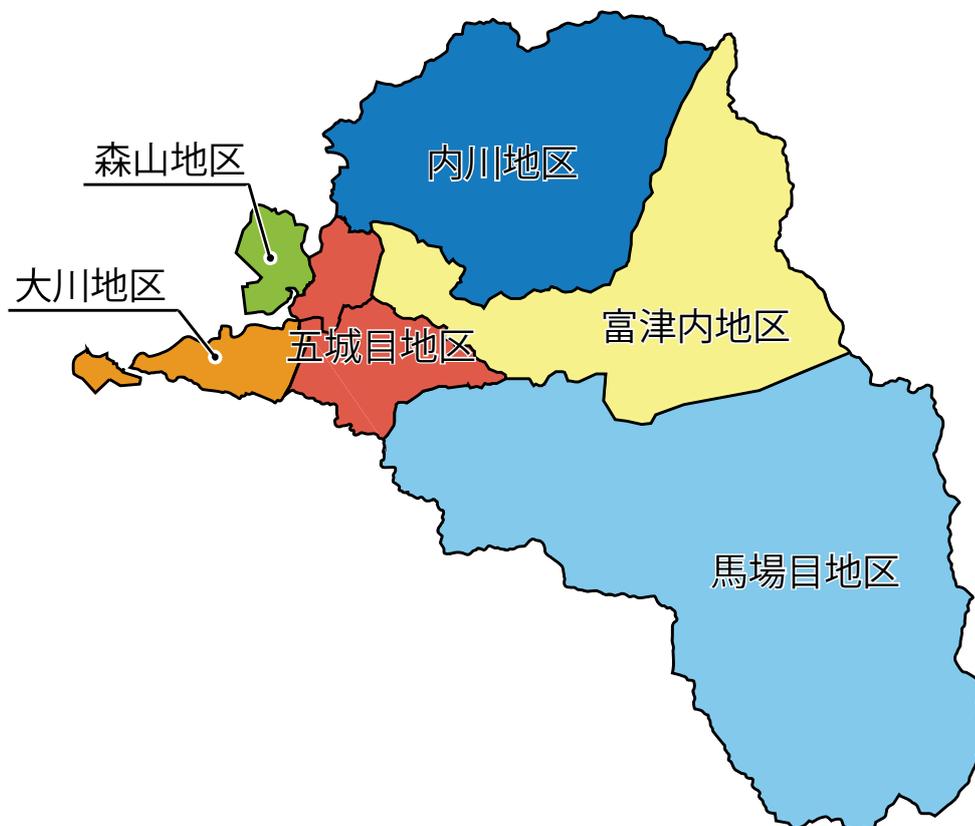
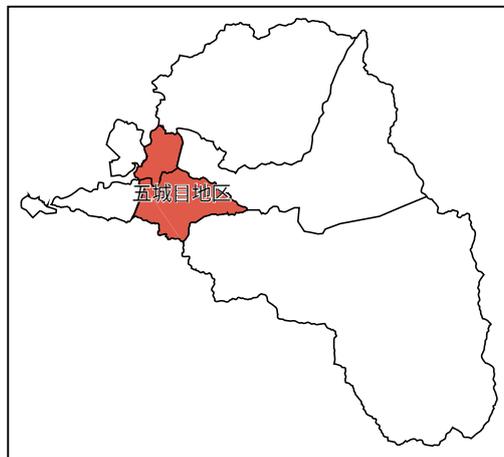


図 6-1 地区区分図

2. 地区別まちづくり方針

(1) 五城目地区

①地域の概況



自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> 五城目町の中心付近に位置し、国道 285 号線周辺に市街地が形成されている。 地区の 3 割を山林が占めている。
土地利用・産業動向	<ul style="list-style-type: none"> 地区のほとんどが五城目都市計画区域に指定されており、中央部は用途地域にも指定されている。 国道 285 号沿いに商業地、工業地が集積している。 国道 285 号周辺から南側は住宅地となっている。
人口と世帯	<ul style="list-style-type: none"> 人口は 6,016 人、世帯数は 2,125 世帯で、1 世帯当りの人員は 2.83 人/世帯となっている(平成 17 年 国勢調査より)。 全町に占める人口構成比は 51.5% である。
保全すべき自然・歴史環境	五城目城、森山、雀館公園、秋田県環境と文化のむら、馬場目川
交通	公共バス
道路	国道 285 号、主要地方道 秋田八郎潟線
公園	雀館公園、杉ヶ崎墓苑、戸村堰緑道
下水道	公共下水道、合併処理浄化槽
主要公共公益施設	消防本部、五城目警察署、五城目郵便局、森林資料館、杉ヶ崎墓苑、五城目小学校、五城目保育園、五城目幼稚園、介護センター福寿荘、NPO 法人よつば会、五城目町役場、雀館公園、広域体育館、屋内温水プール、町民センター、環境と文化のむら、中央公民館、馬川地区公民館、五城目第一中学校、グループホームすずめだて、介護老人保健施設湖東老健、特別養護老人ホーム広青苑、養護老人ホーム森山荘
都市計画区域	五城目都市計画区域、用途地域

②まちづくりの問題・課題

- 商業・業務・文化等の施設や、公共施設が集中して立地しており、都市サービス提供の中心的な役割を担っている地域である。
- 五城目町のにぎわい拠点として、まちなかの魅力回復、誰もが利用できる空間、道路網の整備、緑地・駐車場等の都市基盤の整備が求められる。
- 既成市街地で住宅が密集している地域では、福祉の観点も考慮し狭あい道路の改善や除雪対

策、生活排水処理施設の普及等の促進が求められる。

- アンケート結果では、住宅地において、余暇を楽しむ身近な公園が不足しているとの意見から、街区公園等の整備推進が求められる。

③まちづくりの方針

『朝市のにぎわいと憩いが共存する住みよいまち』

本地域は、五城目町のほぼ中央に位置し、地区の中心として様々な都市機能が集積している。平地部には市街地が形成され、五城目町を横断する国道 285 号と主要地方道秋田八郎潟線が交差する交通の要所である。

市街地周辺には雀籠公園、戸村堰緑道、郊外には杉ヶ崎墓苑公園などの住民の憩いの場があり、産業も集中していることから職住近接の住みよい環境となっている。

今後も、五城目町の中心市街地として、にぎわいの再生と産業を支える活力源として維持を図り、住みよい地域づくりをめざす。

■土地利用

中心となる市街地については、商業振興策と連携しながら、まちなかの魅力回復や既存の都市基盤の有効活用、道路網・生活排水処理施設・街区公園の整備等を進め、にぎわいのある中心市街地の形成をめざす。

用途地域内の未利用地については、土地の有効活用を促進し、計画的な住環境整備をめざす。沿道沿いの産業施設については、五城目町の産業を支える拠点としての機能の維持を図る。郊外に大型商業施設も立地していることから、周辺の適切な土地利用の誘導を行う。

■自然環境・景観

五城目町を取り巻く田園や森林などの自然環境は、農業の重要な生産地でもあることから、維持保全を図り生活環境と共存した緑の住宅地を形成する。

市街地を流れる戸村堰緑地などの水辺は「潤いや憩いの場として」「貴重な資源として」「五城目町の憩いの場として」のモデルとし、保全・活用する。

身近な公園が不足する住宅地においては、街区公園の適正な配置を検討する。

■道路・交通

本地域は、五城目町内を結ぶ交通結節点であることから、交通ネットワークの拠点として乗り降りしやすい環境の整備を検討する。

市街地内の道路については、降雪時を考慮したゆとりある歩道等の確保や緑化を進めるとともに、沿道の商店や住民との連携を図り、誰もが歩きやすく美しい道路景観づくりを進める。

また、長期にわたって整備が進んでいない都市計画道路については、必要性や事業実現性を評価し、継続・変更・廃止について検討する。

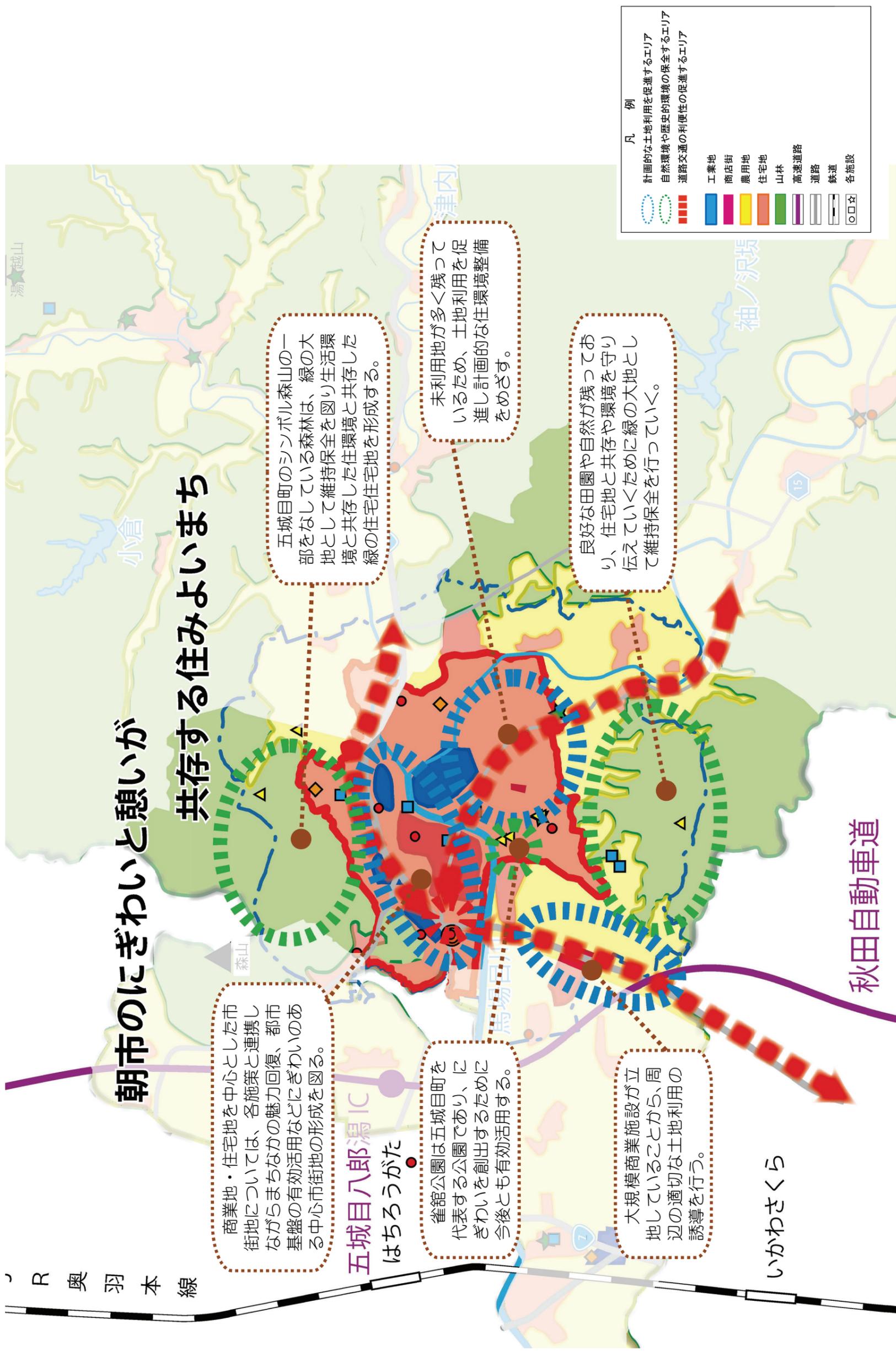
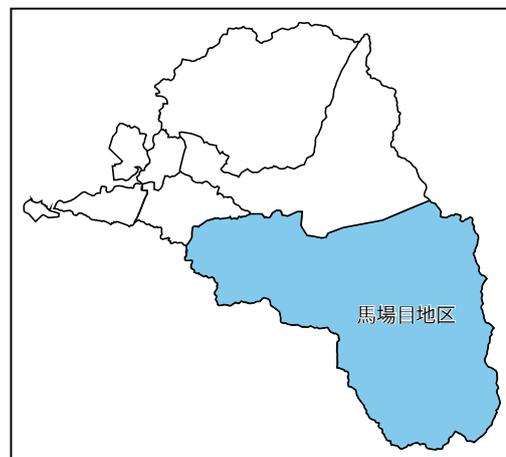


図 6-2 五城目地区まちづくり方針図

(2) 馬場目地区

①地域の概況



自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> 五城目町の南側を占める広大な地区である。 地区のほとんどを山林が占めている。
土地利用・産業動向	<ul style="list-style-type: none"> 馬場目川沿いに農用地が集中している。 主要地方道 秋田八郎瀨線に沿って住宅地が点在している。
人口と世帯	<ul style="list-style-type: none"> 人口は 1,198 人、世帯数は 372 世帯で、1 世帯当りの人員は 3.22 人/世帯となっている(平成 17 年 国勢調査より)。 全町に占める人口構成比は 10.3%である。
保全すべき自然・歴史環境	広大な原生林、北ノ又集落のかやぶき民家「三平の家」、ネコバリ岩、
交通	デマンド型タクシー
道路	主要地方道 秋田八郎瀨線
公園	県立自然公園 (一部)
下水道	合併処理浄化槽
主要公共公益施設	馬場目簡易郵便局、杉沢簡易郵便局、馬場目小学校、馬場目地区公民館、農家レストラン、北ノ又集落のかやぶき民家「三平の家」、杉沢交流センター
都市計画区域	なし

②まちづくりの問題・課題

- 本地域は広大な森林が広がっており、「木の町五城目」を支えるエリアとしてはもちろん、地域の景観としても重要な役割を担うことから、林業と森林環境の共存が求められる。
- 障がい者や高齢者など誰でも安心して利用できる生活道路の整備推進が求められる。
- 市街地から離れた場所に集落が形成されていることから、交通機能の充実、利便性の向上が求められる。
- アンケート結果では、障がい者や高齢者が不自由を感じるなどの意見が多く、狭あい道路や段差のある道の解消など、誰もが安心して暮らせるまちが求められている。

- アンケート結果では、医療施設が最寄りでないとの意見があるため、診療所の適切な配置もしくは市街地へのアクセス性の向上が望まれる。

③まちづくりの方針

『馬場目川の源流と日本の原風景が共生するまち』

本地域は五城目町最東端に位置し、ほとんどが森林からなる山林地帯である。地区の中心を馬場目川が流れ、それに沿って主要地方道秋田八郎瀧線が走っている。集落は主要地方道秋田八郎瀧線沿いに形成されている。

今後は、広域的な交通網により利便性が向上する地域として、今ある観光資源などの自然の恵みを活かし共生する、快適で住みよいまちづくりをめざす。

■土地利用

点在する集落においては、生活に密着した都市機能の集積を図り、生活利便性の向上をめざす。

優良な農地については、農地法等の適切な運用のもとに、無秩序な土地利用転換の抑制を図る。

観光資源を活かし、五城目町を訪れた利用者が寄り道できるような環境づくりを検討する。

■自然環境・景観

広大に広がる森林、馬場目川などの水辺は積極的に保全し、観光資源（ネコばり岩、溪流釣り）などを地域の貴重な資源として情報発信を行うなど利用促進を図る。

森林などの景観資源を活かし、サイン計画などにより景観ポイントを企画し、自然を保全しながら活かすまちづくりを検討する。

■道路・交通

山並みに配慮しつつ、主要地方道秋田八郎瀧線などの整備推進を図り、秋田方面とのつながりを強化する。

集落内の道路については、降雪時を考慮したゆとりある歩道等の確保や緑化を進めるとともに、沿道の住民との連携を図り、幅員の拡幅など歩きやすく美しい道路景観づくりを進める。

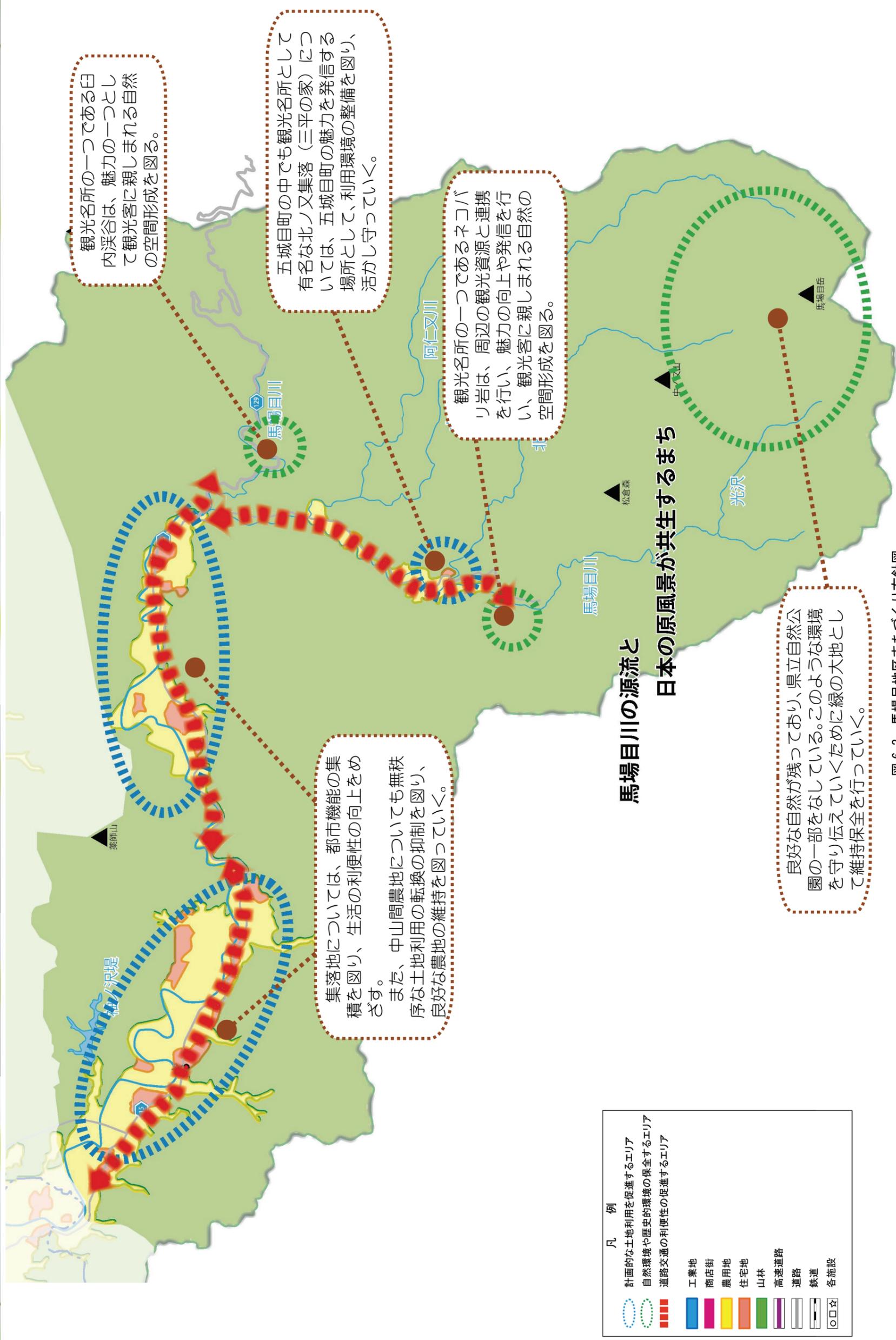
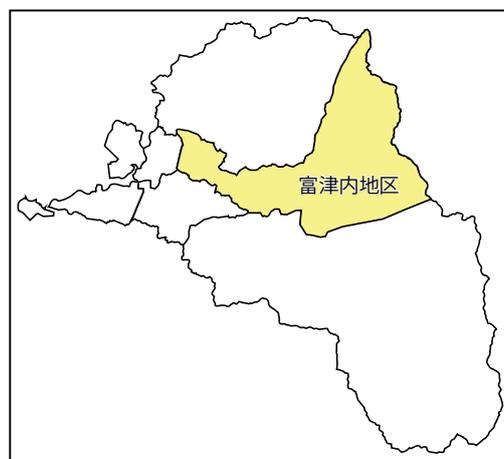


図 6-3 馬場目地区まちづくり方針図

(3) 富津内地区

①地域の概況



自然的条件	・五城目町の東側に位置し、地区の大半が山林であり、西側に向かうと、農地や市街地が多くなっている。
土地利用・産業動向	・地区の一部が五城目都市計画区域、用途地域に指定されている。 ・富津内川、高干川、北口沢沿いに農地が広がっている。 ・市街地は、都市計画区域内と国道285号の周辺に点在している。
人口と世帯	・人口は1,464人、世帯数は468世帯で、1世帯当りの人員は3.13人/世帯となっている(平成17年 国勢調査より)。 ・全町に占める人口構成比は12.5%である。
保全すべき自然・歴史環境	広大な原生林、富津内川、小倉堤・小倉温泉
交通	デマンド型タクシー
道路	国道285号
公園	なし
下水道	農業集落排水(一部)、公共下水道(一部)、合併処理浄化槽
主要公共公益施設	内川郵便局、富津内簡易郵便局、富津内地区公民館、富田林業集会所、道の駅五城目、中津又コミュニティセンター、赤倉山荘
都市計画区域	一部都市計画区域

②まちづくりの問題・課題

- 本地域は広大な森林が広がっており、地域の景観としても重要な役割を担うことから、豊かな自然と調和がなされた林業と森林環境の共存したまちが求められている。
- 福祉にも考慮した生活環境や生活道路の整備推進が求められる。
- 市街地から離れた場所に集落が形成されていることから、交通機能の充実が求められる。
- 温泉施設が立地しており、国道沿いでもある事から交通の利を活かした利用の促進が求められる。
- アンケートでは、医療施設が最寄りがないとの意見があるため、診療所の適切な配置もしくは市街地へのアクセス性の向上が望まれる。

③まちづくりの方針

『北秋田と十和田湖方面との架け橋となる交流のまち』

本地域は、五城目町北東側に位置し、ほとんどが森林からなる山林地帯である。地区の中心を横断する馬場目川の分岐である富津内川に沿って国道 285 号が走っており、北秋田市、大館市などに向かうための交通の要所となっている。またその沿道には道の駅や集落が立地している。

今後は、広域的な交通網の発展により鹿角市や北秋田市との交流や結び付きの強化や、道の駅など利便性を活かし、自然の恵みと共生する、快適で住みよいまちづくりをめす。

■土地利用

点在する集落においては、生活に密着した都市機能の集積を図り、生活利便性の向上をめざす。

優良な中山間農地については、農地法等の適切な運用のもとに、無秩序な土地利用転換の抑制を図る。

■自然環境・景観

広大に広がる森林や富津内川などの水辺は積極的に保全し、地域の貴重な資源として活用を図る。

また、市街地から最も近い温泉地があるなど積極的にアピールし利用の促進を図る。

森林部では、赤倉山荘をはじめ、その資源を活かした事業、また景観資源を活かしたサイン計画などにより景観ポイントを創出し、自然を保全しながら活かすまちづくりをめざす。

■道路・交通

沿道から見える風景が趣を与える国道 285 号は、景観路線などとして整備推進を図り、道の駅などの沿道商業施設へアクセスしやすいように道路の整備、保全を行っていく。

集落内の道路については、降雪時を考慮したゆとりある歩道等の確保や緑化を進めるとともに、沿道の住民との連携を図り、幅員の拡幅など歩きやすく美しい道路景観づくりを進める。

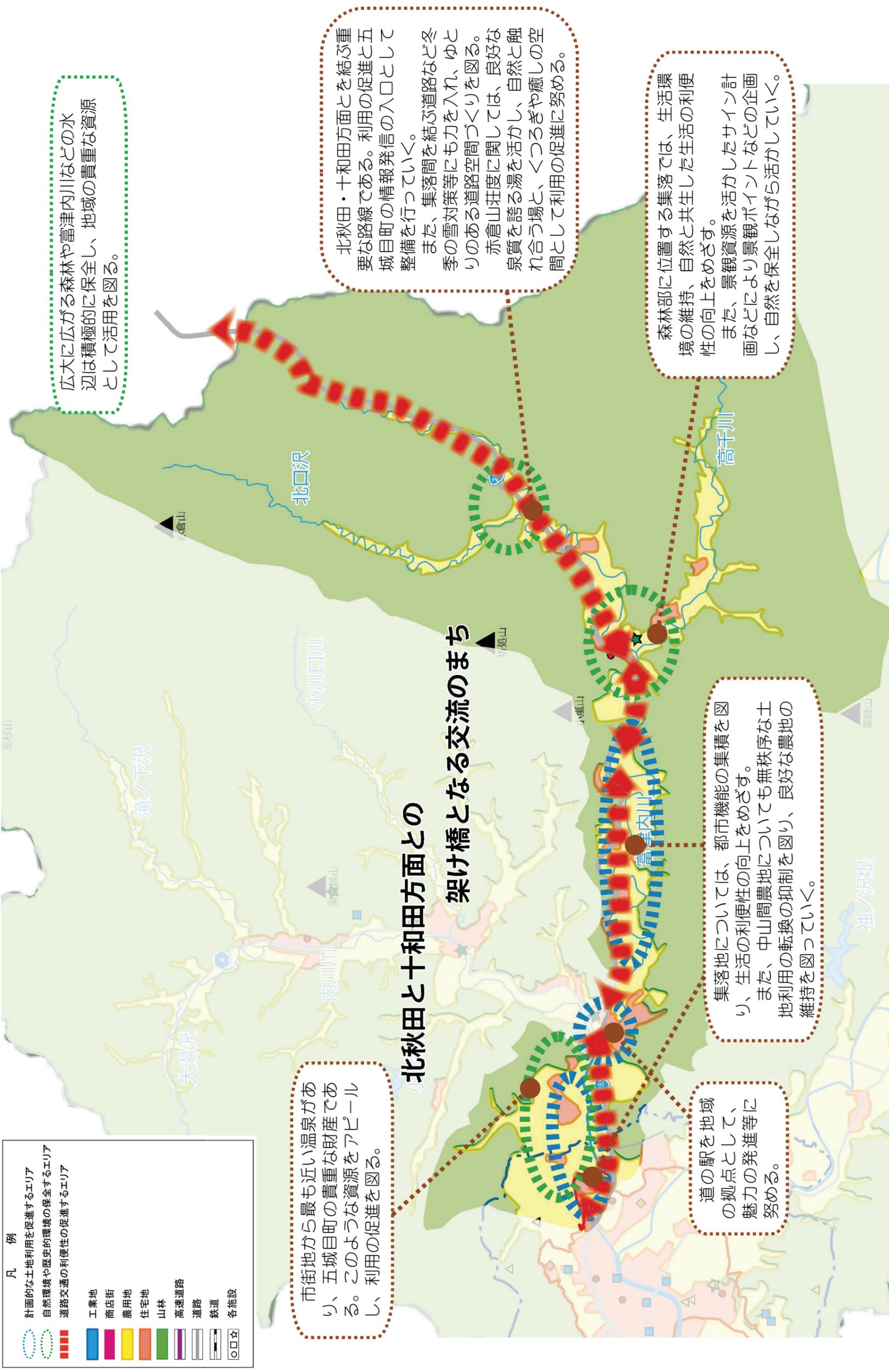
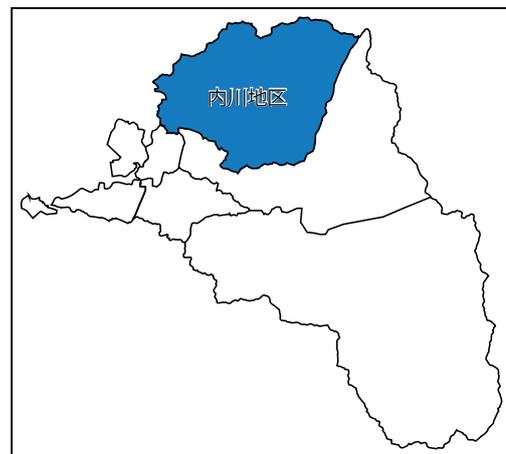


図 6-4 富津内地区まちづくり方針図

(4) 内川地区

①地域の概況



自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・五城目町の北側に位置し、地区のほとんどを山林が占めている。 ・県道能代五城目線に沿って農地が広がっている。
土地利用・産業動向	<ul style="list-style-type: none"> ・地区は都市計画区域外に位置し、内川沿いに住宅地が集積している。 ・農用地は主に川に沿って形成されている。
人口と世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・人口は 900 人、世帯数は 273 世帯で、1 世帯当りの人員は 3.30 人/世帯となっている(平成 17 年 国勢調査より)。 ・全町に占める人口構成比は 7.7%である。
保全すべき自然・歴史環境	広大な原生林、湯の越温泉
交通	デマンド型タクシー
道路	主要地方道 能代五城目線
公園	
下水道	農業集落排水(一部)、合併処理浄化槽
主要公共公益施設	湯ノ又公民館、内川地区公民館(いきがいセンター)、グループホーム湯の越の家
都市計画区域	なし

②まちづくりの問題・課題

- 本地域は、広大な森林が広がっており、地域の景観の面でも重要な役割を担うことから、林業と森林環境を活かした共存が求められる。
- 障がい者や高齢者に優しい生活道路の整備推進が求められる。
- 市街地から離れた場所に集落が形成されていることから、交通機能の充実が求められる。
- 秋田中部では珍しい白濁の温泉が湧き出ており、このような、資源を活かしてにぎわいと活気の向上が求められる。
- アンケートでは、医療施設が最寄りでないとの意見が多く挙げられており、診療所の適切な配置もしくは市街地へのアクセス性の向上が望まれる。

③まちづくりの方針

『湯の越温泉と森の恵みと共に暮らすまち』

本地域は五城目町最北端に位置し、ほとんどが森林からなる山林地帯である。浅見内地域に秋田県中央部ではめずらしい乳白色の硫黄温泉である湯の越温泉が立地し、ほぼ中心部に集落が形成されている。

今後は、この様な資源を活かし、情報発信や広域的な交通網により温泉など利用の向上を目指し、自然の恵みと共生する快適で住みよいまちづくりをめざす。

■土地利用

点在する集落においては、医療施設や買い回りの出来る商店など、生活に密着した都市機能の集積を図り、生活利便性の向上をめざす。

優良な中山間農地については、農地法等の適切な運用のもとに、無秩序な土地利用転換の抑制を図る。

中心市街地からのアクセス性の改善により温泉地としての利用の促進や住みよい住環境の形成を図る。

■自然環境・景観

広大に広がる森林やホタルの群生が見られる小倉集落などは積極的に保全し、地域の貴重な資源として活用を図る。

温泉などの観光資源を活かし、五城目町を訪れた利用者が寄り道できるような環境づくりを検討する。

■道路・交通

山並に配慮しつつ、沿道からの風景や生活道路の整備推進を図る。

地区を通る県道能代五城目線は、安全で使いやすい道づくりを進める。

集落内の道路については、降雪時を考慮したゆとりある歩道等の確保や緑化を進めるとともに、沿道の住民との連携を図り、幅員の拡幅など歩きやすく美しい道路景観づくりを進める。

湯の越温泉と森の恵みと

共に暮らすまち

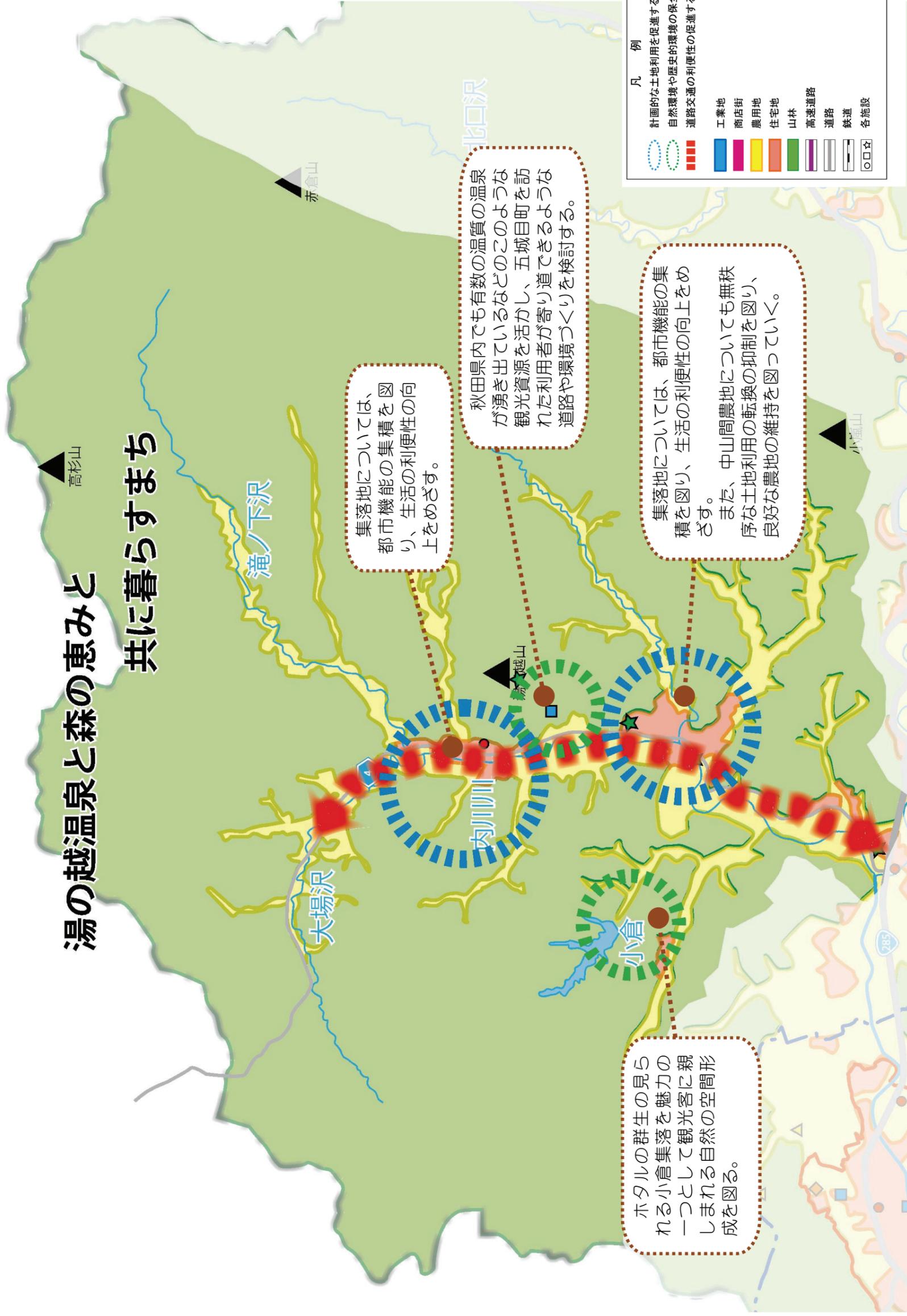
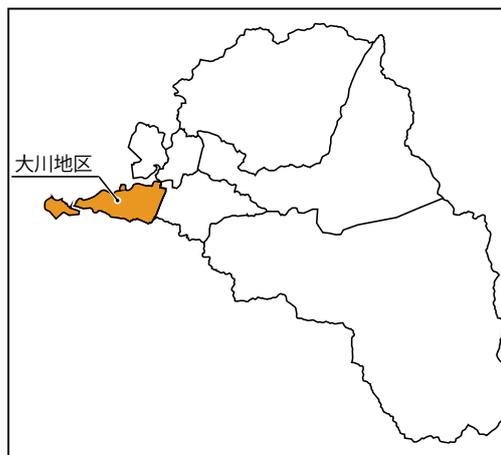


図 6-5 内川地区まちづくり方針図

(5) 大川地区

①地域の概況



自然的条件	・地区の大部分を農用地が占めている
土地利用・産業動向	・地区の一部が五城目都市計画区域に指定されている。 ・奥羽本線沿いに工業地が集積している。 ・住宅地は地区内に点在している。
人口と世帯	・人口は1,452人、世帯数は462世帯で、1世帯当りの人員は3.14人/世帯となっている(平成17年 国勢調査より)。 ・全町に占める人口構成比は12.4%である。
保全すべき自然・歴史環境	良好な田園風景、馬場目川、八朗湖
交通	奥羽本線 八郎潟駅・井川さくら駅(町外)、公共バス
道路	秋田自動車道、国道7号
公園	なし
下水道	公共下水道(一部)、合併処理浄化槽
主要公共公益施設	西野簡易郵便局、大川地区公民館(農村環境改善センター)、大川小学校、大川保育園
都市計画区域	一部五城目都市計画区域

②まちづくりの問題・課題

- 本地区は、八郎潟町と井川町に隣接する地区であり、五城目町と八郎潟町、井川町を結び重要な役割を担っている。
- 本地区は、五城目地区に次ぐ交流の玄関口として、道路網や緑地など都市基盤の整備が求められる。
- 田園風景にも配慮しつつ、地域を縦断する道路(国道7号)周辺の整備推進が求められている。
- 国道7号を活用した他都市との連携や、宅地開発などまちづくりが望まれる。
- 近郊に JR 奥羽本線の八郎潟駅、井川さくら駅があり、五城目町内からのアクセスの利便性の向上と利用の促進と共に、にぎわいの創出が求められている。
- アンケートでは、狭あい道路や段差のある道への不満が多く、誰もが安心して暮らせるまちの創出が求められている。

③まちづくりの方針

『良好な田園や交通網を活かし、周辺市町村と交流するまち』

本地域は、五城目町の西部に位置し、南側は井川町、北側は八郎瀧町に面しており、水田等が広がっている。JR 奥羽本線の駅が隣接している事もあり国道7号沿道などでの商業施設や住宅地等が形成され、宅地の需要もあり宅地の開発なども期待されている。また、地区の中心部付近には木製品の工場が立地し、産業拠点の一部を形成している。

今後は、交通網を活かし周辺市町村との連携を強化し、五城目町内外の人々が楽しく交流できるまちをめざす。

■土地利用

点在する集落については、周辺市街地と連携しながら、まちなかの魅力回復や既存の都市基盤の有効活用、道路網・生活排水処理施設・街区公園の整備等を進め、五城目町の玄関口としての都市基盤整備を図る。

市街地周辺に広がる農地については、農地法等の適切な運用のもとに、無秩序な土地利用転換の抑制を図る。

郊外に大型商業施設も立地していることから、周辺の適切な土地利用の誘導を行う。

■自然環境・景観

馬場目川の恵みを活かした交流拠点の形成を図り、八朗湖に繋がる水辺の空間として整備を図る。

また、住宅が集積する地域への街区公園の適正な配置を検討し、地域の憩いの場の創出を図る。

■道路・交通

国道7号沿道等の利便性の高い区域については、駅へのアクセス性の向上や、交通ネットワークの重視と乗り換えしやすい環境の整備を検討する。また、五城目町の中心市街地とのアクセス性の向上を図り、まちの都市機能の利用促進を図る。

市街地内の道路については、降雪時を考慮したゆとりある歩道等の確保や緑化を進めるとともに、沿道の住民との連携を図り、誰もが歩きやすく田園風景を活かせるような美しい道路景観づくりを進める。

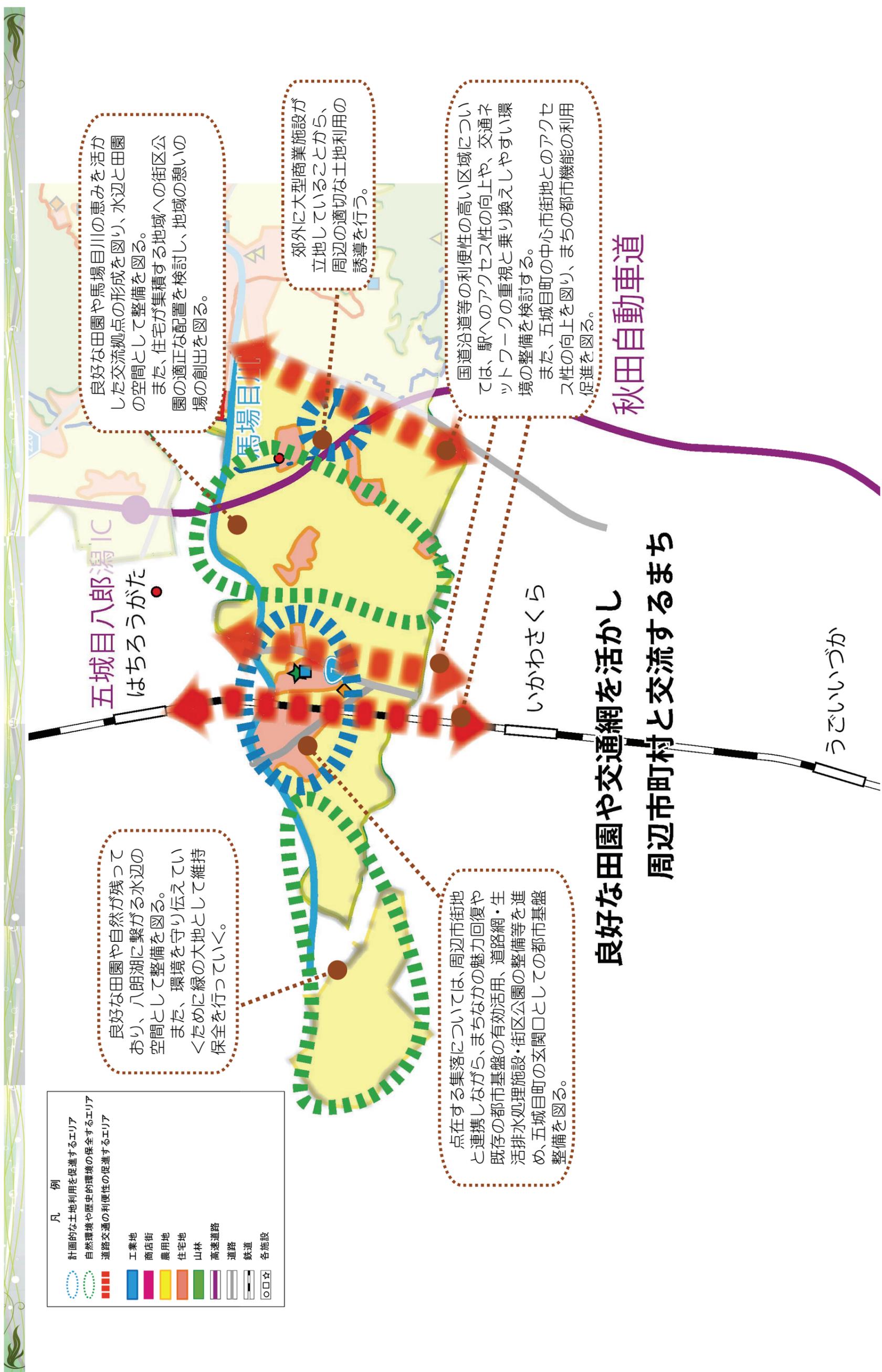
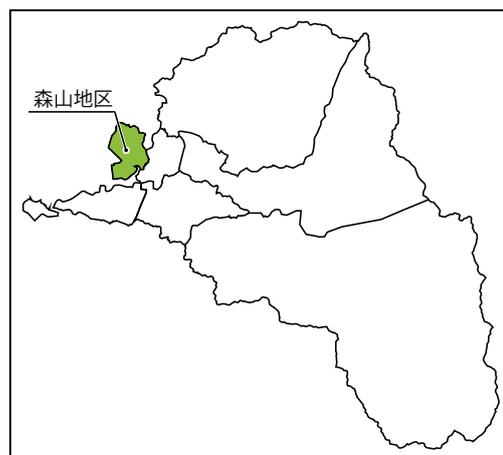


図 6-6 大川地区まちづくり方針図

(6) 森山地区

①地域の概況



自然的条件	・地区の半分以上を農地が占めている。
土地利用・産業動向	・地区の一部が五城目都市計画区域に指定されている。 ・東北自動車道、一般県道 真坂五城目線の周辺に住宅地が集積している。
人口と世帯	・人口は 648 人、世帯数は 191 世帯で、1 世帯当りの人員は 3.39 人/世帯となっている(平成 17 年 国勢調査より)。 ・全町に占める人口構成比は 5.5%である。
保全すべき自然・歴史環境	森山、原生林
交通	奥羽本線 八郎潟駅(町外)、公共バス
道路	秋田自動車道、一般県道 真坂五城目線、五城目八郎潟インターチェンジ
公園	なし
下水道	公共下水道(一部)、合併処理浄化槽
主要公共公益施設	森山簡易郵便局、浦横町簡易郵便局、森山地区公民館
都市計画区域	一部五城目都市計画区域

②まちづくりの問題・課題

- 本地域は、広大な農地が広がっており、五城目町を支える産業の拠点としてはもちろん、五城目町のシンボルである森山が立地する地域でもあり、景観資源としても重要な役割を担うことから、農地・森林の維持・保全が求められる。
- 西部地域は、八郎潟町・三種町にも隣接していることから、今後の需要等を見据えた計画的な土地利用が求められる。
- 五城目町のシンボル森山は、景観資源だけでなく、登山路としても好まれており、この自然景観を活かし、森林レクリエーション拠点としての機能の充実も求められる。
- アンケートでは、狭あい道路や段差のある道に対する不満が多く、誰もが安心して暮らせるまちが求められている。
- 本地区には五城目八郎潟インターチェンジが立地しており、インターチェンジ周辺の適切な土地利用が求められる。

③まちづくりの方針

『森山の自然を活用した魅力ある住みよいまち』

本地域は、五城目町の北西部に位置し、東は森山、西は八郎潟町、北は三種町に接しており、概ね自然環境が堪能できる地域である。

主な道路としては、県道真坂五城目線等で構成され、南北に秋田自動車道が縦断し、五城目八郎潟インターチェンジが設置されている。

今後は、五城目町の魅力でもある自然環境を維持・保全していくとともに、みどりの大地に抱かれた住みよい住環境の形成をめざします。

■土地利用

平地部の市街地においては、近隣市町村の生活に連携した都市機能の集積を図り、生活利便性の向上をめざす。

西部地域については、八郎潟町・三種町にも隣接していることから、今後の需要を見据えた計画的な土地利用を図る。

地域の大部分を占める優良農地については、農地法等の適切な運用のもとに、無秩序な土地利用転換の抑制を図る。

五城目八郎潟インターチェンジ周辺は適切な土地利用を誘導する。

■自然環境・景観

広大に広がる山林、田園などの優良農地や自然などは積極的に保全し、地域の貴重な景観資源として活用する。

森山周辺は、自然環境を活かした森林レクリエーション拠点としてのより良い活用方法を検討する。

■道路・交通

市街地内の道路については、降雪時を考慮したゆとりある歩道等の確保や緑化を進めるとともに、沿道の住民との連携を図り、誰もが歩きやすく美しい道路空間づくりを進める。

隣接する市町村の道路計画と連携の取れた道路計画を行う。

森山の自然を活用した

魅力ある住よいまち

J R 奥羽本線

西部地域については、八郎潟町・三種町にも隣接していることから、今後の需要を見据えた計画的な土地利用を図る。地域の大部分を占める優良農地については、農地法等の適切な運用のもとに、無秩序な土地利用転換の抑制を図る。

五城目八郎潟IC

はちろうがた

森山周辺は、自然環境を活かした森林レクリエーション拠点としてのより良い活用方法を検討していく。

平地部の市街地においては、近隣市町村の生活に連携した都市機能の集積を図り、生活利便性の向上をめざす。
道路については、降雪時を考慮したゆとりある歩道等の確保や緑化を進めるとともに、沿道の住民との連携を図り、誰もが歩きやすく美しい道路景観づくりを進める。

五城目八郎潟 IC が立地しており、交通の利便性等考慮した IC 周辺の適正な土地利用の規制・誘導を行う。

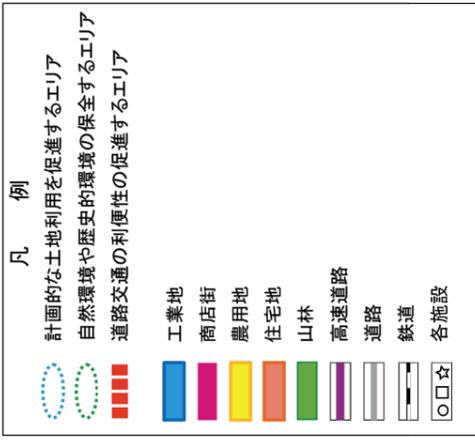


図 6-7 森山地区まちづくり方針図

第7章 まちづくりの実現化方策

1. 基本的な考え方

都市計画マスタープランは、長期的視点に立って五城目町の今後を見据えた、将来的な土地利用、都市施設整備の基本的方針であり、住民の生活環境の改善と向上の方策を計画的に進めるためのものである。

地域の実情や社会的・経済的状况等を勘案し、実現化のためのさまざまな手法を活用しつつ、住民の積極的な参画による行政・民一体となったまちづくりを行うことが重要である。まちづくりの基本理念として掲げている「伝統とにぎわいが共生する 心やすらぐ 自然の郷 五城目」をふまえ、住民、行政、民間事業者が協働してまちづくりを進めていく。

2. 「みんなで創る」まちづくりの推進

(1) まちづくりの場づくり

まちづくりの意識を高め、住民参加を進めるために、まちづくりに関するパンフレットやホームページ、町報などさまざまな情報提供を積極的に進め、NPO やボランティアなどの住民活動がしやすい環境の整備に努める。

まちづくりへの参加についても、公園や広場づくり、緑化活動、景観形成や環境形成、道づくりなど、身近で親しみやすい生活空間づくりを協働で行っていく意識を醸成する。

また、まちづくりに関連したフォーラム、セミナー、ワークショップ、イベント等の開催の検討を行い、子供からお年寄りまでが楽しめるまちづくりに取り組んでいく。

(2) まちづくり活動の支援

まちづくりに貢献する活動に対して、さまざまな支援制度を検討・活用して、まちづくりの気運を高める。

また、まちづくりの相談的機能の充実を図り、自主的なまちづくり活動を支援するための制度のあり方を検討する。住民主導のまちづくり活動を推進するため例えば、情報提供やアドバイス、専門家の派遣などといった方策も検討する。

(3) まちづくりの担い手となる人材の育成

住む人々が参加してまちづくりを積極的に進めていくためには、まちづくり先達委員などを任命し、地域のリーダーとなってまちづくりを推進するといったことが有力である。住民が少しずつ波及効果を生み出すことを目的として、これらの人材の発掘や必要な情報の提供などにより、まちづくりにおける人づくりへの支援を検討する。

また、酒蔵、古墳、城跡などの先人から受け継いだ貴重な地域資源を守り、利用していく、地域のまちづくりの担い手を支援する方法について検討する。

(4) 学校教育、地域や家庭との連携

学校教育の場において、子供たちのまちづくりに関する学習の機会を充実し、まちづくりに関する意識の高揚を図っていく。また、現在は朝市などに子ども達が参加する取り組みが行われており、このようなまちづくりの機会を継続的に提供する、子供たちを通じたまちづくりが、PTAや地域住民との連携の下に大きく育つような仕組みづくりを図ると共に、地域や家庭における教育の取組みを推進する。

3. 適正な都市計画の運用によるまちづくりの推進

用途地域などの地域地区制度、都市施設の整備事業などを適切に運用することにより、本都市計画マスタープランに示した目標・方針が実現されるように努める。

住民の発意や意向に基づいた、きめ細かいまちづくりや、地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、必要に応じて地区内の街並みルールを作るなど、まちづくりを進めて行く。また、農地の保全と集落地域の住環境の向上を図るために、必要な施策を検討する。

4. まちづくりに向けた行動計画

都市計画マスタープランは、まちづくりに対する住民の要望や様々な課題に対応して、土地利用の規制・誘導や必要な都市機能の充実を図っていくことを通じて、まちづくりの実現につなげようとするものである。

都市計画マスタープランに示された事業や施策について、必要性や緊急性、住民の要望、五城目町の都市整備に関わる予算規模などを考慮して、予定される実施時期を「短期」（概ね5年以内）、「中期」（5～10年以内）、「長期」（10～20年以内）に区分し、段階的なまちづくりの推進を図る。

区分	目標	事業・施策	短期	中期	長期
土地利用	やすらぎ	都市的土地利用の適正なコントロールのための用途地域の見直し	→		
	やすらぎ	用途地域の指定や地区計画等の活用による良好な住宅地の環境保全		→	→
	産業	新たな時代を担う農業家の人材の育成	→		
環境・景観	自然	里山づくり、環境学習の充実		→	
	伝統	地域の魅力を高める景観づくり	→		
	自然	農村交流など活動や観光イベント通じた、田園のまちづくり	→	→	→
	伝統	朝市や酒蔵を活かしたまちづくり		→	→
水辺緑	にぎわい	憩いの場や集いの場所の整備	→	→	
道路網	やすらぎ	長期未着手の都市計画道路の見直し	→		
	やすらぎ	計画に基づいた都市計画道路の整備推進	→	→	→
	やすらぎ	利用する人のためバリアフリーに配慮した道路の整備	→	→	→
交通体系	にぎわい	サイクル&ライドの取り組み		→	→
	にぎわい	交通弱者に対して交通の利便性向上	→	→	→
公共公益施設	にぎわい	五城目町内に点在する観光資源の活用と連携の推進		→	
	やすらぎ	公共施設の内部のバリアフリー化等施設内容の充実。	→	→	→
	やすらぎ	適切な排水処理施設の推進	→	→	→
	やすらぎ	公共施設の省エネ化	→	→	→

区分	目標	事業・施策	短期	中期	長期
暮らしの喜び・ 住む楽しみ	心	思いやり。もてなしの心の育成	→		
	心	人と人とのコミュニティの形成	→		
にぎわいある まちづくり	にぎわい	中心市街地の活性化	→		
	にぎわい	空店舗対策事業 イベントの開催	→		
	伝統	観光拠点のネットワーク化	→		
住宅・住環境	やすらぎ	まちなか居住の促進	→		
	やすらぎ	計画的な公共住宅の維持管理	→		
	やすらぎ	市街地における良好な住環境の誘導	→		
防災まちづくり	やすらぎ	耐震改修促進計画に基づく公共施設 等の調査・改修等の実施	→		
	やすらぎ	ライフライン施設の防災化・耐震化	→		
	やすらぎ	ハザードマップの作成	→		

※「目標」欄は、各事業・施策が、第3章まちづくりの目標において示した5項目の目標のどれに当てはまるかを示している。

にぎわい：「にぎわい」～活気溢れる五城目町としていくための源の創出～

伝統：「伝統」～伝統を活かした産業の育成～

やすらぎ：「やすらぎ」～くらしやすい空間の創出～

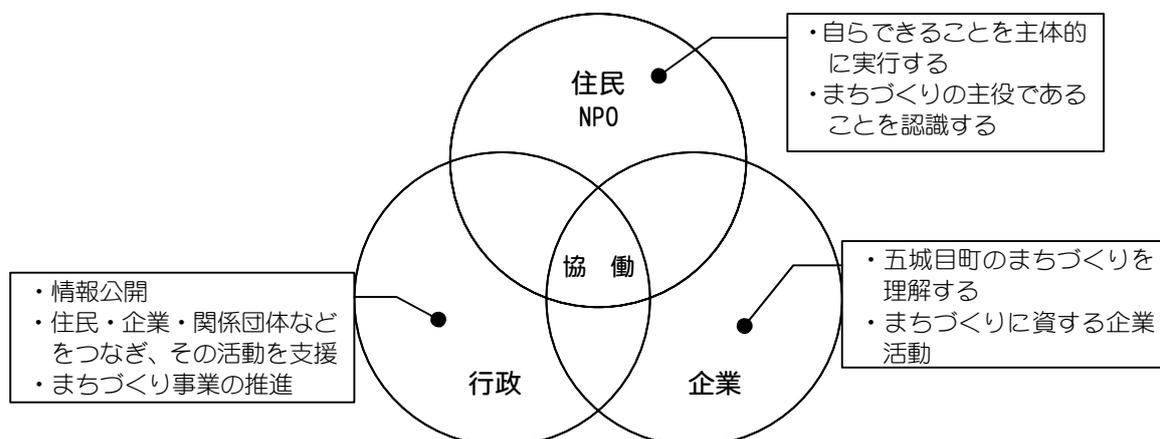
自然：「自然」～豊かな緑に囲まれ、癒される環境の創出～

心：「心」～住む楽しみ、暮らす喜びがもてるまちの創出～

前述諸施策の中で、住民の要望や緊急性、重要性の高い施策を「優先施策」として設定し、実現に向けた住民、企業、行政それぞれの具体的な行動計画を以下に示す。

優先施策	行動計画		
	住民・NPO	企業	行政
都市的土地利用の適正なコントロールのための用途地域の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域制度の意義を理解する 建物を建て替える際などに、指定された用途地域にあった土地利用を行う 見直し案作成への協力・提言 	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域制度の意義を理解する 企業活動を行う際に、指定された用途地域にあった土地利用を行う 見直し案作成への協力・提言 	<ul style="list-style-type: none"> 見直し案などの情報公開、合意形成への取り組み 農地や自然、居住環境を保全するとともに、商業や工業などの産業活動を妨げない用途地域指定のあり方の検討
長期末着手の都市計画道路の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路整備への理解・協力 見直し案作成への協力・提言 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路整備への理解・協力 見直し案作成への協力・提言 	<ul style="list-style-type: none"> 見直し案などの情報公開、合意形成への取り組み 都市活動に必要な道路の整備のあり方についての検討
中心市街地の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の利用 街なかへの居住 	<ul style="list-style-type: none"> 街なかでの企業活動 五城目ならではの商品の企画・販売 来訪者を中心市街地呼び込む工夫(中心市街地におけるイベント等の実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化基本計画の策定検討 商店街、住民との連携 中心市街地におけるイベント等の検討
地域の魅力を高める景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> 普段何気なく見過ごしている、五城目らしい景観を再評価する 自宅や勤務先の景観づくり(軒先に花を飾る、建物の外観に配慮する、など) 	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業などにおける景観への配慮 景観に配慮した看板・案内板等の掲示 	<ul style="list-style-type: none"> 良好な景観形成のための、街並みや看板などに関するルールづくりの検討
耐震改修促進計画に基づく公共施設等の調査・改修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 調査への理解・協力 必要な改修等への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 調査への理解・協力 必要な改修等への協力および実施 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修が必要な建物の調査 公共施設についての耐震改修の実施

【協働によるまちづくりの役割分担(イメージ)】



5. まちづくりの推進体制

都市計画マスタープランに示された内容は、都市計画分野だけにとどまるものではなく、農業、住宅、福祉、防災、産業、観光振興、環境保全など広範な分野にまたがるものである。また、骨格的な道路や拠点整備などにおいては、国・県や周辺市町村との連携が必要である。都市計画マスタープラン実現に向けて、庁内体制の充実を図るとともに、国や県、周辺市町村との連携・調整を行いながら、都市づくりを展開していく。

■庁内体制の充実

行政内部において総合的なまちづくりを推進するため、建設部門や都市開発部門のみならず、福祉部門、環境部門など広く関連する部門が連携して各種施策に取り組む体制をつくる。

■周辺市町村との連携

五城目町は、秋田県の中央に位置し、隣町の八郎潟町や井川町とは以前より交流が深いまちであり、秋田市と能代市や北秋田市などを結ぶ都市でもあり、このような地勢を活かしつつ、県や周辺市町村との連携・調整を図りながらまちづくりを展開していく。

■国、県、関係機関などとの調整

総合的かつ円滑的にまちづくりを推進するため、県が定める都市計画区域マスタープラン等との整合を図るとともに、国、県、関係機関などとの連携を強化し、役割分担、計画調整、財政的支援などについての理解と協力を働きかけていく。

6. 都市計画マスタープランの進行管理

まちづくりは、長い時間をかけて、長期的な見通しに立って取り組むことが必要である。都市計画マスタープランは概ね20年後を見通した計画として作成されるが、計画に掲げたまちづくり施策の進捗状況を管理・評価しながら時代の変化に対応する必要がある。

地域のさまざまな動向、社会情勢に柔軟に対応し、住民参加のもと、定期的にまちづくりを評価検討し、柔軟に内容の見直しや修正を行っていくものとする。行政、住民が協働で都市計画マスタープランの進行管理を行うことを検討する。

具体的には、現在すでに組織化されている「五城目町都市計画審議会」において行政評価の一環として都市計画マスタープランを取り上げ、都市計画マスタープランで検討された方針が、各種の施策や事業に反映され、実現しているかを点検し、必要に応じて計画の軌道修正を行うこととする。

巻末資料編

1. 用語解説

あ 行

アクセス（道路）

ある場所への出入りや到達するための手段（道路）のこと。

イニシャルコスト

初期経費のこと。

NPO（民間非営利団体）

営利を目的とせず、教育・福祉・環境保全・まちづくり等の公益的な活動を行う民間団体のこと。

オープンスペース

公園、広場、河川敷、農地等の建物の無い開放的な空間のこと。避難場所や延焼遮断等、防災上の役割も担う。

Aターン

Aターンとは、秋田県へのUターン・Iターン・Jターンの総称で、秋田県出身の人も、そうでない人も、みんな秋田に来て秋田に住んで下さいとの願いを込めたオール（ALL）ターンの”A”と秋田（AKITA）の”A”をかけた言葉です。

ECO（エコロジーの略称）

人間も生態系の一員であるとの視点から、人間生活と自然との調和・共存をめざす考え方。一般的には、省エネルギー活動の事を言う場合が多い。

LED

LEDは「発光ダイオード」と訳され、電流を流すと光を発する半導体。小さくて、軽く、長寿命で、消費電力が小さいために、電気代が安くすみ、環境にもやさしい。

か 行

基盤施設

道路、公園、下水道等、日常生活に必要な公共施設のこと

狭隘（きょうあい）道路

道幅が狭く、緊急車両の通行や防災面に支障となる4mに満たない道路のこと。

区域区分

無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止や計画的な公共施設整備による良好な市街地を形成するために、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めること。

景観ガイドライン

良好な景観形成を目的に、建築物等の形態や意匠等を規制、誘導するための指針のこと。

景観に関する条例

都市の特性を活かした景観まちづくりに町民と協働で取り組むための理念やルール、また、建築物等に対する規制・誘導等に関する取組みを定めたもののこと。

建築協定

住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することを目的に、一定区域の住民全員の合意により、建築基準法による認可を得て締結する、敷地規模や建物の用途、構造、形態等に関するルールを定める制度のこと。

公共用水域

生活水や事業用水及びレクリエーション等に利用される河川、湖沼、沿岸海域等のこと。

交通結節点

鉄道やバス、タクシー等の複数の交通機関が集まり、相互乗換えや連絡等が円滑に行える場所のこと。

交通バリアフリー法

高齢者や障害者等が公共交通機関を使用する際の移動の利便性や安全性の向上を図ることを目的とする法律のこと。（平成12年5月制定）

コミュニティ

共通の目標や関心事に基づく、相互に信頼感のある住民の組織、または、これにより成り立つ地域社会のこと。テーマ型のコミュニティや自治会・町内会等の一定の範囲を基本とする地域コミュニティがある。

コミュニティバス

交通不便地区や高齢者等の日常行動を支援するために、小回りのきく小型バスを用いてきめ細かなサービスを行う地域密着型のバスのこと。

さ 行

里 山

古くから人々の生活に深く関わりながら、維持されてきた、樹林地や草地、水辺等の一体をいう。

サイン

公共施設や歴史・文化的な施設等をわかりやすく紹介するとともに、施設利用者への道案内となるもののこと。

サイクル&ライド

まちなかへの自動車の流入を抑制して、バス・電車の利用を促進するために、自転車でバス停・駅に来てバス・電車に乗り換えるシステムのこと。

市街化区域、市街化調整区域

市街化区域は、都市の発展動向を考え合わせて市街地として積極的に整備する区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域のことで、都市計画に定められるもの。

事業者

町の産業を支える商業や工業主、また専門的な知識を有している企業等、町内で事業展開している者の総称。

住環境

「住む」という視点から見た道路や公園等の充足、または整備状況、さらに、日照・通風など、住居を取り巻く環境のこと。

省エネルギー

建物の気密性や断熱性を高めることで、冷暖房の効率を上げるなど、効率的なエネルギーの使い方により、少ない消費量で同じ効果を得るように努め、総消費量の抑制を図ること。

少子高齢化

出生率の低下による子供数の低下現象を少子化といい、また、人口に対する高齢者数の割合が増加する現象を高齢化という。出生率低下が高齢化の一因であるということから、少子高齢化という使い方をしている。

情報ネットワーク

コンピューター等を利用した様々な情報の提供や相互利用を可能とする伝達網のこと。

シンボルロード

並木の形成、幅広い歩道整備、電線類の地中化、テーマに沿った街並み形成など、地域、あるいは地区の象徴となる道のこと。

生産緑地

市街化区域内において、農地の適正な保全と災害の防止などを目的に、都市計画法に基づき指定される農地のこと。指定後は一定期間、農地として管理することを義務付けられる。

総合計画

長期的な将来展望に基づき、町政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画で、行政の各分野における計画や事業展開の指針になるとともに、町民と行政の共通の将来目標となるもの。

た 行

耐火・不燃化

市街地における火災の危険を防ぐために、都市計画法に基づき、防火地域・準防火地域を定める。防火地域は主として商業地等で建築物の密集した火災危険率の高い市街地について指定され、準防火地域は防火地域に準ずる地域について指定される。それぞれの地域に指定されると、建築物の構造（耐火構造、防火構造など）や防火設備に一定の制限が課せられる。

太陽エネルギー等（自然エネルギー）

光や熱、風、水、波などを利用して生み出されるエネルギーのこと。

地区計画

地区の特色を活かしたきめ細かなまちづくりを行うために、住民合意のもとに建築物等の用途・形態・意匠、垣・さく等の構造等を定める都市計画法に基づく制度のこと。

チャレンジショップ

商店街の活性化を目的とした空き店舗対策として、地元商工会、商店街振興組合等が空き店舗の一部を店舗開業希望者に、期間限定で格安に賃貸する創業支援事業のこと

デマンド型バス・タクシー

無線通信など呼びかけにより、利用者本位の運行を行うバス・タクシー。定期的な運行時間に従って規定の運行ルート进行するのではなく、利用者の要望に応じて、自由にルートや時間を変えて行くことに特徴がある

土地区画整理事業

一定の地域で道路や公園などの公共施設の新設や宅地の整備を行う市街地開発事業のひとつ。都市計画法と土地区画整理法で規定されている。換地処分が終わるまでは、土地の形式の変更、建物の新築・増改築、5トン以上の物件の設置など、一定の建築等の制限がある。

な 行

農業振興地域

農業の健全な発展と長期にわたり農業の振興を図るために指定する区域のこと。

は 行

バイオマス

畜産廃棄物、木材や藁、資源作物などの有機物からエネルギーや生分解性プラスチックなどの生産物を生み出し、食品産業から発生する廃棄物、副産物の活用をすること。

バイオマスを用いた燃料は、バイオ燃料またはエコ燃料と呼ばれている。

バリアフリー

高齢者や障害者が生活していく上で障害となるものを取り除くこと。

防災拠点

災害時における活動拠点であり、医療救護所、備蓄倉庫、消防機能等を備えた避難場所となる広い公園や施設のこと。

ポケットパーク

ポケットほどの小さな公園という意味で、潤いや休息のためにビル街や住宅街の一画、また歩道の一部等に整備した小さな公園や緑地のこと。

ま 行

モニュメント

修景施設の一つで、施設や地域のシンボル（記念として建てられる建造物や記念碑・記念像）となるもののこと。

や 行



ユニバーサルデザイン

特定の人を対象とせず、誰もが無理なく利用できるデザインのこと。

ら 行

ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話等、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理施設や情報通信施設のこと。

緑地協定

緑豊かな市街地の形成を図るために、地域住民の自主的な意思により都市緑地保全法に基づき、一定のルールを定めて緑化を推進する制度のこと。

リサイクル

資源の有効活用と廃棄物の削減を目指すために、使用済み製品、容器、廃棄物のうち、有用なものを再使用することや、新たな製品の原材料として使用すること。

注意：この用語集は本町の都市計画マスタープラン用に要約しています。

2. 他都市のまちづくり事例

五城目町の今後のまちづくりの参考になると考えられる事例として、以下の事例を収集した。

滋賀県 近江八幡市	歴史的資源を活かしたまちづくりの成功事例として取り上げた
大分県 由布市 (旧由布院町)	温泉を活かしたまちづくりの成功事例として取り上げた
北海道 小樽市	豪雪地帯における、雪を活かしたまちづくりの成功事例として取り上げた
秋田県 北秋田市 (旧鷹巣町)	「歩いて暮らせるまちづくり」をコンセプトにまちづくりに取り組んだ事例として取り上げた
青森県 青森市	「コンパクトなまちづくり」をコンセプトにまちづくりを先進的に行っている事例を取り上げた。

なお、参考・引用文献は以下のとおりである

- ・「まち再生事例データベース」国土交通省都市・地域整備局
http://www.mlit.go.jp/crd/city/mint/htm_doc/index.html
- ・全国伝統的建造物群保存地区協議会ホームページ
<http://www.denken.gr.jp/index.html>
- ・「地域いきいき観光まちづくり－100－」
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/kanko100/index.html>

(1) 歴史的資源を活用したまちづくりの事例

滋賀県 近江八幡市

○背景

近江八幡市は滋賀県のほぼ中央、琵琶湖の東岸に位置する人口約 6 万 9 千人の街である。

豊臣秀吉の養子の秀次が八幡山城の築城を開始し、商工業者を安土から移させて町を開いたと言われている。また、八幡堀を開いて琵琶湖へつなぎ、琵琶湖を往来する荷船を寄港させた。そのため商業が大いに発展し、交通の要衝として江戸時代を通じて大いに発展した。江戸時代の町並みや豪商の邸宅は今日でも往時の姿をよくとどめている。明治に入ってから町は栄え、戦後も東近江の中核都市として発展を続けてきたが、かつては近江八幡の経済の基礎であった八幡堀は交通環境の変化によりその機能を失い、ヘドロが堆積する状態になっていた。

○取り組み

①八幡堀の再生

八幡堀は、昭和 40 年代には生活排水が流れ込みヘドロが 2m も堆積していた。行政は地元要望もあり、1972 年に八幡堀の埋め立て案を公表した。しかし、近江八幡青年会議所や自治会が署名運動を行ったり、ヘドロの除去作業を始めたりした。この活動は徐々に広がり、県は既に開始されていた工事を異例にも中止し、全面的に浚渫する方針に転換し、1979 年に完了した。こうして近江八幡市民の貴重な資産である八幡堀が守られた。

②まちづくり活動の広がり

八幡堀の保全を契機に、「よみがえる近江八幡の会」「明日の近江八幡を考える研究会」「八幡堀を守る会」などが結成され、定期的な美化奉仕作業、水質浄化策の実験的实施、イベント開催、広報誌の発行等が行われ、市民を中心とするまちづくり活動が広がった。また、1991 年「重要伝統的建造物群保存地区」選定、2005 年「手づくり郷土大賞」などを受けている。町家の活用策なども注目される。「野間邸」は空き家になっていたが、アート関係者、福祉現場スタッフ等により改修され 2004 年にアートギャラリーとしてオープンした。このように市民の「小さな」活動が相互に響き合いながら町の歴史、文化、環境が守られ、市がそれを支援、補完しているところに近江八幡市の特徴がある。



保全された八幡堀



近江八幡市の歴史的な町並み

(2) 温泉地のまちづくりの事例

大分県 由布市 (旧由布院町)

○背景

湯布院町は温泉のまちである。まちの中心部の由布院温泉、北東端の塚原温泉、南端の湯平温泉の3つの温泉を持つ。3つの温泉とも独特の風情を漂わせ、これまで数多くの文人墨客に愛され、今も全国から400万人近くの観光客が訪れるが、その陰には関係者の忍耐強く息の長い取り組みがあった。湯布院町では、いわゆるリゾート開発とは一線を画し、民間の若手旅館経営者が中心となって、地域の経営資源である自然景観と温泉を活かした家族・女性グループ客向けの温泉保養地づくりを40年近くにわたって進めてきた。また、斬新なアイデアに基づく映画祭や音楽祭などのイベントを全国に先駆けて開催し、都市・農村交流による活性化を図ってきた。



○取り組みの体制

市民の代表と行政の強いリーダーシップにより、「もっとも住みよい町こそ優れた観光地である」という基本的な考えに基づき、自然と産業（観光）との調和した「成長の管理」を理念とする基本構想、基本計画や「潤いのあるまちづくり条例」に従って、民間の活力を活用しつつ、市民と行政との協働システムによるまちづくりを推進している。



①ダム計画反対運動の展開

由布院盆地は地形的にダムに適していたようで、湯布院温泉をダムにするという計画が1952年に突然持ち上がったという。それに対して賛否両論の激しい議論が起こり、町の青年団が強力な反対活動を行った結果、ダム計画は1953年に打ち切られたが、これが住民がまちづくりを主体的に考える大きな契機になった。

②まちづくり運動の展開

ゴルフ場建設計画への反対運動から発展した「明日の由布院を考える会」は、住民が広い視野でまちづくりを考える場として発展し、「ゆふいん音楽祭」「湯布院映画祭」などの開催につながった。さらに、「保養温泉地構想のための100日シンポジウム」などを通じて、住民と行政とが協働してまちづくりに取り組むシステムが生まれたという。

一方町も西ドイツの温泉保養地を参考にした「湯布院町クアオルト構想」、「潤いのあるまちづくり条例」などにより、外部資本による乱開発から町を守りつつ、住民の意見を十分に取り入れたまちづくりを展開している。

(3) 豪雪地帯でのまちづくりの事例

北海道 小樽市

○背景

小樽のまちは明治、大正期の雰囲気が残っていたため、レトロブームなどの流れの中で脚光を浴び、1992年には年間500万人を越える観光入込客数を記録した。しかし、そうした中、ブームは一過性で終わるのではないかという危機感も生まれ、小樽観光のさらなる振興を図ることが必要であると考えられ、「運河・景観」「ガラス・オルゴール」「寿司などの食事」の3点セット以外の新たな魅力づくりや修学旅行生の積極的な誘致促進の取り組みが開始された。小樽観光の新たな魅力を創出するため結成された官民共同の「小樽観光誘致促進協議会」が中心的組織となり、さまざまな施策を展開している。

○具体的取り組み

①「小樽雪あかりの路」

誘致協では、小樽における宿泊滞在型観光を促進するためには夜と冬における観光が重要であると考え、1999年から「小樽雪あかりの路」というイベントを毎年2月に実施している。これは、冬の夜の小樽を無数のキャンドルで埋め尽くそうというもので、会場は、小樽運河周辺や手宮線跡地などのメイン会場と、小学校、病院、神社の参道、各家庭の庭先などで市民が自主的にキャンドルを灯すミニ会場とである。

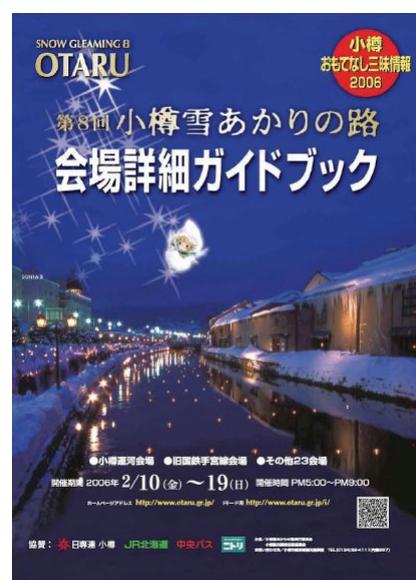
「雪あかりの路」の来訪者数は2006年で50万5,000人と過去最高となり、財団法人地域活性化センター主催の「第10回ふるさとイベント大賞」を受賞した。

「雪あかりの路」のイベントでは、寒い冬空の下での散策途中、温かいメニューで冷えたからだを温めていただくという主旨で、小樽市内の飲食店がそれぞれ腕によりをかけたメニューで訪れた観光客を歓迎する「湯気のおもてなし」も同時に開催した。

従来、小樽観光は夏期を中心としていたが、宿泊滞在型観光の強化を図る中で冬季の観光客誘致にも力を入れてきた結果、「雪あかりの路」は今では北海道でも有名な冬のイベントの一つに位置づけられるほどになっている。

②特徴的手法

「通年型観光」「官民一体の観光振興」という新たな概念創出がなされている。事業の企画に当たっては、運河や雪という従来は特段の観光価値が与えられていなかった地域資源に光を当てて新しい価値を生み出した点に大きな特徴がある。また、双方向の情報発信によりその魅力を口コミ的に広げている点もユニークである。官民の関係に関しては、活動の企画・実施は民間が担い、活動の経済的支援、事務局機能は行政が担うという役割分担により、それぞれの長所を活かした効果的な事業展開がなされている。



(4) 歩いて暮らせるまちづくりの事例

秋田県 北秋田市 (旧鷹巣町)

○背景

旧鷹巣町は、秋田北部で一定の求心性を持つ地域でありながら、秋田県全体の 24.3% を大きく上回る 27.3% という高齢化率（2005 年）となっている。

このような状況に対処するため、旧鷹巣町では 1992 年に本格的な高齢者福祉政策に乗り出し、住民主体のワークショップ方式で様々な斬新な対策を打ち出してきた。そして、旧鷹巣町は「福祉のまち」として全国的に有名になった。ワークショップ方式は今ではまちづくり全体に広がっている。

○歩いて暮らせるまちづくり

旧鷹巣町は、2000 年に国土交通省「歩いて暮らせる街づくり」の 20 か所のモデル地区の一つとして認定され、鷹巣駅前銀座通り商店街活性化のため組織された「商業地開発ワーキング」の活動施策として空き店舗を活用した福祉施設の設置、タウンモビリティ実験などが実施された。



○福祉のまちづくり

中心市街地の空き店舗を活用し、介護予防拠点施設「げんきワールド」を平成 13 年 1 月に開設。「げんきワールド」は、福祉相談窓口や交流プラザなどからなる複合施設。この種の施設としては珍しく、お年寄りのおしゃべり、ボランティア活動の拠点、高校生の電車の時間までの勉強スペースなどとして、実際に多くの町民が集まり、利用されている点が特筆され、商店街の賑わいの拠点となっている。

また、寝たきり老人の一掃、空家の戸建住宅を改造したまちなかのグループホーム、小学校区ごとのデイサービスなどの福祉サービス＋コミュニティ拠点（サテライト）など。

郊外には全町の福祉拠点施設「ケアタウンたかのす」（老人保健、短・中期入所、デイサービス施設等、平成 11 年開設）と、車椅子や補助器具の展示貸出や住宅改造相談などを行っている補助器具センターがあり、この規模の町としては非常に充実した内容となっていた。

○タウンモビリティ実験

鷹巣町は高齢者や身障者が健康で生きがいのある生活を送るためには、健常者と同じように町に出かけ、市街地の商店で買い物をすることが望まれるとし、タウンモビリティ導入を図っており、マイカーに頼らない移動手段の実験を熱心に行っていた。

路線バスのない地域での代替ジャンボタクシーの運行、商店街駐車場を基地とした電動スクーター貸出し、ノンステップバスによる市街地循環運行、携帯電話による呼出しバス運行などなど。特に電動スクーターは誰でも簡単に乗れる乗り物である。

○課題

鷹巣町は北秋田市に移行し、首長も交代した。この新しい体制の下で、今後どのように過去の成果を継承あるいは改善し、まちづくりを発展させていくか、その動向に注目が集まっている。今後のまちづくりにあたっては、タウンモビリティに典型的に見られるように、経営体制の確立を図っていくことが重要になっている。

(5) コンパクトなまちづくりの事例

青森県 青森市

○背景

青森市は世界でも有数の豪雪都市で、毎年除排雪作業に莫大な経費を費やしている。その除排雪しなければならない道路の距離は、過去 10 年間で約 230 kmも増加しており、平成 17 年度は延べ約 1,300 kmにもなる。これは青森市から岡山市までの国道の距離に相当する。一方で、大型ショッピングセンターや公共施設が郊外部に建設されることにより人の流れが郊外に移り、青森市の「まちの顔」である中心商店街などの空洞化が深刻な問題になっている。また、郊外開発を進めることは自然環境を破壊することにもつながる。

このような問題を解消するため、コンパクトシティの考えかたを取り入れ、無秩序な市街地の拡大を抑制し、市民の皆さんの生活に必要な機能を中心部に集めたまちづくりを目指している。

○中心市街地の活性化

コンパクトなまちづくりとして重要なのが中心市街地の活性化である。その取り組みとして、平成 13 年に青森駅前に複合型商業施設「アウガ」がオープンし、「アウガ」は、青森市が、駅前の整備や空洞化した「新町商店街」の活性化のために再開発の一環として整備し、平成 13 年 1 月に開業した。9階建てで、地下が「アウガ・新鮮市場」、1階から4階までが商業施設、5階から6階が「青森市男女共同参画プラザ・カダール」、6階から9階が「青森市民図書館」(9階は書庫)となっている。アウガの整備により中心市街地への来客数が増加し、再開発の成功例とされている。また、そのユニークな外見が青森駅前のランドマークにもなっている。「アウガ」は、年間で約 600 万人以上の方が利用している。

このアウガをはじめとする中心市街地が活気づいてきたことによって、青森駅前や新町通りなどへ足を運ぶ人も増えてきており、次第にまちのにぎわいが戻りつつある。

図 「アウガ」外観と位置図
(青森市HPより)



